

発刊登録番号 12-B552783-000040-01

2017 Annual report

知的財産保護執行

年次報告書



(仮訳：日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所)



大統領所属
国家知識財産委員会

Presidential Council on Intellectual Property

本仮訳は、国家知識財産委員会で発表した「2017 Annual report 知的財産保護執行年次報告書」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。
(http://www.ipkorea.go.kr/policyprotection_report.do)

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

I. 知的財産保護政策の成果

1. 2017 国家知識財産施行計画の推進

- 2017年には第2次国家知識財産基本計画で設定した5大戦略及び20の核心課題を中心に制度を整備し、現場のニーズが高い課題を推進した。特に、第4次産業革命にいち早く対応するうえで必要な国レベルの知的財産（IP）戦略を施行した。
- 知的財産保護分野では新技術・新産業の出現に伴う知的財産保護体系の整備、中小・ベンチャー企業の知的財産保護力の強化及び技術保護制度の改善、デジタル環境での著作権保護体系の整備、生物・遺伝資源の発掘・保存・管理体系の標準化及び植物新品種の保護及び確保に向けた取り組みなど、多様な知的財産保護政策が推進された。

2. 産業財産権分野における保護政策の成果

- 産業財産権法に関わる違反罪の罰金刑を強化
 - ・特許法、実用新案法、商標法、デザイン保護法を違反した偽証罪、虚偽表示罪などに対する罰金刑を引き上げ（公布2017.3.21、施行2017.9.22）

罰金刑の現実化

（特許法第227条ないし第229条、実用新案法第47条ないし第49条、商標法第232条ないし第234条改正、デザイン保護法第221条ないし第223条改正）

偽証罪、虚偽表示罪、詐欺行為罪に対する罰金額を国民権益委員会の勧告案及び国会事務処の法制例規基準に基づいて改正し、罰金刑を現実化

- 新技術・新産業の出現に伴う知的財産保護体系の整備
 - ・2017年7月、特許庁は第4次産業革命時代における知的財産権制度を改善し、政策方向を摸索するために知識財産未来戦略委員会を組織・運営
 - 人工知能による創作物の保護、ビッグデータの活用・保護策、デジタル環境での知的財産権の保護、仮想現実・拡張現実における知的財産侵害など、環境変化に伴うイシューについて議論し、イシューごとに法制度を改善するための中長期的ロードマップを策定

- K-ブランド保護に向けた海外オンライン協力体系を構築
 - ・2017年9月、海外オンライン模倣品モニタリングシステムを構築し、中国のオープンマーケットであるアリババ及び京東商城（JD.com）と業務提携を行い、模倣品の流通・販売の遮断を強化

3. 著作権分野における保護政策の成果

- 創作者の権益保護のための制度及び環境改善
 - ・「著作権法施行令」を改正し、創作者の公演権行使範囲を拡大（公布 2017.8.22、施行 2018.8.23）

著作権法 施行令	コーヒー専門店などで行う公演に対する著作財産権者の公演権行使 (第11条第1号イ目、ロ目新設)	コーヒー専門店、非アルコール料飲店業を営む営業所、生ビール専門店、その他アルコール料飲店業を営む営業所で行う公演に対し、著作財産権者が公演権を行使できるように明記
	ジムなどで行う公演に対する著作財産権者の公演権行使 (第11条第3号改正)	文化体育観光部令で定める専門体育施設、ダンス教室、スキー場、ジムなどで行う公演に対し、著作財産権者が公演権を行使できるように明記
	伝統市場以外の大規模店舗で行う公演に対する公演権行使 (第11条第6号改正)	伝統市場を除く大規模店舗で行う公演に対し、著作財産権者が公演権を行使できるように明記

- オンライン違法コピー著作物保護システムを強化
 - ・違法コピー追跡管理システムを強化し、24時間違法コピーサイト監視システムを強化
 - 韓国のウェブハードの約40%に該当する20の一般ウェブハードウェブサイト、15のモバイルウェブハードウェブサイトを対象に自動モニタリングを実施
 - ・官民協力型海外著作権保護システムを構築
 - 放送、映画、音楽、漫画などのコンテンツ業界や協会、団体など、計15の加盟会社を持つ民間協会と協力システムを構築（2017.3）するとともに、海外での著作権侵害への対応を強化し、キラーコンテンツを集中的にモニタリングするプラットフォームをインターネットTVなど新規プラットフォームに拡大
 - ・ソフトウェアの保護に必要な正しい使用文化の定着に関する点検及び現場調査を強化
 - 2017年、2,750の公共機関を対象に正規品ソフトウェアの使用を点検し、260機関の現場を点検し、3,100社に正規品使用を周知

4. 営業秘密及び産業技術分野における保護政策の成果

- アイデア奪取など不正競争行為からの救済を強化
 - ・ 不正競争行為に対する行政・司法救済を強化
 - 商品形態模倣行為の違反に対する行政調査を新設し、刑罰・罰則を強化（3年以下の懲役、又は3千万ウォン以下の罰金）（2017.1.17改正、2017.7.18施行）

不正競争防止及び 営業秘密保護法	商品形態模倣行為に対する調査・検査・罰則根拠を作る（第7条、第8条、第18条改正）	他人が製作した商品の形態を模倣した商品を譲渡・貸与・展示する行為を、行政庁の調査・検査対象になる不正競争行為の範囲に含め、これに対する罰則の根拠を準備
-----------------------------	---	---

- 中小企業の技術保護制度を改善
 - ・ 中小企業の技術保護を強化するために、保護対象になる技術資料の認定範囲を緩和（2017.12月国会で成立）

下請取引公正化に 関する法	保護対象になる技術資料の範囲緩和（第2条第15項改正）	保護対象になる技術資料の認定範囲を「相当な努力」から「合理的努力」によって秘密として維持される資料へと引き下げ
--------------------------	-----------------------------	---

- ・ 技術の流用など、不公正取引行為の申告を理由に報復措置をする親事業者に対し、公共入札への参加資格を剥奪するワンストライクアウト制を本格的に施行

5. 新知的財産分野における保護政策の成果

- 生物・遺伝資源及び植物新品種の発掘・保存・管理システムを構築
 - ・ 生物・遺伝資源、計49,027種に対する国家生物種目録を構築
 - 2017年2,024種の新規種を追加発掘
- ゴールデンシードプロジェクトなどによる植物新品種の保護及び確保の取り組み強化
 - ・ 唐辛子、白菜など52の輸出戦略型品種、キャベツ、トマトなど32の輸入代替型品種の開発を完了、知的財産に関する品種・ブランドの出願件数84件、特許出願30件、2,235万ドルの輸出額、110億ウォンの国内売上高を達成

Ⅱ. 知的財産保護執行活動の成果

1. 産業財産権保護分野

- （特許権保護執行活動）特許法違反取り締まり、特許審判、民事・刑事訴訟など権利保護のための執行取り締まり、紛争解決活動の持続的に行われた。
- ・2017年に検察庁と警察庁が受理した特許法違反件数は、それぞれ367件、192件である。

[表1]直近5年間の特許権保護、取り締まり件数

区分	2013	2014	2015	2016	2017
特許法違反（検察庁）（件）	388	379	354	409	367
特許法違反（警察庁）（件）	219	227	208	188	192

* 出所：各関係部処の内部統計資料を再構成

- ・2017年に特許審判院に請求された特許審判件数は計5,798件で直近5年間の年平均伸び率はマイナス8.05%となっており、直近5年間の裁判所への特許権侵害禁止請求、侵害禁止仮処分件数の年平均伸び率もマイナス1.04%、マイナス4.38%となっている。
- ・直近5年間の特許権に関わる刑事訴訟の伸び率は11.21%と、増加傾向にある。

[表2]直近5年間の特許権保護、審判及び訴訟

区分	2013	2014	2015	2016	2017
特許審判請求（特許審判院）（件）	8,111	7,335	9,112	6,796	5,798
特許権侵害禁止請求（民事本案、1審）（件）	73	83	108	128	70
特許権侵害禁止仮処分（民事申請）（件）	67	80	67	64	56
特許法違反刑事訴訟（1審）（人）	17	15	17	22	26

* 出所：特許庁、「知的財産統計月報」（2017.12）を再構成

- （商標権保護執行活動）関税庁による侵害物品の通関保留、侵害物品の摘発、検察庁・警察庁・特許庁の特別司法警察による執行取り締まり、商標審判、民事・刑事訴訟などが行われた。
- ・2017年、特許庁と関税庁は関連部処と模倣品、虚偽表示などを集中的に取り締まり、362人を刑事立件し、691,630点の侵害品を押収した。また、全国美容整形外科1819ヶ所のウェブサイトなどを調査して知財権に関する虚偽表示を行った47ヶ所を摘発し是正措置を行った。

- ・ 検察庁と警察庁が処理した商標法違反件数は特許法違反件数に比べて 12 倍以上多いことが明らかになった。
- ・ 2017 年に行ったオンラインでの模倣品取り締まり件数は、2013 年の約 40%増 (4, 422 件) の 6, 156 件となっている。

[表 3] 直近 5 年間の商標権保護、取り締まり状況

区分	2013	2014	2015	2016	2017
商標権侵害物品の通関保留 (件)	249	327	363	278	255
商標権侵害物品の摘発 (件)	338	240	173	162	122
商標法違反 (検察庁) (件)	4, 071	4, 523	4, 999	5, 280	4, 044
商標法違反 (警察庁) (件)	1, 996	2, 622	2, 692	3, 113	2, 262
商標権特別司法警察による模倣品取り締まり (人)	376	430	378	351	362
オンライン模倣品流通サイト遮断 (オープンマーケット販売中止) (件)	4, 422	5, 348	5, 673	5, 888	6, 156

* 出所：各関係部処の内部統計資料を再構成

- ・ 2017 年、特許審判院に請求された商標審判件数は計 4, 216 件と、直近 5 年間の年平均伸び率は 0. 62%で、やや増加している。
- ・ 裁判所への商標権侵害禁止請求、侵害禁止仮処分の件数も、直近 5 年間の年平均伸び率は、6. 78%、4. 75%と増加傾向にある。
- ・ 商標権に関わる刑事訴訟は、直近 5 年間の年平均伸び率がマイナス 8. 78%と減少傾向にある。

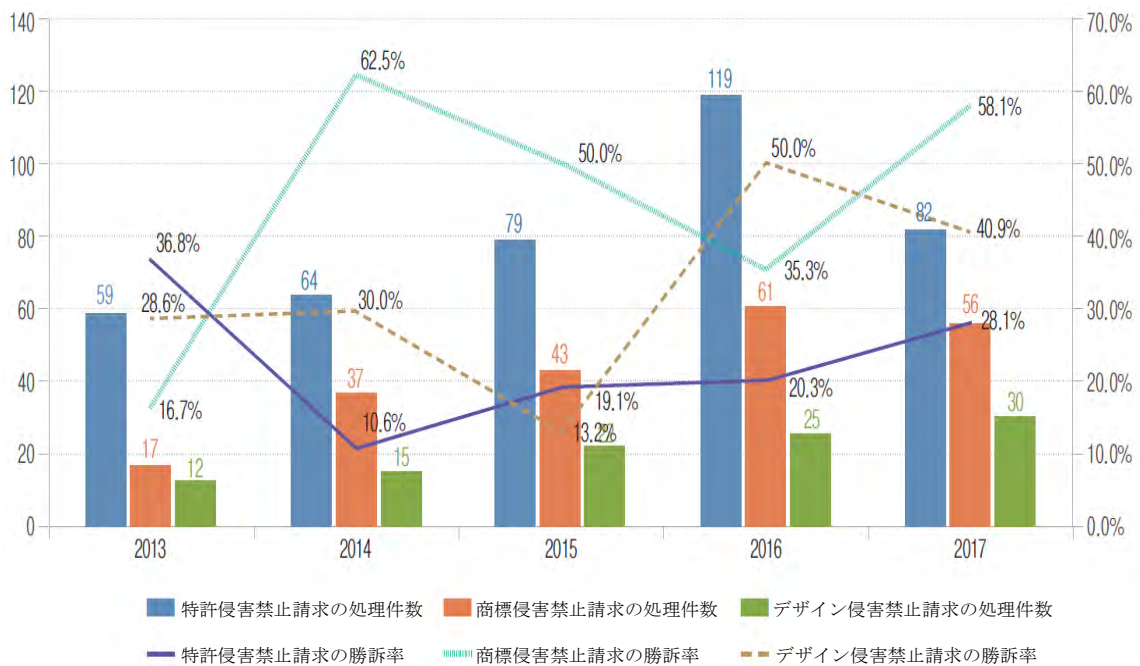
[表 4] 直近 5 年間の商標権保護、審判及び訴訟

区分	2013	2014	2015	2016	2017
商標審判請求 (特許審判院) (件)	4, 113	3, 823	4, 145	4, 346	4, 216
商標権侵害禁止請求 (民事本案、1 審) (件)	30	43	52	74	39
商標権侵害禁止仮処分 (民事申請) (件)	49	37	61	45	59
商標法違反刑事訴訟 (1 審) (人)	852	759	894	873	590

* 出所：各関係部処の内部統計資料を再構成

- (産業財産権に関わる民事訴訟の処理状況) 2017 年の民事本案 (1 審) における侵害禁止請求の勝訴率は、特許権 28. 1%、商標権 58. 1%、デザイン権 40. 9%となっている。

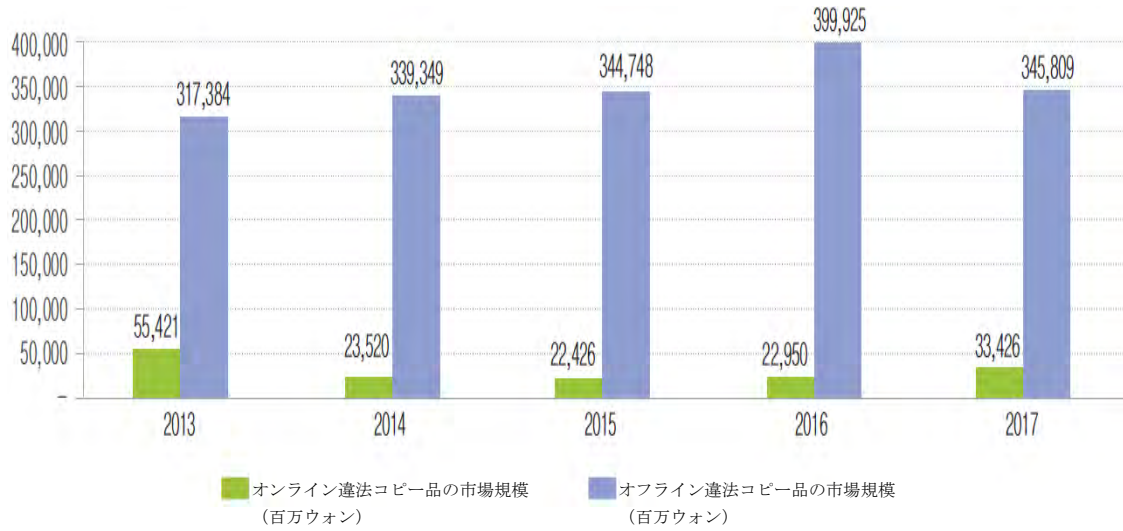
[図 1] 直近 5 年間の産業財産権の侵害禁止請求処理件数及び勝訴率



2. 著作権保護分野

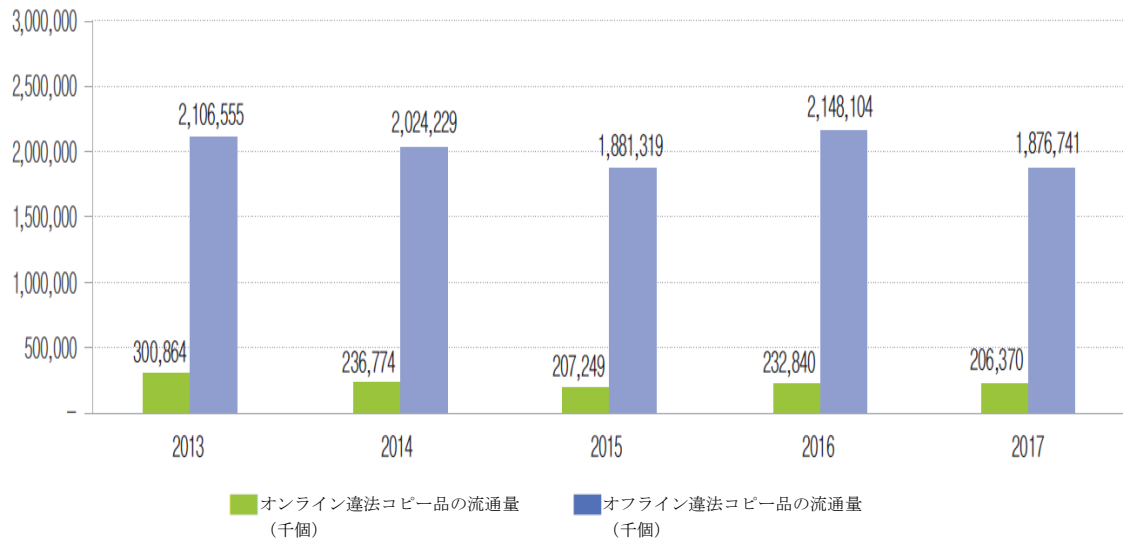
- (オンラインでの違法コピー品の市場規模) 2013 年に 554 億ウォン規模であったオンライン違法コピー品市場は、2017 年には 334 億ウォン規模に減少し、2013 年から 2017 年までの年平均伸び率はマイナス 11.87%と減少している。
 - ・オンライン違法コピー品の流通量は 2013 年の 21 億 656 個から 2017 年には 18 億 7,674 個へと減少している。
- (オフラインでの違法コピー品の市場規模) 2013 年 (3,174 億ウォン) から 2016 年までは増加傾向にあったが、2017 年に前年比 13.5%減の 3,458 億ウォンでとなった。2016 年までの増加傾向により、2013 年から 2017 年までの年平均伸び率は 2.17%となっている。
 - ・オフラインでの違法コピー品の流通量は 2013 年の 3 億 86 万個から 2017 年には 2 億 637 万へと減少し、年平均伸び率はマイナス 8.99%となっている。
- (オンラインとオフラインを合わせた違法コピー品全体の市場規模) 2017 年の違法コピー品の流通量は 20 億 8,311 個、違法コピー品の市場規模は約 3,792 億ウォンで、前年比それぞれマイナス 12.5%、マイナス 10.3%と減少し、直近 5 年間の年平均伸び率はそれぞれマイナス 3.55%、0.43%となっている。

[図 2] 市場規模（直近 5 年間のオンライン・オフライン違法コピー品）



* 出所：韓国著作権保護院、「2018 著作権保護年次報告書」（2018. 5）を再構成

[図 3] 流通量（直近 5 年間のオンライン・オフライン違法コピー品）



* 出所：韓国著作権保護院、「2018 著作権保護年次報告書」（2018. 5）を再構成

[表 5] 直近 5 年間の著作権保護、取り締まり

区分	2013	2014	2015	2016	2017
著作権侵害物品の通関保留（件）	7	8	11	19	24
著作権侵害物品の摘発（件）	25	16	17	12	29
著作権法違反（検察庁）（件）	32,509	36,970	45,426	26,113	18,677
著作権法違反（警察庁）（件）	27,217	26,364	38,376	20,633	13,384
著作権特別司法警察侵害違反者送検（件）	1,192	2,136	1,091	447	495
著作権是正勧告措置 （警告、削除/伝送中断、アカウント停止など）（人）	171,286	296,360	264,982	298,277	554,843

* 出所：各関係部処の内部統計資料を再構成

- （著作権保護執行活動）著作権侵害物品の通関保留、著作権法違反の取り締まり、是正勧告措置などや民事・刑事訴訟といった権利保護のための保護執行活動が活発に行われている。
 - ・ 2017 年、文化体育観光部、関税庁など関連部処は UFO キャッチャーの景品として輸入されるぬいぐるみに対する企画取り締まりを行い、中国製のコピー品 22,685 点を摘発した。
 - ・ 侵害物品の通関保留及び侵害物品の摘発件数は、2013 年にそれぞれ 7 件、25 件であったが、2017 年にはそれぞれ 24 件、29 件となり、持続的に増加している。
 - ・ 違法コピー品に対する流通常時監視システムが強化され、オンラインでの違法コピー品への是正勧告措置数は 2013 年の 171,286 件から 2017 年には 554,843 件と、約 300%以上増加している。
 - ・ 著作権に関わる侵害禁止請求件数の直近 5 年間の年平均伸び率は 4.66%と増加傾向にあり、侵害禁止仮処分申請の件数はマイナス 5.28%と減少傾向にある。
 - ・ 著作権に関わる刑事訴訟は、直近 5 年間の年平均伸び率がマイナス 13.51%と減少傾向にある。

[表 6] 直近 5 年間の著作権保護、審判及び訴訟

区分	2013	2014	2015	2016	2017
著作権侵害禁止請求（民事本案、1 審）（件）	35	35	40	40	42
著作権侵害禁止仮処分（民事申請）（件）	41	83	22	48	33
著作権法違反刑事訴訟（1 審）（人）	654	595	613	456	366

* 出所：各関係部処の内部統計資料を再構成

- （海外サイトへのアクセス遮断及び海外での著作権侵害に対する救済措置）著作権を侵害する海外サイトへのアクセス遮断件数は、2013 年の 13 件から 2017 年には 1,003 件へと急増し、海外での著作権侵害に対する救済措置支援件数も 2017 年には 2013 年の約 4 倍に増加した。

[表 7]直近 5 年間の著作権侵害海外サイトなどへのアクセス遮断要請及び救済措置の件数
(単位：件)

区分	2013	2014	2015	2016	2017
著作権侵害海外サイト(掲示物・掲示板を含む) へのアクセス遮断要請	13	44	552	769	1,003
海外での著作権侵害に対する救済措置支援	1,039	852	676	858	4,641

* 出所：韓国著作権委員会、「2016 著作権白書」(2017. 11)；韓国著作権保護院の内部統計資料

3. 営業秘密及び産業技術保護分野

- (営業秘密及び不正競争行為違反取り締まり件数) 2017 年、警察庁は前年比、約 16.5% 減の計 419 件の不正競争防止法違反事件を処理し、1,002 人を検挙した。

[表 8]直近 5 年間の警察庁による不正競争防止法違反事件の処理

区分	2013	2014	2015	2016	2017	
不競法違反	発生件数 (件)	508	465	413	502	419
	検挙人数 (人)	1,420	1,081	997	1,166	1,002

* 出所：警察庁捜査課の内部統計資料

- (技術流出防止法違反取り締まり件数) 2017 年、検察庁は前年比、約 50.0%増の計 24 件の産業技術流出防止法違反事件を受理し、計 58 人を検挙した。

[表 9]直近 5 年間の検察庁による産業技術流出防止法違反事件の受理・処理

区分	2013	2014	2015	2016	2017	
産業技術流出防止法 違反	受理件数 (件)	4	5	9	16	24
	検挙人数 (人)	9	21	24	26	58

* 出所：法務部刑事企画課の内部統計資料

4. 新知的財産保護分野

- (植物新品種違反及び取り締まり件数) 検察庁が受理した植物新品種違反事件は 2013 年の 2 件から 2017 年には 42 件へと、山林庁による流通取り締まり件数は 2013 年の 14 件から 2017 年には 31 件へと増加している。

[表 10]直近 5 年間の植物新品種保護法違反事件の受理

区分	2013	2014	2015	2016	2017
検察庁による受理事件（件）	2	1	11	12	42
山林庁による流通取り締まり（人）	14	16	18	27	31

* 出所：山林庁の内部統計資料、法務部刑事企画課の内部統計資料を再構成

- （違法及び不良種子取り締まり）不良種子の流通取り締まり件数は 2017 年に 31 件と前年比約 14.8%増加し、違反行為の摘発件数は 2017 年に 91 件と前年比約 85.7%増加した。

[表 11]直近 5 年間の山林庁による植物新品種保護法違反事件の受理及び処理

区分	2013	2014	2015	2016	2017
流通取り締まり（件）	14	16	18	27	31
違反行為の摘発（人）	8	15	33	49	91

* 出所：山林庁の内部統計資料

発刊のご挨拶

私たちは今、創造的かつ革新的な技術とアイデアが経済成長と日常の変化を導く新たな時代を迎えています。その革新と成長の基盤には知的財産があり、海外の各国々も知的財産分野で国際的に優位な地位を築くために制度を見直し、政策的努力を強化しています。

昨年1年間にも、政府レベルで公正な競争と革新を促すべく、知的財産保護に関するさまざまな政策的努力がなされました。まず、第4次産業革命に備えるために新技術・新産業の出現に伴う知的財産保護システムを整備し、しっかりとした成長環境を整えるために中小・ベンチャー企業の知的財産保護力を強化し、技術保護制度を改善する政策が施行されました。また、デジタル環境下で知的財産権を保護するために、部処間の協力のみならず、官民の協力も強化され、生物・遺伝資源及び植物新品種などの新知的財産の保護を体系化する取り組みがなされました。

「知識財産保護執行年次報告書」は2013年12月に初発刊されたもので、韓国政府が年ごとに執行してきた知的財産保護のための努力と成果を盛り込んだ報告書です。今年は司法府及び新知的財産分野の成果についての記載を拡大・補完し、知的財産保護に関する立法・司法・行政全般についての情報を提供いたします。また、知識財産保護執行の国際的な動向と関心の高まりを反映し、韓国政府の保護執行成果をさらに体系的に記載しました。

この報告書が韓国政府の知的財産保護政策の策定における基礎となり、同時に知的財産保護の国際秩序確立に向けた意志をグローバルに発信し続ける、疎通の窓口になることを願っています。

国家知識財産委員会 共同委員長 ク・ジャヨル

CONTENTS

I 序論

SECTION 01 序論	02
---------------	----

II 知的財産保護環境

SECTION 01 序説	07
---------------	----

SECTION 02 産業財産権	08
------------------	----

1. 国内出願状況	08
2. 国内登録状況	08
3. 国際出願状況	09

SECTION 03 著作権	10
----------------	----

1. 登録状況	10
2. 侵害状況	11
(1) 違法コピー品の流通状況	11
(2) オンラインでの違法コピー状況	12
(3) ソフトウェアの違法コピー状況	12

SECTION 04 営業秘密及び産業技術	14
-----------------------	----

1. 保護制度の利用状況	14
(1) 営業秘密の原本証明制度の活用状況	14
(2) 技術資料任置状況	14
(3) 国家核心技術の指定状況	15
2. 侵害状況	15
(1) 営業秘密侵害	15
(2) 技術流出	18

SECTION 05 新知的財産	21
------------------	----

1. 半導体集積回路配置設計権の設定登録状況	21
2. 植物新品種の出願・登録状況	22
3. 地理的表示の登録状況	23
4. 遺伝資源の登録状況	24
5. 伝統的知識の登録状況	24

III 知的財産保護政策

SECTION 01	国内外の知的財産保護政策の動向	29
1.	韓国の知的財産保護政策	29
2.	海外主要国の知的財産保護政策	31
(1)	米国	31
(2)	日本	34
(3)	中国	36
(4)	欧州	40
SECTION 02	知的財産保護政策の推進体系	43
1.	知的財産権保護に関する政府部処体系	43
2.	知的財産権保護に関する法律及び所管部処	44
3.	知的財産権保護に関する各政府部処の活動	45
(1)	国家知識財産委員会	45
(2)	特許庁	46
(3)	文化体育観光部	47
(4)	検察庁と警察庁	47
(5)	関税庁	48
(6)	食品医薬品安全処	48
(7)	公正取引委員会	49
(8)	貿易委員会	49
(9)	環境部	50
(10)	農林畜産食品部	50
(11)	海洋水産部	51
(12)	外交部	51
(13)	中小ベンチャー企業部	52
4.	知的財産保護に向けた国内外の協力	52
(1)	知的財産権保護に関する国内の協力体系	52
(2)	産業財産権保護に関する国際協力体系	58
(3)	著作権保護に関する国際協力	60
(4)	政府開発援助及び知的財産行政サービスの輸出	61
SECTION 03	知的財産権関連法の制定・改正事項	62
1.	知識財産基本法の改正	62
2.	産業財産権に関する法律の改正	62
(1)	特許法及び特許法施行令	62
(2)	実用新案法	64

(3) 商標法	64
(4) デザイン保護法及びデザイン保護法施行令	65
(5) 発明振興法	65
3. 著作権法及び施行令	66
4. 営業秘密保護と産業技術流出防止に関する法律の改正	67
(1) 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律	67
(2) 産業技術の流出防止及び保護に関する法律	67
(3) 防衛産業技術保護法	68
5. 新知的財産に関する法律の制定・改正	68
(1) 遺伝資源及びこれに関する伝統的知識	68
(2) 植物新品種	69
(3) 伝統的知識	70
SECTION 04 2017年の知的財産保護政策	72
1. 2017年度国家知識財産施行計画	72
2. 産業財産権保護政策	75
(1) 中小・ベンチャー企業の知的財産保護力の強化	75
(2) 海外の知的財産保護強化	78
3. 著作権に関する保護政策	79
(1) デジタル環境における著作権保護体系の整備	79
(2) 創作者の権益保護のための補償体系整備	81
(3) 韓流コンテンツのグローバル保護強化	82
4. 営業秘密保護及び産業技術の流出防止に関する政策	83
(1) 中小・ベンチャー企業のアイデア・技術保護強化	83
(2) 下請取引に関連する中小企業の技術保護制度の改善	85
(3) 防衛産業技術流出の防止	86
(4) 技術の流用など不公正行為に対する監視及び防止強化	87
5. 新知的財産に関する保護政策	87
(1) 生物・遺伝資源の発掘・保存・管理体系の標準化	87
(2) 植物新品種保護のための基盤構築	89
(3) 植物新品種保護のためのグローバル協力強化	90
6. 2017年知的財産分野の主な 이슈ごとの事例	90
(1) 複数主体による特許権共同侵害の責任を認めた事例	90
(2) ゴルフ場のゴルフコースの著作物性を認めた事例	91
(3) エンベデッド（動画の埋め込み）リンク行為に対して公衆送信権侵害の ほう助の責任を認めた事例	93

- (4) 特殊な類型のオンラインサービス提供者の著作権保護義務範囲に関する事例…………… 94
- (5) リアリティ番組の著作権侵害が認められた事例…………… 96
- (6) 営業秘密流出に伴う業務上背任罪の既遂時期を明確にした事例…………… 97
- (7) 営業秘密侵害行為禁止の目的及び禁止期間決定に関する事例…………… 99
- (8) 店舗の外観などトレードドレスの不正競争行為違反を認めた事例…………… 101

IV 知的財産保護の成果

SECTION 01	知的財産権の保護活動……………	106
1.	産業財産権の保護活動……………	106
(1)	産業財産権に関する法律違反の検挙・処理……………	106
(2)	産業財産権侵害物品の輸出入制限……………	110
(3)	オンライン・オフラインでの模倣品取り締まり……………	113
(4)	食品医薬品安全処によるオンラインでの違法な医薬品流通の取り締まり……………	118
(5)	産業財産権の虚偽表示の取り締まり・是正……………	118
(6)	不公正貿易行為に対する調査・制裁……………	120
2.	著作権保護活動……………	121
(1)	著作権法違反の検挙・処理……………	121
(2)	著作権侵害物品の輸出入制限……………	122
(3)	著作権侵害の捜査及び科学捜査の支援……………	123
(4)	正規品ソフトウェア使用の点検・実態調査……………	125
(5)	オンライン・オフラインでの違法コピー品のモニタリング及び取り締まり……………	126
(6)	海外の著作権侵害サイトに対するアクセス遮断……………	130
(7)	著作権 OK 指定制度の運営……………	130
3.	営業秘密及び産業技術の保護活動……………	133
(1)	不正競争防止法違反の受理・処理……………	133
(2)	産業技術流出防止法違反の受理・処理……………	134
4.	新知的財産保護活動……………	135
(1)	植物新品種保護法違反事件の受理・処理……………	135
(2)	品種保護権侵害の捜査・取り締まり……………	136
SECTION 02	知的財産権紛争の解決……………	137
1.	審判及び訴訟……………	137
(1)	産業財産権に関する審判及び訴訟……………	137

(2) 著作権に関する紛争及び訴訟	147
(3) 営業秘密に関する紛争及び訴訟	149
2. 裁判外紛争解決	151
(1) 産業財産権紛争調停委員会	151
(2) 著作権紛争調停委員会	153
(3) コンテンツ紛争調停委員会	154
(4) 産業技術紛争調停委員会	158
(5) 中小企業技術紛争調停・仲裁委員会	159
(6) インターネットアドレス紛争調停委員会	160
(7) 大韓商事仲裁院	162
(8) ソウル法院調停センター（ソウル中央地方法院との裁判所連携型調停）	164
3. その他の紛争解決支援活動	166
(1) 中小企業への技術紛争支援	166
(2) 公益弁理士特許相談センターの運営	166
(3) 著作権相談センターの運営	168
SECTION 03 海外における知的財産権の保護活動	169
1. 海外における産業財産権保護	169
(1) 海外知識財産センターの設置・運営	169
(2) 韓国ブランドの保護基盤構築及び支援	171
(3) 国際知的財産権の紛争防止への支援	172
(4) 知的財産権を巡る国際的な紛争への対応支援	173
2. 海外における著作権保護	175
(1) 海外著作権センターの設置・運営	175
(2) 海外における著作権侵害対応への支援	176
(3) 海外における著作物の合法的な流通環境造成	177
(4) 海外における著作権保護体系の強化	178
3. 海外における営業秘密保護及び海外への技術流出防止	180
(1) 営業秘密保護センターの運営及びコンサルティングの実施	180
(2) 産業機密保護センターの運営及び海外技術流出の監視	180
SECTION 04 知的財産尊重文化の拡散	182
1. 産業財産権尊重に向けた教育及び認識の向上活動	182
(1) 産業財産権保護に関する教育	183
(2) 産業財産権尊重文化の拡散キャンペーン	184

(3) 産業財産権保護に関する広報活動	184
2. 著作権尊重に向けた教育及び認識向上活動	185
(1) 著作権に対する認識向上教育	185
(2) 著作権保護に関する職務教育	189
(3) 著作権教育の履修条件付き起訴猶予制度	191
(4) 著作権尊重文化の拡散キャンペーン	192
(5) 著作権についての認識を引き上げる生活密着型の広報	192
3. 営業秘密保護及び技術流出防止に向けた教育及びコンサルティング	193
(1) 営業秘密保護などに関する教育及び説明会	193
(2) 営業秘密保護などに関するコンサルティング及び法律諮問	194

V 今後の見通し及び推進方向

SECTION 01 新技術・新産業に対応するための IP 保護インフラの構築	198
1. 第4次産業革命に対応した IP 保護体系の整備	198
2. 特許訴訟・審判システムの改善	199
3. 第4次産業革命分野における特許審査人材の拡充	199
SECTION 02 起業と中小ベンチャー企業の IP 保護強化	200
1. IP 保護を基盤にした創業の活性化	200
2. 中小企業のアイデア・技術保護の強化	200
(1) アイデア及び技術奪取根絶に向けた制度の導入	200
(2) 中小企業の営業秘密保護の強化	201
(3) 不公正行為に対する監視・調査の強化	202
(4) 技術奪取に対する懲罰的損害賠償の強化	202
3. 中小企業の技術流出に対する迅速な対応体系の構築	203
4. 中小企業特許共済制度の導入及び訴訟保険の活性化	204
SECTION 03 知的財産侵害取り締まり体系の強化	206
1. 産業財産権特別司法警察の捜査範囲拡大	206
2. 著作権違法コピー品の侵害対応強化	206
(1) デジタル著作権保護に関する総合対応体系の構築	206
(2) オンライン違法流通に対する対応の多角化	206
3. 著作権・商標権保護人材の拡大	207
4. SW 紛争解決のための専門担当者拡充及び取締りの強化	207

SECTION 04	デジタル環境に対応した知的財産保護基板の拡大	209
	1. デジタル・ネットワーク環境における SW 保護体系の改善	209
	(1) SW 保護体系の構築及び特許審査の充実化	209
	(2) 正規製品 SW の使用管理及び違法 SW 根絶の強化	209
	2. デジタルコンテンツ保護体系の整備	211
	(1) 権利者に対する正当な補償システムの構築	211
	(2) コンテンツ産業の不公正行為改善	211
SECTION 05	海外知的財産保護体系の強化	213
	1. 海外知的財産権の紛争防止・対応強化	213
	2. 水際措置及び不公正貿易行為の是正措置拡大	213
	3. 海外における著作権保護体系の構築	214
	(1) 官民協力の海外著作権保護体系の構築	214
	(2) 海外における著作権の合法流通総合支援	215
SECTION 06	新知的財産の保護強化	216
	1. 生物・遺伝資源の保存・管理体系の強化	216
	2. 海外生物資源確保のための国際協力の強化	217
	3. 品種保護制度の運営効率化及び審査体系の改善	217
	4. 品種保護の侵害防止及び対応強化	218
SECTION 07	知的財産尊重文化の拡散	219
	1. 産業財産権の尊重に向けた教育及び認識向上	219
	2. 著作権の尊重に向けた教育及び認識向上	219
	3. 営業秘密保護及び技術流出防止に向けた教育及び認識向上	220
SECTION 08	国際協力及び協力体系の拡大	221
	1. 世界知的所有権機関における多国間の協力強化	221
	2. 遺伝資源へのアクセス及び利益共有に関する国際レジームへの対応 ..	223
	3. 知的財産権国際協力体系におけるリーダーシップの確保	224

2017 Annual report

知的財産保護執行

年次報告書

Presidential
Council on
Intellectual
Property



PART I

序論

現在、世界は商品交易中心から知識とサービス基盤の経済体制へと急速に変化している。さらに、二国間自由貿易協定、又は多国間貿易協定を締結することで市場開放が加速化し、デジタル・ネットワークに基づいた超連結・超知能時代が到来し、無形の知的財産の重要性は日増しに高まっている。知的財産は国の産業発展と技術革新の触媒であると同時に、競争で優位に立つために極めて重要な資産となっている。そこで世界各国は自国産業の保護と経済発展の観点から知的財産保護政策を積極的に展開している。

米国は2016年12月に「2017~2019 知的財産執行に関する合同戦略計画 (Joint Strategic Plan on Intellectual Property Enforcement)」を発表した。日本は「2017年知的財産推進計画」を発表し、知的財産保護が産業競争力を高めるうえで重要な要素だと強調した。中国も2017年1月に「第13次5ヶ年国家知的財産権の保護及び活用規画」を公表し、2016年から2020年までの5ヶ年における知的財産保護に関する核心政策の方向を策定した。欧州は2017年にも知的財産制度の効率化を図るために、インフラの改善と国際協力活動を着実に進め、模倣品取り締まりを行い、知的財産権執行の取り組みを強化した。

このような国際情勢の中で、韓国でも知的財産政策の新たな方向性の模索がなされ、2017年は「第4次産業革命を先導する知的財産 (IP) の国家競争力確保」というビジョンのもとに策定された第2次国家知識財産基本計画の初施行年度となった。第1次国家知識財産基本計画 (2012~2016) では、知的財産に関する政府レベルでの政策体系が作られ、IP全般に対する多様な政府政策が策定・推進された。第1次基本計画を通して、韓国はIP及び技術取引の活性化方策 (2015.4)、特許訴訟の管轄集中 (2016.1)、中小企業の技術保護対策 (2016.4) など、約70の主要懸案を政策や制度に反映する成果を上げた。その結果、5年連続で特許出願件数世界4位、標準特許シェア世界5位を達成 (2015) した。さらにIP保護に対する支援体系が強化され、著作権とSW違法コピーが減少し、IP活用のためのIP価値評価及びIP金融などの基盤が作られた。

2017年には第2次国家知識財産基本計画で設定した5大戦略¹及び20の核心課題を中心に、制度整備及び現場のニーズが高い課題を推進した。特に、第4次産業革命にいち早く対応するために必要な知的財産 (IP) 戦略を国レベルで施行した。

また、韓国政府は2017年1年間、知的財産権保護のための多様な政策を推進した。まず、産業財産権分野では中小・ベンチャー企業の競争力を強化するために、知的財産総合支援戦略の高度化、特許バウチャー制度の導入、特許共済制度施行の法的根拠作り及び訴訟保険の活性化などの政策が推進された。また、技術の流用など不公正な行為に対する監視と

¹ 2016年12月23日に開催された第18次国家知識財産委員会で審議・議決した第2次国家知識財産基本計画の5大戦略は①高品質IP創出及び事業化活性化、②中小企業のIP競争力向上及び保護強化、③グローバル市場でのIP活動支援強化、④デジタル環境下での著作権保護及び公正利用の活性化、⑤IPエコシステムの基盤強化である。

防止を強化するための専任組織が設置されるなど、技術の流用に対する監視体系が強化された。第4次産業革命の到来に備えた知的財産保護体系も整備された。それに伴い、国家知識財産委員会は次世代知的財産特別専門委員会を設置し、知的財産イシューを発掘・分析して対応の方向性も策定した。

著作権分野ではデジタル環境での著作権保護体系を整備するために、デジタル著作権を保護するための総合対応体系の構築・運営、官民協力型の海外著作権保護体系の構築、創作者の権益を保護する補償体系の整備、韓流コンテンツのグローバルな保護体系の強化及びソフトウェア知的財産保護体系の改善など、オンライン・オフライン、国内外を包括した政策が推進された。例えば、違法コピー品追跡管理システムの強化と24時間集中監視システムの構築を通して著作権侵害への対応を強化し、違法ソフトウェア使用を根絶するためにヘビーアップローダーなどの取り締まりを積極的に実施した。著作権保護のための施策の策定支援及び執行、関連事項の審議及び事業を行う専門機関として2016年度に設立された文化体育観光部傘下の韓国著作権保護院も、その体系と活動を強化した。

営業秘密の保護と産業技術流出の防止については、下請取引に関わる中小企業の技術保護制度の改善と、技術流用などの不正行為に対する監視や防止の強化に焦点が当てられた。例えば、下請取引における中小企業の技術保護制度の改善、申告報賞金制度の設置、標準秘密保持契約書の普及などが進んだ。また、法律上、保護対象となる技術資料の範囲が「相当な努力」から「合理的努力」へと変更され、保護対象となる技術資料の認定範囲が緩和されるなど、保護が強化された。

新知的財産分野では名古屋議定書の採択後、環境部、農林畜産食品部、海洋水産部など12部処が合同で名古屋議定書に対応するための政府レベルの対策を発表した。そして環境部は2017年1月17日、「遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に関する法律」（以下「遺伝資源法」）を制定した。これに伴い、「海洋水産生命資源の確保・管理及び利用などに関する法律」（2017.3.21一部改正、2017.9.22施行）（以下「海洋生命資源法」）などの改正も行われた。名古屋議定書の施行に伴い、生物・遺伝資源の発掘・保存・管理体系の強化を中心にした政策が推進された。国内外の生物・遺伝資源を発掘すると同時に、海外の遺伝資源を確保して利用する政策も推進された。また、植物新品種を保護するためにケニア及びベトナムなどと植物品種の保護に関する覚書を締結するなど、グローバルな協力体系を強化した。

同時に、特許庁、文化体育観光部、関税庁、検察庁、警察庁など各部処は、知的財産侵害品の取り締まりを行い、知的財産の保護・執行のための努力を強化した。2017年警察庁は、前年比約2.1%増の192件の特許法違反事件を処理、398人を検挙し、そのうち73人

を起訴した。また、警察庁は 2017 年、13,384 件の著作権侵害事件を処理し、14,629 人を検挙した。警察庁は 2017 年、前年比約 27.3%減の 2,262 件の商標法違反事件を処理し、3,272 人を検挙、そのうち 2,514 人を起訴した。

2017 年、検察庁は 23,716 件の知的財産権法律違反事件（31,664 人）を受理し、23,670 件（31,730 人）を処理した。関税庁は 2017 年に、産業財産権侵害物品を 126 件、金額にして 1,402 億ウォンに達する侵害物品を摘発した。これと共に 290 件の産業財産権に関わる侵害物品と 314 件の著作権侵害物品に対して通関保留の措置をとった。特許庁は、2017 年に特別司法警察による模倣品取り締まり活動を実施して前年比約 18.4%増の 691,630 点の模倣品を押収した。文化体育観光部の著作権特別司法警察による 2017 年の著作権侵害者送検件数は、2016 年に比べて約 10.74%増加した計 495 件となっている。

2017 年度の知識財産保護執行年次報告書は、韓国政府が 2017 年度に知的財産保護執行分野で推進したさまざまな政策と成果について紹介している。この報告書は韓国政府の知的財産の保護・執行に対する意志と努力、成果を集大成したものであり、韓国の知的財産の保護・執行水準を国内外に発信するために作成された。

2017 年度知識財産保護執行年次報告書は次のような構成になっている。第 2 章は韓国の「知識財産保護環境」を確認するために、知的財産権の権利別出願・登録及び侵害状況について概観した。

第 3 章では韓国の「知的財産保護政策」についてまとめている。第 2 次国家知識財産基本計画の策定と施行をはじめ、海外主要国の知的財産保護政策、韓国政府の各部処の政策、2017 年度に行われた知的財産権法律の制定・改正内容について紹介した。これと共に 2017 年度に韓国政府が推進した知的財産保護政策と主な事例についても詳しく紹介している。

第 4 章では 2017 年度の韓国政府による「知的財産保護の成果」を知的財産権の権利別に分けて記述した。また、政府の各部処が行った模倣品及び知的財産権侵害取り締まりはもちろん、審判及び訴訟状況、代替的紛争解決と紛争解決の支援状況に至るまでの多様な内容が盛り込まれている。

第 5 章では韓国政府が今後推進していく主要な知的財産政策の展望と推進方向について紹介した。

2017 Annual report

知的財產保護執行

年次報告書



PART II

知的財産保護環境

序説①

産業財産権②

著作権③

営業秘密及び産業技術④

新知的財産⑤

01 序説

知的財産とは、人間の創造的な活動、又は経験などにより創出・発見された知識・情報・技術、思想や感情の表現、営業や物の表示、生物の品種や遺伝資源、その他無形的なもので、財産的価値の実現が可能なものをいう²。

知的財産権とは、法令又は条約などにより認められ保護される知的財産に関する権利³のことである。韓国では、自然法則を利用した技術的思想の創作である発明については特許権や実用新案権として保護しており、商品やサービスの識別表示については商標権として保護している。文学・学術、又は芸術の範囲に属する創作物については著作権として、物品の外形についてはデザイン権として保護してきた。

しかし、社会が変化し、経済と科学技術の発展に伴い、新しい種類の知的財産が出現している。これらは伝統的な知的財産権の範疇には属さないが、保護の必要性が強く求められてきた。そこで韓国政府は経済・社会、又は文化の変化や科学技術の発展に伴い、新たな分野から生まれてくる知的財産を「新知的財産」と位置づけ⁴、様々な保護体系を設けて積極的な保護政策を推進している。具体的例を挙げると、植物新品種については植物新品種の出願・登録制度によって、地理的表示については地理的表示登録制度及び団体標章出願・登録制度によって保護している。また、遺伝資源についても国際条約及び名古屋議定書を履行する法律などに基づき、保護している。

このように、知的財産には産業財産権、著作権、営業秘密と産業技術、そして新知的財産が含まれる。以下では韓国の各知的財産権類型の保護状況と侵害状況から韓国の知的財産の保護環境について見ていく。知的財産権は類型ごとに保護体系が異なるため、扱う内容もやや異なっている。各権利の特性を踏まえ、産業財産権の場合は出願・登録状況について、著作権の場合は登録・侵害状況について整理する。営業秘密と産業技術の場合は関連保護制度の利用状況及び侵害状況を中心に、新知的財産は植物新品種、地理的表示、遺伝資源及び伝統的知識の登録状況を中心に整理していく。

² 知識財産基本法第3条第1号

³ 知識財産基本法第3条第3号

⁴ 知識財産基本法第3条第2号

02 産業財産権

1. 国内出願状況

2017年の韓国における産業財産権の出願件数は計457,962件と、2016年の463,862件に比べて約1.3%減少したことが分かった。詳しく見ると、2017年度に出願された特許件数は前年比約1.9%減の204,775件であった。実用新案は前年比約12.3%減の6,811件、デザイン権は前年比3.3%減の63,453件であった。特許、実用新案、デザイン権の出願件数は2015年以降、減少し続けている。

一方、商標の場合、2016年には前年に比べて出願件数がやや減少したが、2017年には前年比約0.73%増の182,923件となったことが分かった。

[表 2-2-1]韓国における直近5年間の産業財産権出願件数 (単位:件)

区分	2013	2014	2015	2016	2017
特許	204,589	210,292	213,694	208,830	204,775
実用新案	10,968	9,184	8,711	7,767	6,811
デザイン	66,940	64,345	67,954	65,659	63,453
商標	147,667	150,226	185,443	181,606	182,923
合計	430,164	434,047	475,802	463,862	457,962

* 出所:特許庁、「知的財産統計月報」(2017.12)

2. 国内登録状況

2017年の韓国の産業財産権の登録件数は計289,652件と、2016年の286,588件に比べて約1.1%増加した。そのうち、特許と実用新案の登録件数はそれぞれ120,662件、2,993件と、前年比10.8%、4.9%増加した。一方でデザイン権と商標権の登録件数はそれぞれ49,293件と116,704件で、11.3%、2.1%減少した。

[表 2-2-2]韓国における直近5年間の産業財産権登録件数 (単位:件)

区分	2013	2014	2015	2016	2017
特許	127,330	129,786	101,873	108,876	120,662
実用新案	5,959	4,955	3,253	2,854	2993
デザイン	47,308	54,010	54,551	55,603	49293
商標	100,094	99,791	114,747	119,255	116,704
合計	280,691	288,542	274,424	286,588	289,652

* 出所:特許庁、「知的財産統計月報」(2017.12)

3. 国際出願状況

PCT (Patent Cooperation Treaty、特許協力条約) 国際特許出願は、韓国特許庁が 1985 年に初めて導入して以来、その件数が増加しつづけ、2011 年には 10,000 件を突破した。その後、PCT 国際出願は毎年増加傾向を見せ、2016 年には 15,000 件を突破し、2017 年には前年比約 1.25%増の 15,790 件となった。

韓国特許庁を通じたマドリッド国際商標の出願も 2003 年の導入以降、2013 年に 616 件、2014 年に 706 件、2015 年に 990 件、2016 年には 942 件を記録している。2017 年には計 1,053 件が出願され、初めて 1,000 件を突破した。自由貿易協定 (FTA) により国家間で商品及びサービスの移動が自由になったため、海外進出が活発になり、マドリッド国際商標の出願は今後も着実に増加する見通しである。

韓国特許庁を通じたハーグ国際デザインの出願は 2014 年に導入され、同年に 15 件、2015 年に 108 件、2016 年に 104 件の出願があった。また、2017 年には前年比約 27.9%増の 133 件の出願があった。このように韓国特許庁を通じた特許、商標、デザインの国際出願件数は増加傾向にある。

[表 2-2-3]韓国における直近5年間の産業財産権国際出願件数 (単位:件)

区分	2013	2014	2015	2016	2017
PCT 国際特許出願	12,439	13,138	14,594	15,595	15,790
マドリッド国際商標出願	616	706	990	942	1,053
ハーグ国際デザイン出願	-	15	108	104	133

* 出所:特許庁、「知的財産統計月報」(2017.12)

03 著作権

1. 登録状況

著作権は著作者が著作物を創作した時に発生し、一定の手続きや形式の履行を必要としない。この点が、登録しなければ権利が発生しない産業財産権とは異なるが、著作権を登録すれば該当著作物の著作者として推定され、侵害者に過失があると推定されるため、著作権登録制度は権利救済と第三者への対抗力確保という側面から広く利用されている。

2017年の著作権登録件数は計40,623件と、著作権登録制度の韓国導入以来60年間で初めて4万件を越えた。直近5年間では年平均約6.7%の急速な伸び率を示している。2017年の著作権登録状況を見ると、コンピュータプログラム著作物を除く著作物が24,580件、プログラム著作物が15,180件、著作隣接物（実演、レコード）が706件、データベースが157件登録され、美術著作物とコンピュータプログラム著作物分野の登録が多いことが明らかになった。

[表 2-3-1] 韓国における直近5年間の著作権登録件数 (単位: 件)

区分	2013	2014	2015	2016	2017	
著作物	語文	3,658	5,867	4,192	4,616	4,155
	音楽	1,430	1,768	1,310	1,820	2,085
	演劇	58	35	127	48	126
	美術	7,938	8,195	10,519	11,344	11,325
	建築	131	61	52	91	74
	写真	447	373	335	508	1,114
	映像	626	2,266	1,859	1,089	1,159
	図形	545	407	472	450	484
	編集	1,981	3,734	2,703	3,045	3,566
	2次的	572	725	714	799	492
	コンピュータプログラム	13,690	12,411	14,477	14,502	15,180
その他	0	0	0	0	0	
著作隣接物	実演	1	2	7	7	6
	レコード	323	1,160	552	954	700
データベース	62	77	176	127	157	
総計	31,462	37,081	37,495	39,400	40,623	

* 出所：韓国著作権委員会、「2016 著作権白書」（2017. 11）；韓国著作権委員会の内部統計資料

2. 侵害状況

(1) 違法コピー品の流通状況

2017年、著作物の違法コピー品⁵利用経験率は、前年比約2.0%減の40.4%であった。違法コピー品の流通量は2017年に約20億8千万個と、約23億8千万個だった2016年より12.5%減少したことが明らかになった。また、違法コピー品の市場規模は前年比10.3%減の約3,792億ウォンとなった。

一方で2013年以降、合法著作物の市場規模は増加傾向にあり、2017年の合法著作物市場規模は前年比11.7%増の18兆254億ウォンであった。しかし、合法著作物市場の侵害規模も2014年以降増加し続けており、2017年には合法著作物市場の侵害規模が前年比7.5%増の2兆5,646億ウォンとなった。そういった状況で、合法著作物の市場規模と合法著作物市場の侵害規模を合わせた潜在的な合法著作物の市場規模は2013年以降増加し続け、2017年に初めて20兆ウォンを突破して20兆5,901億ウォンとなった。

2017年、潜在的な合法著作物の市場規模に占める合法著作物市場の侵害規模、つまり潜在的な合法著作物市場の侵害率は12.5%であった。これは、2016年の合法著作物市場の侵害率12.9%より約0.4ポイント低く、2013年の16.0%に比べると3.5ポイントも低いもので、韓国の著作権保護を取り巻く環境が次第に改善されつつあることを示している。

[表 2-3-2] 韓国における直近5年間の違法コピー品流通状況

区分	2013	2014	2015	2016	2017
違法コピー品の利用経験率	33.3%	42.8%	38.4%	42.4%	40.4%
違法コピー品の流通量 (個)	24億742万	22億6,100万	20億8,900万	23億8,000万	20億8,300万
違法コピー品の市場規模 (ウォン)	3,728億	3,629億	3,672億	4,229億	3,792億
合法著作物の市場規模 (A) (ウォン)	12兆5,723億	13兆6,310億	14兆7,761億	16兆1,359億	18兆254億
合法著作物市場の侵害規模 (B) (ウォン)	2兆3,987億	2兆2,978億	2兆3,174億	2兆3,843億	2兆5,646億
潜在的合法著作物の市場規模 (C=A+B) (ウォン)	14兆9,710億	15兆9,288億	17兆935億	18兆5,202億	20兆5,901億
潜在的合法著作物市場の侵害率 (B/C)	16%	14.4%	13.6%	12.9%	12.5%

* 出所：韓国著作権保護院、「2018 著作権保護年次報告書」(2018.5)

⁵ 違法コピー品とは、オンライン・オフライン上で著作権者の利用許諾を受けずに複写・複製されて流通している音楽、映画、放送、出版、ゲームの5分野のコンテンツ（盗作物及び偽物物は除く）を言い、合法著作物は著作権者との契約、又は著作権者の許諾を受けて合法的に流通している著作物を言う。

(2) オンラインでの違法コピー状況

2017年に流通したオンラインでの違法コピー品は約18億7千7百万個、オフラインでの違法コピー品は約2億6百万個で、オンラインでの流通量がオフラインでの流通量より約9.1倍多いことが分かった。

2017年のオンラインでの違法コピー品の流通量割合を流通経路別に見ると、トレント27.8%、モバイルアプリ21.9%、ウェブハード17.9%、ポータル16.9%、P2P9.8%の順であることが明らかになった。2013年以降、トレントを通じた違法コピー品の流通が最も多くなっているが、これはウェブハード登録制が実施されてからウェブハードのウェブサイト数が急減し、多くの利用者が代替手段としてトレントを利用したことによる影響と見られる。しかし、トレントの割合もまた減少しつつある。これは、スマートデバイスの大衆化と無線インターネット環境の発展に伴い、モバイルアプリとストリーミング配信サイトを通じた違法コピー動画が急速に流通しているためである。

[表 2-3-3]直近5年間の流通経路別に見たオンラインでの違法コピー品流通(単位:千個、%)

区分	P2P		ポータル		ウェブハード		トレント		モバイル		ストリーミング 配信サイト	
	流通量	割合	流通量	割合	流通量	割合	流通量	割合	流通量	割合	流通量	割合
2013	183,646	8.7	289,316	13.7	759,241	36.0	874,351	41.5	-	-	-	-
2014	215,039	12.4	313,235	15.5	333,942	16.5	772,596	38.2	353,415	17.5	-	-
2015	196,418	10.4	301,233	16	295,423	15.7	598,822	31.8	371,915	19.7	118,509	6.3
2016	206,936	9.6	318,198	14.8	334,715	15.6	721,610	33.6	435,611	20.3	131,034	6.1
2017	183,732	9.8	316,801	16.9	335,237	17.9	521,344	27.8	411,048	21.9	108,577	5.8

* 出所：韓国著作権保護院、「2018 著作権保護年次報告書」(2018.5)

(3) ソフトウェアの違法コピー状況

2017年にビジネス・ソフトウェア・アライアンス(Business Software Alliance:BSA)が世界110以上の国と地域経済にわたって個人用パソコンへの違法ソフトウェアのインストール率及び市場規模を調査・発表した資料によると、韓国におけるソフトウェアの違法コピー率は2009年41%、2011年40%、2013年38%、2015年35%であったが、2017年には32%へと減少した。これは、世界平均の37%に比べて低い数値であり、アジア・太平洋地域におけるソフトウェア違法コピー率の平均57%に比べてはるかに低い数値である。韓国における2017年の違法コピーソフトウェアの市場規模は598百万ドルと、2009年水準に減少した。

[表 2-3-4] 韓国の違法ソフトウェアのインストール率及び市場規模 (単位: %、百万ドル)

区分		2009	2011	2013	2015	2017
違法コピー ソフトウェアの インストール率	韓国	41	40	38	35	32
	アジア・太平洋	59	60	62	61	57
	世界	43	42	43	39	37
違法コピー ソフトウェアの 市場規模	韓国	575	815	712	657	598
	アジア・太平洋	16,544	20,998	21,041	19,064	16,439
	世界	51,443	63,456	62,709	52,242	46,302

* 出所: ビジネス・ソフトウェア・アライアンス (BSA)、「ソフトウェア管理: 必須のセキュリティー、
ビジネスチャンス」 (2018.6)

04 営業秘密及び産業技術

1. 保護制度の利用状況

(1) 営業秘密原本証明制度の活用状況

韓国では、営業秘密の特定を助け、営業秘密の原本の真偽及び存在時点に関する営業秘密保有者の立証責任を緩和するために、2010年から営業秘密原本証明制度が運営されている⁶。営業秘密原本証明制度は原本ファイルから抽出した電子指紋を活用して技術流出紛争時に該当技術の保有時期・保有者などを証明する制度である⁷。

営業秘密原本証明制度の年間利用実績を見ると、2010年度から2013年度までは49,485件と少なかったものの利用実績は持続的に伸びており、2017年までの累積登録件数は11万件以上にのぼっている。

[表 2-4-1] 営業秘密原本証明制度の登録状況（2017年までの累積統計）（単位：件）

区分	計	個人	中小企業	大企業
登録件数	112,885	4,127	13,993	94,765
割合	100%	3.7%	12.4%	83.9%

* 出所：特許庁の内部統計資料

(2) 技術資料の任置状況

韓国は2008年から企業間の技術保護のために、企業の核心技術資料を第三者機関である大・中小企業・農漁業協力財団に保管する技術資料任置制度⁸を運営している。技術資料任置制度とは、取引関係にある大企業と中小企業が一定の条件で互いに合意をして核心技術資料を任置しておき、中小企業の廃業・破産、技術の滅失、開発事実の立証など、契約上の交付条件が発生した場合にのみ、任置物を交付して活用できる制度を意味する。

2012年に初めて技術資料任置が義務化⁹されて以来、技術資料任置件数は2013年5,686件、2014年7,161件、2015年8,562件、2016年9,467件と毎年増加してきたが、2017年には前年比約2.65%減の9,216件となったことが分かった。

⁶ 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第9条の2

⁷ 登録対象は技術情報（設計図、生産工程、配合比率など）、経営情報（投資計画、顧客リスト、価格提案書など）及び発明情報（アイデア、研究開発資料など）である。

⁸ 大・中小企業共生協力促進に関する法律第24条の2

⁹ 中企部告示第2012-06号、中小企業技術開発支援事業運営要領

[表 2-4-2] 韓国の技術資料任置件数

(単位：件)

区分	2008～2012	2013	2014	2015	2016	2017	合計
任置契約	3,777	5,685	7,161	8,562	9,467	9,216	43,868

* 出所：技術資料任置センターの内部統計資料

(3) 国家核心技術の指定状況

国家核心技術とは、国内外市場で有する技術的・経済的価値が高い、あるいは関連産業の潜在成長力が高いため、海外に流出すれば国家の安全保障及び国民経済の発展に重大な悪影響を与えかねない技術として「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」第9条に基づき指定されたものを指す。

国家核心技術は国家安保及び国民経済に及ぼす波及効果、国内外市場における関連製品のシェア、該当分野の研究動向及び技術拡散とのバランスなどを総合的に考慮し、委員会の審議を経て毎年選定される。2017年には半導体分野で8つ、ディスプレイ分野で2つ、電気電子分野で1つ、自動車・鉄道分野で8つ、鉄鋼分野で6つ、造船分野で7つ、原子力分野で5つ、情報通信分野で8つ、宇宙分野で4つ、生命工学分野で3つ、機械分野で6つ、ロボット分野で3つの計12分野・61の技術が国家核心技術として指定されている¹⁰。

[表 2-4-3] 各分野で国家核心技術として指定された技術の数

(単位：件)

計	半導体	ディス プレイ	電気 電子	自動車・ 鉄道	鉄鋼	造船	原子力	情報 通信	宇宙	生命 工学	機械	ロボット
61	8	2	1	8	6	7	5	8	4	3	6	3

* 出所：産業通商資源部告示第2017-150号(2017.10)

2. 侵害状況

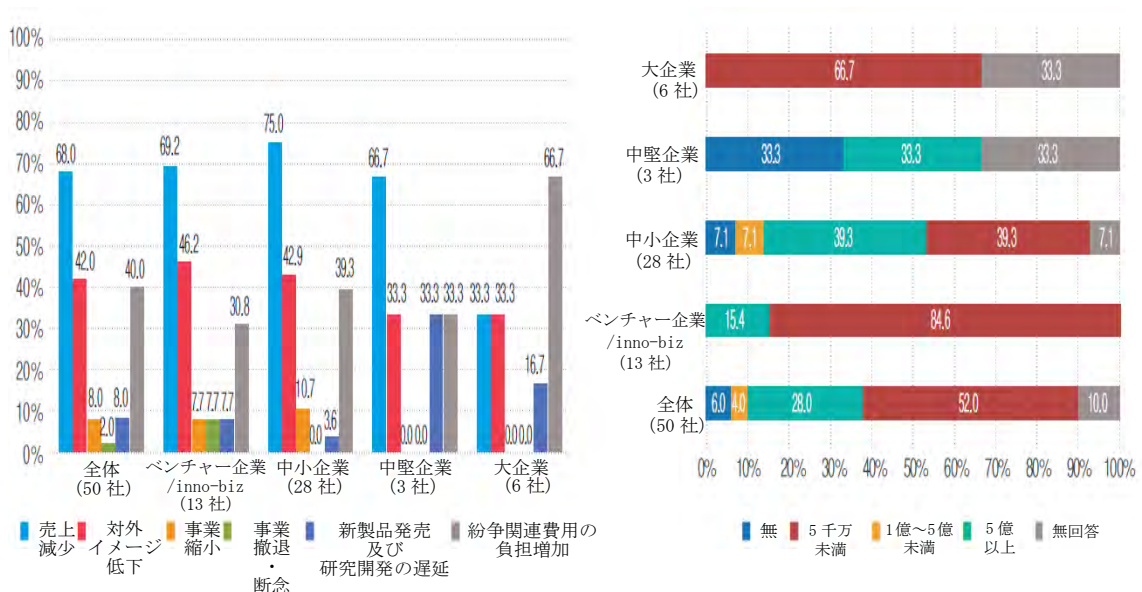
(1) 営業秘密侵害

特許庁傘下の知識財産研究機関である韓国知識財産研究院が2016年、従業員が常時10人以上の国内一般事業者を対象に、直近5年間の営業秘密流出による被害・侵害状況について調査・分析した「2016年度韓国企業における国内外での営業秘密被害・侵害に関する実態調査」報告書によると、営業秘密を保有する616社のうち、直近5年の間に韓国国内で営業秘密の流出を経験したことがある企業は86社と、約14%を占めている。

¹⁰ 2017年に国家核心技術に指定された技術は2016年と同一であるが、2016年に9分野のうち電気・電子が電気電子、半導体、ディスプレイの3つ、機械・ロボットが機械とロボットの2つに細分化されて12分野になった。

国内で営業秘密の流出を経験した企業が被った被害項目としては「売上の減少」が 68% (34 社) で最も高く、次いで「対外イメージの低下」が 42% (21 社)、「紛争関連費用の負担増加」が 40% (20 社) であった。また、国内での営業秘密流出による被害額は平均 21 億 1,000 万ウォンで、5 億ウォン以上の被害を被った企業が 52% (26 社) と最も高い割合であった。続いて 1 億ウォン以上 5 億ウォン未満の被害を被った企業が 28% (14 社)、5 千万ウォン未満の被害を被った企業が 4% (3 社) であることが分かった。

[図 2-4-1]直近 5 年間の国内での営業秘密流出による被害項目及び被害額



* 出所：韓国知識財産研究院、「2016 年度韓国企業の国内外における営業秘密侵害被害の実態調査」(2016.12)

企業類型別に見ると、大企業の被害額が平均 71 億 2,500 万ウォンと最も高く、ベンチャー企業は 30 億 4,900 万ウォン、中小企業は 10 億 2,400 万ウォン、中堅企業は 1 億 1,000 万ウォンの被害を被っていた。

[表 2-4-4]企業類型別に見た国内での営業秘密流出による被害額

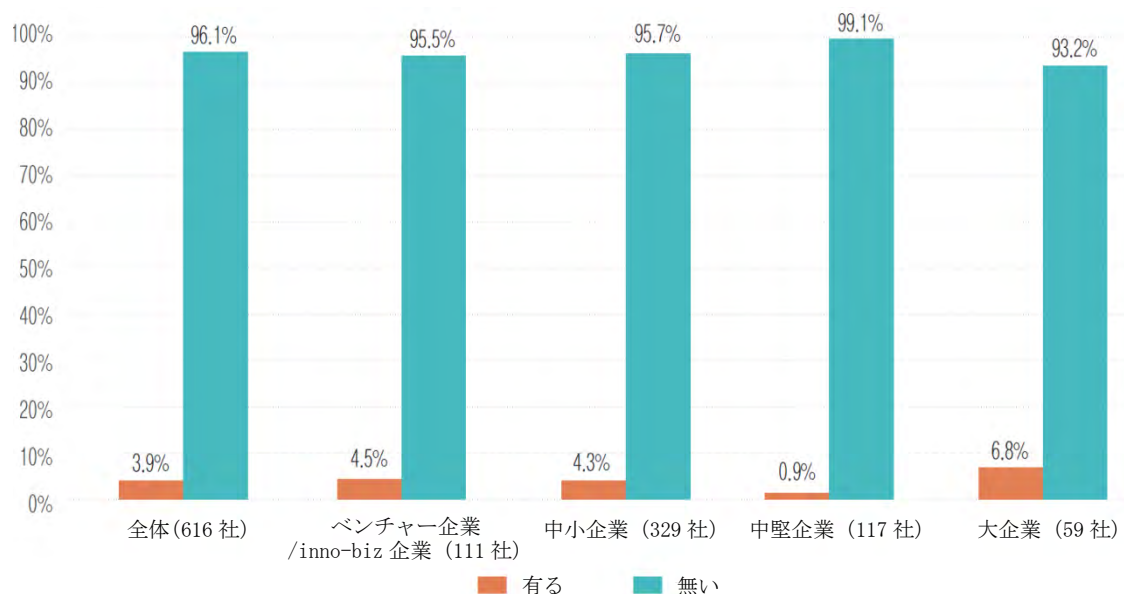
区分	大企業 (6)		中堅企業 (3)		中小企業 (28)		ベンチャー / inno-biz 企業 (13)		総計 (50)	
	平均値	中間値	平均値	中間値	平均値	中間値	平均値	中間値	平均値	中間値
被害額 (百万ウォン)	7,125	3,750	110	110	1,024	275	3,049	2,000	2,110	700

※ () の数字は企業数を意味

* 出所：韓国知識財産研究院、「2016 年度韓国企業の国内外における営業秘密侵害被害の実態調査」(2016.12)

一方、営業秘密を保有する 616 社を対象に、直近 5 年間、海外で営業秘密の流出を経験したことがあるかどうか調査した結果、約 3.8%に該当する 24 社が「ある」と答えており、企業類型別に見ると、大企業が 6.8%と、他の企業群に比べて高くなっている。

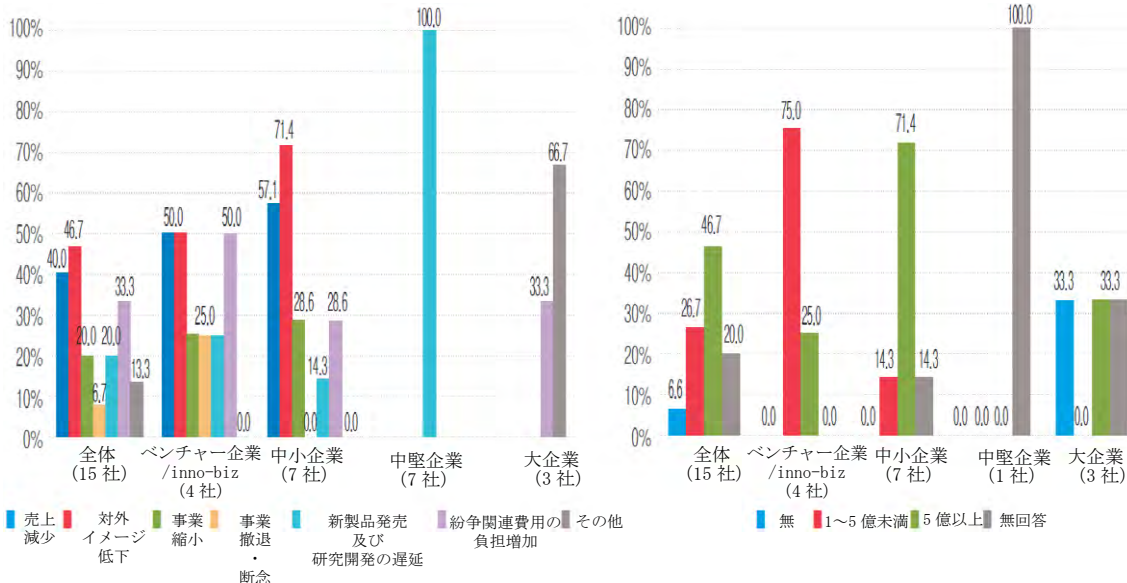
[図 2-4-2] 企業類型別に見た海外での営業秘密の侵害被害有無



* 出所：韓国知識財産研究院、「2016 年度韓国企業の国内外における営業秘密侵害被害の実態調査」(2016. 12)

海外で営業秘密の流出を経験したと回答した 24 社のうち、その被害状況について答えた 15 社の結果を見ると、「対外イメージの低下」が 46.7% (7 社) と最も多く、次いで「売上の減少」 40% (6 社)、「紛争関連費用の負担増加」 33.3% (5 社) の順であった。営業秘密流出による被害額は平均 24 億 4,170 万ウォンで、このうち 5 億ウォン以上の被害を受けた企業が 46.7% (7 社) と最も多くなっていることが明らかになった。

[図 2-4-3]直近 5 年間の海外での営業秘密流出による被害項目及び被害額



* 出所：韓国知識財産研究院、「2016 年度韓国企業の国内外における営業秘密侵害被害の実態調査」(2016. 12)

被害額を企業類型別に見ると、大企業は平均 50 億ウォンで最も大きく、次いで中小企業が 17 億 3,100 万ウォン、ベンチャー/inno-biz 企業が 4 億 8 千万ウォン、中堅企業が 2 億ウォンであった。

[表 2-4-5]企業類型別に見る海外での営業秘密流出による被害額

区分	大企業 (4)		中堅企業 (1)		中小企業 (7)		ベンチャー / inno-biz 企業 (5)		総計 (27)	
	平均値	中間値	平均値	中間値	平均値	中間値	平均値	中間値	平均値	中間値
被害額 (百万ウォン)	5,000	5,000	200	200	1,731	1,000	480	200	1,671	1,000

* 出所：韓国知識財産研究院、「2016 年度韓国企業の国内外における営業秘密侵害被害の実態調査」(2016. 12)

(2) 技術流出

中小ベンチャー企業部と大・中小企業、農漁業協力財団が実施した中小企業の技術保護水準に関する実態調査¹¹によると、2017年の中小企業の技術流出被害額は1,022億ウォンと、前年の1,097億ウォンに比べて約75億ウォン減少したことが分かった。平均被害額も13.1億ウォンと、前年の18.9億ウォンに比べて約5.8億ウォン減少している。

¹¹ この調査は韓国の中小・中堅・大企業2,693社を対象に、2017年10月から2017年12月まで行われた。

[表 2-4-6]直近 5 年間の中小企業の技術流出件数及び被害額

区分	被害件数 (件)	被害経験率 (%)	総被害額 (ウオン)	平均被害額 (ウオン)
2013	240	10.2	2,418 億	16.9 億
2014	77	3.3	1,270 億	24.9 億
2015	66	3.3	902 億	13.7 億
2016	58	3.5	1,097 億	18.9 億
2017	78	3.8	1,022 億	13.1 億

* 出所：中小ベンチャー企業部、「2017 中小企業の技術保護水準に関する実態調査報告書」(2018.1)

技術流出・奪取被害の類型としては、競合他社への技術流出、取引関係における技術流出、取引交渉段階での技術流出、技術人材の引き抜き、内部職員による技術流出、ハッキングなどがある。2017 年には「競合他社への技術流出」が 42.0%と最も多く、次いで「技術人材の引き抜き」27.3%、「内部職員による技術流出」25.0%、「取引関係における技術流出」23.9%の順であった。

[表 2-4-7]直近 3 年間の技術流出・奪取被害の類型別割合 (単位:%)

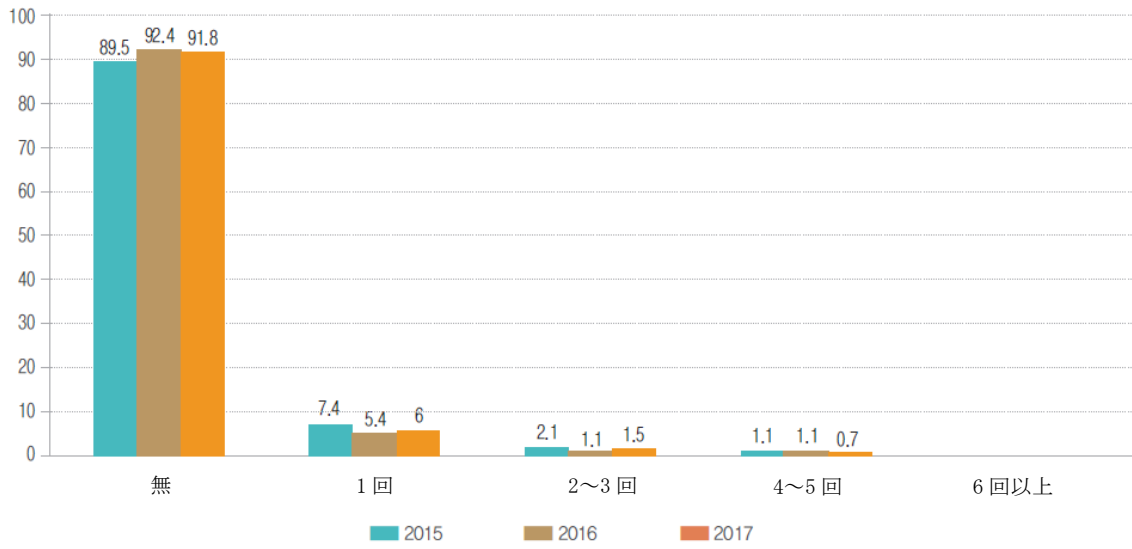
区分	競合他社への 技術流出	取引関係での 技術流出	取引交渉段階 での技術流出	技術人材 引き抜き	内部職員に よる技術流出	ハッキングなど による被害	その他
2015	20.6	13.2	3.1	38.9	17.0	4.1	5.1
2016	21.2	1.9	0.0	3.8	76.9	0.0	0.0
2017	42.0	23.9	10.2	27.3	25	3.4	5.7

* 出所：中小ベンチャー企業部、「2017 中小企業の技術保護水準に関する実態調査報告書」(2018.1)

国家核心技術の流出状況を見ると¹²、国家核心技術保有機関の 6%は直近 3 年間 (2015 年～2017 年) に 1 回以上、技術の流出を経験したことがあり、そのうち 2.2%は 2 回以上、技術の流出があった。

¹² この調査は国家核心技術保有企業及び 134 の機関 (大企業 39 社、中堅企業 23 社、中小企業 54 社、研究機関 14 ヶ所、教育機関 4 ヶ所) を対象に、国家核心技術に関する実態調査を行ったものである (産業通商資源部・韓国産業技術保護協会、2017 年度国家核心技術保有機関に関する実態調査、2017)

[図 2-4-4] 国家核心技術保有企業及び機関が被った直近 3 年間の技術流出件数



* 出所：成均館大学産学協力団、「2017 年国家核心技術保護に関する実態調査の分析結果及び対応策」
(2017)

05 新知的財産

1. 半導体集積回路配置設計権の設定登録状況

半導体集積回路とは、半導体材料、又は絶縁材料の表面や半導体材料の内部に一個以上の能動素子を含んだ回路素子と、それを連結する導線が分離できない状態で同時に形成され、電子回路の機能を有するように製造された中間及び最終段階の製品を指す¹³。韓国では半導体集積回路の配置設計を知的財産の一種として認め、「半導体集積回路の配置設計に関する法律」で保護している。

半導体配置設計権は、その保護対象を半導体集積回路の空間的配置設計、すなわち設計図面とし、配置設計の保護要件として創作性のみが要求されるという点で著作権と似ている。しかし、特許庁に登録しなければならないという点では産業財産権と類似した面もある¹⁴。一方、特許権の存続期間は特許出願後 20 年であるのに対し、配置設計権の存続期間は設定登録日から 10 年に限定されており、この点で両者は異なっている¹⁵。

韓国で半導体配置設計権の設定登録は 2013 年に 175 件とピークを迎えた後、2017 年まで減少し続けている。2017 年には半導体配置設計権の設定登録件数が前年比約 51%減の計 27 件となっている。

[表 2-5-1]直近 5 年間の半導体配置設計権の設定登録状況 (単位: 件)

区分	2012	2013	2014	2015	2016	2017	合計
韓国人	124	173	67	61	55	27	507
外国人	5	2	-	-	-	-	7
総計	129	175	67	61	55	27	514

* 出所: 特許庁、「2016 知的財産統計年報」(2017. 6); 特許庁の内部統計資料

¹³ 半導体集積回路の配置設計に関する法律第 2 条第 1 号

¹⁴ ユク・ソヨン、「半導体産業の発達と半導体集積回路の配置設計に関する法律の再考察」、「IT 法研究」第 5 号、慶北大学 IT と法研究所、2011、119 面

¹⁵ 半導体集積回路の配置設計に関する法律第 7 条

2. 植物新品種の出願・登録状況

[表 2-5-2]年度別・作物別品種保護の出願・登録件数

区分		年度別出願・登録件数						合計
		1998~2012	2013	2014	2015	2016	2017	
花卉類	出願	3,378	300	336	407	288	277	4,986
	登録	2,458	231	222	292	296	250	3,749
野菜類	出願	1,217	157	157	196	184	216	2,127
	登録	675	88	159	148	112	143	1,325
食糧作物	出願	893	70	62	80	54	85	1,244
	登録	710	55	67	67	55	66	1,020
果樹類	出願	421	47	55	45	53	79	700
	登録	206	52	18	59	34	25	394
特用作物	出願	267	33	20	28	24	21	393
	登録	150	28	18	43	18	18	275
きのこ類	出願	157	23	18	25	18	14	255
	登録	78	14	7	33	19	6	157
飼料作物	出願	45	3	3	11	5	2	69
	登録	18	8	6	5	5	0	42
山林 造景樹	出願	21	4	6	1	2	0	34
	登録	6	5	3	1	3	0	18
水産食物	出願	10	2	4	6	2	3	27
	登録	0	0	5	4	1	0	10
山林 その他	出願	2	0	0	0	0	0	2
	登録	0	2	0	0	0	0	2
総計	出願	6,411	639	661	799	630	697	9,837
	登録	4,301	483	505	652	543	508	6,992

* 出所：国立種子院ウェブサイト (www.seed.go.kr)

植物新品種とは、植物の新しい品種を指す。植物新品種は、優秀な品種の育成や優良種子の普及を促進し、農業の生産性を向上させるために、品種保護制度により法的に保護を受けている。

韓国は2012年1月から全ての植物品種を品種保護出願の対象にした。作物の用途によって、農業用は農林畜産食品部傘下の国立種子院が植物新品種の出願・登録を管理し、山林用は山林庁傘下の国立山林品種管理センターが、海藻類は国立水産科学院の水産植物品種

管理センターが出願・登録を管理している。

2017年に出願された植物品種数は計697件で、そのうち508件が登録された。1998年の植物品種制度導入から2017年末までの出願件数は計9,837件、登録件数は6,992件である。植物新品種保護国際同盟（UPOV）による品種保護出願順位は世界7位となっている¹⁶。

3. 地理的表示の登録状況

広義での地理的表示（geographical indication）とは、一般的に出所表示（indication of source）と原産地名称（appellation of origin）の両概念を含む上位概念である。韓国では「農水産物品質管理法」に基づく地理的表示制度と「商標法」上の団体標章制度でこれを保護している。

「農水産物品質管理法」に基づく地理的表示は2002年の宝城緑茶1号登録を皮切りに、2017年12月末時点で農畜産物100件、林産物55件、水産物24件を含む計179件が登録されてきた。

[表 2-5-3] 品質管理法上の農水産物の地理的表示登録件数

区分	2008 以前	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
農畜産物	48	8	12	8	6	7	3	4	3	1
林産物	18	8	6	7	5	2	5	0	2	2
水産物	0	7	0	4	4	1	4	1	1	2
総計	66	23	18	19	15	10	12	5	6	5

* 出所：公共データポータルウェブサイト (www.data.go.kr)

「商標法」に基づく地理的表示団体標章は2005年の地理的表示の団体標章制度が施行された後、2013年と2014年には登録件数が約70件に達するほど増加してきたが、2014年以降から少しずつ減少し、2017年の登録件数は20件にとどまった。

[表 2-5-4] 直近5年間の地理的表示団体標章の登録件数

区分	2013	2014	2015	2016	2017
地理的表示団体標章	71	73	49	59	20

* 出所：特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr)；特許情報ネット KIPRIS ウェブサイト (www.kipris.or.kr)

¹⁶ 2016年までの累計基準で品種保護出願国家の順位は①EU、②米国、③日本、④オランダ、⑤中国、⑥ロシア、⑦大韓民国、⑧カナダ、⑨オーストラリア、⑩ウクライナの順である。植物新品種保護国際同盟（UPOV）、『Plant Variety Protection Statistics for the period 2012-2016』（2017.10）

4. 遺伝資源の登録状況

遺伝資源とは、遺伝の機能的単位を含む植物・動物・微生物、又はその他遺伝的起源となる遺伝物質のうち、実質的又は潜在的価値を持つ物質¹⁷を指す。韓国では「生物多様性の保全及び利用に関する法律」に基づき、国家生物の多様性情報共有体系を構築し、政府部処ごとに遺伝資源を登録し管理している。

2017年11月時点で、農林畜産食品部は計282,178件のうち、155,839件の遺伝資源を生命資源情報システムで保有している。環境部傘下の国立生物資源館は生物資源貸与分譲システムで126,339件の遺伝資源を保有している。

[表 2-5-5] 2017年11月時点での政府部処ごとの遺伝資源の保有状況

区分	機関名	システム	遺伝資源保有件数
農林畜産食品部	農林畜産食品部	生命資源情報サービス	155,839件
環境部	国立生物資源館	生物資源貸与分譲システム	126,339件

* 出所：国家生物多様性センターの内部統計資料

5. 伝統的知識の登録状況

韓国では文献資料、医療、食品などの伝統的知識と伝統文化が反映された有形無形の表現物である伝統文化表現物を保護している。特許庁はこのような伝統的知識と伝統文化表現物をデータベースに登録し管理している¹⁸。

韓国伝統的知識ポータルに登録された伝統的知識は2017年12月時点で論文37,507件、伝統処方20,121件、伝統食品14,225件、農業・生活・食品11,000件、無形文化財53冊など、計112,842件に達する。

[表 2-5-6] 2017年12月時点での伝統的知識の登録状況 (単位：件)

区分	機関名	システム	件数
論文	37,507	天然薬剤	5,500
伝統処方	20,121	漢方病症	12,500
伝統食品	14,225	伝統工芸	4,546
農業・生活・食品	11,000	伝統模様	504
無形文化財	53冊	遺伝資源	6,839
村の森	1冊	伝統建築（示範）	100
合計		54冊、112,842件	

* 出所：韓国伝統的知識ポータルの内部統計資料

¹⁷ 生物多様性保全及び利用に関する法律第2条第4号

¹⁸ 韓国伝統知識ポータルウェブサイト (www.koreantk.com)

2017 Annual report

知的財産保護執行

年次報告書

Presidential
Council on
Intellectual
Property



PART III

知的財産保護政策

- 国内外の知的財産保護政策の動向①
- 知的財産保護政策の推進体系②
- 知的財産権関連法の制定・改正事項③
- 2017年の知的財産保護政策④

01 国内外の知的財産保護政策の動向

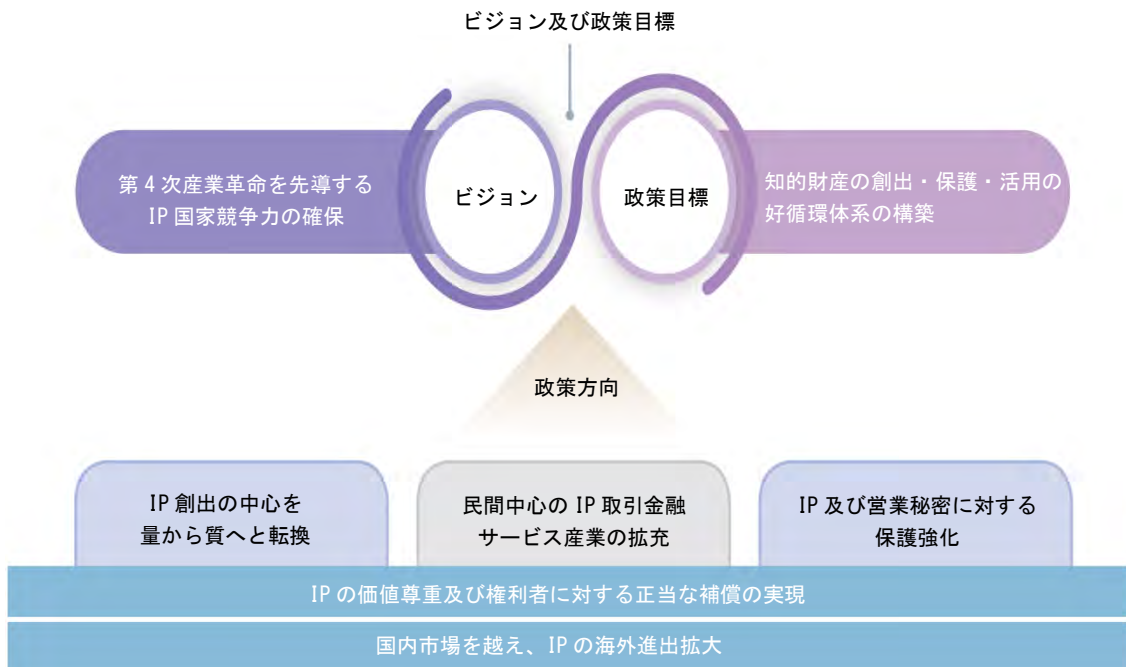
1. 韓国の知的財産保護政策

2011年に制定された「知識財産基本法」に基づいてスタートした国家知識財産委員会は「国家知識財産戦略」を策定し、関連政策を審議・調整・点検・評価して知的財産全分野でのコントロールタワー役を果たしている¹⁹。

国家知識財産委員会は国家の知的財産に関する政府5ヶ年計画を策定しており、2016年には第1次国家知識財産基本計画（2012年～2016年）が終了した。これに伴い、国家知識財産委員会は2016年12月に第2次国家知識財産基本計画（2017年～2021年）を策定・議決した。

第2次基本計画の政策方向及び戦略目標は「第4次産業革命を先導するIP国家競争力の確保」というビジョンの下、設定された。この計画を実現するために今後5年間、計4兆7百億ウォンが投じられる予定である。

[図 3-1-1] 第2次国家知識財産基本計画の政策目標及び基本方向



* 出所：国家知識財産委員会、「第2次国家知識財産基本計画（2017～2021）」（2016.12）

¹⁹ 知識財産基本法第6条第1項

[表 3-1-1] 第 2 次国家知識財産基本計画の 5 大戦略及び 20 の核心課題

5 大戦略	20 の核心課題
高品質 IP 創出及び事業化の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ① 知的財産戦略と R&D の連係を通じた優秀な IP 創出促進 ② 新技術分野の R&D に標準特許戦略の適用強化 ③ 公共研究機関の先導的 IP 経営強化 ④ IP・技術取引及び事業化促進 ⑤ 民間中心の IP 金融の高度化
中小企業の IP 競争力向上及び保護強化	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 中小企業の IP 活動支援強化 ⑦ 中小企業のアイデア・技術保護の強化 ⑧ 職務発明制度の活性化及び合理的補償体系の構築
グローバル市場での IP 活動支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ⑨ 海外進出企業が抱える IP に関わる問題の解決支援 ⑩ IP 国際協力の強化及びグローバルな存在感向上 ⑪ 生物・遺伝資源に関する新国際規範への対応
デジタル環境下での著作権保護及び公正利用の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ⑫ デジタルコンテンツ著作権保護体系の整備 ⑬ デジタルプラットフォームを活用した著作物利用の活性化 ⑭ 韓流コンテンツのグローバルな進出への支援 ⑮ 新技術トレンドに符合するコンテンツ創出エコシステム造成
IP エコシステムの基盤強化	<ul style="list-style-type: none"> ⑯ 新技術・新産業の出現に伴う IP 保護体系の整備 ⑰ 特許権の信頼性・安定性向上 ⑱ IP サービス業の活性化支援 ⑲ IP 人材プール拡充及び地域 IP 力向上 ⑳ 植物新品種の開発活性化及び保護強化

* 出所：国家知識財産委員会、「第 2 次国家知識財産基本計画（2017～2021）」（2016.12）

国家知識財産委員会は 2017 年 3 月 29 日、第 19 次会議で 2017 年国家知識財産施行計画を審議・議決した。2017 年国家知識財産施行計画は第 2 次国家知識財産基本計画で示した 5 大戦略と 20 大核心課題のうち、2017 年に先に推進する 82 の細部課題で構成されている²⁰。

これと共に、国家知識財産委員会は 2017 年 3 月 29 日、2018 年度の政府知的財産財源配分方案について審議・議決した²¹。

²⁰ 国家知識財産委員会は 2017 年 3 月 29 日に開催された第 19 次会議で 2017 年度国家知識財産施行計画（案）を審議・議決した。

²¹ 知識財産基本法第 6 条に基づき、国家知識財産委員会は知的財産事業の財源配分方向を策定し、政府の予算編成の過程に反映しなければならない。

[表 3-1-2] 第 2 次国家知識財産基本計画の 5 大戦略ごとの 2018 年知識財産財源配分方案

5 大戦略	10 の核心課題
高品質 IP 創出及び事業化の活性化	① IP-R&D 戦略拡大及び標準特許戦略強化 (R&D-特許-標準の連係強化支援など) ② 技術事業化促進のための技術取引・IP 金融活性化 (IP 価値評価を通じた保証・投資など資金支援の拡大など)
中小企業の IP 競争力向上及び保護強化	③ 中小・中堅企業の IP スキル強化 (IP-R&D 支援強化、特許バウチャー導入など) ④ IP 保護体系強化及び公正な取引文化の造成 (検察・警察の技術専門人材強及び専門担当捜査体系構築支援など)
グローバル市場での IP 活動支援の強化	⑤ グローバル進出企業の現地 IP 活動支援強化 (IP-DESK 拡充、特許共同審査 (CSP) 拡大など)
デジタル環境下での著作権保護及び公正利用の活性化	⑥ デジタルコンテンツの保護・利用体系活性化 (知能型技術を活用した保護技術開発強化など) ⑦ 良質のコンテンツ創出・活用支援強化 (バーチャルリアリティ、AI など有望文化技術 R&D 支援拡大など)
IP エコシステムの基盤強化	⑧ 新技術・新事業に対する IP・SW 保護体系整備 (教育人材拡充など SW 知的財産権保護インフラ拡充支援) ⑨ 高品質審査実現及び専門担当者養成強化 (知能型審査システム構築、IP サービス業投資支援拡大など) ⑩ 高有生物・遺伝資源発掘確保及び活用基盤構築 (ゴールドエンシードプロジェクト (2 段階)、R&D 支援拡大など)

* 出所：国家知識財産委員会、「2018 年度政府知識財産財源配分方案」(2017.3)

2. 海外主要国の知的財産保護政策

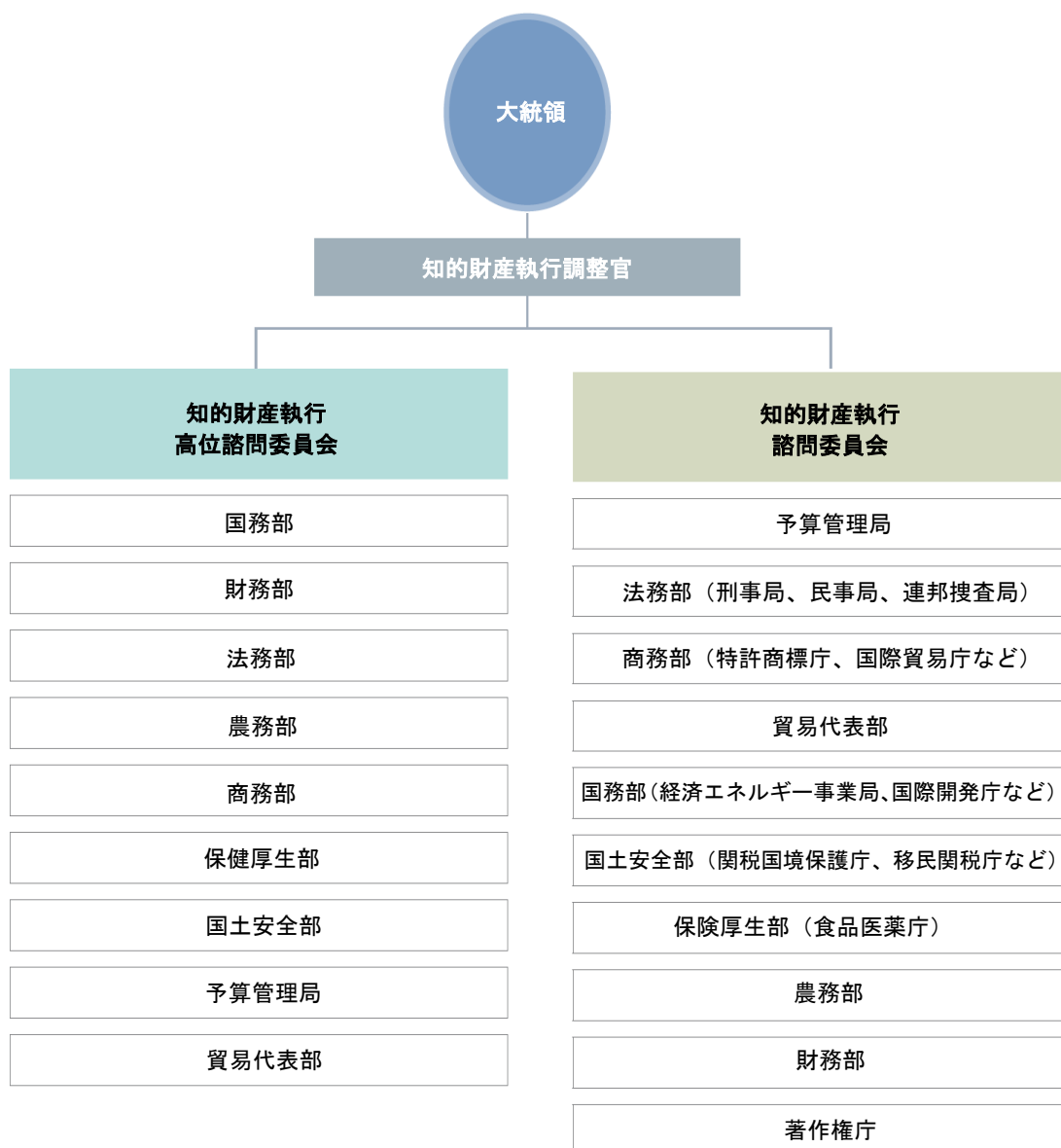
(1) 米国

(イ) 米国の知的財産保護体系

米国は 2008 年 9 月、知的財産のための資源及び組織優先化に関する法律 (Prioritizing Resources and Organization for Intellectual Property Act) を制定した。この法律は知的財産権の保護水準を引き上げ、知的財産権執行機関間の協力を促進することで、知的財産侵害行為に対する執行力を強化するという内容を盛り込んでいる。この法では米国の知的財産政策推進と知的財産権の保護・執行を主導するコントロールタワーとして知的財

産執行高位諮問委員会 (Senior IP Enforcement Advisory Committee)、知的財産執行諮問委員会 (IP Enforcement Advisory Committee)、知的財産執行調整官 (Intellectual Property Enforcement Coordinator) の設置が規定された。ここで知的財産執行調整官は知的財産執行高位諮問委員会と知的財産執行諮問委員会の議長を務める。この二つの諮問委員会は知的財産執行に関する政府間戦略計画委員会 (Interagency Strategic Planning Committees on IP Enforcement) と通称される。

[図 3-1-2] 米国の知識財産政策及び知的財産権保護・執行推進体系



* 出所：米国知的財産執行調整官、「2017-2019 知的財産執行に関する合同戦略計画」(2016.12) 再構成

(ロ) 知的財産執行に関する合同戦略計画の策定・推進

2010年以來、米国知的財産執行調整官(IPEC)は知的財産執行強化に向けた戦略計画(3ヶ年)を策定してきた。米国知的財産執行調整官は政府機関、産業界、教育機関、貿易機構、公益団体など多様な利害関係者の意見をまとめ上記の戦略計画を策定している。そしてその戦略計画を大統領と議会に報告している。最近の計画は2016年12月に策定した「2017 - 2019 知的財産執行に関する合同戦略計画 (Joint Strategic Plan on Intellectual Property Enforcement)」である。この戦略計画で提示している4大主要目標は以下のとおりである。

2017 - 2019 米国知的財産執行に関する合同戦略計画の4大主要目標

- ①営業秘密及び知的財産権侵害による経済的・社会的影響に対する国レベルでの理解を向上
- ②オンライン上の偽造行為及び知的財産権侵害行為を最小化することで、安全なネット環境を造成
- ③安全で容易な合法的取引を促進
- ④効果的な知的財産権執行を支援し、国内の知的財産権戦略及びグローバル協力を強化

* 出所：米国知的財産執行調整官、「2017 - 2019 知的財産執行に関する合同戦略計画」(2016.12)

米国は2016年に営業秘密保護法(Defend Trade Secret Act)を発効させ、営業秘密侵害がある場合には直接連邦裁判所へ提訴できるようにした。このような米国の営業秘密保護強化政策は合同戦略計画でも強調されている。2017年6月、米国特許商標庁(USPTO)は「2017 - 2019 米国知的財産執行に関する合同戦略計画」の推進に向けて、一助となれるよう、効果的な営業秘密の保護・執行システムを導入する計画だと発表した。

(ハ) トランプ政権の知的財産保護政策

2017年にトランプ政権が発足し、自国の知的財産を保護するための政策基調を強化している。2017年3月、トランプ大統領は米国通商法の効果的かつ効率的な執行を目的として「貿易と偽造に関する大統領令」に署名した。これを受け、米国土安全保障省(Secretary of Homeland Security)は関税・国境警備局(CBP)を通じて米国貿易法と関税法違反行為を根絶するための戦略を開発中で、そこには次の事項が盛り込まれる予定である。

米国貿易法及び関税法違反行為根絶のための戦略の主要内容

- ①関係法律上、認められない物品の輸入に対し、差し押さえ以上の手段で取り締まることができるように認める
- ②模倣品輸入から知的財産権者を保護するために効果的かつ迅速な手段を確保
- ③知的財産権の侵害や違反に関する情報を知的財産権者と共有できる方法を考案
- ④米国通商法を侵害すると疑われる物品の廃棄権限を関税・国境警備局長に与える

* 出所：米国ホワイトハウス、「貿易と偽造に関する大統領令」(2017.3)

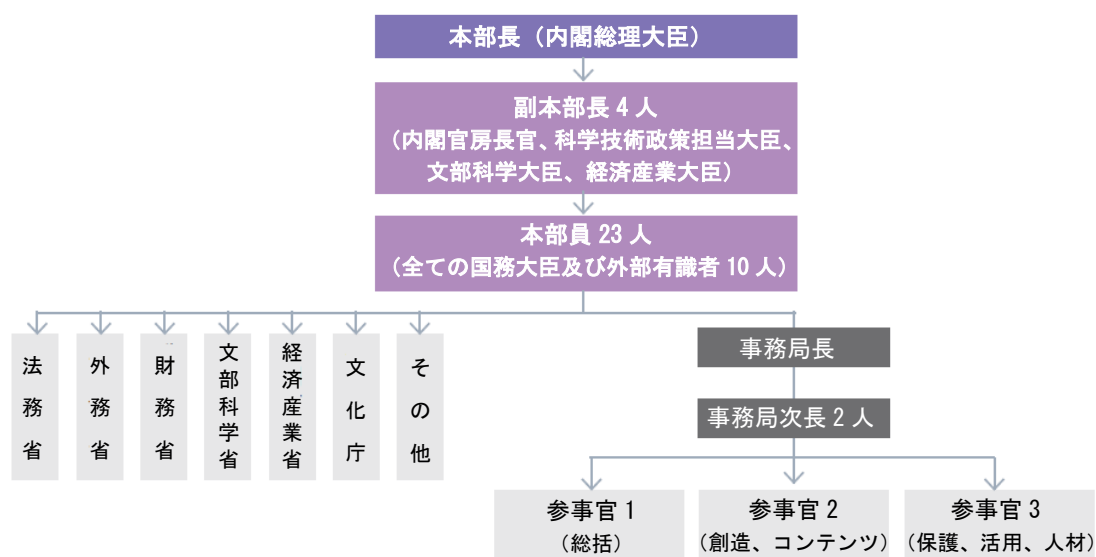
トランプ大統領が訴える米国の知的財産保護強化は中国にも影響を及ぼしている。2017年8月、トランプ大統領は米通商代表部（USTR）に米国の知的財産権、イノベーション又は技術開発に損害を与える中国の不合理又は差別的な政策について調査するよう指示する大統領令に署名した。

(2) 日本

(イ) 日本の知的財産保護体系

日本の知的財産政策は安倍晋三首相を中心とした知的財産戦略本部が担当している。2013年6月、日本知的財産戦略本部は今後10年間、日本政府が推進する核心事項を盛り込んだ「知的財産政策ビジョン」を公表した。

[図 3-1-3] 日本の知的財産政策推進体系



この知的財産政策ビジョンは日本の自国産業の国際競争力強化を目標としており、その目標を達成するための推進戦略として「知的財産政策ビジョン4大戦略」を提示し、日本の知的財産政策の基本方針を設定している。

日本「知的財産政策ビジョン」の4大戦略

- ①産業競争力強化のためのグローバルな知的財産システム構築
- ②中小・ベンチャー企業の知的財産管理への支援強化
- ③デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備
- ④コンテンツを中心にしたソフトパワーの強化

* 出所：日本知的財産戦略本部（知的財産戦略本部）、「知的財産政策ビジョン」（2013.6）

(ロ) 知的財産推進計画の策定・推進

日本知的財産戦略本部は2003年に制定された「知的財産基本法」(2003)に基づき、毎年「知的財産推進計画」を策定している。この推進計画には日本政府の知的財産政策戦略の基本方針と施策を盛り込まれている。

2016年5月に公表された「2016年知的財産推進計画」では「①知的財産の連係によるオープンイノベーション、②知的財産教育及び人材育成、③コンテンツ及びアーカイブの展開・活用、④知的財産紛争処理システムの機能強化」が日本の知的財産産業の競争力強化策として挙げられている。推進計画の4大戦略目標と8大細部計画は次のとおりである。

日本「2016年知的財産推進計画」の4大戦略目標と8大細部計画	
第4次産業革命時代における 知的財産革新の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知的財産システム構築 ・オープンイノベーションに向けた知的財産管理方策推進
知的財産に関する認識拡大及び 知的財産に関する活動の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産教育及び人材育成の充実 ・地方、中小企業、農林水産分野などで知的財産戦略推進
コンテンツの新規展開推進	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツの海外展開及び産業基盤の強化 ・アーカイブ活用促進
知的財産システムの基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産紛争処理システムの機能強化 ・世界を先導する審査によるグローバル事業展開への支援強化

* 出所：日本知的財産戦略本部、「2016年知的財産推進計画」(2016.5)

2017年5月に公表した日本の知的財産推進計画は2016年とほぼ同じであるが、第4次産業革命時代の到来に備えて知的財産権関連の法制度整備を持続的に推進しているという点に特徴がある。日本の「2017年知的財産推進計画」の方向性と細部計画は次のとおりである。

日本「2017年知的財産推進計画」の方向性及び細部計画

第4次産業革命の基盤となる 知的財産システム構築	<ul style="list-style-type: none"> ・データ・人工知能活用促進に伴う効果的な知的財産制度構築 ・知的財産システム基盤整備 ・グローバル市場を主導する知的財産・標準化戦略の総合的推進
地域創生及び革新推進	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業・食品産業などを支援する知的財産の活用・強化 ・地方・中小企業の知的財産活用及び産学・産業間の連携推進 ・知識財産教育、知識財産人材育成推進
文化産業のコンテンツ力強化	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツの海外進出促進及び産業基盤強化 ・映画産業の振興 ・デジタルアーカイブ構築

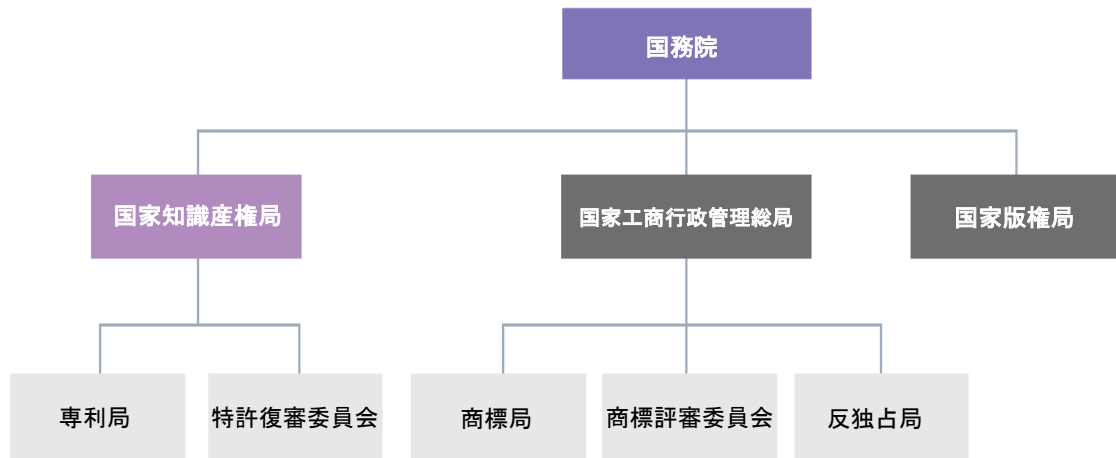
* 出所：日本知的財産戦略本部、「2017年知的財産推進計画」（2017.5）

(3) 中国

(イ) 中国の知的財産保護体系

中国の知的財産政策は国務院と国家知識産権局（SIP0）を中心となり推進している。国務院は2008年6月、国家レベルの知的財産権政策である「国家知的財産権戦略要綱」を公表した。同戦略要綱は2020年までに中国国家知的財産の創造・運用・保護・管理体系を高い水準に引き上げることを目標にし、知的財産権の管理水準向上及び保有量増大、知的財産権分野への投資拡大、知的財産権保護制度の改善、知的財産権尊重文化の形成という目標を設定している。この目標を達成するために「①知的財産権制度の整備、②知的財産権の創造と利用推進、③知的財産権の保護強化、④知的財産権の濫用防止、⑤知的財産権文化意識の培養」という5大重点戦略を採択している。

[図 3-1-4] 中国の知的財産政策推進体系



(ロ) 国家知的財産戦略などの策定・推進

2014年12月、中国国務院は「国家知的財産権戦略の深化実施工動計画（2014～2020）」を公表した。これは知的財産権の量的成長に重点を置いた2008年の「国家知的財産権戦略要綱」を発展させたもので質的成長も共に強調した推進戦略である。

中国「国家知的財産権戦略の深化実施工動計画」の主要内容

- ① 知的財産権の創出・活用促進による産業構造の転換
- ② 知的財産権の保護を通じた健全な市場環境の造成
- ③ 知的財産権管理効率の向上
- ④ 知的財産権の国際協力拡大を通じた国際競争力の向上

* 出所：中国国務院、「国家知的財産権戦略の深化実施工動計画（2014～2020）」（2014.12）

その後、2016年6月、中国国務院は「2016年国家知的財産権戦略の深化実施と知的財産権強国建設加速に向けた推進計画」を発表した。この計画は中国が達成しなければならない知的財産権関連6分野の重点推進目標を設定し、それを実現するための99項目の業務措置を盛り込んでいる。

中国「2016年國家知的財産権戦略の実施推進計画」の重点推進目標

- ①厳格な知的財産権保護：電子商取引、ソフトウェアといった産業での特許権保護執行を強化
- ②知的財産権の創出及び活用強化：高品質な知的財産権の創出や活用を強化し、知的財産権集約産業を育成
- ③知的財産権分野の改革強化：知的財産権の総合管理改革のモデル業務推進、知的財産権目標評価制度を創設
- ④知的財産権分野での対外協力及び交流強化：国際機構との交流強化、IP5と知的財産権分野の協力を持続的に推進
- ⑤知的財産権発展の基礎構築：知的財産権関連データベース構築、知的財産権教育を通じた知的財産人材養成
- ⑥組織の業務実施及び保障強化：知的財産権戦略を実施する業務部処間の連席会議制度を完備、関係機関はこれを受容

* 出所：中国国務院、「2016年國家知的財産権戦略の深化実施と知的財産権強國建設加速に向けた推進計画」（2016.6）

このような中国の知的財産戦略推進は2017年もそのまま続いている。2017年1月、中国国務院は「第13次5ヶ年國家知的財産権の保護及び活用規画」を公表した。この規画は2016年から2020年までの5ヶ年に対する知的財産分野の核心政策の方向を策定したものである。中国国務院は同規画を通じて2020年までに知的財産権保護環境の改善、知的財産権活用の効率性向上、知的財産権の総合力向上を実現することを目指している。この目標を達成するために知的財産権法制度の完備、知的財産権の保護水準向上、知的財産権の品質向上などを重点的に推進する予定である。この規画は知的財産分野における初の國家レベルの計画で、ここから知的財産権の保護、知的財産権の創出促進に向けた中国政府の強い意志が垣間見える。

中国2017年「國家知的財産権の保護及び活用規画」の主要内容

▲発展目標

- ①知的財産権保護環境の改善
- ②知的財産権活用の効率性向上
- ③知的財産権の総合力向上

▲主要任務

- ①知的財産権分野の改革深化
- ②厳格な知的財産権保護推進
- ③知的財産権の有効活用促進

▲重点業務

- ①知的財産権法制度の完備
- ②知的財産権の保護水準向上
- ③知的財産権の品質・効率向上
- ④知的財産権に強い省・市の建設
- ⑤知的財産権に強い企業の設定
- ⑥産業のグレードアップ発展の推進
- ⑦知的財産権の開放協力促進

* 出所：中国国務院、「第13次5ヶ年國家知的財産権の保護及び活用規画」（2017.1）

中国は特に、知的財産保護強化に対する強い意志を示している。2017年7月、習近平主席は李克強首相や財政経済分野の高位級関係者に向けて、知的財産権保護を強化するために、法制度の整備、知的財産権侵害に対する厳罰化を要求した。また、2017年全国両会でも知的財産権の総合管理改革、知的財産国際協力、知的財産権保護強化などが国の核心議題として扱われた。

(ハ) 知的財産権保護のための法律制定など

2017年、中国は知的財産保護に関する主要法律を制定・改定した。2017年3月、第12期全国人民代表大会の第5次会议で「中華人民共和国の民法総則」が成立した。この法は従来、民法通則には盛り込まれていなかった営業秘密、集積回路配置設計、植物新品種に関する内容を追加し、知的財産権の民事的保護範囲をより一層拡大した。2017年11月には「反不正当竞争法」を改正し、営業秘密侵害と不正競争行為に対する規定を明記した。この法改正により、インターネットでの不正競争の類型が新設され、インターネットでの不正競争行為の類型が具体的に明記されるとともに、過料の限度額を引き上げられた。

中国はインターネットでの知的財産権を保護するためにも、さまざまな政策を策定した。2017年1月、中国共産党中央弁公庁は国務院の弁公庁と共同で「モバイル・インターネットの健全かつ秩序ある発展に関する意見」を発表した。この意見には知的財産関連機関にモバイル・インターネット分野での特許創出及び特許プール（patent pool）設立を奨励し、モバイル・インターネットに関する技術及びビジネスモデルに対する知的財産権保護強化などを推進するように促している。また、電子商取引に関して「電子商取引法」の素案を作った。この法は電子商取引の経営者に知的財産権の保護を義務付けるものである。電子商取引の経営者が知的財産権者から侵害申告を受けても必要な措置を取らない場合、プラットフォームの経営者も連帯責任を負うことになる。

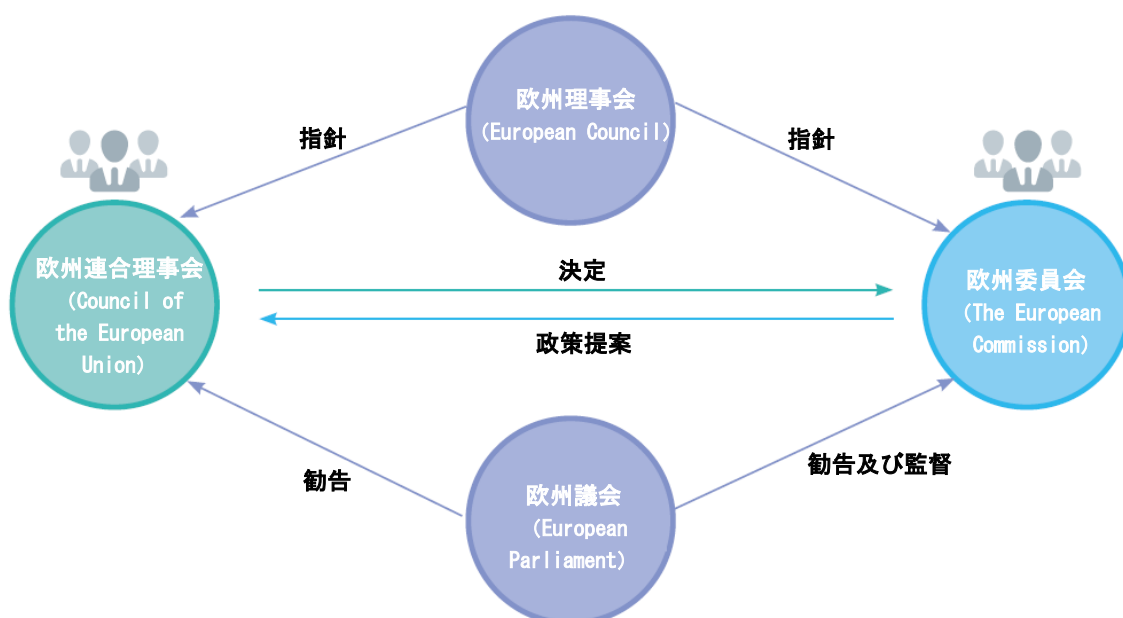
また、中国は知的財産執行強化のために多様な取り締まり活動も行っている。2017年5月から11月までに国家工商行政管理総局は国家発展改革委員会、工業情報化部、公安部、海関総署などの関連機関と共同で「2017年インターネット市場管理監督特別行動」を実施した。これは主にインターネット市場の競争・消費環境を改善し、インターネット経済を健全なものに発展させることを目指すものである。特に、知的財産権の侵害・偽造行為、個人情報漏洩などを含め、インターネットで発生した違法行為を対象にして集中的な取り締まりが行われた。

(4) 欧州

(イ) 欧州の知的財産保護体系

欧州の知的財産政策は欧州特許庁（EPO）、欧州連合知的財産庁（EUIPO）が策定するものと、欧州議会（European Parliament）、欧州理事会（European Council）、欧州委員会（The European Commission）などによって策定・施行されるものに分かれる。通常、欧州委員会が欧州の知的財産政策を策定し、欧州理事会と欧州議会の議決を通して最終的に決定がされる。

[図 3-1-5] 欧州連合の知的財産政策推進体系



2004年4月、欧州連合は「知的財産権執行指針 (Directive on the enforcement of intellectual property rights)」を作り、欧州連合加盟国の知的財産執行の統一化を図った。この指針に基づき、欧州連合加盟国は国内立法化を完了している²²。

欧州連合知的財産権執行指針の目的は欧州連合加盟国間の知的財産権執行を保障するために必要な手続きと救済策を一本化することにある²³。この指針は知的財産権の民事法的な執行のみを規定し、刑事的制裁については従来と同様にWTO・TRIPS協定ないしは加盟国の国内法に従う²⁴。

²² 欧州連合知的財産権執行指針第20条第1項に基づき、欧州連合加盟国は2006年4月までに執行指針の内容を国内立法化する履行措置を取らなければならない。

²³ 欧州連合知的財産権執行指針第1条

²⁴ 欧州連合知的財産権執行指針第2条第3項

(ロ) 欧州の特許制度の一本化及び商標制度改革に向けた取り組み

欧州連合は2012年から欧州地域のイノベーションと経済成長を図るために、欧州単一特許制度 (Unitary Patent System) の導入と欧州統一特許裁判所 (Unitary Patent Court) の設置を推進してきた。欧州特許制度の一本化には欧州統一特許裁判所協定 (Unitary Patent Court Agreement) の発効が欠かせない。そのためにはイギリス、ドイツ、フランスを含め、少なくとも13ヶ国以上の欧州連合加盟国が批准しなければならない。しかし2016年6月のイギリスのEU離脱 (Brexit) 決定、2017年6月ドイツで提起された欧州統一特許裁判所協定に対する憲法訴訟などにより、未だ欧州特許制度の一本化は実現していない。

しかし、2017年にイタリア、エストニア、リトアニアが追加で欧州統一特許裁判所協定を批准した。これで加盟国13ヶ国の批准要件が満たされ、今後ドイツとイギリスの批准があれば、同協定が発効する見通しである。その上、イギリスが既に2016年11月、公式声明を通じて欧州統一特許裁判所協定の批准手続きに着手しており、同体制に残留するという意志を表明した。ドイツでもこの協定に対する憲法訴訟が認められる可能性は低いため、今後、欧州統一特許裁判所協定は発効すると予想される。

欧州連合は商標制度改革も推進した。欧州議会は2015年12月、欧州連合商標制度改革パッケージ法 (EU Trademark Reform Legislative Package) を成立させた。この法は商標指針と商標規則からなっている。この法に基づき、2016年3月から欧州共同体商標意匠庁 (OHIM) が欧州連合知的財産庁 (European Union Intellectual Property Office, EUIPO) に改称された。また、欧州連合加盟国は2019年1月までにこの商標改革法の内容を国内で立法化しなければならない。欧州連合商標制度改革パッケージ法の主要内容は次のとおりである。

欧州連合「商標改革法」の主要内容

商標指針 (Directive) 2016年1月13日発効	商標規則 (Regulation) 2016年3月23日発効
①1989年商標指針改正、域内商標登録手続一本化	①欧州連合知的財産庁 (EUIPO) と改称
②商標手数料体系の改善、1類1手数料体系導入	②共同体商標 (Community Trade Mark) の名称を
③域内模倣品を効果的に取り締まる方策導入	欧州連合商標 (EU Trade Mark) に変更

(ハ) 知的財産権保護に関する計画の策定・発表

欧州委員会は2017年11月、「知的財産権保護に関する計画」を公表した。この計画は欧州の中小企業、スタートアップのイノベーションと創造への投資保護という観点から、知的財産を保護するために作られた。推進戦略として偽造・違法コピーの根絶に向けた取り組みの強化と公正でバランスの取れた標準必須特許体制の構築を重要課題に選定し、具体的な内容を提示している。

欧州執行委員会「知的財産権保護に関する計画」の主要内容

偽造・違法コピーの根絶に向けた取り組み強化

- ①知的財産権執行指針の適用に関する明確な指針策定、知的財産紛争のための代案的な紛争解決策づくりなど
- ②違法なウェブサイトの広告、模倣品運送などに関する自主的合意など、民間主導の知的財産権保護活動への支援
- ③中国、東南アジア、南米国など、第3国との知的財産権協力プログラムの強化、税関当局間の協力強化など

標準必須特許のための公正でバランスの取れた体制構築

- ①透明かつ予測可能なライセンス規定に基づいた製造業者の技術アクセスの保障
- ②研究開発、標準化活動などに関わる特許権者に対する正当な補償確立

* 出所：欧州委員会、「知的財産権保護に関する計画」（2017.11）

（二）知的財産権の保護・執行強化のための活動

2017年、欧州連合は知的財産権保護のための国際協力活動を着実に展開した。これと共に、欧州域内の模倣品取り締まりを活発に実施し、知的財産権執行努力を強化した。

特に、欧州刑事警察機構（Europol）は欧州不正対策局（OLAF）、国際刑事警察機構（Interpol）などと協力し、一年を通して大々的な模倣品取り締まり作戦を展開した。欧州刑事警察機構（Europol）が行った2017年の主な取り締まり活動は以下のとおりである。

[表 3-1-3] 2017年欧州刑事警察機構（Europol）の取り締まり活動

日時	作戦名	取り締まり品目	取り締まり実績
2017.4	オプソン作戦 (Operation OPSON)	国際不良食品取り締まり	2億3千万ユーロに当たる偽造・不良食品を摘発
2017.6	レネゲード作戦 (Operation Renegade)	偽造自動車部品など 模倣品取り締まり	7万以上の偽造自動車部品と偽造生活用品40万個、偽造タバコ5,600万個を押収
2017.7	シルバー・アックス作戦 (Operation Silver Axe)	偽造農薬及び 違法・偽造医薬品	計122万トンの偽造農薬及び5,100万ドル以上の違法・偽造医薬品
2017.9	パンゲアエックス作戦 (Pangea X)	取り締まり	

一方、欧州連合知的財産庁は知的財産権侵害による欧州市場内の経済的損失と危険性について発信するために、各産業分野が被った知的財産権侵害による経済的費用に関する報告書シリーズを追加で発刊した。2017年には農薬分野とスマートフォン産業分野で知的財産権侵害によって発生した経済的損失に関して調査した。

02 知的財産保護政策の推進体系

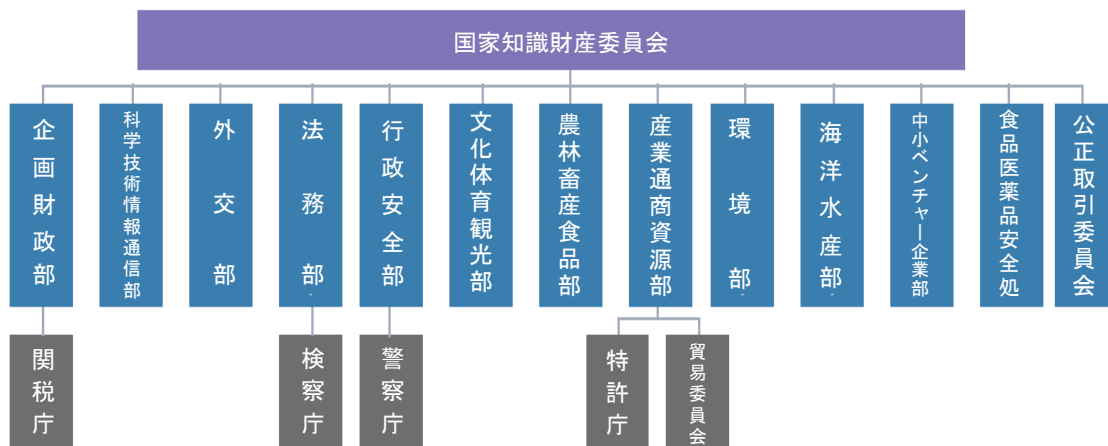
1. 知的財産権保護に関する政府部処体系

大統領直属の国家知識財産委員会は、産業財産権、著作権、新知的財産など知的財産権の保護に関する「国家知識財産基本政策」を策定し、政府部処の知的財産政策活動を総括的に調整し管理する役割を担っている。その国家知識財産委員会を中心に、各部処は担当業務に関する知的財産政策を策定し施行している。産業財産権関連政策の策定及び出願・登録などは産業通商資源部傘下の特許庁が担当している。著作権関連政策及び登録などは文化体育観光部が担当する。遺伝資源、伝統的知識などの新知的財産は環境部、農林畜産食品部、海洋水産部などの関係機関が関連法に基づき、業務を担当している。

科学技術情報通信部は「知識財産基本法」運営に関する事項及び国家知識財産委員会の主要案件に対する協議・調整、研究開発（R&D）に関する知的財産協議会の育成支援、情報通信・放送技術分野の知的財産権及び技術情報の管理などを担当している。中小ベンチャー企業部は中小企業の技術流出防止のためにセキュリティーシステムを構築し、技術保護専門担当機関などを設置して技術任置制度を運営している。

関税庁は通関段階での知的財産を侵害した輸出入品の取締り、通関止めなどを行っている。そして貿易委員会は知的財産権侵害など不公正貿易行為について調査し、違反業者を制裁することで公正な貿易秩序を確立する業務を行っている。公正取引委員会は知的産業分野における独占・寡占の濫用や不公正な取引の調査、知的財産に関する競争政策の策定、制度改善などを担当する。食品医薬品安全処は商標権や特許権を侵害した違法医薬品の流通を取り締まっている。

[図 3-2-1] 知的財産保護政策に関わる政府部処



2. 知的財産権保護に関する法律及び所管部処

知的財産の保護に関する法律と規定は多様な領域にわたっている。知的財産権に直接関連する法律と、隣接して関連する法律がある。法律ごとに所管部処も異なる。韓国の知的財産に関する基本法は「知識財産基本法」であり、科学技術情報通信部（国家知識財産委員会）の所管法律である。

産業財産権に関する「特許法」、「実用新案法」、「商標法」、「デザイン保護法」、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法」は特許庁の所管法律である。「著作権法」、「コンテンツ産業振興法」は文化体育観光部の所管である。

新知的財産に関する「植物新品種保護法」は農林畜産食品部と海洋水産部が所管する。遺伝資源関連法である「遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に関する法律」、「農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」、「海洋水産生命資源の確保・管理及び利用などに関する法律」はそれぞれ環境部、農林畜産食品部、海洋水産部が所管している。「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」、「不公正な貿易行為に関する調査及び産業被害救済に関する法律」は産業通商資源部が所管する。この他、さまざまな部処が所管する法律に知的財産の保護・執行に関する規定が設けられている。

知的財産の保護・執行に関する法律と所管部処を整理すると次のようになる。

[表 3-2-1] 知的財産権保護に関する法律及び所管部処

知的財産権の保護に関する法律	分野	所管部処
知識財産基本法	知的財産一般	国家知識財産委員会 科学技術情報通信部
ソフトウェア産業振興法 生命研究資源の確保・管理及び活用に関する法律	知的財産一般	科学技術情報通信部
特許法 実用新案法 商標法 デザイン保護法 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律 半導体集積回路の配置設計に関する法律 発明振興法 弁理士法	産業財産権	特許庁
文化産業振興基本法 著作権法 公演法 ゲーム産業振興に関する法律 音楽産業振興に関する法律 コンテンツ産業振興法 映画及びビデオ物の振興に関する法律	著作権	文化体育観光部

知的財産権の保護に関する法律	分野	所管部処
種子産業法 農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律	新知的財産	農林畜産食品部
植物新品種保護法	新知的財産	海洋水産部 農林畜産食品部
海洋水産生命資源の確保・管理及び利用などに関する法律	新知的財産	海洋水産部
農水産物品質管理法	新知的財産	農林畜産食品部 海洋水産部 食品医薬品安全処
対外貿易法 産業技術の流出防止及び保護に関する法律 不公正な貿易行為に関する調査及び産業被害救済に関する法律	知的財産一般	産業通商資源部
防衛産業技術保護法	産業財産権	国防部
薬事法	産業財産権	保健福祉部 食品医薬品安全処
中小企業の技術保護支援に関する法律 中小企業振興に関する法律	産業財産権	中小ベンチャー企業部
独占規制及び公正取引に関する法律	知的財産一般	公正取引委員会
司法警察管理の職務を行う者とその職務範囲に関する法律	知的財産一般	法務部
国有財産法	知的財産一般	企画財政部
関税法	知的財産一般	関税庁

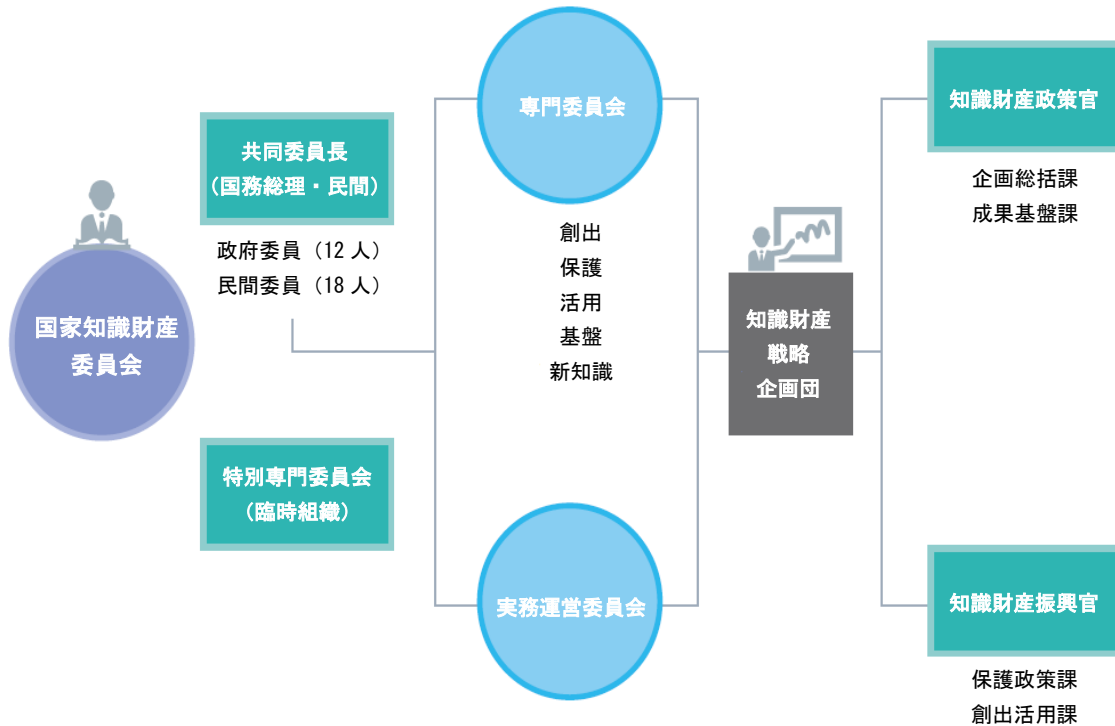
3. 知的財産権保護に関する各政府部処の活動

(1) 国家知識財産委員会

国家知識財産委員会は①国家知識財産基本計画及び施行計画の策定・変更、②基本計画及び施行計画の推進状況に対する点検・評価、③知的財産関連財源の配分方向及び効率的運用、④知的財産の創出・保護及び活用促進とその基盤造成のための施策などの知的財産に関する主な政策を審議・調整・点検する。

同委員会は12人の政府委員、18人の民間委員からなり、国務総理と民間委員長が共同委員長を、科学技術情報通信部長官が幹事を務める。傘下に5つの専門委員会（創出・保護・活用・基盤・新知的財産）があり、重要案件について専門的検討を行う臨時組織として特別専門委員会を設けている。また、委員会案件の事前検討及び政府部処間の意見を調整する実務運営委員会、委員会の業務を支援する知識財産戦略企画団も設けている。

[図 3-2-2] 国家知識財産委員会の機構図



* 出所：国家知識財産委員会ウェブサイト (www.ipkorea.go.kr)

(2) 特許庁

産業通商資源部傘下の特許庁は特許、実用新案、デザイン、商標に関する事務、それに対する審査・審判事務を司る²⁵。また、多様な発明振興施策を策定・施行し、産業財産権の国際化を進めており、特許権、商標権、デザイン権などの産業財産権の保護に関する法制度を検討し、制定・改定を推進する。

具体的には、①特許、実用新案、デザイン、商標など、国内外の出願・審査・登録業務を担当する。②特許審判院を置き、特許権、商標権など産業財産権に対する無効審判、権利範囲確認審判などの審判制度を実施する。③韓国の産業発展及び国家競争力向上に向けた多様な産業財産権政策を策定・施行し、産業財産権に関する法制度を司る。

また、産業界への特許技術情報の拡散、産業財産権の効果的な保護・管理のために産業財産権に対する行政情報化も推進し、模倣品の生産・流通といった商標権侵害行為や不正競争行為に対する取り締まり活動も行う。

さらに特許庁は審査官、審判官、産業財産権専任人材など知的財産権関連の専門人材の育成及び能力強化、産業財産権に関する国際協力枠組みの構築・運営など、多様な役割を

²⁵ 政府組織法第 37 条第 5 項

果たしている。他に半導体集積回路の配置設計、営業秘密、トレードドレスなど、新知的財産に対する保護活動なども並行して行う。

(3) 文化体育観光部

文化体育観光部は知的財産権のうち、著作権分野を総括し、著作権保護に向けた総合計画を策定・施行する。また、著作権の保護と利用活性化のバランスを取り、文化及び関連産業の向上・発展に向けて多角的に取り組んでいる。

具体的に見ると、①著作権保護体系の強化に向けた総合計画の策定・施行、②著作物の利用活性化に向けた支援政策の推進、③著作権関連産業の発展基盤強化などを担当し、均衡と共生の著作権保護エコシステムを作るために取り組んでいる。

また、著作権に関する認識改善のための教育・広報を実施し、違法著作物の流通に関する実態調査と取り締まりを行う。著作物利用者を保護するための健全な著作物利用環境づくりなど、著作権保護を強化するために多様な政策を展開している。

さらに、文化体育観光部は韓流コンテンツ侵害への対応及び海外著作物の合法利用に向けた総合支援体系を構築・運営するとともに、著作権に関する国際協力を強化・拡大している。その他、著作権保護のための違法コピー防止技術の開発も支援している。

(4) 検察庁と警察庁

(イ) 検察庁

検察庁は全国 28 の検察庁に知的財産権を専任する検事室を設置し、知的財産権侵害者に対する取り締まりを体系的に実施している。特に、大検察庁は文化体育観光部、特許庁、関税庁などと協力体制を構築し、知的財産権侵害者に対する合同取り締まり活動を持続的に展開している。

また、増加する知的財産権侵害事件を効果的に処理するために、専門性を強化する制度を導入している。特に、高度な技術的争点が含まれる特許侵害事件の場合、従来の捜査手法だけでは事件の真相を突き止めるのに限界があるため、これを補完するために 2015 年に大田地方検察庁を特許犯罪重点検察庁に指定した。

(ロ) 警察庁

警察庁は知的財産権保護のために「特許法」、「商標法」、「著作権法」、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」の違反に対する定期及び特別取り締まり活動を行っている。特に商標権侵害については模倣品の製造及び流通を集中的に取り締まり、周期的なサイバーモニタリングを通じて模倣品を販売するオンラインサイトを追跡している。また、警察

庁は著作権侵害と関連してインターネットを利用したコンテンツファイル共有行為や複製行為などを持続的に取り締まっている。

(5) 関税庁

関税庁は「関税法」第 235 条に基づき、知的財産権を侵害する物品の輸出入を阻止することが主な任務である。関税庁は知的財産権侵害物品を効率的に取り締まるために、権利者が保有する知的財産権に関する情報を税関に申告できるようにしている。関税庁に申告された知的財産権情報については通関段階で審査に活用できるよう、電算で確認することができる。関税庁は申告した輸出入貨物だけでなく、積み替え、国際複合一貫輸送、保税地域への搬入、保税運送、仮陸揚げ貨物に対しても知的財産権侵害の取り締まりを行っている。

他にも多様な知的財産権の保護活動を行う。関税庁は知的財産権保護申告制度の活性化と啓発活動を推進し、知的財産権侵害に対する国民の認識改善を図る。知的財産権を効果的に保護できるよう、権利者向けに知的財産権侵害識別教育を定期的を実施し、知的財産権侵害物品を摘発・取り締まるスキルの育成も行う。

また、通関段階だけでなく、流通段階でも知的財産権侵害物品に対する取り締まりを強化している。社団法人貿易関連知的財産権保護協会（以下（社）貿易関連知的財産権保護協会）などの民間団体と官民協議体を構成し、関係機関間で情報共有する取り締まり協力体系を築くことで、オンライン・オフライン上の取り締まりの実効性を高めている。

さらに、知的財産権保護に向けた国際協力も強化している。日中韓関税庁長会合及び世界税関機構（World Customs Organization、WCO）アジア・太平洋地域の知的財産権専門家招請研修など、知的財産権の保護強化に向けた国際協力基盤を固めている。これとともに、韓流ブランド（K-Brand）保護事業も持続的に推進し、韓国企業を保護している。

(6) 食品医薬品安全処

食品医薬品安全処はオンラインなどでの違法医薬品の流通を取り締まるために、関税庁、警察庁などの関係部処との常時取り締まり協力体系を構築している。同処は新薬の安定性・有効性に関する資料の利用を拡大するとともに、それに関する特許権を積極的に保護するために、医薬品許可 - 特許連携制度を導入した。これに関し、食品医薬品安全処は毎年、医薬品許可 - 特許連携制度の影響について評価する結果報告書を発刊することで、勧告の製薬産業、保健政策、雇用に及ぼす影響を産出・評価している。

また、医薬品特許インフォマティクスに関するデータベースを構築し、ジェネリック医薬品の開発に欠かせない許可情報、特許情報などを製薬会社に提供する²⁶。さらに、不正・

²⁶ 食品医薬品安全処、医薬品特許インフォマティクスのウェブサイト参照 (medipatent.mfds.go.kr)

不良医薬品が流通しないよう、地方自治体と協力して医薬品の製造・輸入・販売業者に対する監視情報交流及び合同監視も実施する²⁷。

近年は電子商取引の活性化など、社会環境の変化に伴い、食品医薬品安全処は国内外の不正・不良医薬品の流通を遮断するために取り組んでいる。そのためにオンラインモニタリング要員による医薬品違法流通に対するインターネットモニタリングを実施し、大学生、消費者団体など一般国民からなる医薬品安全保護隊によるインターネットモニタリング活動を奨励し、監視を強化している。医薬品の違法販売サイトや掲示物が確認された場合、アクセス遮断、又は掲示物削除などの措置を取っている。

食品医薬品安全処は危害事犯中央調査団及び警察庁など、司法機関との情報共有及び協力を行い、不正・不良医薬品の流通に対する効率的な監視体系を構築した。関税庁などとも業務協力を行い、海外からの不正・不良医薬品の流入遮断に取り組んでいる。そして食品医薬品安全処は、インターポールが主管し、世界の医薬品規制当局、税関、警察庁などが違法医薬品の流通を取り締まる「パンゲアプロジェクト」にも毎年参加し、海外に基盤を置く医薬品違法販売サイトをインターポールに通報するなど国際協力を推進している。

(7) 公正取引委員会

公正取引委員会は知的産業分野での独占・寡占の濫用と不公正な取引調査、知的財産権に関する競争政策の策定、制度改善などを担当する。同委員会は知的財産権行使に対する「独占規制及び公正取引に関する法律」適用の一般原則と具体的な審査基準である「知的財産権の不当な行事に対する審査指針」を設け、法執行の一貫性と予測可能性を高めている。

また、次世代半導体、無線通信など、技術標準が広がった分野で革新企業の成長を遮る特許権濫用行為に対する常時監視体系を構築し、製薬・バイオ分野で特許権を媒介とした市場参入制限など、不当な特許権行事に関する実態点検などを職権で実施している。

さらに、オンラインの音源流通など文化コンテンツ分野でも、中小企業の自由な市場参入や事業活動を妨げる談合行為がないかを監視する常時監視体系を構築・運営している。

(8) 貿易委員会

産業通商資源部傘下の貿易委員会は「不公正貿易行為に関する調査及び産業被害救済に関する法律」に基づき、知的財産権侵害など不公正な貿易行為に関する調査を行い、違反業者を制裁することで公正な貿易秩序を確立する業務を行う。同委員会は知的財産権侵害者に対し、輸出・輸入・販売・製造行為の中止、侵害物品の搬入排除及び廃棄処分、訂正

²⁷ 不正・不良医薬品とは、薬事法令に基づき、許可を受けていないもの（無許可）、許可された内容と有効成分が違うか、顕著に不足しているもの（不良）、許可済みの医薬品に似せて偽造又は変造したものなどの通称。保健犯罪取り締まりに関する特別措置法第3条

広告の是正命令を下すことができる。また、知的財産権侵害者に対し、直近3ヶ年度の年平均取引金額の30%以内で課徴金を課すことができる。

貿易委員会は輸出入取引の不正貿易行為について調査し、議決を経て是正措置命令、又は課徴金により、公正な貿易秩序確立に取り組んでいる。不正貿易行為があった日から1年以内に誰でも書面で不正貿易行為に関する調査を貿易委員会に申請することができる。

(9) 環境部

環境部は名古屋議定書の国家連絡機関として遺伝資源などへのアクセス及び利益配分に関する情報を提供する。これに関し、環境部は「遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に関する法律」第17条に基づき、傘下機関である国立生物資源館に遺伝資源情報管理センターを設置し運営している。

遺伝資源情報管理センターは国内外の遺伝資源などへのアクセス・利用及び利益配分に関する情報を取りまとめ・管理・調査・提供する業務、名古屋議定書第14条に従う国内の遺伝資源などに関する情報提供の業務などを行う。また、国家連絡機関、国家責任機関及び国家点検機関の業務に対する行政的・技術的支援に関する事項、国内の遺伝資源などの海外での利用実態などに関する調査を行うために、外国の遺伝資源情報管理機関との情報交流など国際協力に関する事項、遺伝資源などの提供者と利用者のアクセス・利用及び利益配分に対する認識改善のための広報に関する事項に対する業務を行う。

環境部傘下機関である国立生物資源館は生物多様性の価値保全のために、自生生物を戦略的に発掘し、保全する方策について研究し、生物資源の利用のために遺伝資源情報管理センターを運営する。また、生物資源統合情報システムである「朝鮮半島の生物多様性」ウェブサイト²⁸で生物情報を提供する。さらに、生物資源の持続可能な利用のために生物素材銀行を運営するなど、生物素材研究基盤を拡大している。

(10) 農林畜産食品部

農林畜産食品部は地理的表示を保護し、傘下機関である国立種子院は植物新品種を、農村振興庁は農業生命資源の管理体系の構築及び国際協力による遺伝資源の確保などを担当する。また、山林資源と山林新品種については国立山林品種管理センターが山林新品種の出願・登録及び植物新品種保護審判制度を運営している。詳しくは以下のとおりである。

農林畜産食品部は傘下の国立農産物品質管理院で農産物、水産物及びその加工品に対する地理的表示制を運営する。国立農産物品質管理院は農産物などの名声、品質が特定地域

²⁸ 国立生物資源館、朝鮮半島の生物多様性ウェブサイトを参照 (species.nibr.go.kr)

の地理的特性に起因する場合、地理的表示として登録・保護して地理的特産品の品質向上及び地域特化産業の育成を図る。

また、傘下の国立種子院では植物新品種保護法に基づき、植物新品種保護制度を運営する。品種保護制度は植物新品種育成者の権利を法律で保障する制度である。この制度は特許権など他の知的財産権と同様に育成者に排他的な独占権を付与する。植物の特性上、特許法で規定する特許要件を満たすことは難しいため、特別法という形態で植物新品種保護制度を運営し、新品種育成者の権利を法的に保護する。

農村振興庁傘下の国立農業科学院は農業遺伝資源の多様性を確保し、活用度を高めるために農業遺伝資源サービスシステムを運営する²⁹。このシステムは既に植物、微生物、昆虫など、分野ごとに独立していたサービス構造を統合したもので、農村振興庁、地方自治体、大学などが保有する国家全体の植物、微生物、昆虫、農業生命資源情報を総合的かつ効率的に提供する。山林庁傘下の国立山林品種管理センターは山林品種保護制度を実施し、山林新品種の出願及び登録をしている。

(11) 海洋水産部

海洋水産部は傘下の国立水産物品質管理院で水産物及びその加工品に対する地理的表示制を運営する。国立水産物品質管理院は水産物などの名声、品質が特定地域の地理的特性に起因する場合、地理的表示として登録・保護することで、水産物、水産加工品の品質向上と地域特化産業を育成し、消費者保護を図る。

また、傘下の国立水産科学院水産植物品種管理センターでは海藻類の新品種に対する出願・登録など、新品種育成者の権利を法的に保護する。水産生命資源情報センターは韓国水産生物資源を確保し、生物多様性協約に積極的に対処し、水産生物研究を活性化するために、水産生物種情報システムを構築・運営しており³⁰、これを通して水産生命資源の照会、分譲、貸与、寄託などを行っている。

海洋水産部は国立海洋生物資源館を海洋生物資源の収集・保存・展示及び研究などを行う責任機関に指定し、海洋生物資源の多様な確保と効率的な管理・利用を図っている。また、国立海洋生物資源館は海洋生命資源統合情報システムを構築・運営しており³¹、体系的な生命資源の管理と生命産業の源泉素材分譲を行っている。

(12) 外交部

外交部は海外に進出した韓国企業が知的財産権紛争に効率的に対応できるよう、在外公館を通じて海外知的財産権保護基盤を構築している。同部は在外公館の知的財産権担当官

²⁹ 農村振興庁国立農業科学院、農業遺伝資源サービスシステムのウェブサイト参照 (genebank.rda.go.kr)

³⁰ 国立水産科学院、水産生命資源情報センターのウェブサイト参照 (www.nifs.go.kr/frcenter/)

³¹ 国立海洋生物資源館、海洋生命資源統合情報システム参照 (www.mbris.kr)

のスキルアップを行い、駐在国当局者とのネットワークを構築し、知的財産権の主な動向を把握するなど、侵害発生を防止する活動を展開している。

また、海外知識財産センター（IP-Desk）などと緊密に協力し、知的財産権侵害に関わる報告を受けると、事件を迅速に把握し、海外知識財産センター及びKOTRAなどと現地で知的財産権紛争防止及び対応に対し、積極的に支援している。

さらに、知的財産権分野での国際協力及び国際的イニシアチブ掌握を目的に、知的財産権関連国際機構、地域協議体などの議論にも積極的に参加している。

(13) 中小ベンチャー企業部

中小ベンチャー企業部は「中小企業技術保護支援に関する法律」、「大・中小企業共生協力促進に関する法律」に基づき、中小企業の技術保護力を強化するための政策と事業を策定・推進する。

同部では、法律及びセキュリティー専門家による現場診断を行って解決策を提示し、深刻なセキュリティー問題や流出被害が発生する恐れがあれば、技術保護に関する相談・諮問を行う。また、核心技術情報を信頼性のある機関に保管し、技術奪取・盗用などによる紛争が発生した場合、保管された技術資料が法的に保護を受けられるようにする技術資料任置制度を運営している。

また、リアルタイム・ネットワーク管制及びトラフィック・イベントに対する分析・評価を行い、技術資料の流出をモニタリングし、対応を支援する技術保護隊サービスを施行している。ネットワーク、サーバー、文書セキュリティーなどの技術的対応ソリューションと、出入り管理などの物理的対応システムの構築を支援する技術流出防止システム構築事業を推進しており、法律・技術保護専門家が紛争事件に対して諮問・調停・仲裁をする中小企業技術紛争調停・仲裁委員会を運営している。

4. 知的財産権保護に向けた国内外の協力

(1) 知的財産権保護に関する国内の協力体系

(イ) 政府レベルの協力チャンネルの構築・運営

2012年4月、韓国政府は知的財産権分野で政府機関、関係機関、産業協会などが幅広く参加する協力チャンネルを構築するために、国家知的財産ネットワーク（Korea Intellectual Property Network、以下「KIPnet」という）をスタートさせた。現在、KIPnetは5つの分科を運営しており、各分科の幹事機関を中心に計158の参加機関が活動している。

KIPnet は知的財産に関する政策情報を得ることができる情報ソースであると同時に、多様な政策を提案する疎通チャネルとして機能する。また、産学研間で海外進出、海外知的財産権の獲得・維持、紛争対応などについての情報を交換し、支援を受けられる窓口であり、専門人材を集めるための情報交換ができる窓口でもある。

KIPnet は IP-R&D 分科、IP-保護分科、IP-金融分科、IP-人材・教育分科、IP-著作権分科で構成されており、各分野の 이슈について議論する。KIPnet は参加機関が自由に各分科に参加するように促しており、分科別に幹事機関と知識財産戦略企画団に担当官を指定し、分科の活性化、参加機関との協力を支援する。幹事機関は分科ごとに協議会とワークショップを開催し、参加機関の意見を取りまとめる役割をする。

[表 3-2-2] KIPnet 各分科の幹事機関及び参加機関

区分	IP-R&D	IP-保護	IP-金融	IP-人材・教育	IP-著作権
幹事機関	韓国特許戦略 開発院	韓国知識財産 保護院	インテレクチュアル ディスカバリー	大韓弁理士会	韓国著作権 委員会
参加機関数	56	28	23	23	45

* 出所：国家知識財産委員会ウェブサイト (www.ipkorea.go.kr)

KIPnet は毎年、多様なテーマについての「国家知的財産ネットワークカンファレンス」を開催し、政府の知的財産政策の方向を共有し、産学研の知的財産戦略について踏み込んだ議論を行う。2017 年に開催された第 8 次国家知的財産ネットワークカンファレンスでは「起業と革新成長の時代、知的財産の役割と方向」をテーマに基調講演とパネルディスカッションが行われた。

[表 3-2-3] 国家知的財産ネットワークカンファレンスの開催状況

区分	開催日	カンファレンスのテーマ
第 1 次	2012. 4. 5	境界のない協力、国家 IP 戦略の要諦
第 2 次	2012. 12. 3	IP 研究開発・保護・金融の状況と今後の課題
第 3 次	2013. 6. 19	創造経済の実現に向けた知的財産戦略
第 4 次	2013. 12. 16	企業のグローバルな知的財産競争力強化
第 5 次	2014. 12. 9	評価・金融・取引が調和した IP エコシステム
第 6 次	2015. 11. 11	中国市場進出のための知的財産の保護・活用戦略
第 7 次	2016. 11. 30	第 4 次産業革命、知的財産の役割と方向
第 8 次	2017. 11. 27	起業と革新成長の時代、知的財産の役割と方向

* 出所：国家知識財産委員会ウェブサイト (www.ipkorea.go.kr)

(ロ) 知的財産権侵害取り締まりのための政府部処協力

政府部処間の協業による知的財産保護執行協力体系も強化されている。このような知的財産保護活動はオンラインとオフラインを分けて行われている。

オンラインでの模倣品取り締まりの場合、特許庁はオンライン情報提供センターを運営し、模倣品の流通を発見すれば誰でも申告することができるようにしている。特許庁傘下の韓国知識財産保護院はオンライン上の健全な商取引秩序を確立するために、オンラインモニタリングシステムを構築し、模倣品流通に対応している。このようなオンラインモニタリングを通して模倣品が見つければ、商標権特別司法警察が捜査することができるように模倣品販売サイトに関する情報分析、情報提供の内容確認、証拠収集、正規品鑑定支援などをし、SNS など模倣品の流通経路に対するモニタリング及び企画取り締まりを支援する。

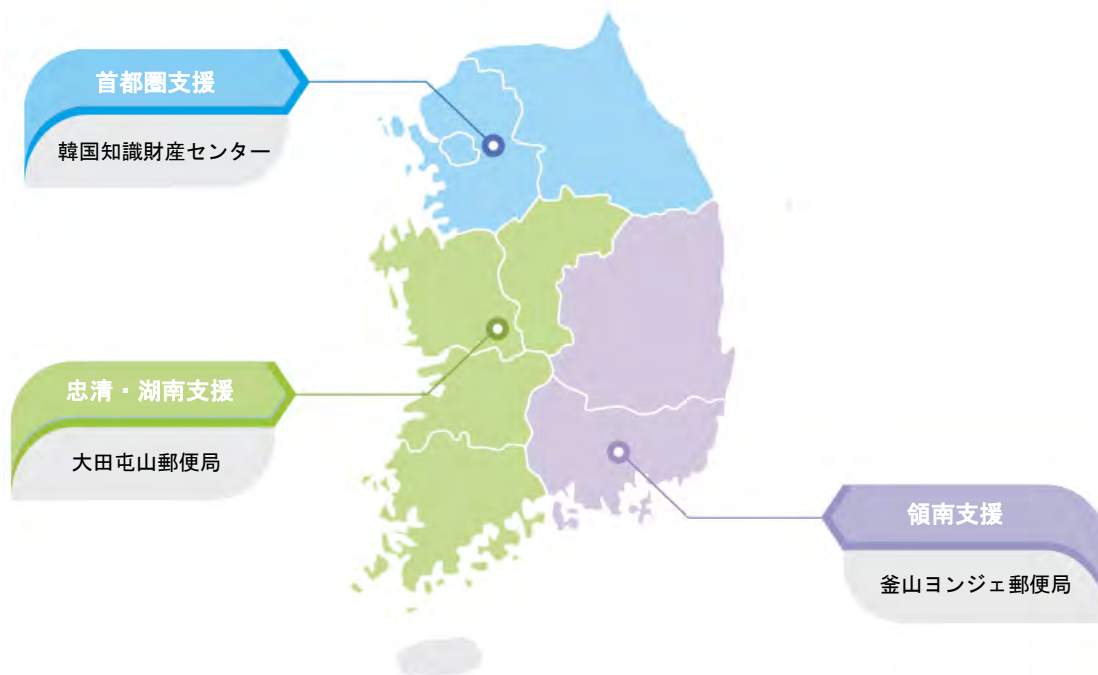
[図 3-2-3] オンラインでの模倣品流通・販売に対する取り締まり協力プロセス



韓国知識財産保護院は模倣品取り締まりのための業務協力を強化するために、45 の民間企業、特許庁、知的財産権侵害取り締まり機関、関係機関（放送通信審議委員会など）、オンライン事業者、商標権者などと模倣品流通防止協議会を構成し運用している。

オフラインでの模倣品取り締まりの場合、韓国知識財産保護院は不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律に基づき、模倣品販売が頻発する地域を中心に地方自治体と協力し、模倣品販売業者に対する是正勧告など、合同取り締まりを実施している。また、模倣品流通情報の収集、現場取り締まり支援、正規品の鑑定支援など、模倣品の流通業者を検挙するための商標権特別司法警察の捜査業務を支援し、知的財産権保護担当警察官や地方自治体の取り締まり公務員のスキルアップのための教育を実施するなど、知的財産権侵害取り締まりのための協力体系を構築・運営している。

[図 3-2-4]エリア別のオフライン取り締まり支援状況



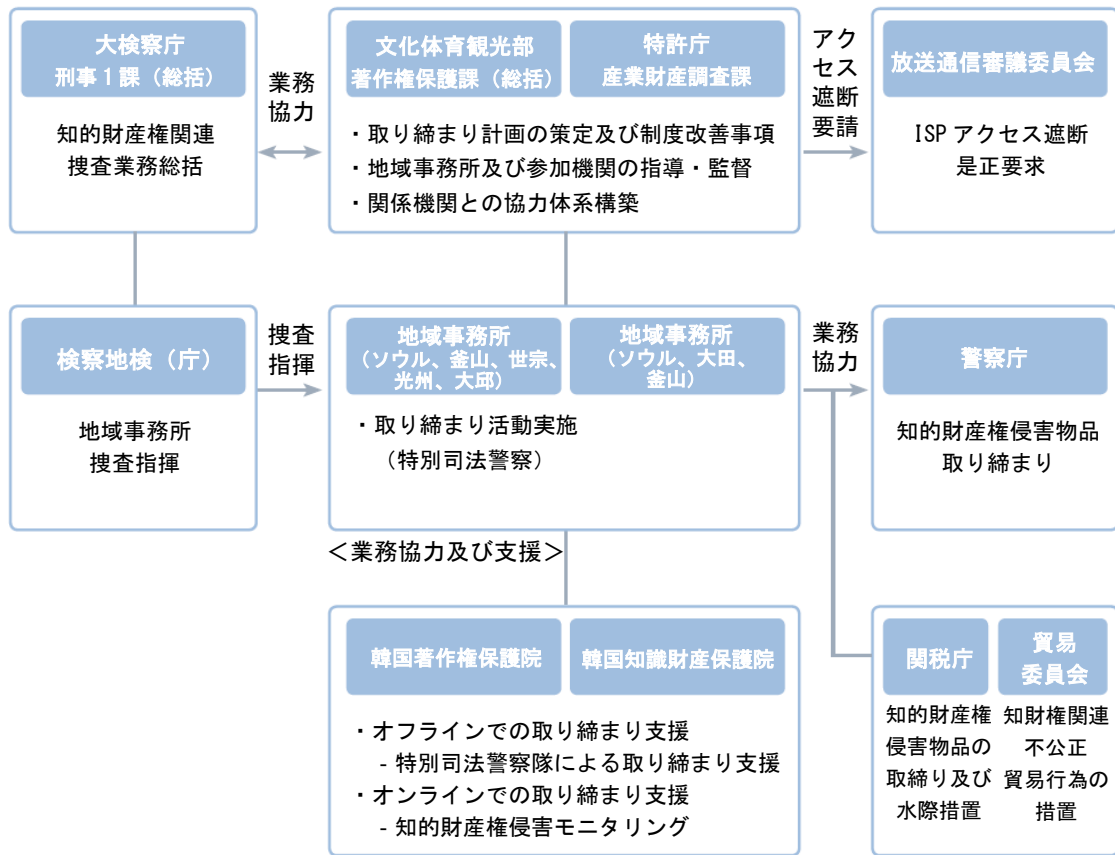
* 出所：韓国知識財産保護院ウェブサイト (www.koipa.re.kr)

違法コピー品の流通による著作権侵害については、文化体育観光部と韓国著作権保護院が協力して違法コピー品に対する取り締まりを実施している。韓国著作権保護院は在宅モニタリング団を採用してオンラインで流通する違法コピー品に対する常時モニタリングを行っており、違法コピー品追跡管理システム（ICOP）を構築してウェブハードなどを対象に違法コピー品に対する自動モニタリングを実施している。

また、同保護院は違法コピー品申告制度を運営し、オンライン・オフラインで違法コピー品を見つけた場合、誰でも申告することができるようにしている。申告されたオンライン上の違法コピー品については著作権保護審議委員会の審議を経て、該当オンラインサービス供給者に対する是正勧告を出し、オフライン上の違法コピー品については現場取り締まりを実施している。

海外著作権侵害サイトの場合、韓国著作権保護院が海外サイトの著作権侵害の有無を審議し、その審議結果を受けて文化体育観光部が放送通信審議委員会に当該サイトへのアクセス遮断要請を実施する形で著作権侵害に対応している。

[図 3-2-5] オンライン・オフラインでの知的財産侵害取り締まり体系



* 出所：韓国知識財産保護院、韓国著作権保護院の内部資料を基に再構成

文化体育観光部は著作権特別司法警察を運営しており、ソウル、釜山、世宗、光州、大邱に5ヶ所に地域事務所を置き、その事務所に該当管轄地域内の著作権侵害に対する取り締まり・捜査業務を担当させることで、著作権侵害者に対する捜査の効率性を高めた。また、デジタル証拠収集分析方法などの科学的捜査技法を運営し、著作権侵害者に対する捜査の専門化を図っており、税関から入ってくる著作権侵害違法コピー品に対しては関税庁と協力して取り締まりを推進している。

政府部処による知的財産侵害取り締まり協業事例

- ・ 特許庁と関税庁は2017年4月6日、韓流ブランド保護に向けた政策協議会を開催し、韓流ブランド保護協力体系を強化するなど、海外で行われるK-ブランドの悪質な模倣及びオンライン上の模倣品流通に協力して共同対応をしている。このような模倣品侵害を取り締まるために、関税庁は知的財産権侵害物品の摘発と取り締まり業務を行い、特許庁は権利登録及び紛争支援を行っている。
- ・ 特許庁は2017年8月、オンラインで流通・販売される国民の安全・健康に関わる模倣品に対する企画

捜査を実施し、計 102,802 点の侵害品を押収した。特許庁は 2017 年 8 月に商標権者及び地方自治体などと合同取り締まりを 2 回実施し、2017 年 9 月には全国的美容整形外科 891 ヶ所のウェブサイト、ブログなどを調査する知的財産権虚偽表示に対する企画調査を実施し、47 ヶ所を摘発し・是正命令を出した。

- ・関税庁と文化体育観光部は 2017 年 5 月、韓国国内の UFO キャッチャーに対する企画取り締まりを行い、コピーの中国産ぬいぐるみ 22,685 点を摘発するなど、関係機関が合同捜査を行い、知的財産権侵害者を取り締まった。

(ハ) 知的財産権保護のための官民協力

知的財産保護のための官民協力活動も活発に行われている。特許庁と韓国知識財産保護院は国内外での模倣品流通に対する官民共同対応及び企業の自主的参加を誘導し、模倣品流通を防止している。このために官民協力機構である模倣品流通防止協議会を設置し、模倣品取り締まりのための業務協力を強化している。

文化体育観光部は放送、映画、音楽、漫画などコンテンツ業界と協会、団体など、計 15 の加盟社を置く社団法人著作権海外振興協会と官民協力による著作権侵害に対応している。また、コンテンツ産業の不公正な慣行改善のために公正共生センターを設置した。

関税庁は（社）貿易関連知的財産権保護協会など民間団体と官民協議体を構成し、関係機関間で情報を共有する取り締まり協力体系を構築することで、取り締まりの実効性を高めている。同庁は通関段階で知的財産侵害物品の輸出入を効果的に防止するために、権利者が事前に税関に権利保護を申告するようにしている。（社）貿易関連知的財産権保護協会は知的財産権税関申告業務を担当し、申告された知的財産権情報を関税庁電子システムを通して税関と共有し、通関段階での迅速な知的財産権侵害取り締まり活動を支援している。また、協会に所属する民間専門家 5 人を派遣し、官民が協力して国際郵便による知的財産権侵害物品を年中、集中的に取り締まっている。これとともに、関税庁は（社）貿易関連知的財産権保護協会の職員と官民合同で並行輸入業者を対象に、合同審査を実施するなど、多様な官民合同取り締まりを実施している。

このように韓国は流通段階ごとの知的財産権取り締まり及び権利者保護、共生協力体系構築など、多様な分野で官民協力を活発に行っており、その役割と範囲も強化される傾向にある。さらに、このような官民協力活動は知的財産権侵害に対する対応及び権利救済がより一層迅速かつ効果的に行われるように支援している。

(2) 産業財産権保護に関する国際協力体系

(イ) 産業財産権保護のための二国間協力

韓国企業の海外進出が増える中、知的財産権分野における国際協力の重要性も増している。韓国政府は外国との二国間及び多国間協力をを行い、友好的な海外知的財産保護環境を作り、韓国企業が保有する知的財産権が海外で安定的に保護されるように努力している。

そのような努力の一環として韓国政府は米国、中国、日本など、韓国企業が多く進出している主要国だけでなく、ASEAN、欧州連合知的財産庁（EUIPO）などの地域機構との協力も強化している。これにより、韓国企業が現地で知的財産権に関する出願及び登録手続きを速かに進められるようにし、現地に進出した企業が知的財産権をめぐる紛争から正当な保護を受けられるように努力している。

ASEAN とは 2018 年 3 月、ブルネイで第 1 回韓-ASEAN 特許長官会合を行い、ASEAN 10 ヶ国から参加した各国代表団と知的財産権分野で韓-ASEAN 協力のビジョンと目標を盛り込んだ協力覚書に署名する予定である。

特に、終末高高度防衛（THAAD）ミサイルによる外交対立の中でも、中国特許庁とは中韓特許共同審査 MOU 締結及びデザイン優先権書類の電子的交換合意など、韓国人が中国で知的財産権を早期に取得できる基盤を構築し、広東省と知的財産権関連問題点を共有するための韓国企業-広東省懇談会及び模倣品識別セミナーの定期開催に合意するなど、中央と地方を対象に知的財産権保護環境を改善するための努力を持続的に強化している。

韓国政府は知的財産権分野の政策懸案に関して、さまざまな国と特許制度の調和及び発展策について議論している。2017 年 10 月に開催された第 57 次世界知的所有権機関（WIPO）加盟国総会で特許庁は第 4 次産業革命時代における知的財産権分野への対応戦略を立てるためのグローバル協力方策に関する案件を提示し、国際社会の協力を促すなど知的財産権関連外交を展開した。

同総会で特許庁は米国、コロンビア、欧州特許庁（EPO）、オーストラリア、日本などと特許長官会合を開催し、韓・米特許共同審査（CSP）2 次モデル事業 MOU 締結、韓・コロンビア PCT 国際調査機関（ISA）MOU 締結、韓・欧州連合知的財産庁（EUIPO）間の商標・デザインデータ交換 MOU 履行、韓・豪州間の人工知能の知的財産権行政活用方策協議など、海外主要国との情報交流及び審査協力を拡大するなどして知的財産権体系の発展に向けて相互協力を推進した。

[表 3-2-4] 2017 年産業財産権に関する主な二国間協力の成果

国	主要成果
米国	米韓特許共同審査 2 次モデル事業 MOU 締結 (2017. 10)
中国	中韓特許共同審査 MOU 締結及びデザイン優先権書類の電子的交換合意 (2017. 10) 広東省地方政府と知的財産権保護強化に向けた協力体系構築
日本	第 4 次産業革命の政策共有、AI 技術知的財産権行政業務適用方策協力推進合意 (2017. 12)
ASEAN	ASEAN+1 協力体系構築 MOU に署名することで合意 (2017. 11) 次回の ASEAN 知的財産協力作業部会 (AWGIPC) に署名する予定
欧州特許庁 (EPO)	特許分類協力に関する MOU 締結及び 2017-19 Work Plan 策定に合意 (2017. 10)
欧州連合知的財産庁 (EUIPO)	商標・デザインデータ交換 MOU 締結 TM5、ID5 ユーザー参加・拡大のための協力方策議論及び努力に合意 (2017. 10)

(ロ) 産業財産権保護のための多国間協力

2007 年にスタートした IP5 (韓国、米国、中国、日本、欧州の各特許庁) は 2017 年も IP 協力を持続的に行っている。2017 年 5 月 30 日から 6 月 1 日までマルタで開催された五庁長官会合では、効率的で費用対効果が高い、ユーザーフレンドリーな国際特許環境づくりを骨子とする新しい協力ビジョンを採択した。IP5 は新しいビジョンを達成するために、慣行と手続きに対する特許調和、特許庁間の業務共有の強化、特許情報に対するアクセシビリティ向上など、重点推進分野を盛り込んだ共同声明書を採択し、これまでの協力プロジェクトを未来志向的に改編することでも合意した。また、IP5 は第 4 次産業革命時代の知的財産保護策について議論し、これを基に今後、第 4 次産業革命に関する知的財産権イシューについて持続的に議論することで合意した。一方、審査協力分野でも PCT 出願に対して IP5 の審査官が特許の可能性について共同で調査する最初のプログラムである協力審査 (Collaborative Search & Examination, CS&E) を 2018 年 7 月 1 日から試験的に施行することで暫定合意した。

商標五庁 (TM5) は 2012 年から始まった。2014 年 12 月、東京で開催された TM5 年次会合では「悪意の商標出願」に対応するために、各国の制度運営及び商標の画像イメージ検索に関する課題と解決策などについての議論が行われた。2015 年 12 月に開催された年次会合では悪意の出願の最小化、ユーザーフレンドリーな商標情報に対する協力増進などが議論された。2016 年 3 月 1 日、東京で開催された第 3 次悪意の商標出願事例紹介セミナーでは各国の悪意の商標出願に対する最近の事例を共有した。2017 年には 11 月 30 日と 12 月 1 日の二日間、スペイン・アリカンテで商標五庁間の協力のための議論が行われた。

2015 年にスタートした意匠五庁 (ID5) の年次会合も 2017 年 12 月 4 日と 5 日の二日間、スペイン・アリカンテで開催され、ID5 のウェブサイト構築及び運営方策などについて議論された。この年次会合で韓国は 2018 年 TM5 及び ID5 回の議長国に選ばれた。韓国政府は TM5

及び ID5 の期間を 2018 年韓国商標・デザイン週間に指定し、「第 4 次産業革命時代、ブランドとデザインの未来」をテーマに、さまざまな国際イベントと展示会を開催する予定である。

(3) 著作権保護に関する国際協力

(イ) 著作権保護に向けた二国間協力

文化体育観光部は韓国のコンテンツの合法的な輸出・流通を支援し、海外での効果的な著作権保護のために、主な貿易相手国と著作権保護に関する相互協力体系の構築を推進している。同部は中国、日本、ベトナム、タイ、フィリピン、マラウイ、パラグアイなどと韓国のコンテンツの著作権保護などに関する覚書を締結し、政府間会合及びセミナーを定期的で開催している。

2017 年 4 月にはモンゴルと著作権分野における交流・協力に関する覚書を締結した。同覚書を交わすことで、両政府は著作権保護と利用活性化に関する政策情報を定期的に交換し、オンライン上の著作権侵害の防止及び合法的コンテンツの流通促進に向けて努力することで合意した。また、著作権専門人材の交換勤務と研修を実施するなど政府間交流を拡大し、信託管理団体など民間同士の交流も積極的に推進することで合意した。

2017 年 6 月にはタイの商務部と共同で「コンテンツ産業の成長に向けた著作権の重要性」と題して著作権フォーラムを開催した。両政府は同フォーラムを通じ、著作権保護に関する両国の情報と経験を共有し、著作権分野での民間ネットワーク構築について議論するなど、コンテンツ産業の成長及び著作権保護に向けた二国間協力を拡大した。

2017 年 7 月には中国国家版權局と共同で著作権フォーラムを開催し、中韓著作権関係部処会議を開催した。中韓著作権フォーラムは 2006 年に締結された著作権の交流・協力に関する覚書に基づき、毎年開催される。今回のフォーラムでは「スマート環境における中韓著作権産業の同伴成長方策の摸索」をテーマにし、新たな著作権環境変化に伴う両政府の法制度の動向、著作権産業の同伴成長戦略などについての議論が行われた。さらに、中韓著作権関係部処会議でコンテンツの違法コピー・流通を減少させるための共同協力策、両国の民間分野における著作権交流協力活性化策などについて議論するなど、合法的なコンテンツ流通と著作権保護に向けた二国間協力を強化した。

2017 年 12 月には日本文化庁と共同で日韓著作権フォーラムを開催し、両国間で著作権をめぐる懸案について議論するために、政府間協議会を開催した。この協議会で両国は著作権分野の主な懸案と海外での著作権保護のための共同協力策などについて議論し、二国間協力体制を固めた。

(ロ) 著作権保護に向けた多国間協力

文化体育観光部は2006年から毎年、世界知的所有権機関（WIPO）に信託基金を供与し、多様な協力事業を進め、韓国のコンテンツが途上国で保護を受けられる環境を構築している。同部は信託基金事業の一つとして2013年から毎年、著作権担当者のスキルアップのためのワークショップを開催している。2017年のワークショップにはコロンビアなど15ヶ国³²から27人の研修生が参加した。

また、2012年から各国の著作権執行担当者を対象に著作権保護執行に特化した深化プログラムを提供する、国際著作権保護人材ワークショップ（Interregional Workshop on Copyright Enforcement）を開催している。2017年9月に開催されたワークショップには著作権保護執行を担当する9ヶ国³³から18人の判事、検事、著作権執行担当者が参加し、各国の経験と事例を共有した。

さらに、韓国政府は著作権技術に対する国際的交流の場を設け、国内著作権技術分野の競争力を向上させるために2011年から毎年、国際著作権技術カンファレンス

（International Copyright Technology Conference、以下「ICOTEC」という）を開催している。ICOTEC 2017は文化体育観光部が主催し、世界知的所有権機関（WIPO）が協力し、韓国著作権保護院と韓国著作権委員会の共同主管で開催された。ICOTEC 2017では「人工知能の時代、著作権技術（Copyright Technology in the era of A.I.）」をテーマに、情報通信技術（ICT）の融合によってロボットや人工知能の技術で現実世界と仮想世界が統合され、物の自動的・知的制御が可能になる第4次産業革命時代における著作権技術の方向性についての摸索など、さまざまな議論が行われた。

(4) 政府開発援助及び知的財産行政サービスの輸出

韓国政府は知的財産権強国として、国際社会での存在感を高め、期待に応えるために、知的財産分野における政府開発援助（ODA）事業を持続的に推進している。韓国は知的財産を利用した最貧国・途上国の生活の質向上及び持続可能な経済発展支援を目指し、適正技術とブランドを開発して最貧国などに普及を進めている。2017年にはウガンダとスリランカに3つの適正技術を支援した。

また、韓国は韓国型特許行政情報システムを海外に輸出している。特許庁は2016年2月、アラブ首長国連邦（UAE）と出願・審査・登録・手数料納付など、特許行政の全過程をモバイルを含め、オンラインで処理する特許情報システムの開発事業に対する契約を締結し、2018年2月にシステム開通式を現地で開催した。さらに、UAEに特許審査官5人を派遣し、審査処理とUAE特許制度に対するコンサルティングを行っている。2017年6月15日をもって1次特許審査官の派遣が終了し、2017年7月1日から2次特許審査官5人を派遣した。

³² アルゼンチン、コロンビア、カンボジア、中国、インドネシア、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、タイ、チュニジア、ザンビア、クック諸島、レバノン、コスタリカ、セントビンセント・グレナディーン

³³ 中国、インドネシア、ヨルダン、メキシコ、ネパール、パナマ、フィリピン、タイ、ベトナム

03 知的財産権法律の制定・改正事項

1. 知識財産基本法の改正

2017年には多くの知的財産関連法が改正された。中でも知的財産の創出・保護・活用及び基盤に関する基本法といえる「知識財産基本法」が改正された。同法は2011年制定以来、特別な改正はなかったが、2017年12月の改正で「知的財産の日」（9月4日）が定められた。

知的財産は国家競争力を高めるための源泉であり、知的財産の経済的・文化的価値はますます大きくなっている。韓国政府は、現存する世界最古の金属活字本である『直指心体要節』がその文化的価値を認められ、ユネスコの世界記憶遺産に登録された9月4日を「知的財産の日」に定めた。これは、国民の知的財産に対する理解と関心を高め、知的財産強国に発展する契機にするためである。

[表 3-3-1] 2017年知識財産基本法改正の主要内容

公布 2017. 12. 19 施行 2018. 6. 20	
知的財産の日を指定 (第29条の2新設)	知的財産の創出・保護及び活用に対する国民の理解と関心を高めるために 毎年9月4日を知的財産の日に定める

2. 産業財産権に関する法律の改正

(1) 特許法及び特許法施行令

2017年に「特許法」は二度改正された。2017年3月の第1次改正では特許出願と特許登録を明確に区分して表示するようにした。特許出願と特許登録は区分される概念にもかかわらず、従来はこの二つを明確に区分せず表示し、一般消費者は特許出願された製品をまるで特許庁の審査を通過して特許を取得した製品に誤解する余地があった。そのため、特許出願の表示がしたい場合は「審査中」と表示するように規定した。また、特許表示や特許出願表示に特許番号又は出願番号も表示させ、消費者への明確な特許情報提供に取り組んでいる。

さらに、第1次改正で罰金刑について、国民権益委員会の勧告案及び国会事務処の法制例規基準である懲役1年当たり1千万ウォンの割合に改正し、偽証罪、虚偽表示罪、詐欺行為罪などに対する罰金額を現実化した。

[表 3-3-2] 2017 年第 1 次特許法改正の主要内容

公布 2017. 3. 21 施行 2017. 9. 22	
特許表示の明確化 (第 233 条改正)	特許出願の表示をする場合、「審査中」という文字を併記することで、一般消費者が特許登録を取得した製品であると誤解することを防ぎ、特許番号、又は出願番号を共に表示させることで、消費者に特許に対する明確な情報を提供
罰金刑の現実化 (第 227 条ないし第 229 条改正)	偽証罪、虚偽表示罪、詐欺行為罪に対する罰金額を国民権益委員会の勧告案及び国会事務処法制例規基準に基づいて改正し、罰金刑を現実化

2017 年第 2 次改正では外国特許庁、又は国際機構との業務協約のための書類の搬出に関する根拠規定が作られた。すなわち、第 2 次改正「特許法」は、外国特許庁などと特許出願・審査に関する情報を共有し、審査分野の国際協力をさらに強化できるよう、特許出願・審査に関する書類の搬出を許容する理由として「外国特許庁、又は国際機構との業務協約を履行するため」を追加した。

[表 3-3-3] 2017 年第 2 次特許法改正主要内容

公布 2017. 11. 28 施行 2018. 5. 29	
特許出願又は審査に関する 書類搬出の根拠規定を整備 (第 217 条改正)	特許出願又は、審査に関する書類を搬出できるよう許容する理由として外国特許庁又は、国際機構との業務協約の履行が目的である場合を追加

特許法施行令は二度改正されたが、まず 2017 年 1 月に改正された特許法施行令は先行技術調査、又は特許分類の付与に関する業務を行う専門機関の指定要件を緩和した。また、他の特許出願に優先して審査を受けることができる特許出願優先審査の対象を「発明振興法」に基づき、知的財産経営認証を受けた中小企業の特許出願へと拡大し、特許庁長が登録特許公報に掲載して登録公告をしなければならない掲載事項を現行制度に合わせて拡大した。

[表 3-3-4] 2017 年第 1 次特許法施行令改正の主要内容

公布 2017. 1. 10 施行 2017. 1. 10	
先行技術調査などに関する 専門機関の指定要件緩和 (第 8 条の 2 改正)	先行技術の調査、又は特許分類の付与に関する業務を行う専門機関の指定要件では「弁理士法」に基づく登録弁理士は役職員として置けないとなっているものを、該当登録弁理士が休業申告をして休業中にある場合には先行技術調査などに関する専門機関として指定できるように改善
優先審査対象の拡大 (第 9 条に第 5 号の 4 新設)	特許庁長が審査官に他の特許出願に優先して審査させることができる特許出願の対象に、「発明振興法」に基づき、知的財産経営認証を受けた中小企業の特許出願を追加

登録特許公報の掲載事項拡大 (第 19 条第 2 項改正)	特許取消申請手続き中の特許権者が、該当特許発明の明細書又は図面への訂正請求を行えるようになったことに伴い、特許庁長が登録特許公報に掲載して登録公告をしなければならない事項に該当の訂正請求に伴う訂正内容を追加
----------------------------------	---

2017 年 5 月 29 日に改正された特許法施行令は、微生物の寄託・分譲、先行技術調査などの業務を指定専門機関に依頼できるようにしたものを、登録専門機関に依頼できるように、2016 年 12 月に「特許法」が改正されたことに伴い、専門機関登録制度に関する規定を整備するために改正された。

(2) 実用新案法

「実用新案法」は 2017 年 3 月 21 日に改正された。2017 年第 1 次「特許法」改正と同じように、罰金刑を国民権益委員会の勧告案及び国会事務処の法制例規基準である懲役 1 年当たり 1 千万ウォンの割合に改正することで、罰金額を現実化した。

[表 3-3-5] 2017 年実用新案法改正の主要内容

公布 2017. 3. 21 施行 2017. 9. 22	
罰金刑の現実化 (第 47 条ないし第 49 条改正)	偽証罪、虚偽表示罪、詐欺行為罪に対する罰金額について、国民権益委員会の勧告案及び国会事務処の法制例規基準に基づいて改正し、罰金刑を現実化

(3) 商標法

「商標法」は 2017 年 3 月 21 日に改正された。2017 年第 1 次「特許法」改正及び「実用新案法」改正と同じように、罰金刑について国民権益委員会の勧告案及び国会事務処の法制例規基準である懲役 1 年当たり 1 千万ウォンの割合に改正することで、罰金額を現実化した。

[表 3-3-6] 2017 年商標法改正の主要内容

公布 2017. 3. 21 施行 2017. 9. 22	
罰金刑の現実化 (第 232 条ないし第 234 条改正)	偽証罪、虚偽表示罪、詐欺行為罪に対する罰金額について国民権益委員会の勧告案及び国会事務処の法制例規基準に基づいて改正し、罰金刑を現実化

(4) デザイン保護法及びデザイン保護法施行令

2017年に改正された「デザイン保護法」は公知例外主張期間（日本の「新規性喪失の例外の主張期間」）を6ヶ月から12ヶ月に延長した。デザイン創作者が市場状況に応じて出願時期を選択することが可能になり、自己公知による登録拒絶を減らすことができると期待される。また、優先権主張証明書類に電子情報を含めることで国民の便宜を図った。

さらに「特許法」、「実用新案法」及び「商標法」と同じように罰金刑を現実化した。

[表 3-3-7] 2017年デザイン保護法改正の主要内容

公布 2017. 3. 21 施行 2017. 9. 22	
公知例外主張期間の延長 (第 36 条など改正)	新規性喪失後、デザイン登録出願が可能な期間を6ヶ月から12ヶ月に延長、公知例外主張が可能な時期も拒絶理由通知と関係なく、出願人が自由に主張可能
優先権主張証明書類に 電子情報を追加 (第 51 条改正)	優先権主張の書類認定範囲にその他の出願を確認できる情報などを含める
罰金刑現実化 (第 221 条ないし第 223 条改正)	偽証罪、虚偽表示罪、詐欺行為罪に対する罰金額について、国民権益委員会の勧告案及び国会事務処の法制例規基準に基づいて改正し、罰金刑を現実化

一方、デザイン保護法施行令は2017年12月20日に一度改正された。第4次産業革命に関するデザイン権の迅速な権利化を支援するために、人工知能、モノのインターネットなど第4次産業革命関連技術を活用したデザイン登録出願を優先審査対象に追加した。

[表 3-3-8] 2017年デザイン保護法施行令改正の主要内容

公布 2017. 12. 29 施行 2017. 12. 29	
優先審査対象の拡大 (第 6 条に第 14 号新設)	人工知能、モノのインターネットなど第4次産業革命関連技術を活用したデザイン登録出願を優先審査対象に追加

(5) 発明振興法

「発明振興法」は2017年に二度改正された。第1次改正では産業財産権の統計と指標の調査・分析施策推進の根拠条項を設けた。また、産業財産権紛争調停委員会の運営上の実効性を確保するために相当な理由があれば、調停期間を1ヶ月単位で3回に限り延長可能にし、被申請人の誠実義務、一方の当事者が2回欠席した場合は調停不成立と見なす規定などが導入された。

[表 3-3-9] 2017 年第 1 次発明振興法改正の主要内容

公布 2017. 3. 21 施行 2017. 9. 22	
産業財産権の統計と指標の調査・分析施策の推進根拠追加 (第 20 条の 8 新設)	産業財産権の統計と指標を調査・分析し、関連施策を立てて推進する根拠条項を政府が作り、特許庁長が調査・分析のために要請する場合、企画財政部長官が資料を提供するようにする
調停委員会運営上の実効性確保 (第 43 条及び第 45 条改正)	調停委員会は相当な理由があれば、1 ヶ月単位で 3 回に限って調停期間を延長可能にし、被申請人は誠実に応じるように明記し、調停当事者の一方が正当な理由なく出席要求に 2 回応じない場合、調停は不成立と見なす

第 2 次改正では、知的財産権に関わる中小・中堅企業の費用負担を軽減するための共済事業の根拠規定を設けた。

[表 3-3-10] 2017 年第 2 次発明振興法改正の主要内容

公布 2017. 11. 28 施行 2018. 5. 29	
共済事業根拠規定追加 (第 50 条の 4, 第 50 条の 5 新設)	出願費用、訴訟費用など、知的財産権に関して中小・中堅企業の費用負担を分散・軽減するための特許共済事業を管理・運営・委託できる根拠規定を追加

3. 著作権法及び施行令

2017 年 8 月 22 日に改正された著作権法施行令は著作財産権の合理的保護のために、休憩飲食店のうち、コーヒー専門店などを営む営業所、ジム、又は伝統市場を除く大規模店舗で商業用レコードなどを再生して公衆に公演する際は、聴衆などから該当公演に対する反対給付を受けない場合にも著作財産権者が公演権を行使できるようにした。

[表 3-3-11] 2017 年著作権法施行令改正の主要内容

公布 2017. 8. 22 施行 2018. 8. 23	
コーヒー専門店などで行う公演に対する著作財産権者の公演権行使 (第 11 条第 1 号イ目、ロ目新設)	コーヒー専門店、非アルコール飲料店業を営む営業所、生ビール専門店、その他アルコール飲料店業を営む営業所で行う公演に対して著作財産権者が公演権を行使できるように明記
ジムなどで行う公演に対する著作財産権者の公演権行使 (第 11 条第 3 号改正)	文化体育観光部令で定める専門体育施設、ダンス教室、スキー場、ジムなどで行う公演に対して著作財産権者が公演権を行使できるように明記
伝統市場以外の大規模店舗で行う公演に対する公演権行使 (第 11 条第 6 号改正)	伝統市場を除く大規模店舗で行う公演に対して著作財産権者が公演権を行使できるように明記

4. 営業秘密保護と産業技術流出防止に関する法律の改正

(1) 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律

2017年に行われた改正「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」は、形態模倣行為を行政庁の調査・検査対象に含め、法執行の実効性を高めた。また、形態模倣行為に違反した場合、3年以下の懲役、又は3千万ウォン以下の罰金に処する規定を設けた。

[表 3-3-12] 2017年不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律改正の主要内容

公布 2017. 1. 17 施行 2017. 7. 18	
形態模倣行為に対する調査・是正勧告・罰則根拠を追加（第7条、第8条、第18条改正）	他人が製作した商品の形態を模倣した商品を譲渡・貸与・展示する行為を、行政庁の調査・是正勧告の対象になる不正競争行為の範囲に含め、これに対する罰則根拠を設ける

(2) 産業技術の流出防止及び保護に関する法律

2017年に行われた改正「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」は、産業技術紛争調停委員会の運営方式を改善した。産業技術流出に対する紛争はその特性上、多くの時間が必要とされるため、正当な理由がある場合、委員会の議決で調停期間を1ヶ月単位で3回に限って延長することができるようにした。

また、円滑な紛争調停には被申請人の協力が欠かせないため、調停が申請された場合、被申請人は誠実に応じるようにする内容を明記した。

[表 3-3-13] 2017年産業技術の流出防止及び保護に関する法律改正の主要内容

公布 2017. 3. 14 施行 2017. 9. 15	
調停委員会の運営改善（第26条改正）	調停委員会は正当な理由がある場合、委員会の議決により調停期間を1ヶ月単位で3回に限って延長可能で、調停が申請された場合、被申請人は誠実に応じなければならないと明記

(3) 防衛産業技術保護法

2017年に行われた改正「防衛産業技術保護法」は、防衛産業技術の特殊性を考慮して罰則を強化した。改正法は防衛産業技術についての流出・侵害が発生すれば、経済的被害だけでなく、国家安保にも脅威になりかねないため、一般産業技術の流出・侵害より強力な罰則を規定する必要があるという点が反映された。

[表 3-3-14] 2017年防衛産業技術保護法改正の主要内容

公布及び施行 2017. 11. 28	
罰則強化 (第 21 条改正)	防衛産業技術を外国で使用する、あるいは使用させる目的で不正な方法による防衛産業技術の取得、使用、又は公開行為を行った者は 20 年以下の懲役又は 20 億ウォン以下の罰金に処するように引き上げる。不正な方法による防衛産業技術の取得、使用、又は公開行為を行った者は 10 年以下の懲役又は 10 億ウォン以下の罰金に処するように引き上げる。不正な方法による防衛産業技術の取得、使用、又は公開行為が介入した事実について重大な過失だと知らず、防衛産業技術の取得・使用、又は公開行為を行った者は 5 年以下の懲役又は 5 億ウォン以下の罰金に処するように引き上げる。

5. 新知的財産に関する法律の制定・改正

(1) 遺伝資源及びこれに関する伝統的知識

韓国は「生物多様性保全及び利用に関する法律」に基づき、遺伝資源の保護及び伝統的知識の保全・利用を促進するために、個人と地域社会の伝統的知識の発掘・研究・保護、伝統的知識情報の収集及び管理システム構築、伝統的知識の活用のための基盤構築に対する施策を作っている³⁴。

韓国は 2010 年に開催された生物多様性協約の当事国総会で名古屋議定書が採択されたことを受け、2011 年 11 月に政府レベルの遺伝資源対策を策定し推進してきた。2017 年 1 月に「遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に関する法律」（以下、「遺伝資源法」という）を制定・公布した。

「遺伝資源法」とは、名古屋議定書履行とともに、自国の遺伝資源に対する主権を強化したい国際的傾向に対応するために制定された。同法は遺伝資源及び関連伝統的知識に対する接近と利用のための支援施策の策定、国内遺伝資源などへのアクセス申告及び遺伝資

³⁴ 生物多様性保全及び利用に関する法律第 20 条

源などの利用から発生した利益の配分などに関する制度的基盤に関する事項を規定している。

「遺伝資源法」と同施行令は2017年8月17日から施行され、国内遺伝資源利用者の義務遵守に関する一部規定は、1年の猶予期間を置いて2018年8月18日から施行される予定である。

[表 3-3-15] 遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に関する法律の主要内容

公布 2017. 1. 17 施行 2017. 8. 17	
遺伝資源へのアクセスと 利用のための支援施策の策定 (第 6 条)	政府は遺伝資源及びこれに関する伝統的知識へのアクセスと利用を支援するための施策を設け、支援施策には遺伝資源などへのアクセスと利用状況調査、国内外の情報提供、利用する者の権利保護などに関する事項を含める
国内遺伝資源などへのアクセス申告 (第 9 条)	国内遺伝資源などの利用を目的に接近する外国人・外国機関などは国家責任機関の長に申告するようにし、他の法律に基づいて申告・承認などの手順を踏んだ場合は除く
国内遺伝資源などの利益の共有 (第 11 条)	遺伝資源などの提供者と利用者は国内遺伝資源などに対する利用から発生した利益を、公正かつ公平に共有できるように合意しなければならない
遺伝資源などへのアクセス及び 利用禁止 (第 12 条)	国家責任機関の長は生物多様性の保全と持続的利用に対する危害、又は生物多様性の価値に関連して否定的な影響を及ぼしたり、そのような恐れがあると認められる場合は、関係中央行政機関の長と協議して国内遺伝資源などへのアクセス及び利用を禁止したり制限することができるようにする
海外遺伝資源などへのアクセスと 利用のための手続き遵守及び申告 (第 14 条及び第 15 条)	海外遺伝資源などへアクセスし、国内でそれを利用しようとする者は、遺伝資源提供国で定めた手続きを遵守するようにし、これを中央行政機関の長に申告するようにする

※ 「遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に関する法律」の第 9 条、第 11 条、第 15 条など一部条項は 2018 年 8 月 18 日から施行

(2) 植物新品種

2006 年韓国政府は「特許法」を改正し、有性で生殖する植物発明も「特許法」で保護を受けられるようにした。これに伴い、植物新品種は「植物新品種保護法」と「特許法」による重複的な保護が可能となった。

2017 年に改正「植物新品種保護法」は品種保護権侵害に関する紛争時に調停期間延長のための理由を明確に定めた。従来は調停期間延長の理由として「栽培試験などが必要な場合」のみと規定していたため、紛争との関連が低い部分までも調停期間の延長理由に含まれる素地があった。これを受けて 2017 年の改正「植物新品種保護法」は品種保護権侵害紛

争の迅速な調停のために、調停期間の延長理由を「栽培試験が必要な場合など正当な理由がある場合」と明確に規定した。

[表 3-3-16] 2017 年植物新品種保護法改正の主要内容

公布 2017. 11. 28 施行 2018. 5. 29	
調停期間延長理由の明確化 (第 119 条改正)	調停期間延長の理由に規定された「栽培試験が必要な場合」を「栽培試験が必要な場合など正当な理由がある場合」に変更

(3) 伝統的知識

韓国は伝統的知識について「生物多様性保全及び利用に関する法律」にて、生物多様性の保全及び生物資源の持続可能な利用に適した伝統的な生活様式を維持してきた個人、又は地域社会の知識、技術、慣行などと定義し³⁵、遺伝資源に関する伝統的知識の発掘・保護・収集・管理に対する施策を規定した。

韓国は伝統的知識に対する各政府部処の所管分野ごとに「海洋水産生命資源の確保・管理及び利用などに関する法律」、「文化財保護法」、「農業・農村及び食品産業基本法」などの法律で伝統的知識の管理・保護などについて規定している。

2017 年 1 月 17 日に制定され、同年 8 月 17 日から施行された「遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に関する法律」は、遺伝資源及び関連伝統的知識へのアクセスと利用などに関して包括的に規定している。特に、第 2 条第 2 号では伝統的知識について「遺伝資源の保全と持続可能な利用に適した伝統的な生活様式を維持してきた個人、又は地域社会の知識、技術及び慣行など」と定義した。

[表 3-3-17] 遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に関する法律上の伝統的知識に関する規定

公布 2017. 1. 17 施行 2017. 8. 17	
伝統的知識に対する定義 (第 2 条第 2 号)	「伝統的知識」とは、遺伝資源の保全と持続可能な利用に適した伝統的な生活様式を維持してきた個人又は、地域社会の知識、技術及び慣行などを指し示すものと定義

海洋水産伝統的知識の保存と管理に関して規定している「海洋水産生命資源の確保・管理及び利用などに関する法律」は、2017 年 3 月 21 日に改正された。2017 年第 1 次「特許法」改正及び「実用新案法」改正、「商標法」改正と同様に、罰金刑を国民権益委員会の勸

³⁵ 生物多様性保全及び利用に関する法律第 2 条第 6 号

告案及び国会事務処の法制例規基準である懲役1年当たり1千万ウォンの割合に改正することで、罰金額を現実化した。

[表 3-3-18] 2017 年海洋水産生命資源の確保・管理及び利用などに関する法律改正の主要内容

公布 2017. 3. 21 施行 2017. 9. 22	
罰金刑の現実化 (第 41 条、第 42 条改正)	承認を得ず、海洋水産生命資源を国外に搬出した者、職務上の秘密を漏洩・盗用した者に対する罰金額を国民権益委員会の勧告案及び国会事務処の法制例規基準に基づいて改正し、罰金刑を現実化

1. 2017年度国家知識財産施行計画

2017年は国家知識財産委員会が第2次国家知識財産基本計画の履行を始める年である。そのため、国家知識財産委員会は2017年3月29日に開催された第19回会議で2017年国家知識財産施行計画を議決した。2017年知識財産施行計画は知識財産制度の整備及び産業現場の要求が高い課題に重点を置いて策定された。

同施行計画は知的財産保護を強化する政策方向に焦点を当て、国際知的財産権保護の順位上昇、著作権侵害率の減少、ソフトウェアの違法コピー率減少などを成果目標として設定したことに特徴がある³⁶。

今回の計画には中小・ベンチャー企業のアイデアと技術保護強化、海外進出企業が抱える知的財産権に関する問題解決支援、生物・遺伝資源に関する国際規範への対応、デジタルコンテンツ著作権保護体系の整備、韓流コンテンツのグローバル進出支援、新技術・新産業の出現に伴う知的財産権保護体系の整備、特許権の信頼性・安定性向上、植物新品種の開発活性化及び保護強化など知的財産権保護に向けたさまざまな政策が盛り込まれた。

2017年度国家知識財産施行計画は主に次のような内容になっている。まず、中小・ベンチャー企業のアイデアと技術保護を強化するために、①不正競争防止法上の不正競争行為を包括的に規定することで、アイデア、デザイン奪取及び侵害に対応し、②多様なビジネス、取引関係、公募展などで発生するアイデア奪取・濫用行為を不正競争行為様態の一つとして新設し、③トレードドレスに対する保護要件を緩和し、④コピー水準の形態模倣(Dead Copy)に対する刑事処罰規定の導入を推進するなど、不正競争行為に対する行政的・司法的救済を強化した。また、⑤下請取引における中小企業技術に対する保護制度の改善を推進し、⑥特許庁、公正取引委員会、中小・ベンチャー企業部などが参加する政府レベルの常時監視システムを通し、技術の流用など不公正行為に対する監視及び予防を強化し、⑦紛争調停制度の利用を活性化することにした。

次に、海外進出企業が抱える知的財産権に関する問題解決支援に関して、①海外知識財産センターに専門人材を拡充することで、知的財産紛争防止コンサルティング、訴訟保険など、知的財産権紛争防止・対応体系を強化し、②韓国企業ブランドの悪意ある模倣、模倣品流通に対する企業の迅速な対応を支援し、③韓流コンテンツの企画段階から事前に知的財産権保護体系が構築されるように支援することにした。

³⁶ 国家知識財産委員会は国際知識財産権保護順位について2015年の27位から2021年には20位に、著作権侵害率については2015年の13.5%から2021年には10%に、ソフトウェアの違法コピー率を2015年の35%から2021年には20%台に引き下げることを成果目標に設定した。国家知識財産委員会、2017年度知識財産施行計画(案)、3面

生物・遺伝資源に関する新しい国際規範への対応に関して、①生物・遺伝資源の発掘及び保存・管理体系を標準化し、②東南アジアの国々と生物多様性共同調査を推進するなど、生物・遺伝資源の保全・活用のための国際協力を強化することにした。

デジタルコンテンツ著作権保護体系の整備に関して、①デジタルコンテンツ著作権に対する24時間集中監視システムを運営するなど、総合対応体系を構築・運営し、②韓流コンテンツ侵害に対応するために、官民協力型海外著作権保護体系を構築し、③東アジア地域包括的経済連携（RCEP）及び日中韓自由貿易協定交渉で高い水準の著作権保護規範の導入を推進し、中韓自由貿易協定、韓-ベトナム自由貿易協定など、既に締結されて発効中である自由貿易協定に対する徹底した履行点検を実施するなど、著作権保護のための国際協力を強化することにした。

韓流コンテンツのグローバル進出支援に関して、①コンテンツ海外進出戦略に基づき、海外著作権センターを整備し、②海外著作権センターを通して韓流コンテンツ侵害に対する監視機能を強化し、③キラーコンテンツ保護のために、中国現地でのモニタリング人材を増やすことで、モニタリングの範囲を拡大することにした。

これと共に新技術・新産業の出現に伴う知的財産権保護体系の整備に関して、①デジタル時代に見合う著作権法体系を改善するために、「著作権未来戦略研究班」を運営し、②人工知能、ビッグデータなどの新技術の登場に伴う著作物の創作・利用・流通を取り巻く環境変化に伴う制度改善の方向を検討し、③特許技術が含まれたソフトウェアのオンライン伝送問題を含め、ソフトウェアの知的財産権保護体系を改善することにした。

特に、国家知識財産委員会の主導の下、特許庁と文化体育観光部は第4次産業革命時代に現れる知的財産の 이슈に対し、いち早く対応体系を作った。国家知識財産委員会は次世代知識財産特別専門委員会を設置した。知的財産の専門家、関係部処公務員など、計委員20人からなる同特別専門委員会は知的財産全周期小委員会、知的財産インフラ・環境小委員会、第4次産業革命の核心IP小委員会の各分野の小委員会を構成し、2017年一年で7回の会議を開催し、未来の知的財産イシュー10件を発掘・分析して対応方向を策定した。

[表 3-4-1] 国家知識財産委員会の次世代知識財産特別専門委員会の議題

分野	次世代知識財産特別専門委員会の発掘イシュー
第4次産業革命の核心知的財産	①AIの創作物に対する権利保護及び活用 ②ビッグデータの利用・保護・活用促進のためのIP戦略 ③AR/VRなど新技術を取り入れたコンテンツの権利保護と創出促進 ④第4次産業革命におけるバイオ（Bio）分野の課題
知的財産インフラ・環境	⑤第4次産業革命に対応したIP法律体系の整備 ⑥第4次産業革命に備えたIP人材養成

	⑦中国の IP 及びビジネス成長への対応
知的財産全周期	⑧第 4 次産業革命時代の核心技術 IP 創出・活用戦略
	⑨新技術を活用したビジネスモデル（BM 特許）創出
	⑩第 4 次産業革命における新技術分野の標準特許創出

* 出所：国家知識財産委員会、「次世代知識財産特別専門委員会の運営結果」（2018. 5）

一方、特許庁は 2017 年 7 月、第 4 次産業革命時代における知的財産権制度の改善及び政策の方向を模索するために、知識財産未来戦略委員会を組織し、立ち上げた。知的財産の専門家、第 4 次産業革命技術の専門家、学界の専門家、政府関係者など、20 人余りからなる同委員会は 2017 年にフォーラムを 3 回開催した。この委員会では最近登場した新しい知的財産の 이슈について検討し、知的財産権に関連する法制度の改善策を模索した。

特に、同委員会は人工知能による創作物の保護、ビッグデータの活用・保護策、デジタル環境での知的財産権保護、仮想・拡張現実での知的財産侵害などに関する議論を深めた。各 이슈の内容に合わせ、法制度改善に向けた短期・中期・長期ロードマップを策定し示した。

文化体育観光部はデジタル技術の発展などに伴う著作権環境変化に対応した合理的な著作権体系を作るために、2016 年に立ち上げた著作権未来戦略研究班を運営した。学界、文化芸術界の専門家、政府関係者など 30 人余りからなる同研究班は、第 4 次産業革命時代における著作権に関わる核心 이슈について議論し、各 이슈の内容に合わせて法制度改善に向けた中長期ロードマップを検討した。

国家知識財産委員会は、特許権の信頼性・安定性向上に関して、①審査人材を増やし、先行技術検索システムを改善するなど、審査品質を向上させる人的・物的基盤を拡充し、②融合複合技術審査の場合、専門分野がそれぞれ異なる審査官同士の協議審査を活性化し、産業現場の専門家及び先行技術調査員と審査官が協力する疎通型審査協力を強化し、③遠隔映像口述審理システム運営の活性化など、国民向け審判サービス向上を支援し、④特許侵害紛争に対する損害賠償額算定ガイドラインづくりなど、特許紛争の防止・解決のための訴訟・審判体系を改善することにした。

最後に国家知識財産委員会は植物新品種開発の活性化及び保護強化に関して、①途上国に審査技法を伝授し、国家間で品種保護審査協力を推進するなど、植物新品種保護に向けた国際協力を強化し、②品種保護制度運営機関同士で審査官合同協議会を運営し、③種子管理情報システムを高度化し、④DNA 鑑定技術を活用し、違法流通種子取り締まり及び種子紛争解決を支援することにした。

2. 産業財産権保護政策

(1) 中小・ベンチャー企業の知的財産保護力の強化

(イ) 知的財産総合支援戦略の高度化

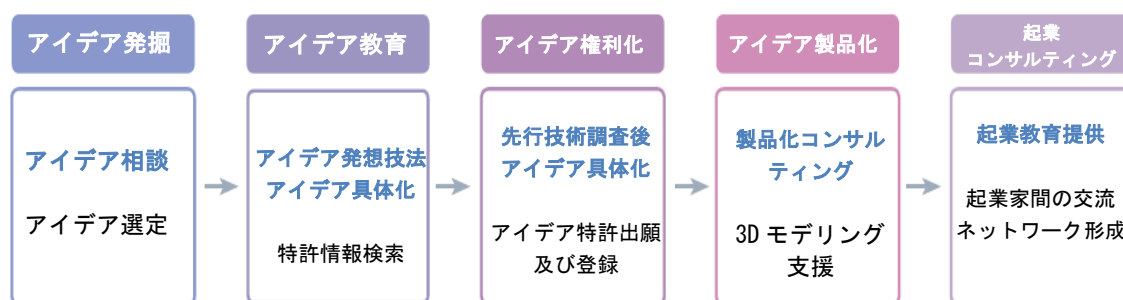
知的財産の重要性が増しているにもかかわらず、中小企業は自主的に知的財産戦略を策定する力と財源が不足しているのが現状である。また、知的財産権紛争への対応も非常に不十分である。

特許庁は中小企業の知的財産訴訟に関する負担を軽減し、知的財産経営ができるよう、中小・中堅企業向け知的財産総合支援戦略を高度化した。これで、中小企業の技術、製品、サービスなど、顧客が体験する全ての有形・無形の要素も考慮したビジネス観点で知的財産総合支援の拡大を図っている。

特許庁は全国の地域知識財産センターと協力して知識財産経営支援団が中小企業を訪問し、知的財産に関して抱える問題を発掘・支援するリアルタイム現場密着支援体系を構築・運営した。また、全国の中小企業1,450社を対象に、1件当たり1,000万ウォン以内で国内外の知的財産に関するコンサルティング、特許・デザインマップ、ブランド・デザイン開発、特許技術シミュレーションなど、各企業に合わせた知的財産サービスを随時支援した。

さらに、特許庁はスタートアップの知的財産支援体系を活性化するために多様な事業を推進した。まず、起業準備者のアイデアの具体化及び権利化、事業アイテムの創出を支援することで、アイデア事業化を促進するIP礎（ティディムドル）プログラムを拡大運営した。同事業の展開を通して、特許庁は2017年一年で知的財産758件を支援した。

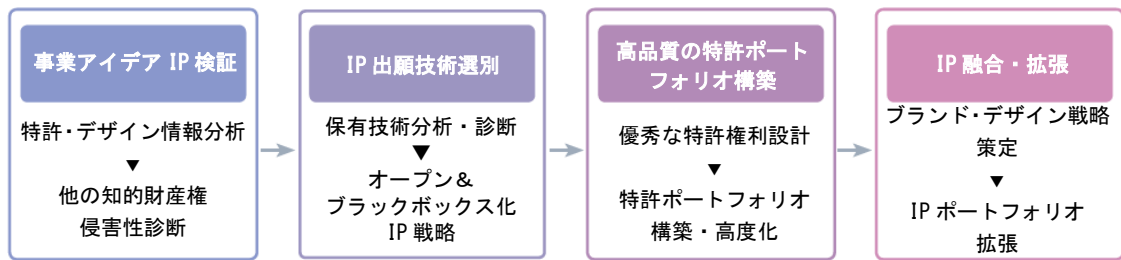
[図 3-4-1] 特許庁の IP 礎（ティディムドル）プログラム支援体系



* 出所：特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr)

特許庁はスタートアップが知的財産競争力を備え、安定した中小企業に成長できるように特許専門家による密着型知的財産コンサルティングを提供し、強い特許出願を支援するIP翼（ナレ）プログラムを運営した。特許庁が2017年に行った知的財産に関するコンサルティング件数は計294件となった。

[図 3-4-2]特許庁の IP 翼（ナレ）プログラム支援体系



* 出所：特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr)

(ロ) 特許バウチャー制度の導入

スタートアップが成功するためには差別化された技術が重要であり、そのためには知的財産権の確保が必要である。しかし、スタートアップは知的財産に対する認識や専門性が十分でないため、知的財産経営に頭を悩ませている。

このようなスタートアップを支援するために、特許庁はスタートアップが必要とする時期に希望する知的財産サービスの支援を受けられるように統合支援する特許バウチャー制度を推進した。

特許庁は 2017 年 2 月、スタートアップ向け特許バウチャー事業推進策を設け、スタートアップ、知的財産サービス機関など利害関係者の意見を取りまとめ、事業対象選定の手続き、支援規模と方式、バウチャーの使い方などを確定した。

[図 3-4-3]特許庁の特許バウチャー事業推進体系



* 出所：特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr)

(ハ) 特許共済制度導入の推進及び訴訟保険の活性化

知的財産の取得・維持には相当な費用が必要とされる。出願、審判及び訴訟、特許保証、特許技術に対する価値評価など、知的財産権に関わる各種費用は中小企業には大きな負担

となる。特許紛争費用も同じである。

これを踏まえ、特許庁は海外出願、特許紛争対応など知的財産権確保・保護のために必要とされる費用について、中小企業に優先的に貸し付け、後に長期で分割返済できるようにした中小企業特許共済制度の導入を推進している。

その一環で、特許庁は2017年11月28日に「発明振興法」を改正・公布し、特許共済事業の管理・運営、資金造成などの法的根拠を作った³⁷。

特許共済事業に関する発明振興法の改正内容

第50条の4（知的財産権関連の共済事業の管理・運営）特許庁長は産業財産権の国際出願費用、国内外の知的財産権に関わる訴訟費用など、知的財産権関連の費用負担による財務的な危険を分散・軽減するために、「中小企業基本法」第2条に基づく中小企業及び「中堅企業成長促進及び競争力強化に関する特別法」第2条第1号に基づく中堅企業を対象に、共済事業（以下「特許共済事業」という）を管理・運営することができる。

第50条の5（特許共済事業の委託及び資金の造成など）①特許庁長は特許共済事業を効率的に運営するために次の各号の機関又は団体に事業運営を委託することができる。

1. 「中小企業協同組合法」に基づく中小企業中央会
2. その他、大統領令で定める機関又は団体

②特許共済事業の運営資金は次の各号の財源で賄う。

1. 加入者が納付する共済掛け金
2. 企業、知的財産関連機関・団体、その他の者による出捐金
3. 初期運営費を充当するための政府の出捐金又は補助金
4. その他、大統領令で定める財源

③第1項及び第2項で規定した事項以外に特許共済事業の運営に必要な事項は大統領令で定める。

また、特許庁は韓国企業が自社の製品を海外に輸出する際、知的財産権をめぐる紛争が起きた場合、訴訟費用の負担を減らす目的で知的財産権訴訟保険事業を運営している。

同事業は海外に進出した中小・中堅企業が海外での知的財産紛争費用を軽減することができるよう、権利行使、提訴された際の対応などに必要な法律費用を保障する訴訟保険の加入を支援する事業である。特許庁は海外に進出した中小・中堅企業が負担する知的財産

³⁷ 特許庁は2017年11月28日に改正された発明振興法に基づき、2018年5月に同法施行令を改正して特許共済事業の運営範囲、委託機関指定、事業の管理・監督指針などを定め、これを基に2018年1年間、特許共済事業の内容と運営方法・手続きなどを作った後、2019年から同共済事業を本格的に開始・推進する予定である。

権訴訟保険料の 30～50%を支援し、該当企業は知的財産権紛争に関わる法律費用の 70%、最大 5 億ウォンの補償を受けることができる。

特許庁は 2017 年には前年比、約 17.3%増の 258 社を対象に計 20 億ウォン規模の訴訟保険の加入保険料を支援した。また、紛争期間より保障期間が短いことで更新時期を逃して保険期間が切れてしまう事態を補完する、需要者中心の新規保険を開発・発売した。

(2) 海外の知的財産保護強化

(イ) 国際知的財産権紛争への対応体系強化

特許庁は国際知的財産紛争への対応体系を強化するために、輸出中、又は輸出予定の個人事業者、中小・中堅企業を対象に、海外で発生しかねない知的財産権紛争を事前に防止して輸出競争力を備えられるよう、法律コンサルティングを支援している。

[表 3-4-2] 特許庁の国際知的財産権紛争防止コンサルティング支援事業

区分	事業内容
支援権利	特許、実用新案、デザイン、商標
コンサルティングの内容	(特許) 輸出前の事前分析、特許保証対応、ライセンス戦略など (商標・デザイン) 海外現地化戦略、無断で先に登録された時の対応戦略など
支援の割合	(中小企業) 総コンサルティング費用の 70% (中堅企業) 総コンサルティング費用の 50%

* 出所：韓国知識財産保護院ウェブサイト (www.koipa.re.kr)

2017 年、特許庁は特許保証対応、紛争拡大防止、ライセンス戦略策定、権利行使戦略策定など、海外進出企業の事情に合わせ、多様な知的財産法律コンサルティングを実施した。また、海外進出企業向けの知的財産法律コンサルティング事業に補正予算 10 億ウォンを追加で投じ、知的財産権をめぐる紛争の長期化や拡大などを防止した。

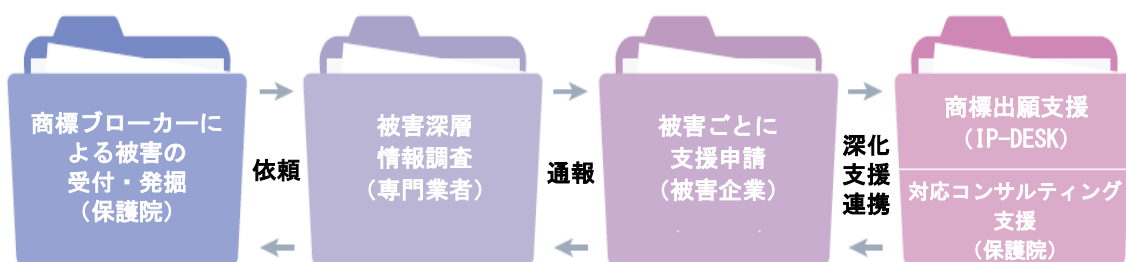
さらに、大企業・中小企業・同種業界の企業が、共同で海外知的財産権紛争への対応体系を構築することができるよう、企業間の協議体を構成し、協議体の紛争懸案に対する支援を行った。

(ロ) 韓国ブランドに対する海外保護体系強化

中国とアセアン地域で韓国ブランドの侵害被害が相次いでいる。これに対応するために、特許庁は 2014 年 K-ブランド保護総合対策を講じ、韓国知識財産保護院に K-ブランド相談窓口を開設し運営している。

この総合対策に従い、特許庁は海外商標ブローカーに対する常時モニタリング及び対応、海外知識財産センターを通じた現地商標出願への支援、模倣品侵害実態調査及び行政取り締まり支援などを実施している。

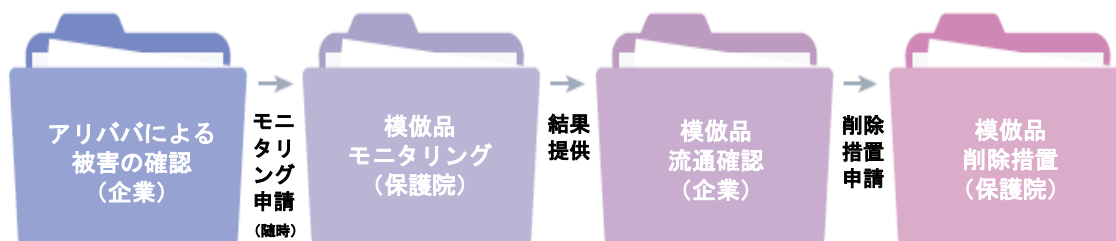
[図 3-4-4] 特許庁による中国商標ブローカーへの対応支援手続き



* 出所：韓国知識財産保護院ウェブサイト (www.koipa.re.kr)

また、特許庁は中国で発生するオンライン模倣品の流通・販売を遮断するために、2017年9月に海外オンライン模倣品モニタリングシステムを構築し、中国のオープンマーケットであるアリババ及び京東商城 (JD.com) と業務協力体系を構築した。

[図 3-4-5] 特許庁による中国アリババのオンライン模倣品への対応支援手続き



* 出所：韓国知識財産保護院ウェブサイト (www.koipa.re.kr)

3. 著作権に関する保護政策

(1) デジタル環境における著作権保護体系の整備

(イ) 総合対応体系の構築・運営

違法コピー品の追跡管理システム (Illegal Content Obstruction Program, ICOP) とは、自動検索技術をベースにウェブハードで違法で流通する著作物について自動的にモニタリングするシステムを指す。

文化体育観光部はこの違法コピー品の追跡管理システムを通して、2017年現在までモニタリングを実施しており、全体ウェブハードの約40% (20の一般ウェブハード、15のモバ

イルウェブハード) に該当するサイトを対象に自動モニタリングを実施している。

同部は 2016 年 9 月、韓国著作権保護院を立ち上げ、それまでの「著作権法」第 103 条に基づくコピー・伝送中断要請中心から、「著作権法」第 133 条の 3 に基づくオンライン違法コピー品行政措置のための支援道具としての違法コピー品の追跡管理システムの役割を確立するために、システムを持続的に改善している。

文化体育観光部はシステムを改善する最初の段階として 2017 年 8 月から 12 月までの約 4 ヶ月間、「ICOP 機能改善及び運営」事業を推進し、システムを全面見直した。これで違法コピー品の追跡管理システムは、違法コピー品の検索機能を補完し、緊急対応著作物に対するモニタリング実行結果を著作権侵害総合対応システム（総合状況室）に伝送するためのシステム連係体系を構築した。

[図 3-4-6]違法コピー品の追跡管理システムの運営プロセス



* 出所：韓国著作権保護院ウェブサイト (www.koipa.re.kr)

文化体育観光部は違法コピー品の追跡管理システムを運営することで、脆弱時間帯を中心にウェブハードサイトで緊急対応著作物が掲示されたのかについてモニタリングし、その結果を著作権侵害総合対応システムに伝送することができるようになった。これは、デジタルコンテンツ著作権を 24 時間集中監視するシステムが構築できたといえる。

このシステムの構築により、最新公開した映画など、著作権侵害 이슈が頻繁に発生する著作物に対するリアルタイム侵害対応力を強化した。

(ロ) 官民協力型海外著作権保護体系の構築

文化体育観光部は海外で韓国コンテンツに対する著作権侵害に、より効果的に対応するために民間主導の海外著作権保護体系の構築を推進した。

2017 年 3 月、同部は放送、映画、音楽、漫画などのコンテンツ業界と協会、団体など計 15 の加盟会社を置く (社) 著作権海外振興協会と協力体系を構築し、海外での著作権侵害に共同対応することにした。

[表 3-4-3]官民協力型海外著作権保護体系の構築

区分	政府	民間
合法流通	進出情報の提供（現地の法制度、市場動向など）、契約法律コンサルティング（現地の法務法人と連携）など	現地の流通会社との交流・交渉及び契約締結
侵害救済	違法流通に対するモニタリング結果を民間に提供	著作権所有コンテンツに対する権利行使（違法流通コンテンツへの警告状発送・削除、訴訟など）
交流協力	政府間協力チャンネル（交流・協力、通商交渉など）を通じ、業界の問題点解決	現地の業界・グローバルな民間団体などと交流、政府に問題点及び改善事項を提案

* 出所：文化体育観光部、「2017年度業務計画」（2017.1）

また、同部は中国と東南アジア 4 ヶ国に韓国著作権委員会海外著作権センターを設置してキラーコンテンツを重点的に保護し、現地の法務法人と連携して法律コンサルティングを提供するなど、現地で著作権侵害を防止・対応するための支援事業を展開した。同時に従来はオンラインに限られていたキラーコンテンツ集中モニタリングの対象プラットフォームを、インターネットTVなど新規プラットフォームへと拡大し、モニタリングの対象コンテンツの範囲も拡大した。

[表 3-4-4]最近 3 年間キラーコンテンツ集中モニタリング及び救済措置状況

区分	2015	2016	2017
実施国	1 ヶ国	5 ヶ国	5 ヶ国
コンテンツ範囲	放送	放送、映像、音楽、ウェブトゥーン	放送、映像、音楽、ウェブトゥーン
救済措置支援	47 件	539 件	3,412 件
違法 URL 削除	1,744 件	11,587 件	73,814 件

* 出所：韓国著作権委員会の内部統計資料

(2) 創作者の権益保護のための補償体系整備

現行の「著作権法」では著作物の利用活性化及び利用者の利便性向上などのために、法で定めた一定の場合、権利者の許諾なしで著作物を利用可能にしている。一例で、聴衆、又は観客から入場料などの反対給付を受けないならば、著作権法第 29 条第 2 項に基づき、権利者の許諾なしで商業用レコード・映像著作物を再生して公演することができる。ただし、スナック・遊興飲食店、大型マート・デパートなど同法施行令第 11 条で規定した施設は例外としている。

しかし、同規定が著作権者の権利を過度に制限するという懸念の声が上がり、権利制限の範囲を合理的な水準に整備して著作権者の権利を効果的に保護する必要性が指摘された。

それだけでなく、技術の発展及び著作物の利用環境変化、多様なサービスの登場などにより、音楽・映像が幅広く利用されたことを受け、著作権法にこのような社会の変化を反映する必要性が高まった。

そのため、文化体育観光部は2016年10月から2017年2月まで主な業種を対象に、実態調査及び分析を実施し、関係者と意見を取りまとめて2017年5月、公演権拡大のための著作権法施行令改正案を立法予告した。同施行令改正案は2017年8月22日に公布され、2018年8月23日に施行される予定である。

同施行令は休憩飲食店のうち、コーヒー専門店などを営む営業所、ジム、又は伝統市場を除く大規模店舗で商業用レコードなどを再生して公衆に公演する時には聴衆などから該当公演に対する反対給付を受けない場合でも創作者が公演権を行使できるようにした。

[表 3-4-5] 2017年著作権法施行令改正の主要内容

条文	改正の主要内容
コーヒー専門店などで行う公演に対する著作財産権者の公演権行使 (第11条第1号イ目、ロ目新設)	コーヒー専門店、非アルコール飲料店を営む営業所、生ビール専門店、その他アルコール飲料店業を営む営業所で行う公演に対して著作財産権者が公演権を行使できるように明記
ジムなどで行う公演に対する著作財産権者の公演権行使 (第11条第3号改正)	文化体育観光部令で定める専門体育施設、ダンス教室、スキー場、ジムなどで行う公演に対して著作財産権者が公演権を行使できるように明記
伝統市場以外の大規模店舗で行う公演に対する公演権行使 (第11条第6号改正)	伝統市場を除く大規模店舗で行う公演に対して著作財産権者が公演権を行使できるように明記

(3) 韓流コンテンツのグローバル保護強化

文化体育観光部は中国と東南アジア4ヶ国に韓国著作権委員会の海外著作権センターを設置し、海外で発生する韓国著作物の著作権侵害及び違法流通に関連する相談、法律コンサルティングなどを実施している。

同部は2006年4月に初めて中国の北京に、2007年5月にはタイのバンコクに海外著作権センターを設置し、韓国コンテンツの著作権保護基盤を構築し始めた。2011年12月にはフィリピンのマニラ、2012年12月にはベトナムのハノイに海外著作権センターを追加で設置した。

海外著作権センターは侵害者に警告状を発送して違法著作物を削除、侵害証拠資料の確保のための証拠保全、侵害者に対する行政処罰申請支援、民事及び刑事訴訟提起のための法律コンサルティング支援など、多様な方式の救済措置をサービスしている。

文化体育観光部は海外著作権保護基盤を確立するために、韓国企業が保有するコンテンツの現地合法市場の確保を目的に、海外著作権の合法流通環境造成事業を推進した。代表的な支援事業には合法流通協力交流会、合法利用契約支援、著作権認証書発行、著作権登録がある。合法利用契約支援事業とは、海外で発生しかねない著作権紛争を事前に防止するために契約書の検討を支援する事業である。著作権認証書発行事業とは、映像物、音楽に対して韓国著作物の現地での権利関係を確認し、権利認証書を発行する事業である。このように発行された認証書は韓流コンテンツに対する侵害取り締まり、流通契約、著作権訴訟などに活用される。また、著作権登録支援サービスとは、海外で著作物に対する権利立証をより明確かつ容易にすることができるよう、現地での著作権登録を直接支援する事業である。

これと共に、文化体育観光部傘下の韓国著作権委員会は合法市場進出拡大と健全な流通環境造成のための民間分野の交流協力を拡大しており、特に国内コンテンツ管理者と現地流通チャンネル、国内外の信託団体・協会間の協力を積極的に誘導している。

4. 営業秘密保護及び産業技術の流出防止に関する政策

(1) 中小・ベンチャー企業のアイデア・技術保護強化

(イ) 不正競争行為規律対象の拡大

韓国では事業提案などの取引過程で中小・ベンチャー企業のアイデアが奪取される被害が相次いでいる。これは中小・ベンチャー企業の技術革新と成長を妨げる要素となっている。「下請取引公正化に関する法律」には技術資料の提供要求及び流用を禁止する規定がある。しかし、下請けとしては取引先との取引関係が終わることを恐れ、申告するのが容易ではない上、下請関係でなければ当該規定を適用することができないという限界があった。

この問題を解決するために、特許庁は2017年3月、アイデア奪取行為を不正競争行為と位置づける方策などを含んだ不正競争防止法改正のための専門家公聴会を開催するなど、アイデア奪取防止のために関連法の改正に取り組んだ。

不正競争防止法改正事項は国家知識財産委員会に審議・議決（案）として上程された。国家知識財産委員会は2017年9月に開催された第20次会議で「中小・ベンチャー企業の革新成長に向けた知的財産保護強化策」を審議・議決した。この法案には中小・ベンチャー企業の特許、営業秘密侵害に対して懲罰的損害賠償を導入する方策、公募展・取引相談段階などで提供された、特許を取得していないアイデア・技術資料を奪取する行為についても不正競争行為として禁止する方策などが盛り込まれている³⁸。

³⁸ 多様なビジネス、取引関係、公募展などで発生するアイデアの奪取・使用行為について不正競争行為の形態として法律上禁止するのは、2018年4月17日に不正競争防止法を改正・公布し、明文化された。2018年7月18日から施行される。

(ロ) 不正競争行為に対する行政的・司法的救済強化

「不正競争防止法」は、特許庁長及び地方自治体の長が不正競争行為などの違反行為を確認するために必要であれば、関係公務員に営業施設又は製造施設に出入りし、関係書類や帳簿・製品などを調査・検査できるようにして法執行の実効性を高めている。

しかし、従来は他人が製作した商品の形態を模倣した商品を譲渡・貸与・展示する行為などの不正競争行為は、このような調査・検査対象から除外されていたため、行政庁で当該不正競争行為を確認することには限界があった。

これを受け、特許庁は2017年1月17日、「不正競争防止法」を一部改正し、行政庁の調査・検査対象となる不正競争行為の範囲に他人が製作した商品の形態を模倣した商品を譲渡・貸与・展示する行為などを追加し、これを違反した場合、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処することにした。

改正「不正競争防止法」は2017年7月18日から施行された。これを根拠に特許庁は2017年9月から11月まで不正競争行為のうち商品形態模倣行為に関する調査を実施した。これに対する措置として特許庁は商品形態を模倣して販売した企業と、これを買取って販売した大型マートに初めて生産及び販売中止を勧告した。

特許庁の商品形態模倣行為に関する調査事例

- ・特許庁はX社が先に開発した商品を模倣して製作販売したY社に該当商品の生産・販売中止を是正勧告した。また、該当商品を買取って販売したホームプラスにも販売中止を是正勧告した。
- ・特許庁の調査結果、X社は2016年9月、「LABNOSH」という食事代替品を販売した。Y社は2017年8月からX社の商品形態を模倣した「食事に惚れる」という製品を生産販売した。

【先行商品】X社、「LABNOSH」



【模倣商品】Y社、「食事に惚れる」



また、先述した営業外観模倣行為及びアイデア奪取行為を不正競争行為に追加した「不正競争防止法」が2018年7月18日から施行される。特許庁は報告された事件を迅速・正確に処理するために、特許庁の審査官・審判官の専門性を積極的に活用する計画である。

今後、特許庁は企業を対象に不正競争行為に関する実態調査を行い、調査事例が蓄積されれば不正競争行為事例集を発刊する予定である。これで、不正競争行為に対する企業の認識改善を図るとともに、調査及び是正勧告制度を積極的に活用して容易に被害救済を受けられるようにする計画である。

(2) 下請取引に関連する中小企業の技術保護制度の改善

大企業などによる中小企業のアイデア・技術の奪取、下請取引における技術侵害などが社会問題になっているものの、これに対する権利救済は十分ではないのが現状である。

「下請取引公正化に関する法律」では親事業者が下請事業者に技術資料の提供を不当に要求したり、親事業者が取得した技術資料を第三者などのために流用する行為などを禁止することで、中小企業の技術を保護するための規定を置いている。

「下請法」上、保護対象となる技術資料は下請事業者の「相当な努力」によって秘密に維持されていなければならないと規定していたが、「相当な努力」に対する基準が高いため、保護される技術資料の範囲が狭いという指摘があった。これを受け、公正取引委員会は中小企業の技術保護を強化するために、「下請法」上で保護対象となる技術資料の認定範囲を「相当な努力」から「合理的努力」によって秘密に維持される資料へと引き下げる内容を盛り込んだ改正案を作った。この改正案は2017年12月に国会で成立した。

保護対象となる技術資料の範囲を緩和した下請法改正内容

第2条（定義）（第1項ないし第14項省略）

- ⑮この法でいう「技術資料」とは、合理的な努力によって秘密に維持された製造・修理・施工、又は用役遂行方法に関する資料、その他営業活動に有用であり、独立した経済的価値を持つものとして大統領令で定める資料を指す。

公正取引委員会は2017年8月から公正取引法執行体系の改善組織を運営し、大企業などによる技術奪取・流用を防止することができるよう、下請法など関連法律の改正を推進してきた。2017年9月には技術の流用などを申告した時に支給する申告報奨金制度を改善して親事業者や下請事業者の役職員も申告報奨金を受けられるように下請法施行令を改正した。

同委員会は2016年12月、技術の流用など不公正取引行為の申告を理由に報復措置をする親事業者に対し、公共入札参加資格を剥奪するワンストライクアウト制を初めて導入し、2017年から本格的に施行した。

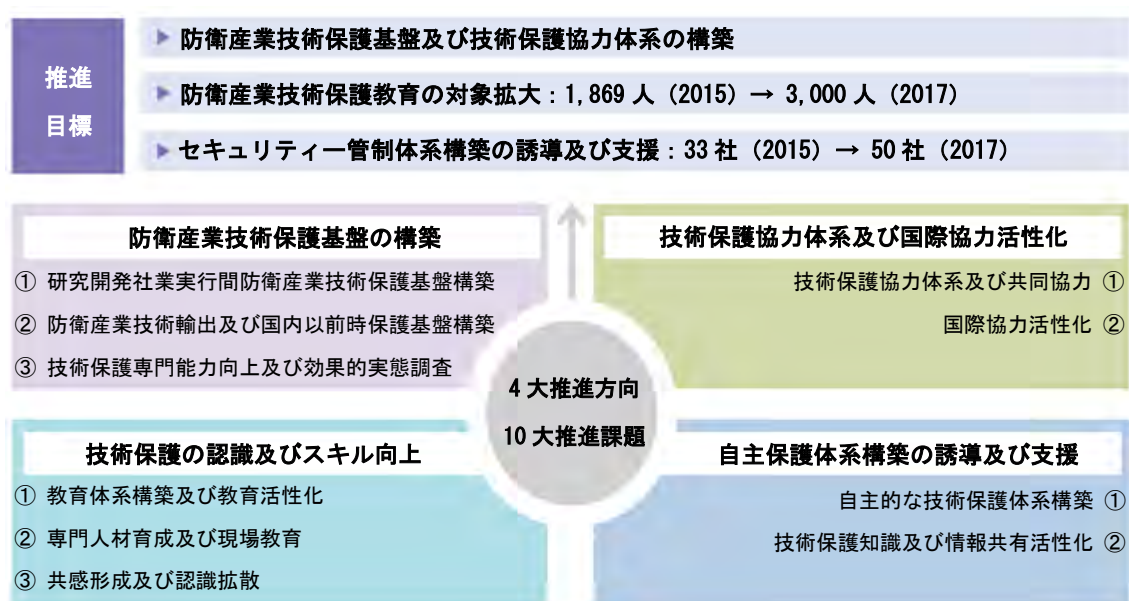
(3) 防衛産業技術流出の防止

韓国は防衛産業技術を体系的に保護し、関連機関を支援するために2015年12月に「防衛産業技術保護法」を制定した。防衛事業庁は「防衛産業技術保護法」第4条に基づいて2016年11月、「防衛産業技術の保護に関する総合計画」を策定した。この総合計画は2017年から2019年まで防衛産業技術保護推進体系及び基盤を構築し、2020年から2021年まで防衛産業技術保護インフラ拡充と高度化を目標にしている。

また、防衛事業庁は「防衛産業技術保護法」³⁹に基づき、「2017年防衛産業技術保護施行計画」を策定し施行した。この施行計画に基づき、防衛事業庁はまず防衛産業技術の指定・判定業務を体系化・専門化するための専門家グループを構成し、2017年6月に防衛産業技術判定業務オンラインシステム開発を完了した。これと共に、研究開発事業の推進過程で防衛産業技術を体系的に保護するために業務指針を制定し、防衛産業技術の輸出における統制手続きを合理的に再確立するために「国防科学技術の無形移転統制・管理マニュアル」を発刊・配布した。

さらに、2017年12月に「防衛産業技術保護法」を改正し、防衛産業技術流出に対する処罰を強化した。これによると、防衛産業技術を外国で使う目的で不正な方法で取得・使用・公開するなどの行為をした人は現行15年以下の懲役、又は1億5千万ウォン以下の罰金から引き上げられたで20年以下の懲役、又は20億ウォン以下の罰金に処されるなど、全般的に防衛産業技術流出に対する罰則が強化された。

[図 3-4-7] 2017年防衛産業技術保護施行計画の推進方向、推進目標及び課題



* 出所：防衛事業庁、「2017 防衛産業技術保護施行計画」(2016.11)

³⁹ 防衛産業技術保護法第5条

(4) 技術の流用など不公正行為に対する監視及び防止強化

2017年11月、公正取引委員会は技術の流用事件を担当する担当組織を新設し、技術職人材、弁理士などの専門人材を配置した。

同組織は大企業などによる技術の奪取・流用事件を取り締まるために構成されたもので、従来は申告に依存していた消極的調査方式から抜け出し、電気・電子、自動車、ソフトウェアなど毎年、集中監視分野を選定し、いち早く技術奪取などに対する職権調査を実施できる権限を与えられた。

5. 新知的財産に関する保護政策

(1) 生物・遺伝資源の発掘・保存・管理体系の標準化

環境部は国家生物種多様性の保全・管理、生物資源の持続可能な利用、韓国の生物主権保護などのために、既存の自生生物、新規に研究・発掘された生物種を再検討する研究を推進している。

同部は国立生物資源館を通し、2,024種の新規種を追加発掘して計49,027種に対する国家生物種目録を構築し、このような生物多様性に関する情報を国家生物多様性情報共有体系を通じて提供している。

[表 3-4-6] 環境部国立生物資源館の国家生物種目録種数 (単位:種)

区分	2013	2014	2015	2016	2017
国家生物種目録種数(累積)	41,483	42,756	45,295	47,003	49,027

* 出所: 国立生物資源館、「2017 国家生物種目録」(2017.12)

[表 3-4-7] 国家生物種目録統計状況

(単位:種)

大区分	分類群名	種数		
		2016 年国家生物種目録	新規追加種目録	2017 年国家生物種目録
動物系 (Animalia)	哺乳類	125	0	125
	鳥類	522	5	527
	爬虫類	32	0	32
	両生類	20	1	21
	魚類	1,272	7	1,297
	尾索動物類	111	3	114
	無脊椎動物類 (昆虫類除外)	8,393	555	8,948
	昆虫類	16,933	600	17,593
植物系 (Plantae)	維管束植物類	4,455	63	4,518
	蘚苔類	924	1	925
	輪藻類	931	4	935
	緑藻類	770	19	789
	紅藻類	608	7	615
有色藻植物系 (Chromista)	珪藻類	2,065	15	2,080
	隠鞭毛藻類	14	1	15
	着鞭毛藻類	7	0	7
	渦鞭毛藻類	405	2	407
	黄赤藻類	1	1	2
	オクロ藻類	360	8	368
菌系 (Fungi)	菌類	3,773	150	3,923
	地衣類	1,067	66	1,133
原生生物系 (Protista)	原生動物類	1,750	140	1,890
	ユーグレナ藻類	348	5	353
細菌系 (Bacteria)	藍藻類	348	1	349
	細菌類	1,698	370	2,068
古細菌系 (Archaea)	古細菌類	11	0	11
合計		47,003	2,024	49,027

* 出所: 国立生物資源館、「2017 国家生物種目録」(2017.12)

(2) 植物新品種保護のための基盤構築

韓国はグローバル種子強国への飛躍を目標に、農林畜産食品部、海洋水産部、農村振興庁、山林庁が共同で、政府レベルの協力 R&D プロジェクトである「ゴールデンシードプロジェクト (Golden Seed Project、GSP)」を推進している。ゴールデンシードプロジェクトは輸出戦略種子開発及び種子産業基盤構築のために、2013年5月から2016年までの1段階事業を推進し、基盤拡充と品種開発に注力した。2段階事業期間は2017年から2021年までとなり、輸出増大といった事業化に重点を置く戦略を推進している。

ゴールデンシードプロジェクト推進戦略

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ①輸出戦略品目育成による種子輸出の拡大 | ②品種保護権の強化及び輸入代替 |
| ③民間の競争力強化のための基盤造成 | ④強い基盤技術の活用及び技術の先取り |

* 出所：ゴールデンシードプロジェクトウェブサイト (www.gsp.re.kr)

2017年はゴールデンシードプロジェクトの2段階である5ヶ年事業が始まる年である。2016年12月、農林畜産食品部、海洋水産部、農村振興庁など関係部処は、輸出拡大のためのグローバル市場開拓型種子開発、種子自給率向上のための品種保護戦略種子開発、民間種子産業基盤構築を目標にした「ゴールデンシードプロジェクト事業2段階(2017-2021)総合計画」を発表した。

ゴールデンシードプロジェクト推進戦略

1段階 (2013-2016) : 基礎・基盤研究推進	2段階 (2017-2021) : 産業化推進
・ 情報分析、目標市場及び育種目標の設定	・ 品目別目標品種の開発
・ 育種素材開発、源泉基盤技術開発及び海外基盤作り	・ 大量生産体系など産業化推進
・ 品目別目標品種の開発	・ 開発された品種の輸出市場開拓及び国内への普及拡大

* 出所：ゴールデンシードプロジェクトウェブサイト (www.gsp.re.kr)

同時に、農林畜産食品部などはゴールデンシードプロジェクト事業を体系的に推進するための年間施行計画として「ゴールデンシードプロジェクト事業2段階1年目(2017)施行計画」を策定した。この計画に基づき、農林畜産食品部などは唐辛子、白菜など輸出戦略型品種52種、キャベツ、トマトなど輸入代替型品種32種の開発を完了(2017年10月時点)し、知的財産に関連して品種・ブランド出願84件、特許出願30件を達成し、輸出2,235万ドル及び国内売上110億ウォンを達成した。

(3) 植物新品種保護のためのグローバル協力強化

農林畜産食品部は海外で別途の現地栽培審査なしで韓国での栽培審査結果だけで品種登録ができるよう、海外の多くの国々と植物品種保護に関する業務協力を締結している。2017年にはケニア及びベトナムと植物品種保護協力に関する覚書を締結した。

同部傘下国立種子院は韓国の優秀品種の輸出拡大及び市場開拓を支援するために、毎年中南米、アフリカなど途上国の農林部関係者を招請し、研修事業を実施している。2017年にはガーナ、グアテマラ、スーダン、コスタリカなど6ヶ国の計12人を対象に、研修事業を実施した。同研修事業の内容は品種保護制度の導入初期段階にある途上国を対象に、実質的な制度運営の技術を伝授することである。

6. 2017年知的財産分野の主なイシューごとの事例

(1) 複数主体による特許権共同侵害の責任を認めた事例

(イ) 事実関係

この事件の特許発明はフェイスリフト施術⁴⁰に関するものであり、関連特許は全部で3件⁴¹である。この事件の原告は発明者から特許権を譲り受けた者である。

この事件の被告Eは、この事件の特許発明の構成要素であるカテーテルとスターター（プッシュロッド及び穿孔手段）を製作し、それを被告Dに納品した。被告Dはこの事件のカテーテル、スターター、ハーブ、縫合糸については日本のAG病院に納品し、ハーブと縫合糸についてはシンガポールのY社に輸出した。Y社はハーブと縫合糸を日本のAG病院に輸出し、最終的に日本のAG病院はこの事件カテーテル、スターター、ハーブ、縫合糸を持って原告の製品と同じ用途で使った。被告Cは被告Dの代表理事である。

原告は2014年6月10日、ソウル中央地方法院（地裁）に被告C、D、Eを相手取って、この事件の第1特許発明ないし第3特許発明に基づいて特許権侵害禁止仮処分を申請した。裁判所は2015年4月9日、被告Cに対する申請は全部棄却し、被告D、Eに対する申請は一部認容する決定を下した⁴²。原告はこの決定を不服としてソウル高等法院（高裁）に抗告した。

この決定は被告C、D、Eによる特許権侵害の有無が争点になった。特に、被告Dがこの事件のカテーテル、スターター、ハーブ、縫合糸を生産したと見なすことができるのか、複数主体が特許権侵害に関与する場合の特許権侵害が問題となった。

⁴⁰ 肌のたるみやシワを改善し、肌のハリを取り戻し、シワをなくす目的の施術。

⁴¹ 第1特許発明：縫合糸（10-1132841）、第2特許発明：玉結びが必要ない縫合糸及びこれを含むキット（10-1185583）、第3特許発明：医療用糸の挿入装置及びこれ備えた医療用糸の挿入施術キット（10-1326763）

⁴² ソウル中央地方法院 2015. 4. 9 宣告 2014 カ(カ)合 80452 決定

(ロ) 裁判所の判断

ソウル高等法院⁴³は、原則として単一主体が、全ての構成要素が有機的に結合した全体としての特許発明を実施しなければ、その特許発明に関する特許権を侵害したこと（いわゆる、「構成要素完備の原則」）にはならないと判断した。ただし、特許発明による物の生産のみに使う物、又は特許発明による方法の実施のみに使う物を生産、譲渡、貸与、又は輸入したり、その物を譲渡、又は、貸与の申込をする行為を業として行った時には特許権を侵害するもの見なし（特許法第 127 条）、複数主体が単一な特許発明の一部の構成要素を分担し、実施する場合といっても、①複数主体のいずれの単一主体が他の主体の実施を支配管理し、その他の主体の実施により、営業上の利益を得る場合は他の主体の実施を支配管理し営業上の利益を得るいずれの単一主体が単独で、②複数主体がそれぞれ他の主体の実施行為を認識し、これを利用する意志、すなわち、それぞれ違う主体の実施行為を利用して共同で特許発明を実施する意志を持って、特許発明の全体構成要素を分けて実施する場合は複数主体が共同で特許侵害をしたと見なすことが妥当だと判示した。

(ハ) 示唆点

特許権者は当該発明を独占的に実施する権能を持つようになり、当該発明を権原なしで実施する者に対して禁止請求権を行使することができる。ところが特許権が侵害されるためには単一の者が当該特許発明の全ての構成要素を実施しなければならない。しかし、複数主体によって当該特許発明を分担して実施することで、特許権侵害という結果を招いた場合、誰にいかなる要件の下、責任を問うことができるのかが問題となる。このような複数主体による特許権侵害は国内外でも非常に問題視されてきた。

この判決はこれまで責任の所在が不明であった複数主体が関与する特許侵害の責任について、複数主体のうち単独侵害が認められる場合と複数主体が共同で責任を負う場合に対するそれぞれの基準を提示したという点で意味があると言える。すなわち単独侵害の責任を取る場合は侵害者のうち主な侵害者が違う侵害者を「支配・管理」しており、「営業上の利益」を得ていることが基準となり、複数主体の共同侵害が認められる場合は「共同実行の意志」と「特許発明の構成要素を分担実施」の要件が満たされる必要がある。

(2) ゴルフ場のゴルフコースの著作物性を認めた事例

(イ) 事実関係

この事件の原告（ゴルフ場を運営する業者 3 人）はそれぞれ会員制のゴルフ場を所有・運営する会社であり、被告はスクリーンゴルフ（室内ゴルフ）会社であり、シミュレーションシステムを開発してスクリーンゴルフ場の運営業者がそれを利用できるようにオンラインサービスを提供し、直接スクリーンゴルフ場を運営する事業者である。被告が開発し

⁴³ ソウル高等法院 2017. 8. 21 宣告 2015 ラ (라) 20296 決定

たゴルフシミュレーションシステムは国内外のさまざまなゴルフ場の姿をほぼ同じように再現し、利用者が特定のゴルフ場を選択すれば、そのゴルフ場でゴルフを楽しむような環境を提供している。このシステムのデータベースには原告のゴルフ場も含まれている。被告は2008年ごろ原告のゴルフ場を航空撮影してほとんどそのまま再現し、2012年には従来のシステムを更新した新しいモデルをお披露目した。これに対して原告は被告が自分の実際のゴルフ場の著作権を侵害したと提訴した。第1審（ソウル中央裁判所）⁴⁴は、被告は原告の著作権（複製権、伝送権）を侵害したと判示し、被告の損害賠償の責任を認めた。この事件は被告が第1審判決を不服としてソウル高等法院に抗告した事案である。

（ロ）裁判所の判断

抗訴法院⁴⁵は「この事件の各ゴルフ場のゴルフコースの構成要素の配置などは、自然的に成り立ったわけではなく、ゴルフ場を設計した設計者の思想によりゴルフ場の敷地に対する工事などが行われて成り立った事実を認められるため、この事件の各ゴルフ場のゴルフコースには人間の思想が反映され、表現されていると見なすことが妥当だ」とし、同時に「ゴルフ場のゴルフコースを創作した著作者ならではの精神的努力の所産として創造的個性が表現されているため、著作権法によって保護される著作物に該当する」として、ゴルフコースの「建築」著作物性を認めた。ただし、ゴルフ場のゴルフコースについては建築物の場合と同じように、ゴルフコースを作った建築主でなく、その設計者に権利があるとし、この事件の原告が各ゴルフコースに関する著作権を保有しているとは見られないため、原告の著作権侵害主張は理由がないと判断した。

（ハ）示唆点

この判決は最近、浮び上がっているバーチャルリアリティの著作権侵害問題に関連して重要な意味を持つ判決といえる。バーチャルリアリティとは、コンピューティング技術を活用して人の感覚で認識できる特定の環境や状況をデジタル化し、創造した仮想の世界をいう⁴⁶。バーチャルリアリティは利用者に必要なデータを抽出し、これをバーチャルリアリティデバイスに掲示する過程で著作権侵害問題が発生しかねない。バーチャルリアリティ自体は現実世界をそのまま模倣することが本質的な概念であるため、必然的に現実世界で権利として保護される創作物と法的に衝突する可能性が大きいためである。

例えば、運営者はバーチャルリアリティのサービス品質を高めるために、必要なデータあるいは情報をインターネットなどから収集・抽出するが、もし抽出されたデータなどに著作権の保護対象が含まれている場合には抽出されたデータがバーチャルリアリティシステムの内部データベースに一時的あるいは永久的に保存され、バーチャルリアリティデバイスに掲示される過程で著作権侵害が発生する可能性がある。また、抽出されたデータが

⁴⁴ ソウル中央地方法院 2015. 2. 13 宣告 2014 カ (7) 合 520165 判決

⁴⁵ ソウル高等法院 2016. 12. 1 宣告 2015 ナ (4) 2016239 判決

⁴⁶ バク・ユソン、「拡張現実でのビッグデータと著作権侵害に関する研究」、季刊著作権、2017 夏号、111 頁

使用者が位置した地点で事物や背景情報を3次元で視角化して適切に変形・配置した場合、処理・変形は著作権侵害を引き起こす可能性がある。

(3) エンベデッド（動画の埋め込み）リンク行為に対して公衆送信権侵害のほう助の責任を認めた事例

(イ) 事実関係

この事件⁴⁷の原告は韓国放送公社（KBS）と文化放送（MBC）である。この二つの放送局はそれぞれ23,562の番組を直接製作するか、それを製作した人から著作権財産権を譲り受けた。一方、被告は海外にサーバーを置く「www.○○○○○○○○○○.com」、「www.△△△△△.com」サイトなど（以下「海外動画共有サイト」という）の運営者や使用者などであり、原告の許諾を受けずに上記のサイトに番組を掲示していた。被告は各サイトに、海外動画リンクサイトから大量で収集した海外動画共有サイトに掲示された各番組のエンベデッドリンク⁴⁸を掲載し、利用者が無料で視聴できるように利用者を各サイトに誘引した後、各サイトに掲示されたバナー広告のクリック数により、D株式会社から収益金を支給された。

これを受け、原告は被告に対して公衆送信権の間接侵害（ほう助）に該当するという理由で提訴した。ソウル地方法院⁴⁹は、被告が開設したサイトの利用者が追加でクリックなどをしなくても、各掲示物を通して各番組を制限なしで直接再生することができるため、被告は各番組に対する著作権財産権である公衆送信権を直接侵害したと判断した。

(ロ) 裁判所の判断

控訴審⁵⁰は次のような理由を挙げて被告のリンク行為が公衆送信権（伝送権）侵害行為に対するほう助に該当すると判断した。

すなわち、「…、リンク行為は侵害された著作物に対する実質的な接近の可能性を高め、利用に提供する行為を容易にするため、他の利用者によって実際、当該リンクを通じた送信が行われるのかどうかに関係なく、利用者の伝送権侵害行為に対するほう助が成立できる点、リンク行為を伝送権侵害行為に対するほう助と見なさないならば、侵害著作物であることを明確に知っている情報へのリンク行為が増加する可能性が高い点、甲（被告）のリンク行為は、利用者が海外動画共有サイトに掲示された番組の複製物を簡単に伝送してもらえるようにし、海外動画共有サイト掲示者の掲示物利用につなげる行為を容易にする行為をしたと評価するのに十分な点などを総合すれば、甲（被告）のリンク行為は実質的に海外動画共有サイト掲示者の公衆への利用提供の余地をより一層拡大させる行為であり、

⁴⁷ 大法院 2017. 9. 7 宣告 2017 ダ (㉔) 222757 判決損害賠償 (キ)

⁴⁸ エンベデッド (embedded link) リンクとは、使用者の画頁で直接動画や音楽などのファイルが再生できるようにするリンクを指す。

⁴⁹ ソウル中央地方法院 2016. 11. 18 宣告 2016 カ (가) 合 506330 判決

⁵⁰ ソウル高等法院 2017. 3. 30 宣告 2016 ナ (나) 2087313 判決

海外動画共有サイト掲示者の公衆送信権（伝送権）侵害行為に対するほう助には該当する」と判示した。

これに対して原告は控訴審で認められなかった直接侵害と損害額算定に関する部分のみについて上告したが、大法院⁵¹は、インターネットリンクは著作権法が規定する伝送に該当しないという従来の判決⁵²を挙げ、直接侵害に関する原審の判断を肯定した。

（ハ）示唆点

エンベデッド（embedded link）リンクとは、使用者の画面で直接動画や音楽などのファイルを再生可能にするリンクを指す。これは、一般的なリンクと異なり、原著作物があるサイトに移動することなく、エンベデッドリンクをクリックするだけで直ちに該当動画の視聴や音楽の聴取ができるようにする。

最近、スマートフォンなどが大衆化し、ドラマ、バラエティなど、人気番組の違法コピー品に対するエンベデッドリンクを利用者に無償で提供するスマートフォンアプリが蔓延して著作権者などが被害を受けている。

控訴審判決はエンベデッドリンクを掲載した者に対し、海外動画共有サイト掲示者の利用に提供する行為を容易にする行為をしたと評価することで、著作権侵害のほう助の責任を認めた事例として意味がある。

（4）特殊な類型のオンラインサービス提供者の著作権保護義務範囲に関する事例

（イ）事実関係

韓国著作権団体連合会所属の著作権保護センターが文化体育観光部からモニタリングを委任され、被告が運営する「○○」サイトを対象にモニタリングを行った。同センターは権利者から著作権法第 104 条第 1 項の「違法な伝送を遮断する技術的措置など、必要な措置に対する要請」がある 429 のゲームのうち、任意で 50 を標本に選び、タイトルなどの「文字列」や「関連語」で検索する方式と、ゲーム関連カテゴリーの最近の 100 件以上をいちいち肉眼で確認する全数調査方式を併行して検索し、ダウンロードできるかどうかを確認した。

その結果、「文字列」や「関連語」で検索する方式では摘発件数は 0 件であったが、全数調査方式によるモニタリングでは圧縮ファイル 1 つが見つかり、その圧縮ファイルを通じて 35 のゲームをダウンロードすることができた。

文化体育観光部長官はモニタリングの結果に基づいて未遮断率を 70%（=35/50×100）と算定し、被告に過料処分事前通知を行った。これを不服として被告は過料処分決定が違法

⁵¹ 大法院 2017. 9. 7 宣告 2017 ダ（ダ） 222757 判決[損害賠償（キ）]

⁵² 大法院 2010. 3. 11 宣告 2009 ダ（ダ） 80637 判決

だという理由でソウル地方法院に控訴した。

原審⁵³は特殊な類型のオンラインサービス提供者の場合、著作権侵害の危険が常に存在するため、高度な技術的措置を取る義務があるという前提で、著作権保護センターが任意に決めた 50 の著作物を対象にモニタリングを行った結果、米遮断率が 70%に達したことを主な理由に挙げ、過料賦課対象になると判断した。

(ロ) 裁判所の判断

大法院⁵⁴は、著作権法第 104 条第 1 項などの規定趣旨について「著作物などの違法伝送から著作権などを保護するために、特殊な類型のオンラインサービス提供者に加重された義務を課す一方、このような立法目的を考慮しても技術的限界などによる違法伝送の全面的遮断を義務付けることはできないという点を考慮し、「権利者の要請」がある場合に大統領令と規定する「必要な措置」を取るよう、制限された義務を課すためである」と明らかにした。したがって「法令の文言と立法趣旨などを総合してみれば、特殊な類型のオンラインサービス提供者が著作権法施行令第 46 条第 1 項が規定する「必要な措置」を取ったのであれば、著作権法第 104 条第 1 項に基づく「必要な措置」を取ったと見なすべきであり、実際、違法伝送という結果が発生したという理由だけで異なる判断を下してはならない」と差し戻した。

(ハ) 示唆点

特殊な類型のオンラインサービス提供者とは、「(1) 個人、又は法人（団体含む）のコンピュータなどに保存された著作物などを公衆が利用できるようにアップロードした者に商業的利益又は便宜を提供するオンラインサービス提供者、(2) 個人、又は法人（団体を含む）のコンピュータなどに保存された著作物などを公衆がダウンロードできるように機能を提供し、ダウンロードする者が費用を支払う形態で事業を行うオンラインサービス提供者、(3) P2P 技術をベースに個人、又は法人（団体を含む）のコンピュータなどに保存された著作物などをアップロードしたりダウンロードできる機能を提供し、商業的利益を得るオンラインサービス提供者」を指す⁵⁵。著作権法第 104 条第 1 項⁵⁶は特殊な類型のオンラインサービス提供者に権利者の要請がある場合、該当著作物などの違法伝送を遮断する技術的措置など、必要な措置を取るよう規定している。ここでいう「必要な措置」は大統領令⁵⁷で定めているが、このような措置を取ったにもかかわらず著作権を侵害する結果をもた

⁵³ ソウル西部地方法院 2014. 2. 20 ジャ (자) 2011 라 (라) 63 決定

⁵⁴ 大法院 2017. 8. 31 宣告 2014 마 (마) 503 決定

⁵⁵ 文化体育観光部告示第 2017-6 号、2017. 2. 21 一部改正

⁵⁶ 著作権法第 104 条（特殊な類型のオンラインサービス提供者の義務など）①他人同士でコンピュータを利用して著作物などを伝送することを主な目的とするオンラインサービス提供者（以下「特殊な類型のオンラインサービス提供者」という）は権利者の要請がある場合、該当著作物などの違法伝送を遮断する技術的措置など、必要な措置を取らなければならない。この場合、権利者の要請及び必要な措置に関する事項は大統領令で定める。

⁵⁷ 著作権法第 45 条（権利者の要請）法第 104 条第 1 項に基づき、権利者が該当著作物などの違法伝送を遮断する技術的措置など必要な措置を要請するためには、文化体育観光部令で定める要請書（電子文書の要請書を含む）に次の各号

らした場合、過料の対象となるのかが問題になっていた。

この判決は、著作権法第 104 条は特殊な類型のオンラインサービス提供者に特に加重された著作権保護義務を課しているため、結果的に違法伝送が行われたとしても、著作権法施行令第 46 条第 1 項で定める「必要な措置」を取ったのであれば、必要な措置を取ったと見なすべきという基準を提示したことに意義がある。

(5) リアリティー番組の著作権侵害が認められた事例

(イ) 事実関係

この事件は、原告が製作して放送した映像物（動画）について、被告がそれを模倣して製作した映像物を放送・伝送することで、被告は原告の映像物に関する著作財産権（複製権、二次的著作物作成権など）と著作者人格権を侵害したり、周知された原告の営業標識などと類似の標章を使って出所の混同を招いたり、原告の営業標識力と名声を傷つける不正競争行為をしたり、原告が相当な努力と投資を行って構築した映像物の名声と顧客吸入力に無断で便乗する違法行為を犯したと原告が主張し、選択的に違法行為に基づいた損害賠償金 1 億 5,000 万ウォン（財産的損害 1 億ウォンと慰謝料 5,000 万ウォン）とその遅延損害金の支払いを求める事案である。

第 1 審判決⁵⁸は、被告の映像物は原告の映像物と実質的に似ていない、原告の映像物とロゴが原告の商品標識や営業標識として使われていない、原告の映像物の一部場面や構成を使った映像物を製作して営業活動を行った被告の行為は違法行為を構成しないという理由で原告の請求を棄却し、原告は不服として控訴⁵⁹した。控訴審であるソウル高等法院は被告の著作権侵害及び不正競争防止法第 2 条第 1 号又目の不正競争行為に該当しないと判示した。原告は不服として大法院に上告した。

(ロ) 裁判所の判断

大法院は「具体的な台本なしで大まかな構成案だけをもとに、出演者などによって表出される状況を撮影して製作される、いわゆるリアリティー番組も創作性があるならば著作物として保護されることができる。リアリティー番組は舞台、背景、小道具、音楽、進め

の資料（電子文書を含む）を添付し、特殊な類型のオンラインサービス提供者に提出しなければならない。ただし、権利者が著作権信託管理業者であるか、最近 1 年以内に反復的な侵害行為に対して権利者であることを疎明できる資料を既に提出した場合は、第 1 号の資料を提出しないこともある。

1. 権利者であることを疎明できる次の各目のいずれかに該当する資料

イ. 自分がその著作物などの権利者と表示された著作権などの登録証写本、又はそれに相当する資料

ロ. 自分の氏名などや異名として広く知られたのが表示されている著作物などの写本、又はそれに相当する資料

2. 遮断を要請する著作物などを認識できる著作物の題号、それに相当する文字や符号（以下「題号等」という）、又はコピー品などの資料

⁵⁸ ソウル中央地方法院 2013. 8. 16 宣告 2012 ガ (7) 合 80298 判決

⁵⁹ ソウル高等法院 2014. 7. 3 宣告 2013 ナ (4) 54972 判決[損害賠償]

方、ゲーム規則など多様な要素から構成され、このような要素が一定の製作意図や方針により選択・配列されることで、他の番組と明確に区別される特徴や個性が現れることができる。したがってリアリティー番組の創作性の有無を判断する時は、番組を構成する個別要素それぞれの創作性の他、このような個別要素が一定の製作意図や方針により選択・配列されて具体的に調査され、番組それ自体が他の番組と区別される創作的個性を有して、著作物として保護を受ける程度であるかも考慮することが妥当だ」と判示し、番組のフォーマットを無断で盗用する行為は「競争者が相当な努力と投資によって構築した成果を自身の営業のために無断で利用することで不当に利益を獲得し、法律上で保護する価値のある競争者の利益を侵害した場合、民法上の違法行為にも該当する」と判示した。

ただし、この事件で大法院は原告の映像物と被告の映像物 2 に対してのみ、著作権侵害を認め、原告が主張した不正競争防止法上の商品主体混同行為、営業主体混同行為、名声毀損行為及び成果模倣行為のような不正競争行為に対する主張は認めなかった。

(ハ) 示唆点

著作権法第 2 条第 1 号は著作物を「人間の思想又は感情を表現した創作物」と規定し、創作性を要求している。しかし、具体的な台本なしで大まかな構成案だけをもとに、出演者などによって表出される状況を撮影して製作される、いわゆるリアリティー番組が著作権法の保護を受けることができるのかと、リアリティー番組を無断で利用する行為が不正競争防止法第 2 条第 1 号又目の成果模倣行為に該当するのかが問題になっている。この判決はいわゆる番組フォーマットの法的保護に関する示唆点を提供している。裁判所はリアリティー番組でも番組の個別構成要素の創作性と個別要素の選択と配列などを踏まえて創作的個性があるならば、著作権で保護されるという基準を提示し、このような番組は相当な成果に該当し、これを無断で盗用した場合、不正競争行為はもちろん違法行為に該当するが、この事案では不正競争行為は認められなかった。

(6) 営業秘密流出に伴う業務上背任罪の既遂時期を明確にした事例

(イ) 事実関係

この事件の公訴外 1 会社は 3 次元光学スキャナの生産分野の 1 位で、「世界一流商品認証企業」である。被告人 1 は 2004 年 2 月頃、公訴外 1 会社に入社し、2011 年 4 月頃まで約 7 年間勤めていた。主にハードウェア開発及び生産業務に従事し、ハードウェア開発チーム長とハードウェア生産チーム長を経て 2010 年 1 月頃から 2011 年 4 月 30 日まで海外営業チーム長で勤めた。被告人 2 は 2001 年 8 月頃、公訴外 1 会社に入社し、ソフトウェア開発チームで 3 次元スキャナのソフトウェア開発業務に従事して 2005 年 6 月頃退職し、2007 年 8 月頃、再び公訴外 1 会社に入社して 2011 年 8 月 5 日退職するまでソフトウェア開発チームで 3 次元スキャナの測定データ後の処理パートとユーザーインタフェース (GUI) 開発

業務を担当し、原告会社の付設研究所研究開発チームの責任研究者として勤めた者である。

被告人 2 は被告人 1 が退職した後に設立した公訴外 2 会社に転職した後、公訴外 1 会社から無断で搬出した 3 次元光学スキャナに必要なスキャナ制御ソースコードを利用して試作品を生産し、他の会社に販売した。被告人 2 は公訴外 1 会社から無断で搬出した 3 次元光学スキャナの駆動に必要なソースコードとしてソフトウェア構造設計に必要な「hsStdHeaders.h」のソースコード製作に当たり、公訴外 1 会社の営業秘密である「snx2StdHeaders.h」のソースコードをコピーして上記の「hsStdHeaders.h」のソースコードを製作したのを始め、公訴外 1 会社の 34 の営業秘密を無断使用した。被告人らは共謀して 2012 年 8 月 24 日、ソウル龍山区（住所 1 省略）所在の公訴外 2 会社事務室で、日本所在の公訴外 5 会社から上記の会社が公訴外 1 会社から購入した 3D スキャナの修理依頼を受け、別紙の犯罪一覧表の順番 14 番記載とともに、被告人 2 が公訴外 1 会社を退職して任意で搬出して保管していた公訴外 1 会社の営業秘密である 3D スキャナのライセンス生成器のソースコードをコンパイルしてライセンス生成器を作った後、これを実行して上記の 3D スキャナの修理に使用した。

これを受け、公訴外 1 会社は営業秘密の無断使用に対する財産上の利益取得に対する営業秘密侵害及び業務上背任を理由に被告人を提訴した。第 1 審⁶⁰では被告人 2 の業務上背任罪を認めなかったが、控訴審⁶¹では第 1 審判決を覆し、業務上背任罪を認めた。これに対し、被告は大法院に上訴した。

（ロ）裁判所の判断

大法院⁶²は、「業務上背任罪の主体は他人の事務を処理する地位にいないなければならない。したがって会社の職員が在職中に営業秘密、又は営業上の主要資産を競合企業に流出したり、自らの利益のために利用する目的で無断で搬出したのであれば、他人の事務を処理する者として業務上の任務に反して流出又は搬出したことになるため、流出又は搬出時に業務上背任罪の既遂となる。また、会社の職員が営業秘密などを適法に搬出して搬出行為が業務上背任罪に該当しない場合でも、退職時に営業秘密などを会社に返還したり廃棄したりする義務があるにもかかわらず、競合企業に流出したり自らの利益のために利用したりする目的で、これを返還したり廃棄したりしなかったのであれば、このような行為も退職時に業務上背任罪の既遂となる」と判示した。

しかし大法院は、「会社の職員が退職した後は特別な事情がない限り、その退職した会社の職員はもう業務上背任罪で他人の事務を処理する者の地位にあるとは見られないうえ、上記のように返還したり廃棄したりしなかった営業秘密などを競合企業に流出したり、自らの利益のために利用するとしても、これは既に成立した業務上背任行為の実行行為に過ぎないため、その流出ないし利用行為が不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律違反

⁶⁰ ソウル中央地方法院 2016. 8. 11 宣告 2013 高段 7560 判決

⁶¹ ソウル中央地方法院 2017. 2. 15 宣告 2016 ノ（ㄴ） 3163 判決

⁶² 大法院 2017. 6. 29. 宣告 2017 ド（ㄷ） 3808 判決

(営業秘密漏洩など) 罪に該当するのかどうかは別論にしても、別に業務上背任罪を構成する余地はないと見なければならない。そして上記のように退職した会社の職員に対して他人の事務を処理する者の地位を認めることができ限り、第三者が上記のような流出ないし利用行為に共謀・加担したとしてもその他人の事務を処理する者の地位にあるなどの事情がない限り、業務上背任罪の共犯も成立しない」と判示した。

(ハ) 示唆点

競合企業を退職した被告人 1 が被告人 2 の会社に入社し、競合企業の営業秘密などを利用して新しい製品を作り、その過程に被告人 2 が共謀・加担した事案で、ひとまず被告人の行為が不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律違反（営業秘密漏洩など）罪に該当することを前提に、被告人 1 の行為は業務上背任の不可罰的事後行為に該当するが、これに共謀・加担した被告人 2 の行為については業務上背任の共犯が成立すると見た原審判決に対し、他の特別な事情がない限り、既に退職した被告人 1 はもう競合企業に対して「他人の事務を処理する者」の地位でないため業務上背任罪の主体にならないことから、被告人 2 も業務上背任罪の共犯にならないと判断し、原審判決の被告人 2 に対する部分を差し戻した事案である。

(7) 営業秘密侵害行為禁止の目的及び禁止期間決定に関する事例

(イ) 事実関係

この事件の被告 C と D は歯科用 3 次元光学スキャナデータ処理プログラム関連会社（以下、「A 社」という）の開発チームで勤めていたが、A 社のプログラムのソースコードファイルを流出して他の会社（以下、「F 社」という）に転職した。被告 C と D は転職した会社で A 社から流出したプログラムを使って 3 次元用歯科用スキャナ、その半製品及び関連部品などを生産するなどの行為を準備した。これに対して A 社は被告 C と D、F 社を相手取って営業秘密侵害を理由に営業禁止仮処分などの訴訟を起こした。

この事件で争点になったのは、営業秘密侵害禁止期間であった。

第 1 審⁶³は「この事件のファイルに対する営業秘密侵害禁止期間はプログラム研究開発業務から離脱した時点から 6 ヶ月ないし 2 年ほど」とし、「営業秘密に該当し、営業秘密侵害行為に該当するとしても、現在の営業秘密侵害禁止期間は既に経過し、営業秘密侵害行為の禁止を求めることはできない」と判断した。しかし控訴審⁶⁴は「営業秘密侵害行為を禁止するのは侵害行為者がそのような侵害行為によって公正な競争者より『有利な出発 (head start)』ないし『時間節約 (lead time)』という優越な位置で不当に利益を取ることができないようにし、そのような侵害がなかったならば営業秘密保有者が本来あった位置に戻

⁶³ ソウル中央地方法院 2015. 4. 24 2014 カ (가) 合 107 決定

⁶⁴ ソウル高等法院 2016. 10. 18 2015 라 (라) 700 決定

れるようにする」と指摘し、「その目的達成に必要な時間的範囲内のみで認めることが妥当であり、仮に永久的に禁止するならば、これは制裁的な性格を持つことになり、加えて自由な決定を助長して従業員の知識と能力を発揮させようとする公共の利益と相反するため、適切でない（大法院 1998 年 2 月 13 日宣告 97 ダ（㇔） 24528 判決参照）」と判示し、原審判決を引用した。原告は不服として大法院に上告した。

（ロ）裁判所の判断

大法院は「営業秘密侵害禁止義務を課するに当たり、営業秘密の当否及び営業秘密の存続期間は、営業秘密を取り扱った勤労者が知得した営業秘密を基準として評価すべきだが、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（以下「不正競争防止法」という）第 10 条で営業秘密侵害行為の禁止又は防止のための措置を取ることができると規定しているため、勤労者が会社を退職はしなかったが転職を準備しているなど、営業秘密を侵害する恐れがあるため、それを防止するための予防的措置として事前に営業秘密侵害禁止を求める場合には、勤労者がその営業秘密を取り扱った業務から実際に離脱した時点を基準として営業秘密侵害禁止期間を算定することができ、営業秘密が存続する期間の間には営業秘密の侵害禁止を求めることができるため、勤労者が退職した以後、営業秘密侵害禁止を求める場合にも勤労者が営業秘密を取り扱う業務から離脱した時点を基準として営業秘密侵害禁止期間を算定することが妥当だ」と判示した。

この事件の各ファイルに対する営業秘密侵害禁止期間はこの事件の各ファイルを流出した債務者 3 が債権者会社の 3 次元スキャナプログラムの研究開発業務から離脱した時点である 2011 年 8 月 5 日頃から 6 ヶ月ないし 2 年程度と見ることが妥当であるため、たとえこの事件の各ファイルが不正競争防止法第 2 条第 2 号で定めた営業秘密に該当し、債務者の行為が営業秘密侵害行為に該当するとしても、第 1 審決定日現在、この事件の各ファイルに対する営業秘密侵害禁止期間は既に経過したと見られるため、再抗告人による事件申請はその被保全権利に対する疎明が不足するという理由で、仮処分申請を棄却した第 1 審決定をそのまま維持したソウル高等法院の判決に違法はないと判示した。

（ハ）示唆点

営業秘密は他の知的財産権と異なり、色々な事情により公開されれば営業秘密の秘密性を失うことになり、公開後は該当営業秘密に対する禁止請求を認める実益が大きい。しかし営業秘密の保有者は、営業秘密を公開・漏洩するなど、営業秘密を侵害した者に対して合理的期間の間、営業秘密の使用を禁止することができる。ここで問題になるのは、営業秘密侵害禁止期間の算定である。特に、営業秘密を取り扱う勤労者が退職した後の営業秘密侵害禁止期間の算定が問題となった事例で、裁判所は次のとおり判示している。大法院は、退職勤労者に営業秘密侵害禁止を求める場合に営業秘密侵害禁止期間の算定は退職の有無を問わず、勤労者が営業秘密を取り扱った業務から実際に離脱した時点を基準とす

べきだと判断した。

したがって営業秘密保護期間、侵害禁止請求期間が経過した後は、その時まで既に犯した営業秘密侵害行為で損害賠償を請求できるだけで、その期間経過後、営業秘密の使用行為、又はそれを活用した製品の製造、販売禁止などは請求できないと判示した。営業秘密侵害行為の禁止は営業秘密保有者の保護という目的達成に必要な時間的範囲内のみで認められるべきで、仮に永久的に禁止するならばこれは制裁的な性格を持つことになり、加えて自由な競争を助長して従業員の知識と能力を發揮させようとする公共の利益と相反し、適切でないためである。

(8) 店舗の外観などトレードドレスの不正競争行為違反を認めた事例

(イ) 事実関係

原告の株式会社 A はフランチャイズ加盟業、食材及び飲食品の卸売・小売業などを目的に 2004 年 8 月 13 日に設立登記を終えた法人である。原告 B は原告会社の社内理事兼代表者として、原告は 2013 年 3 月頃から現在まで Korail 空港鉄道 E などで「G」という商号でアンパン売り場を運営している。一方、被告 C は原告会社の製パン技能士として入社して会社を止めた者として、2013 年頃から 2014 年 5 月頃まで被告 D とともにソウル中区の地下鉄 H で「I」という商号でアンパン売り場を運営し、その後被告 D は被告 C との関係を清算し、新しい売り場を運営した。原告の売り場と被告の売り場は標章、外部看板、内装、売り場の配置など、各売り場の全体的なコンセプトの構成において類似の特徴が共通している。原告は上記の被告の行為が不正競争防止法第 2 条第 1 号又目の所定の不正競争行為に該当すると提訴した。原審と控訴審は原告の請求を認容し、被告の行為は不正競争防止法第 2 条第 1 号又目を違反した不正競争行為に該当すると判示した。これに対し被告は大法院に上告した。

(ロ) 裁判所の判断

大法院は控訴審の判示のように「新しい技術のような技術的成果以外にも特定の営業を構成する営業所の建物の形態と外観、内装、装飾、看板など「営業の総合的イメージ」の場合、その個別要素では不正競争防止法第 2 条第 1 号 (イ) 目ないし (リ) 目をはじめ、デザイン保護法、商標法など知的財産権関連法律の個別規定によっては保護されないとしても、その個別要素の全体、あるいは結合されたイメージは特別な事情がない限り、不正競争防止法第 2 条第 1 号 (ヌ) 目が規定している「該当事業者の相当な努力と投資によって構築された成果」に該当すると判断できるため、競争者がこれを公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法で自身の営業のために無断で使用することで、他人の経済的利益を侵

害する行為は不正競争防止法第 2 条第 1 号（ヌ）目が規定する不正競争行為に該当すると見ることが妥当だ」とし、店舗の外観などトレードドレスの保護を認めるとした。大法院はこの事件を審理不続行による上告棄却し、原審判決をそのまま確定した。

（ハ）示唆点

トレードドレスとは、製品やサービスの全体的な商業的イメージとして、商品又はサービスの出所を表したり、これを確認したりして該当製品又はサービスを他の製品又はサービスと識別できるようにする。これは、製品のデザインや形態、製品の包装やラベル、又はサービスが提供される場所のインテリアや環境などを含む。トレードドレスは商品の大きさ、形態、色彩、質感、図形、設計、広告主題などの多様な要素から構成され、その要素は機能的ではない。識別性のある商品そのもののデザインや外観、食堂の内装、メニュー、サービス方式、販売手法などもトレードドレスの一種で把握されるなど、次第にその対象が拡大している。これを受け、店舗の外観などトレードドレスが不正競争防止法の保護対象となるのかが問題視されてきた。

大法院の判決は、店舗の外観などのトレードドレスが不正競争防止法第 2 条第 1 号イ目の商品主体混同行為、ロ目の営業主体混同行為、リ目の商品形態模倣行為に該当しなくても、全体あるいは結合されたイメージはヌ目の保護対象になることができると見て、トレードドレスも不正競争防止法第 2 条第 1 号ヌ目の保護対象になることを明確にした事案である。

2017 Annual report

知的財産保護執行

年次報告書



PART IV

知的財産保護の成果

知的財産権の保護活動 ①

知的財産権紛争の解決 ②

海外での知的財産権の保護活動 ③

知的財産尊重文化の拡散 ④

01 知的財産権の保護活動

1. 産業財産権の保護活動

(1) 産業財産権に関する法律違反の検挙・処理

(イ) 警察庁による産業財産権に関する法律違反の検挙・処理

警察庁は産業財産権を保護するために、特許法、商標法など産業財産権に関する法律違反に対する定期的な取り締まりや特別取り締まり活動を実施している。2017年には警察庁が前年比約2.1%増となる192件の特許法違反事件を処理して398人を検挙し、そのうち73人が起訴された。また、警察庁は前年比約27.3%減となる2,262件の商標法違反事件を処理して3,272人を検挙したが、そのうち2,514人が起訴された。

[表 4-1-1]直近5年間の警察庁による産業財産権侵害事件の処理状況 (単位:件、人)

区分		2013	2014	2015	2016	2017
特許法 違反	事件処理数	219	227	208	188	192
	検挙人数	455	425	487	353	398
	起訴人数	34	75	59	66	73
商標法 違反	事件処理数	1,996	2,622	2,692	3,113	2,262
	検挙人数	2,580	3,208	3,543	4,248	3,272
	起訴人数	1,913	2,296	2,727	3,251	2,514

* 出所：警察庁捜査課の内部統計資料

(ロ) 検察庁による産業財産権に関する法律違反の検挙・処理

検察庁は産業財産権、著作権などの知的財産権に関する法律の違反事件を受け付け、処理している。検察庁が受理した知的財産権に関する法律違反事件は2015年をピークに直近2年間は減少し続けている。

2017年に検察庁が受理した知的財産権に関する法律の違反事件は前年比約27.0%減の計23,716件で、このうち多くの事件が著作権法違反事件と商標法違反事件であった。検察庁が受理した知的財産権侵害事件のうち、著作権法違反事件は計18,677件で全体の約78.8%、商標法違反事件は計4,044件で全体の約17.1%であった。

知的財産権に関する法律違反事件の起訴率は、2015年の10.0%から2017年は14.8%へと増加している。また、違反者を基準とした起訴率も2015年の9.9%から2017年には13.0%へと増加しており、知的財産権に関する法律違反事件の起訴率は2015年を基点として全般的に増加傾向にあることが明らかになった。

[表 4-1-2]直近5年間の検察庁による知的財産権法律違反事件の受理・処理状況

区分		2013	2014	2015	2016	2017
事件受理	件	37,789	42,669	51,458	32,486	23,716
	人	44,311	49,112	60,281	42,440	31,664
事件処理	件	38,293	42,676	51,515	32,489	23,670
	人	45,190	49,076	60,371	42,161	31,730
起訴率 (%)	件	14.8	12.3	10.0	14.4	14.8
	人	13.9	11.7	9.9	12.5	13.0

* 出所：法務部刑事企画課の内部統計資料

2017年、検察庁が受理した商標法違反事件は計4,044件で前年比約23.4%減少し、検挙された人数は計5,346人で前年比約22.3%減少した。商標法違反事件は産業財産権に関する法律違反事件のうちで検察庁に最も多く受理される事件である。商標法違反事件の起訴率は2017年に約54.6%を記録し、他の産業財産権に比べて非常に高い起訴率を示した。

[表 4-1-3]直近5年間の検察庁による商標法違反事件の受理・処理状況

区分	事件受理	処理							
		処分計	求公判		求略式	起訴率 (%)	不起訴	その他	
			拘束	不拘束					
2013	件	4,071	4,091	63	165	2,338	62.7	1,123	402
	人	5,022	5,120	71	265	2,517	55.7	1,622	645
2014	件	4,523	4,501	76	202	2,569	63.3	1,222	432
	人	5,513	5,412	88	280	2,707	56.8	1,685	652
2015	件	4,999	4,950	97	175	2,788	61.8	1,239	651
	人	6,335	6,285	118	296	2,986	54.1	1,848	1,037
2016	件	5,280	5,302	83	222	2,845	59.4	1,528	624
	人	6,885	6,814	99	339	3,069	51.5	2,190	1,117
2017	件	4,044	4,074	55	132	2,036	54.6	1,315	536
	人	5,346	5,462	64	238	2,268	47.1	1,921	971

* 出所：法務部刑事企画課の内部統計資料

2017年に特許法違反で検察庁に受理された事件は計367件で前年比約10.3%減少し、検挙された人数は計758人で同様に前年比約3.4%減少している。

検察庁が受理・処理した特許法違反事件のうち半数以上が大田地方検察庁によって処理されている。特許犯罪の重点検察庁である大田地方検察庁は、特許権侵害事件の専門性を強化し続けてきた。大田地方検察庁は2017年3月に特許庁と専門人材の支援、審査・審判資料の共有などに関するMOUを締結し、2017年10月には特許技術弁論手続き⁶⁵を導入した⁶⁶。

[表 4-1-4]直近5年間の検察庁による特許法違反事件の受理・処理状況

区分	事件 処理	処理							
		処分計	求公判		求略式	起訴率 (%)	不起訴	その他	
			拘束	不拘束					
2013	件	388	392	0	5	13	4.6	227	147
	人	704	708	0	7	19	3.7	405	277
2014	件	379	368	0	2	25	7.3	204	137
	人	713	644	0	2	32	5.3	359	251
2015	件	354	352	0	3	24	7.7	194	131
	人	702	737	0	4	31	4.7	382	320
2016	件	409	406	0	9	16	6.2	256	125
	人	785	786	0	15	21	4.6	517	233
2017	件	367	363	0	8	12	5.5	227	116
	人	758	731	0	15	16	4.2	428	272

* 出所：法務部刑事企画課の内部統計資料

実用新案法違反で検察庁に受理された事件は計36件で2016年に比べて約51.4%減少し、検挙された人数は計63人で前年比40.0%減少した。実用新案法の違反事件は2014年以降、年間50～80件が受理されており、起訴率は概して10%以下に留まっている。

⁶⁵ 特許技術弁論手続きとは、技術流出や特許法違反など高度な技術的争点が含まれる事件の場合に、事件関係人と弁護人が直接争点技術について試演・説明し、検事が技術的争点などについて尋問し特許捜査諮問官が諮問できる手続きである。

⁶⁶ 大田地方検察庁は2016年に特許権侵害事件全409件のうち61.9%に当たる253件を受理するなど、特許権侵害事件の専門性を強化しており、2017年10月19日には「特許技術弁論手続きの運営に関する指針」も制定・施行した。大田地方検察庁の報道資料、「特許犯罪重点検察庁に特許技術弁論手続き導入」、人権・特許犯罪専担部(2017.10.24)

[表 4-1-5]直近 5 年間の検察庁による実用新案法違反事件の受理・処理状況

区分	事件 受理	処理							
		処分計	求公判		求略式	起訴率 (%)	不起訴	その他	
			拘束	不拘束					
2013	件	147	152	0	4	4	5.3	88	56
	人	315	321	0	5	4	2.8	166	146
2014	件	75	75	0	1	5	8.0	51	18
	人	127	125	0	1	6	5.6	89	29
2015	件	56	60	0	1	4	8.3	33	22
	人	99	110	0	2	5	6.4	61	42
2016	件	74	72	0	0	2	2.8	45	25
	人	105	102	0	0	3	2.9	67	32
2017	件	36	39	0	1	3	10.3	28	7
	人	63	66	0	2	3	7.6	49	12

* 出所：法務部刑事企画課の内部統計資料

最後に、デザイン保護法違反で検察庁に受理された事件は、2017年に計307件と前年比約0.7%増加し、検挙された人数は計597人と前年比約16.8%増加した。検察庁に受理されるデザイン保護法の違反事件は2014年以降、多少減少傾向にあり、起訴率は平均8~9%の水準である。

[表 4-1-6]直近 5 年間の検察庁によるデザイン保護法違反事件の受理・処理状況

区分	事件 処理	処理							
		処分計	求公判		求略式	起訴率 (%)	不起訴	その他	
			拘束	不拘束					
2013	件	420	417	0	7	32	9.4	261	117
	人	735	732	0	10	41	7.0	462	219
2014	件	485	491	0	3	34	7.5	345	109
	人	707	708	0	3	42	6.4	488	175
2015	件	335	341	0	2	23	7.3	208	108
	人	530	542	0	2	27	5.4	313	200
2016	件	305	304	0	4	37	13.5	181	82
	人	511	512	0	9	45	10.5	289	169
2017	件	307	302	0	2	22	7.9	175	103
	人	597	582	0	5	32	6.4	278	267

* 出所：法務部刑事企画課の内部統計資料

(2) 産業財産権侵害物品の輸出入制限

(イ) 関税庁による産業財産権侵害物品の摘発

関税庁が通関段階で摘発する知的財産権侵害物品の件数及び金額は全般的に減少傾向にある。関税庁は2017年、産業財産権、著作権などの知的財産権全体で、前年比約12.9%減となる計155件の知的財産権侵害物品を摘発した。このように関税庁が摘発した知的財産権侵害物品を正規品の価額に換算すると約1,488億ウォンで、これは前年比で約55.3%減少している。

関税庁は2017年に商標権侵害物品を計122件摘発した。これは関税庁が摘発した産業財産権関連の侵害物品のうち約96.8%に当たることから、通関段階で摘発される知的財産権侵害物品の多くが商標権侵害物品だといえる。

関税庁による模倣品輸入・流通組織の検挙事例

ソウル本部税関は2017年1月、模倣品サイバー取引のモニタリング及び関連機関との情報共有等を通して中国から密輸入された偽ブランド品のカバンなどを市場に流通させた2人を商標法及び関税法違反で書類送検し、地下倉庫の強制捜査を通じて有名ブランドを模倣したカバン及び財布など現品3,083点を摘発した。ソウル本部税関が摘発した模倣品を正規品価格に換算すると146億ウォンになる。



しかし、関税庁が摘発する商標権侵害物品は2013年以降減少傾向にあり、2017年に摘発された商標権侵害物品数も前年比で約24.7%減少している。また、摘発された侵害物品の価額を基準に見ても、関税庁が2017年に摘発した商標権侵害物品の価額総額は計1,400億ウォンで前年比56.1%減少しており、2013年以降全般的に減少傾向にあることが明らかになった。

[表 4-1-7]直近 5 年間の関税庁による産業財産権侵害物品摘発状況

区分	2013		2014		2015		2016		2017	
	件数 (件)	金額 (億ウォン)	件数 (件)	金額 (億ウォン)	件数 (件)	金額 (億ウォン)	件数 (件)	金額 (億ウォン)	件数 (件)	金額 (億ウォン)
商標権	338	5,462	240	4,606	173	4,625	162	3,192	122	1,400
特許権	1	91	1	90	-	-	-	-	1	1
その他	9	95	6	9	2	4	4	3	3	1
合計	348	5,648	247	4,705	175	4,629	166	3,195	126	1,402

* 出所：関税庁、「2016 年知的財産権侵害取り締まり年間報告書」（2017.9）；関税庁の内部統計資料

(ロ) 関税庁による知的財産権統合情報管理システムの運用

関税庁は知的財産権侵害物品をより迅速かつ効果的に鑑定・摘発するために 2009 年から知的財産権統合情報管理システム（Intellectual Property Information Management System, IPIMS）を運用している。この統合情報管理システムを利用して、関税庁は通関段階で産業財産権、著作権といった知的財産権の侵害が疑われる物品に関する情報を知的財産権所有者に伝え、所有者が侵害の有無を直接鑑定できるようにしている。また、関税庁はこのような知的財産権の侵害が疑われる物品に関する情報をデータベース化して海外の税関とも共有している。

2017 年に関税庁が IPIMS を通して所有者などに知的財産権の侵害鑑定を申請した、侵害が疑われる物品の件数は計 3,448 件と前年同様の水準で、そのうち約 81.7%に当たる 2,819 件が知的財産権を侵害していると判定された。

直近 5 年間で関税庁が IPIMS を通して所有者などに鑑定を申請した物品のうち知的財産権を侵害していると判定された割合は平均約 84.1%であり、システムの信頼性が非常に高いことが明らかになった。

[表 4-1-8]直近 5 年間に IPIMS を通して関税庁が申請した知的財産権侵害鑑定の結果

(単位：件)

区分	2013	2014	2015	2016	2017	
鑑定申請	774	1,299	3,789	3,387	3,448	
鑑定結果	侵害	670	1,144	3,367	2,688	2,819
	侵害なし	104	155	422	699	629

* 出所：関税庁の内部統計資料

(ハ) 関税庁による産業財産権侵害物品に対する通関保留措置

2017年、関税庁は産業財産権、著作権といった知的財産権を侵害した物品に対して計314件の通関保留措置を行った。関税庁が通関保留措置をした産業財産権侵害物品のうち商標権の侵害物品は計255件で全体の約87.9%であった。関税庁の通関保留措置の多くは商標権侵害物品である。関税庁が通関保留した商標権侵害物品は2013年から2015年まで増え続けていたが、2015年以後は減少し続けている。

[表 4-1-9] 直近5年間の関税庁による産業財産権侵害物品の通関保留措置 (単位: 件)

区分	2013	2014	2015	2016	2017
商標権	249	327	363	278	255
その他	21	37	17	28	35
合計	270	364	380	306	290

* 出所: 関税庁の内部統計資料

(ニ) 関税庁による国際郵便物の取り締まり及びオンラインモニタリング

関税庁は海外に搬出される国際郵便物を対象に模倣品の取り締まりを実施している。関税庁は2017年に日本の税関と協力して知的財産の侵害情報を交換し、日本向けの国際郵便物に対する特別集中取り締まりを実施して知的財産権を侵害した計1,675点の国際郵便物を摘発した。

[表 4-1-10] 直近5年間に関税庁が模倣品の取り締まりを行った国際郵便 (単位: 件、点)

区分	2013	2014	2015	2016	2017
選別件数	12,304	12,136	11,776	12,732	12,121
摘発件数	177	151	251	158	166
摘発数量	14,385	10,477	4,765	3,119	1,675

* 出所: 関税庁の内部統計資料

関税庁は(社)貿易関連知識財産権保護協会などの民間団体と情報を共有して知的財産権侵害物品の輸出入に対する取り締まりの協力体系を構築している。関税庁はオンラインショッピングモール運営企業等とも協力して商標法、著作権法などを侵害している物品を摘発する官民合同のオンライン抜き打ちモニタリングを実施している。2017年にはオンラインモニタリングによる取り締まりで計48件の侵害物品を摘発した。

[表 4-1-11]直近 5 年間の関税庁オンライン抜き打ちモニタリングでの取り締まり件数

(単位：件)

区分	2013	2014	2015	2016	2017
摘発件数	96	93	101	100	48

* 出所：関税庁の内部統計資料

(3) オンライン・オフラインでの模倣品取り締まり

(イ) 特許庁の模倣品取り締まり

特許庁は他人の商標権を違法に使用して模倣品を製作・販売する行為を効果的に根絶するため、2010年9月に商標権特別司法警察隊を創設してソウル、大田、釜山の3地域に地域事務所を設置、取り締まり人員を配備して模倣品の販売・流通の取り締まりを実施している。

2017年、特許庁は特別司法警察の模倣品取り締まり活動により計691,630点の模倣品を押収したが、これを正規品価額に換算すると計416.5億ウォンになる。また、特別司法警察が押収した模倣品を分析した結果、衣類、カバン、時計など持続的に摘発されている商品の他にも自動車のホイールのような国民の安全と直結した商品の模倣品が市場に流通していることが明らかになり、完成品だけでなく半製品状態の模倣品も国内に搬入されていることが分かった。

[表 4-1-12]直近 5 年間の商標権特別司法警察による模倣品取り締まり実績

(単位：人、点、億ウォン)

区分	2013	2014	2015	2016	2017
刑事立件	376	430	378	351	362
押収物品	822,370	1,114,192	1,197,662	584,094	691,630
正規品換算価格	567.2	880.8	976.5	744.9	416.5

* 出所：特許庁の内部統計資料

また、特許庁は2006年から模倣品の取締りを強化し流通を根絶するために、模倣品申告報奨金制度を運営している。この申告報奨金制度が導入されて以来、約21億6百万ウォンの申告報奨金が支給されたが、こうして支給された報奨金の約1,881倍に当たる、正規品にして約3兆4,633億ウォン分の模倣品が摘発されている。

特許庁の商標権特別司法警察による模倣品取り締まり事例

2017年9月、特許庁の商標権特別司法警察はベンツ、アウディなど高級外国製自動車の模倣品ホイール、ホイールキャップなどを国内に持ち込んで流通、販売させた業者2人を摘発した。この2人は高級外国製自動車のホイールと商標を別々に持ち込んで国内で組み立てた後、定価の10%水準で販売していた。今回摘発された模倣品ホイールとホイールキャップなどは3万2千点余りで、これは正規品の時価にすると300億ウォンになる。



特許庁は模倣品をオンラインで取り締まるために、韓国知識財産保護院と共にオンラインモニタリングシステムを運営している。特許庁はこのモニタリングシステムを通じてオンラインでの模倣品流通情報を常時収集し、オープンマーケットや個人運営のショッピングサイトで模倣品の流通が確認されると、オンライン事業者と放送通信審議委員会に該当サイトの遮断・閉鎖を要請している。

特許庁がオープンマーケットに模倣品の販売中止を要請する件数は毎年増加傾向にある。2017年に特許庁がオープンマーケットに販売中止を要請した件数は、前年比約4.5%増の6,156件で、個人運営のショッピングサイト閉鎖件数は前年比約48.1%減の191件であった。

[表 4-1-13]直近5年間のオンライン模倣品流通サイトの遮断及び閉鎖件数 (単位:件)

区分	2013	2014	2015	2016	2017
オープンマーケット (販売中止)	4,422	5,348	5,673	5,888	6,156
個人運営のショッピングサイト (サイト閉鎖)	828	454	418	368	191

* 出所：特許庁の内部統計資料

(ロ) 関税庁による違法輸出入物品の取り締まり

関税庁は日本の税関と模倣品侵害情報⁶⁷を共有して取り締まりに活用している。2017年には日本の税関との協力を通して6回の取り締まりを実施し、知的財産権を侵害した輸出郵便物計1,420点を摘発した。また、2017年9月には日本向け国際郵便物に対する特別集中取り締まりを実施し、カバン、雑貨、時計など知的財産権を侵害する国際搬出郵便物を計744点摘発した。

また、関税庁は違法輸入物品のオン・オフラインでの流通を遮断するために、様々な特別取り締まりを随時実施してきた。2017年5月には、記念日の贈り物需要増加に便乗して模倣品の輸入増加が懸念されることから、家庭の月(5月)の違法・不正貿易特別取り締まりを実施した。クレーンゲーム店の爆発的な人気によって著作権を侵害しているぬいぐるみの輸入が急増した際にも、直ちに企画取り締まりを実施した。また、2017年7月と8月には休暇シーズンを前に国民の安全を保護すべく、休暇シーズンの安全用品特別取り締まりも実施した。

[表 4-1-14] 2017年の関税庁による模倣品取り締まり実績

実施期間	名称	取り締まりの内容	実績
4月～6月	家庭の月の違法・不正貿易特別取り締まり	贈り物用の衣類、靴、カバンなどの模倣品を他の品名に偽装して密輸入する行為を取り締まり	有名な商標のついた玩具の模倣品など計29件、89億ウォンを摘発
6月	知的財産権侵害者の関連機関合同取り締まり	関税庁と文化体育観光部が合同でキャラクターぬいぐるみの著作権侵害に対する企画取り締まりを実施	ぬいぐるみの模倣品などキャラクター玩具計8件、22,685点を摘発
6月～7月	知財権違反者の特別取り締まり	国内であまり知られていない取り締まりの死角地帯に存在する韓国中小企業ブランドの侵害物品に対する輸入・流通行為などを重点的に取り締まり	車のオイルフィルターの模倣品など計37件、164億ウォンを摘発
7月～8月	休暇シーズンの安全用品特別取り締まり	休暇シーズンの需要増加に便乗した安全基準を満たしていない水遊び道具の不正輸入などを取り締まり、国民の安全を保護して健全な流通秩序を確立	超小型隠しカメラなど計63件、310億ウォンを摘発

⁶⁷ 関税庁は、一件の侵害物品が100個を越える場合、及び国民の健康・安全に影響を及ぼす物品(医薬品、タバコ、食品、自動車部品など)の場合について、日本の税関と関連情報を交換している。

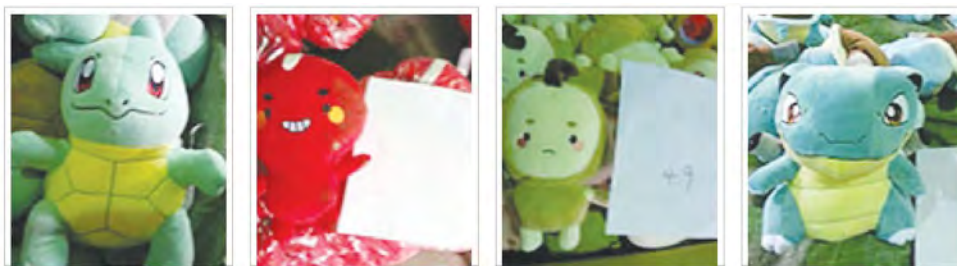
関税庁による模倣品取り締まり事例

関税庁は2017年4月24日から6月2日まで、クレーンゲーム店に供給されるキャラクターぬいぐるみの違法輸入・流通に対する企画取り締まりを実施し、時価72億ウォン相当の模倣品53万点を摘発した。摘発された主なぬいぐるみのキャラクターは、カカオフレンズ、マシマロ、ポケモン、スポンジ・ボブといった国内外の有名キャラクターで、このうち一部製品からは人体に有害な可塑性成分が検出された。



カカオフレンズ(偽装*) カカオフレンズ(偽装除去) カカオフレンズ(偽装) カカオフレンズ(偽装)

* 訳注：税関通過時のカモフラージュのために、目にハートマークを付ける偽装処理を施している。



偽ポケモン・ゼニガメ 偽トッケビ・ポイパット 偽トッケビ・ポグルジェル 偽ポケモン・カメックス



偽ポケモン・トゲピー 偽ポケモン・ピカチュウ 偽ポケモン・ヒトカゲ 偽ポケモン・ロコン



偽ポケモン・カラカラ 偽ポケモン・フシギダネ 偽ポケモン・エモンガ スポンジ・ボブ

(ハ) 地方自治体による模倣品の取り締まり

地方自治体は模倣品の流通が頻発している地域の小規模商店を対象に模倣品流通行為に対する是正勧告と是正履行有無の確認などを行っている。また、地方自治体は関連取り締まり機関及び商標権者などと共同で模倣品の合同取り締まりを実施している。

2017年に地方自治体が実施した取り締まり活動で摘発された模倣品は、前年比約8.2%減少した6,548点で、地方自治体が模倣品の流通行為に対して下した是正勧告命令は前年比約5.7%減の1,632件であった。

[表 4-1-15] 直近5年間の地方自治体による模倣品取り締まり実績 (単位: 件、点)

区分	2013	2014	2015	2016	2017
是正勧告	2,333	1,806	1,816	1,732	1,632
履行確認	478	457	461	564	695
摘発された模倣品	11,253	8,190	6,384	7,134	6,548

* 出所: 特許庁の内部統計資料

ソウル中区の模倣品専任取り締まり班による取り締まり事例

ソウル中区は2017年2月、東大門区の忘憂洞(マンウドン)にある衣類製造工場でデザート、ブラックヤクなどの有名アウトドアブランドの偽造ロゴを付けた衣類製造業者を検挙し、圧着設備と製品を押収した。押収された衣類は正規品の価格にして約160億ウォン相当で、ラベルなど衣類副資材と圧着機械は計9万1,788点が押収された。



(4) 食品医薬品安全処によるオンラインでの違法な医薬品流通の取り締まり

食品医薬品安全処は独自のオンラインモニタリング活動や、大学生などで構成された医薬品安全保護隊によるインターネットモニタリング活動等を通して医薬品を違法に販売するサイトと掲示板を取り締まっている。2017年、食品医薬品安全処はモニタリングで確認された医薬品違法販売サイト及び掲示板に対し、アクセスの遮断や掲示物の削除など計10,454件の措置を取った。

[表 4-1-16] 食品医薬品安全処による医薬品違法販売サイトのアクセス遮断及び掲示物削除件数 (単位：件)

区分	2014	2015	2016	2017
インターネットアクセスの遮断及び掲示物の削除	16,394	17,858	18,949	10,454

* 出所：食品医薬品安全処、「2018 食品医薬品安全白書」（2018.7）

また、食品医薬品安全処は違法な医薬品の流通を取り締まるために国際的に行われるインターポール主管プロジェクト、パンゲア・プロジェクトにも毎年参加している。2017年、食品医薬品安全処はインターポールに海外に基盤を置く医薬品違法販売サイトを計954件通報した。

[表 4-1-17] 食品医薬品安全処によるインターポールへの医薬品違法販売サイトの通報件数 (単位：件)

区分	2014	2015	2016	2017
インターポール通知件数	597	837	971	954

* 出所：食品医薬品安全処、「2018 食品医薬品安全白書」（2018.7）

(5) 産業財産権の虚偽表示の取り締まり・是正

特許庁は特許、商標権、デザイン権など産業財産権を虚偽で表示して消費者に誤認・混同させ、健全な商取引秩序を乱す行為を是正するために知識財産権虚偽表示申告センターを設置・運営している。

特許庁の知識財産権虚偽表示申告センターに受理される申告件数は毎年増加しており、多くはオンラインで流通する商品に関するものである。

特許庁と知識財産権虚偽表示申告センターは、オープンマーケット（InterPark、Auction など）、ソーシャルコマース企業（TMON、Cupang など）、インターネットポータル運営企業（ネイバーなど）8社と官民合同協議体を構成し、オンライン販売業者の意識を高める教育、

(6) 不公正貿易行為に対する調査・制裁

貿易委員会は「不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律」に基づき、知的財産権侵害など不公正な貿易行為を調査して違反業者を制裁することで公正な貿易秩序を確立する業務を遂行している。貿易委員会は知的財産権侵害者に対して、輸出・輸入・販売・製造行為の中止、侵害物品の搬入排除及び廃棄処分、貿易委員会からは是正命令を受けた事実の公表などの是正命令を下すことができる。また、貿易委員会は知的財産権侵害者に対して直近3事業年度の年平均取引金額の30%の範囲内で課徴金を賦課することができる。

知的財産権侵害関連で、直近5年間に貿易委員会が受理した不公正貿易行為調査申請は特許権侵害が27件、商標権侵害が9件、デザイン権侵害が4件、営業秘密侵害が3件と、特許権侵害に関する不公正貿易行為調査申請が全体の約56.3%を占めることが明らかになった。

[表 4-1-19]直近5年間の知的財産権類型別不公正貿易行為の調査申請件数 (単位:件)

特許権	実用新案権	商標権	デザイン権	著作権	営業秘密	計
27	-	9	4	-	23	43

* 出所: 貿易委員会ウェブサイト (www.ktc.go.kr)

[表 4-1-20]直近5年間に貿易委員会が受理した不公正貿易行為の調査申請件数(単位:件)

区分	2013	2014	2015	2016	2017	計	
知的財産権 侵害	商標	4	1	-	2	2	9
	特許	1	4	9	8	5	27
	実用新案	-	-	-	-	-	-
	デザイン	-	2	-	1	1	4
	著作	-	-	-	-	-	-
	営業秘密	2	-	-	1	-	3
	小計	7	7	9	12	8	43
原産地表示違反	-	3	-	-	1	4	
虚偽・誇張表示	1	-	-	-	-	1	
輸出入秩序の毀損	-	-	-	-	-	-	
計	8	10	9	12	9	48	

* 出所: 貿易委員会ウェブサイト (www.ktc.go.kr)

一方、貿易委員会は知的財産権侵害物品の輸出入など不公正貿易行為の自発的な監視を実施させるために（社）貿易関連知識財産権保護協会、韓国知識財産保護院、韓国衣類産業協会などの業種別団体を「不公正貿易行為申告センター」として指定・運営している。2017年には韓国玩具協会、韓国文化コンテンツライセンス協会、大韓化粧品協会などを不公正貿易行為申告センターとして追加指定し、2017年現在では計19団体が申告センターとして活動中である。

2. 著作権保護活動

(1) 著作権法違反の検挙・処理

(イ) 警察庁による著作権法違反の検挙・処理

警察庁は著作権を保護するために、著作権法違反に対する定期・特別取り締まり活動を実施している。2017年、警察庁は前年比約35.1%減となる13,384件の著作権法違反事件を処理し、14,629人が検挙され、そのうち3,624人が起訴された。

[表 4-1-21]直近5年間の警察庁による著作権侵害事件処理状況 (単位:件、人)

区分		2013	2014	2015	2016	2017
著作権法 違反	事件処理	27,217	26,364	38,376	20,633	13,384
	検挙人数	27,556	27,463	39,920	22,168	14,629
	起訴人数	8,059	7,351	7,619	4,805	3,624

* 出所：警察庁捜査課の内部統計資料

(ロ) 検察庁による著作権法違反の検挙・処理

2017年に検察庁が受理した知的財産権法律違反事件は前年比で約27.0%減の23,716件であった。検察庁が受理した事件のうち多くは著作権法違反事件で、知的財産権法律違反事件全体の約78.8%を占めた。しかし、著作権法違反事件の起訴率は2017年で約6.2%と、全体の平均を下回る6%水準にとどまっている。

2017年に著作権法違反で検察庁に受理された事件は計18,677件で前年比約26%減少し、検挙人数は計24,280人で前年比約35.5%減少した。

[表 4-1-22]直近 5 年間の検察庁による著作権法違反事件の受理・処理状況

区分	事件 受理	処理							
		処分計	求公判		求略式	起訴率 (%)	不起訴 ⁶⁹	その他 ⁷⁰	
			拘束	不拘束					
2013	件	32,509	32,984	2	85	2,870	9.0	26,336	3,691
	人	36,906	37,696	2	135	3,126	8.7	29,842	4,591
2014	件	36,970	37,030	5	122	2,153	6.2	30,407	4,343
	人	41,477	41,679	9	191	2,316	6.0	34,179	4,984
2015	件	45,426	45,573	2	100	1,869	4.3	39,995	3,607
	人	51,931	52,141	3	202	2,158	4.5	45,467	4,311
2016	件	26,113	26,142	2	64	1,315	5.3	22,304	2,457
	人	33,461	33,393	2	95	1,485	4.7	28,406	3,405
2017	件	18,677	18,637	1	83	1,079	6.2	15,186	2,288
	人	24,280	24,309	1	111	1,256	5.6	19,806	3,135

* 出所：法務部刑事企画課の内部統計資料

(2) 著作権侵害物品の輸出入制限

(イ) 関税庁による著作権侵害物品摘発

2017 年、関税庁は前年比で約 12.9%減った計 155 件の知的財産侵害物品を摘発した。摘発された知的財産侵害物品の正規品価額は前年比約 55.3%減の 1,488 億ウォンであった。このように関税庁が通関段階で摘発する知的財産侵害物品の件数と金額は全般的に減少傾向にある。

2017 年に関税庁が摘発した著作権侵害物品は計 29 件であったが、これは前年比約 141.7%と急増している。しかし、著作権侵害物品の件数は増加しているものの、摘発された著作権侵害物品の正規品価額は計 84 億ウォンと前年比で約 34.4%減少した。

[表 4-1-23]直近 5 年間の関税庁による著作権侵害物品摘発状況

区分	2013		2014		2015		2016		2017	
	件数 (件)	金額 (億ウォン)	件数 (件)	金額 (億ウォン)	件数 (件)	金額 (億ウォン)	件数 (件)	金額 (億ウォン)	件数 (件)	金額 (億ウォン)
著作権	25	102	16	459	17	25	12	128	29	84

* 出所：関税庁の内部統計資料

⁶⁹ 不起訴とは、嫌疑なし、起訴猶予、罪とならず、公訴権なし、却下の場合をいう。

⁷⁰ その他とは、起訴中止、参考人中止、保護事件送致、他管送致などをいう。

(ロ) 関税庁による著作権侵害物品に対する通関保留措置

2017年、関税庁は著作権侵害物品計24件に対して通関保留措置を取った。これは前年比約26.3%増加したものである。関税庁が通関保留措置を取る著作権侵害物品の件数は2013年以降、継続的に増加している。

[表 4-1-24]直近5年間の関税庁による著作権侵害物品通関保留件数 (単位:件)

区分	2013	2014	2015	2016	2017
著作権	7	8	11	19	24

* 出所: 関税庁の内部統計資料

(3) 著作権侵害の捜査及び科学捜査の支援

(イ) 文化体育観光部の特別司法警察による著作権侵害捜査

文化体育観光部は「司法警察官吏の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」の第5条第26号及び第6条第23号に基づき、著作権特別司法警察隊を設置して著作権侵害捜査を行っている。著作権特別司法警察は、ソウル、釜山、世宗、光州、大邱の5つの地域事務所を通して、該当の管轄地域内における著作権侵害の取り締まり業務と捜査業務を専任している。

文化体育観光部の著作権特別司法警察は2016年に計447件の著作権侵害者を送検したが、これは前年比約59.0%減少した数値であった。しかし、2017年に著作権特別司法警察が送検した侵害者数は前年比約10.7%増えた計495件であった。

[表 4-1-25]直近5年間の著作権特別司法警察による著作権侵害者送検件数 (単位:件)

区分	2013	2014	2015	2016	2017
侵害者の送検	1,192	2,136	1,091	447	495

* 出所: 文化体育観光部の内部統計資料

文化体育観光部特別司法警察による著作権侵害の取り締まり事例

文化体育観光部の特別司法警察は2017年3月の1ヶ月間、韓国著作権保護院と共に新学期を迎えて大学周辺で流通が増える出版物の違法コピー品について、全国450か所の学生街、2千500余りのコピー業者などを中心に特別取り締まりを行い、計239件、9千106点の違法コピー品を摘発した。



著作権特別司法警察は新たなタイプの著作権侵害に対応するために、毎年企画捜査を実施している。2017年には、ソフトウェアの違法アップローダーに対する企画捜査を実施し、ヘビーアップローダー49人を現在も捜査中である。また、著作権侵害サイトに対する企画捜査も実施し、サイト運営者6人を捜査・送検した。また、キャラクターの違法コピー品流通業者と販売業者に対する企画捜査を実施し、流通業者6人と販売業者4人を捜査・送検した。

(ロ) 著作権侵害に対する科学捜査の支援

知能化・高度化が進むオンライン上の著作権侵害犯罪に対応するためのデジタル著作権侵害科学捜査が増加傾向にある。デジタル著作権侵害科学捜査とは、著作権侵害犯罪に対してデジタル資料が法的に証拠能力を有せるように、標準化された手続きと方法にそってその証拠資料を収集・移送・分析・報告する一連の過程をいう。最近では、違法コピー品のリンクを掲示して大規模な著作権侵害を誘発するストリーミングリンクサイトなど新たなタイプの著作権侵害に対する科学捜査も拡大している。

文化体育観光部傘下の韓国著作権保護院は、著作権特別司法警察隊、検察庁、警察庁といった捜査機関からデジタル証拠の収集及び分析に対する技術支援の要請を受けて科学捜査業務を支援している。デジタル著作権侵害科学捜査の件数は2015年を起点に、継続的に400件を超えている。

[表 4-1-26]直近5年間におけるデジタル著作権侵害科学捜査の支援件数 (単位:件)

区分		2013	2014	2015	2016	2017
文化体育 観光部	本部	64	76	119	233	313
	ソウル	74	39	127	44	17
	世宗	67	110	30	13	37
	光州	48	43	50	31	19
	釜山	70	71	59	56	32
	大邱	66	59	59	73	22
	小計	369	398	444	450	440
検察		3	13	3	0	0
その他		0	0	7	14	0
合計		372	411	454	464	440

* 出所：韓国著作権保護院の内部統計資料

(4) 正規品ソフトウェア使用の点検・実態調査

(イ) 文化体育観光部による公共機関に対する正規品ソフトウェア使用の点検・実態調査

文化体育観光部は、正規品ソフトウェアの使用を拡大して権利者を保護しソフトウェアの公正な利用を促すために、2012年6月の大統領訓令で「公共機関のソフトウェア管理に関する規定」を設け、毎年公共機関のソフトウェア使用実態を点検している。

この規定により、公共機関はインストール・使用しているソフトウェアの数と保有している正規のソフトウェアライセンス数を比較した自主点検結果を毎年、文化体育観光部傘下の韓国著作権保護院に提出しなければならない。これを基に文化体育観光部は自主点検結果を提出していない公共機関や違法コピーが明らかになった機関などを対象に現場点検を実施している。

2017年には、文化体育観光部は計2,750の公共機関を対象に正規品ソフトウェアの使用実態に関する自主点検を実施させ、そのうち260の機関を対象に現場点検を実施した。文化体育観光部による自主点検及び現場点検実施の結果、韓国の公共機関におけるソフトウェア違法コピー率は1%未満であることが明らかになった。

[表 4-1-27]直近 5 年間の文化体育観光部による公共機関に対する正規品ソフトウェアの使用に関する自主点検・実態調査の結果

区分	2013		2014		2015		2016		2017	
	自主	実態	自主	実態	自主	実態	自主	実態	自主	実態
対象機関数（件）	2,360	190	2,478	195	2,682	195	2,709	246	2,750	260
違法複製率（％）	0.12	1.02	0.13	0.47	0.20	0.58	0.19	0.19	0.84	0.52

* 出所：韓国著作権保護院の内部統計資料

(ロ) 文化体育観光部による中小企業への正規品ソフトウェア使用の啓蒙

文化体育観光部は 2013 年から中小企業を対象に正規品ソフトウェアの使用啓蒙活動を進めている。文化体育観光部は啓蒙対象機関を着実に拡大しており、2017 年には計 3,100 の中小企業を対象に正規品ソフトウェア使用啓蒙活動を実施した。

[表 4-1-28]直近 5 年間に文化体育観光部が正規品ソフトウェア使用を啓蒙した中小企業数

区分	2013	2014	2015	2016	2017
対象企業数	2,407 社	2,504 社	2,510 社	3,704 社	3,100 社

* 出所：文化体育観光部の内部統計資料

(5) オンライン・オフラインでの違法コピー品のモニタリング及び取り締まり

(イ) 文化体育観光部によるオンラインでの違法コピー品のモニタリング及び取り締まり

文化体育観光部は、オンラインで違法コピー品が流通した場合には「著作権法」第 133 条の 3 に基づき、オンラインサービスの提供者に、違法コピー品の削除や伝送の中断、違法コピー品を製作・伝送した者に対する警告、違法コピー品を繰り返し伝送した者に対するアカウント停止などといった是正勧告を行っている。

2017 年、文化体育観光部はオンライン上の違法コピー品計 554,843 件に対して是正を勧告した⁷¹。また、違法コピー品のオンライン流通についての申告体系を改善し、権利者、一般人などが違法な著作物を直接申告できるようなシステムを設けた。

⁷¹ それまで韓国著作権委員会で行っていた是正勧告業務は、著作権保護体系の一元化を行うために 2016 年 9 月 30 日にできた韓国著作権保護院に移管され、そこが実施している。2017 年には是正勧告措置の件数が前年より 256,566 件増加した理由は韓国著作権保護院の設立後に在宅モニタリング人材 320 人が投入され、モニタリング数が増加したためである。

[表 4-1-29]直近 5 年間の文化体育観光部によるオンライン違法コピー品の是正勧告措置

(単位：件)

区分		2013	2014	2015	2016	2017
是正 勧告	警告	86,455	150,722	133,146	152,766	291,574
	削除/伝送中断	84,412	145,638	131,768	145,329	263,034
	アカウント停止	419	0	68	182	235
合計		171,286	296,360	264,982	298,277	554,843

* 出所：韓国著作権保護院、「2018 著作権保護年次報告書 - 2017 年時点の違法コピー品流通実態調査」
(2018.5)

また、文化体育観光部はオンラインの違法コピー品に常時対応できるシステムの構築と、社会的弱者の雇用創出支援のために、オンラインの違法コピー品に対する在宅モニタリング事業を韓国著作権保護院に委託し運営している。韓国著作権保護院は 2008 年、30 人の障がい者を在宅モニタリング要員として採用し、2017 年にはキャリアが経たれた女性、国際結婚の家庭、潜在的貧困層を含む 270 人の在宅モニタリング要員及び 25 人の青年在宅モニタリング要員による調査を実施した。

オンライン違法コピー品の在宅モニタリング要員は、ウェブハード、P2P、ポータルサイト、Torrent、非提携ストリーミングリンクサイトなどを対象に音楽、映像、出版、ゲーム、漫画、ソフトウェアなどの違法コピー品のモニタリングを実施しており、モニタリング結果は著作権保護審議委員会の審議を通じて是正勧告に活用されている。

[表 4-1-30]直近 5 年間のオンライン違法コピー品の在宅モニタリング要員

区分	2013	2014	2015	2016	2017
投入人数	350 人	306 人	400 人	320 人	295 人

* 出所：韓国著作権保護院、「2018 著作権保護年次報告書 - 2017 年時点の違法コピー品の流通実態調査」
(2018.5)

[表 4-1-31]直近 5 年間のオンライン違法コピー品の在宅モニタリング運営状況

区分	2013		2014		2015		2016		2017
	件	点	件	点	件	点	件	点	件
音楽	57,874	2,486,174	81,991	3,331,659	190,802	3,334,990	78,568	2,369,661	36,000
映像	1,261,902	2,188,579	1,431,569	3,929,014	1,711,713	2,998,197	1,859,982	2,702,672	462,682
出版	30,877	26,137,897	40,519	28,483,408	35,300	27,311,474	11,449	5,143,452	29,239
ゲーム	44,284	59,190	35,006	36,469	13,216	33,877	6,669	6,819	18,156
漫画	37,013	41,459,969	50,825	49,933,302	36,055	43,267,687	29,631	13,032,526	38,917
SW	17,675	23,354	34,912	37,271	50,000	71,016	15,882	17,213	16,859
合計	1,449,625	72,355,163	1,674,822	85,751,123	2,037,086	77,017,241	2,002,181	23,272,343	601,853

* 出所：韓国著作権保護院の内部統計資料⁷²

(ロ) 文化体育観光部によるオフラインでの違法コピー品の取り締まり・廃棄

文化体育観光部は著作権を侵害する違法なコピー品あるいは著作物の技術的保護措置を無力化するために製作された機器、装置、プログラムなどを回収・廃棄・削除する業務を韓国著作権保護院に委託し、実施している⁷³。

2017年、文化体育観光部は計1,282件、4,152,847点の違法コピー品を回収・廃棄した⁷⁴。文化体育観光部が2017年に回収・廃棄した違法コピー品を見ると、相対的に音楽・映像の違法コピー品が前年に比べて大きく減少した。これは音楽・映像著作物の利用方式がCDやDVDの形からデジタルファイルのダウンロードやストリーミング方式に変化し、この需要変化がオフライン違法市場にも反映されたためだとみられる。

⁷² 2017年から集計方式が「件」単位に変わった理由は、掲示文を単位として是正勧告を下すためである。是正勧告は韓国国内のOSPが対象であるため件数が減少した。

⁷³ それまで著作権保護センターで行われていた、著作権法第133条に基づく違法コピー品の回収・廃棄・削除業務は著作権保護体系一元化のために2016年9月30日にできた韓国著作権保護院に移管され、遂行されている。

⁷⁴ オフライン違法コピー品の取り締まり結果の集計単位「件」は、取り締まり活動で摘発された露天商や製作工場などの数を意味しており、「点」は摘発された違法コンテンツの数を意味している。

[表 4-1-32]直近 5 年間の文化体育観光部によるオフライン違法コピー品の回収・廃棄状況

区分	2013		2014		2015		2016		2017	
	件	点	件	点	件	点	件	点	件	点
音楽	741	13,544,783	935	15,320,691	996	14,420,282	920	7,678,109	575	4,066,941
映像	596	184,107	382	380,419	527	106,748	432	84,028	157	13,761
出版	460	13,225	382	33,576	510	16,697	456	21,443	503	34,980
ゲーム	0	5	1	409	2	208	0	0	0	0
キャラクター商品	1	1,085	0	29	2	5,030	10	33,218	47	37,165
合計	1,798	13,743,205	1,710	15,735,124	2,037	14,548,965	1,818	7,816,798	1,282	4,152,847

* 出所：韓国著作権保護院の内部統計資料

また、文化体育観光部は露店や在来市場、地下鉄の駅など、不定期に違法コピー品の販売が行われる現場の監視体系を強化して高齢者の余剰労働力が雇用市場に再進出できる機会をつくるために、2012 年からオフライン違法コピー品のシルバー監視員制度を運営している。

60 才以上の高齢層からなるシルバー監視員は首都圏一帯を中心に違法コピー品の監視活動を行っている。シルバー監視員は違法コピー品の販売現場を発見した場合、これについて情報提供する役割を遂行している。

2017 年には計 5,045 件の違法コピー品販売情報が提供され、計 144 件の違法コピー品への取り締まりが実施された。

[表 4-1-33]直近 5 年間にシルバー監視員の情報提供で行われた取り締まり（単位：件、点）

区分	2013	2014	2015	2016	2017	
情報提供実績（件）	1,812	1,292	3,283	5,229	5,045	
取り締まり実績（件）	579	430	292	241	144	
取り締まり実績（点）	音楽	798,898	2,824,646	1,501,766	1,054,343	567,668
	映像	31,968	17,489	6,605	3,547	1,344
	ゲーム	5	-	-	-	-
	小計	830,871	2,842,135	1,508,371	1,057,890	569,012

* 出所：韓国著作権保護院、「2018 著作権保護年次報告書 - 2017 年時点の違法コピー品の流通実態調査」（2018.5）

(6) 海外の著作権侵害サイトに対するアクセス遮断

ウェブハードの登録制施行、ウェブハード・P2P サイトに対するモニタリングの強化など、国内の著作権保護活動の強化に伴い、違法コピー品の主な流通経路は海外にサーバーを置く著作権侵害サイトへと移動している。特に、最近では韓流コンテンツの拡散とともに海外の違法サイトが急増している。そのため、文化体育観光部と韓国著作権保護院は、行政的・司法的措置に限界がある Torrent やストリーミングサイトなど海外の著作権侵害サイトについて、審議を通して接続を遮断できるよう放送通信審議委員会に要請している。

2017 年、文化体育観光部は海外の著作権侵害サイトへの遮断要請を計 113 件受理し、サイトへのアクセス遮断措置を計 72 件実施した。海外の著作権侵害サイトに対するアクセス遮断要請及び措置は 2016 年まで毎年増加し続けていたが、2017 年には前年に比べて減少した。掲示物単位の遮断要請及び措置はむしろ前年に比べて急増しているが、これは著作権侵害サイトの運営方式が変わったためだと考えられる。

文化体育観光部は著作権を侵害したサイトに合法著作物と違法著作物が混在している場合があるため、2016 年から違法著作物がアップロードされた個別の掲示板へのアクセス遮断を実施している。

[表 4-1-34]直近 5 年間の文化体育観光部による海外著作権侵害サイトへのアクセス遮断

区分	サイト		掲示物		掲示板	
	遮断要請(件)	遮断措置(件)	遮断要請(件)	遮断措置(件)	遮断要請(件)	遮断措置(件)
2013	13	12	0	0	0	0
2014	44	44	0	0	0	0
2015	140	122	412	385	0	0
2016	225	209	313	125	231	86
2017	113	72	665	566	225	139

* 出所：韓国著作権保護院の内部統計資料

(7) 著作権 OK 指定制度の運営

「著作権 OK」指定制度とは、オン・オフライン上の著作権の権利関係の確認を通して、合法的にコンテンツの販売・流通・サービスを行っている企業等を対象に「著作権 OK」指定ロゴ（マーク）を与え、正規コンテンツ販売業者として認証する制度である。これは、消費者と販売者の著作権に対する意識向上と、消費者の安全なコンテンツ利用を可能にして健全な著作権エコシステムを構築することを目的としている。

「著作権 OK」の指定事業は、2009 年から運営してきたオンライン上の合法サイトであるクリーンサイトの指定事業と、2015 年に始まったオフラインの正規コンテンツ販売業者認

証事業を、専門化および指定拡大を目指して 2017 年から統合運営しているものである。著作権 OK の指定手続きは指定ガイドラインに沿って進められる。このガイドラインは、著作権 OK 指定を望んでいる、または合法的なサービスへの転換を摸索中のオン・オフラインサービス提供者のために用意されたガイドラインで、合法的なサービスを提供するための具体的な方法と基準を提示している。また、著作権 OK のウェブサイトセルフチェックサービスを提供し、著作権 OK 指定の申請前に申請業者の適格度診断など細かな審査質問項目について申請資格を満たしているのかどうか把握できるサービスを提供している。

[図 4-1-1] 著作権 OK のロゴ



著作権 OK の指定を受けたオン・オフライン業者には著作権 OK ロゴ (マーク) を付与し、著作権 OK 業者であることを認証すると同時に、内外への広報を通じて認知度の向上に役立つよう支援している。また指定後も持続的なモニタリング活動と評価委員会による再評価を通して著作権 OK 指定事業の公正性や透明性を確保している。2017 年にはオンライン 40 ヶ所、オフライン 112 ヶ所の計 152 ヶ所が新たに指定を受けた。2017 年 12 月末時点で累積指定件数はオンラインサイト 216 ヶ所、オフライン販売店 968 ヶ所の計 1,184 ヶ所になる。

[表 4-1-35] 著作権 OK 指定を受けたオンラインサイト

(単位:ヶ所)

区分	総指定数	指定取消数	現在の指定数	備考
音楽	20	7	13	音源、楽譜、MR など
映像	26	19	7	映像、ドラマなど
出版	19	1	18	ebook、ウェブ小説など
ゲーム	2	2	0	-
漫画	22	2	20	漫画、ウェブトゥーンなど
教育	42	3	39	Eラーニング
その他	63	2	61	公共、DB、イメージ、ニュース、美術、キャラクターなど
B2B	9	0	9	コンテンツの B2B サービス
モバイル	50	1	49	モバイルアプリ
合計	253	37	216	-

* 出所: 韓国著作権保護院の内部統計資料

[表 4-1-36] 著作権 OK 指定を受けたオフライン販売店

(単位:ヶ所)

区分	音楽販売店	出版物販売店	その他販売店 ⁷⁵	小計
ソウル特別市	26	204	18	248
仁川広域市	1	12	1	14
釜山広域市	4	128	1	133
大邱広域市	1	6	-	7
大田広域市	2	75	-	77
蔚山広域市	1	78	-	79
光州広域市	1	4	-	5
京畿	5	178	5	188
江原	-	12	-	12
忠北	1	29	-	30
忠南	1	24	-	25
慶北	-	13	-	13
慶南	1	38	-	39
全北	-	61	-	61
全南	1	13	-	14
済州	-	23	-	23
合計	45	898	25	968

* 出所: 韓国著作権保護院の内部統計資料

⁷⁵ その他販売店には、映像 DVD、楽譜、複合販売店（音楽・図書、アクセサリなどを複合的に販売）等が含まれる

3. 営業秘密及び産業技術の保護活動

(1) 不正競争防止法違反の受理・処理

(イ) 警察庁による不正競争防止法違反の検挙・処理

警察庁は営業秘密を保護し不正競争行為を防止するために不正競争防止法違反の定期・特別取り締まり活動を施行している。2017年、警察庁は前年比約16.5%減の計419件の不正競争防止法違反事件を処理して1,002人を検挙したが、そのうち427人が起訴された。

[表 4-1-37]直近5年間の警察庁による不正競争防止法違反事件の処理状況(単位:件、人)

区分		2013	2014	2015	2016	2017
不正競争 防止法違反	発生件数	508	465	413	502	419
	検挙人数	1,420	1,081	997	1,166	1,002
	起訴人数	628	484	449	462	427

* 出所:警察庁捜査課の内部統計資料

(ロ) 検察庁による不正競争防止法違反の検挙・処理

検察庁は産業財産権に関する法律や著作権法の他に、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」、「産業技術流出防止法」、「植物新品種保護法」などの違反事件も処理している。

不正競争防止法の違反事件は年間200件以上が検察庁に受理されている。直近5年間における不正競争防止法違反事件の起訴率は約25.5%を記録しており、知的財産権に関する法律違反事件全体の起訴率の平均より高くなっている。

[表 4-1-38]直近 5 年間の検察庁による不正競争防止法違反事件の受理・処理状況

区分	事件 受理	処理							
		処分計	求公判		求略式	起訴率 (%)	不起訴	その他	
			拘束	不拘束					
2013	件	248	252	0	8	58	26.2	121	65
	人	617	601	0	22	69	15.1	329	181
2014	件	231	203	0	11	39	24.6	104	49
	人	553	486	0	23	48	14.6	235	180
2015	件	268	226	2	12	54	30.1	108	50
	人	616	513	2	37	73	21.8	264	137
2016	件	277	236	0	11	42	22.5	118	65
	人	636	507	0	26	54	15.8	250	177
2017	件	219	192	1	7	38	24.0	97	49
	人	499	458	2	24	51	16.8	223	158

* 出所：法務部刑事企画課の内部統計資料

(2) 産業技術流出防止法違反の受理・処理

検察庁が受理・処理する産業技術流出防止法違反事件は、件数こそ多くないが継続的に増加している。2017 年、検察庁は産業技術流出防止法の違反事件として前年比約 50.0%増の計 24 件を受理し、計 53 人を検挙した。また直近 5 年間の産業技術流出防止法違反事件の起訴率は約 42.5%と、概して高い水準であることが分かった。

[表 4-1-39]直近 5 年間の検察庁による産業技術流出防止法違反事件の受理・処理状況

区分	事件 受理	処理							
		処分計	求公判		求略式	起訴率 (%)	不起訴	その他	
			拘束	不拘束					
2013	件	4	3	0	1	0	33.3	1	1
	人	9	9	0	2	0	22.2	6	1
2014	件	5	7	0	1	1	28.6	3	2
	人	21	21	0	3	1	19.0	11	6
2015	件	9	7	0	2	2	57.1	2	1
	人	24	24	0	2	4	25.0	14	4
2016	件	16	12	1	7	0	66.7	1	3
	人	37	26	1	16	0	65.4	4	5
2017	件	24	26	3	3	1	26.9	8	11
	人	53	58	3	10	1	24.1	21	23

* 出所：法務部刑事企画課の内部統計資料

4. 新知的財産保護活動

(1) 植物新品種保護法違反事件の受理・処理

(イ) 検察庁による植物新品種保護法違反の検挙・処理

ここ5年間、植物新品種保護法違反で検察庁に受理される事件は継続的に増加している。2017年に植物新品種保護法違反で検察庁に受理された事件は計42件で前年比250.0%急増し、検挙人数は計68人で前年比約240.0%急増した。

[表 4-1-40] 直近5年間の検察庁による植物新品種保護法違反事件の受理・処理状況

区分	事件 受理	処理							
		処分計	求公判		求略式	起訴率 (%)	不起訴	その他	
			拘束	不拘束					
2013	件	2	2	0	0	2	100	0	0
	人	3	3	0	0	3	100	0	0
2014	件	1	1	0	0	0	0.0	1	0
	人	1	1	0	0	0	0.0	1	0
2015	件	11	6	0	0	1	16.7	2	3
	人	24	19	0	0	3	15.8	7	9
2016	件	12	15	0	2	3	33.3	5	5
	人	20	21	0	2	3	23.8	10	6
2017	件	42	37	0	1	6	18.9	9	21
	人	68	64	0	1	7	12.5	17	39

* 出所：法務部刑事企画課の内部統計資料

(ロ) 山林庁による違法・不良種子の取り締まり

山林庁は違法・不良種子を根絶するために流通を取り締まり、違反行為を摘発して告発・過料賦課などの行政措置を行っている。

山林庁による流通の取り締まり件数及び違反行為の摘発件数は増加傾向にある。2017年の流通取り締まり件数は31件で前年比約14.8%増加し、違反行為摘発件数は91件で前年比約85.7%増加した。

[表 4-1-41]直近 5 年間の山林庁による植物新品種保護法違反事件の受理・処理件数

(単位：件)

区分	2013	2014	2015	2016	2017
流通の取り締まり	14	16	18	27	31
違反行為の 摘発	事件処理	-	-	7	26
	告発	-	1	4	5
	過料	-	-	2	-
摘発	警告（文書）	2	2	1	-
	指導（口頭警告）	6	12	26	37
小計	8	15	33	49	91

* 出所：山林庁の内部統計資料

2017 年に山林庁に受理された品種生産・輸入販売申告件数は 324 件で、山林庁が種子輸入要件を承認した件数は計 1,562 件である。

[表 4-1-42]直近 5 年間の山林庁による品種生産・輸入販売申告、種子輸入要件承認件数

(単位：件)

区分	2013	2014	2015	2016	2017
生産・輸入販売の申告	250	401	154	129	324
種子輸入要件の承認	523	970	1,443	1,708	1,562

* 出所：山林庁の内部統計資料

(2) 品種保護権侵害の捜査・取り締まり

農林畜産食品部は特別司法警察権を活用して保護品種侵害紛争を解決するための捜査に対応している。農林畜産食品部傘下の国立種子院で、2012 年から品種保護権侵害紛争解決のために特別司法警察権を活用した捜査に対応している。

国立種子院の特別司法警察は 2015 年、ブルーベリーの保護品種侵害罪の刑事告訴を皮切りに、2017 年には桃の保護品種に対する告訴件への調査も行った。一方、国立種子院が調査した品種保護権侵害発生件数は 2015 年に 2 件、2016 年に 1 件、2017 年には 29 件あった。

[表 4-1-43]農林畜産食品部が調査した直近 5 年間の品種保護権侵害発生件数（単位：件）

区分	2013	2014	2015	2016	2017
品種保護権侵害の発生件数	-	-	2	1	29

* 出所：国立種子院の内部統計資料

02 知的財産権紛争の解決

1. 審判及び訴訟

(1) 産業財産権に関する審判及び訴訟

(イ) 産業財産権に関する審判及び審決取消訴訟の状況

2017年に産業財産権に関して特許審判員に請求された全審判件数は計10,677件で2016年に比べて10.7%減少した。特許審判請求件数は2015年以降減少を続けており、2016年に増加した実用新案、商標、デザインに関する審判請求件数も2017年には前年より減少した。

[表 4-2-1]直近5年間の産業財産権に関する審判請求件数 (単位：件)

区分	2013	2014	2015	2016	2017
特許	8,111	7,335	9,112	6,796	5,798
実用新案	336	251	252	306	241
デザイン	454	572	477	512	422
商標	4,113	3,823	4,145	4,346	4,216
合計	13,014	11,981	13,986	11,960	10,677

* 出所：特許庁、「2017年知的財産白書」(2018.5)

特許審判員の審決に対して特許法院に審決取消訴訟が提起される割合は減少傾向にあり、2017年の提訴率は11.6%で前年比約3.8%ポイント減少した。

2017年、特許審判員の審決に対する特許法院の取消率は約25.1%であった。特許法院の取消率は直近5年間、20~25%を維持している。一方で特許法院の判決を不服として大法院に上告が提起される件数は2012年以来減少傾向にあったが、2016年以降に再び増えて2017年には前年比1.3%増の323件が提起された。

大法院が特許法院の判決を破棄する割合は2013年以降ずっと減少しており、2016年には4.3%、2017年には3.7%を記録した。

[表 4-2-2] 直近5年間の特許法院及び大法院における審決取消訴訟

(単位:件)

区分		2013	2014	2015	2016	2017
特許法院	審決(特許審判員)	6,816	6,567	6,347	6,417	7,389
	提訴	1,044	954	873	987	859
	提訴率(%)	15.3	14.5	13.8	15.4	11.6
	判決件数	1,025	971	817	889	971
	取消判決	214	247	198	225	244
	取消率(%)	20.9	25.4	24.2	25.3	25.1
大法院	上告件数	344	284	240	319	323
	宣告	372	315	257	278	297
	破棄件数	37	22	17	12	11
	破棄率(%)	9.9	7.0	6.6	4.3	3.7

* 出所: 特許庁、「2017年知的財産白書」(2018.5)

特許法院は2014年から2017年の間に提起された審決取消訴訟の約92.4%を1年以内に処理した。特許法院の平均事件処理期間は2014年が186.4日、2015年が208.4日、2016年が204.8日、2017年が206.5日であった。大法院は2014年から2017年の間に上告された審決取消訴訟の約91.4%を1年以内に処理した。大法院の平均事件処理期間は2014年が154.5日、2015年が157.4日、2016年が128.3日で、2017年が150.3日であった。

[表 4-2-3] 直近3年間の特許法院及び大法院における審決取消訴訟の処理期間別件数

裁判所	区分	年度	処理期間								
			1ヶ月以内	2ヶ月以内	3ヶ月以内	4ヶ月以内	5ヶ月以内	6ヶ月以内	1年以内	2年以内	2年超過
特許法院		2014	53	40	52	99	116	146	404	60	3
		2015	30	33	26	65	79	107	443	37	2
		2016	44	22	30	82	137	99	409	61	9
		2017	52	36	47	126	128	104	378	95	10
大法院		2014	6	21	99	121	22	6	9	19	12
		2015	3	40	81	82	12	4	8	14	13
		2016	5	51	95	97	4	-	8	7	11
		2017	6	14	78	159	7	2	9	11	12

* 出所: 大法院、司法年鑑(2014-2016); 法院行政処の内部統計資料

(ロ) 産業財産権紛争の民事本案、民事仮処分の申請及び刑事訴訟の状況

①侵害禁止請求（民事本案）

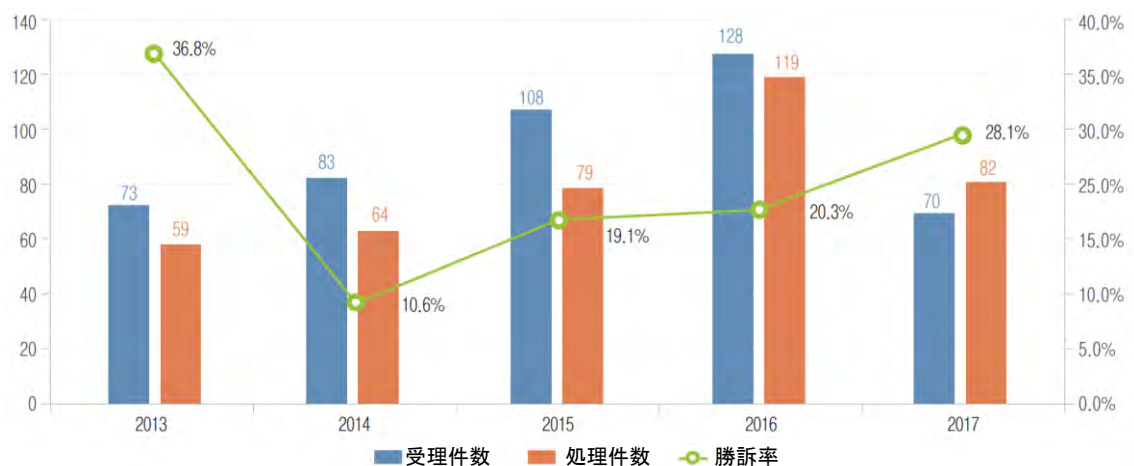
2017年、産業財産権に対する侵害禁止請求は129件受理され、176件が処理された。また、全ての産業財産権に対する侵害禁止請求の平均処理日数は前年に比べて増加した。まず特許権侵害禁止請求の受理及び処理件数は2016年まで着実に増加していたが、2017年には減少に転じた。また、特許権侵害禁止請求に対する民事1審裁判所の平均処理日数は前年比約180日増加している。2017年の民事1審裁判所における調停・和解・移送などを除いた特許権者の勝訴率は28.1%である⁷⁶。特許権者の勝訴率は2014年から持続的に上昇していることが明らかになった。

[表 4-2-4] 直近5年間の特許権侵害禁止請求の民事本案（1審）処理（単位：件、日）

年度	受理 件数	処理件数											平均 処理 日数
		原告勝	原告 一部勝	原告敗	却下	訴え 取下げ	調停	和解	認諾	移送	その他	合計	
2013	73	9	5	14	1	9	5	1	0	5	10	59	309.5
2014	83	2	3	23	0	19	2	3	0	4	8	64	315.7
2015	108	4	5	8	2	28	3	5	0	8	16	79	303.6
2016	128	5	9	28	0	31	6	1	1	6	32	119	313.7
2017	70	8	10	33	1	12	3	5	0	2	8	82	499.9

* 出所：法院行政処の内部統計資料

[図 4-2-1] 直近5年間の特許権侵害禁止請求の民事本案（1審）処理



⁷⁶ 勝訴率 = (原告勝 + 原告一部勝 + 認諾) / (原告勝 + 原告一部勝 + 認諾 + 原告敗 + 却下 + 訴え取下げ)

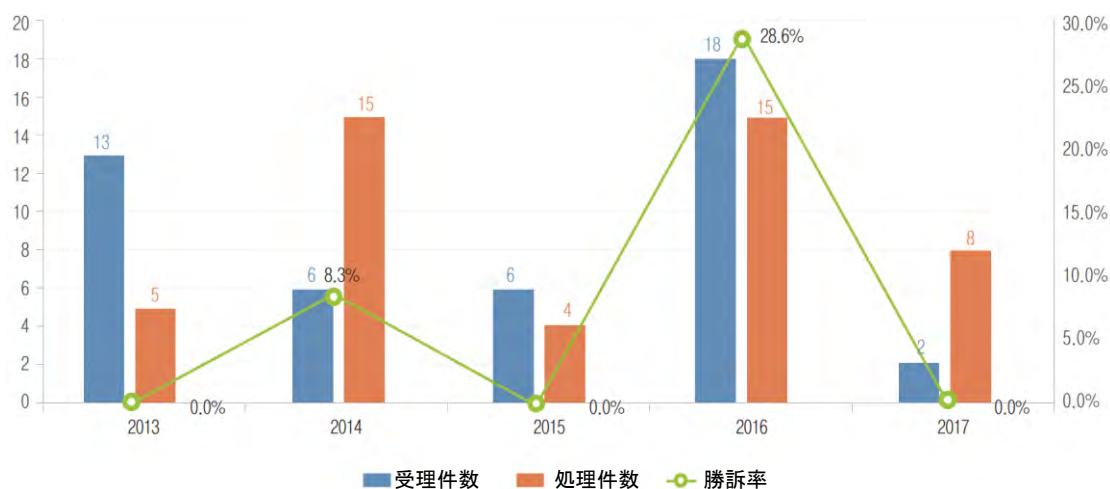
実用新案権の侵害禁止請求は申請件数も少数だが、実用新案権者の勝訴率は他の権利に比べて非常に低いという特徴がある。特に2017年は、処理された計8件の実用新案権侵害禁止請求のうち原告が勝訴した件は一件もない。実用新案権侵害禁止請求に対する民事1審裁判所の平均処理日数は前年比で約190日増加した。

[表 4-2-5]直近5年間の実用新案権侵害禁止請求の民事本案（1審）処理（単位：件、日）

年度	受理 件数	処理件数											平均 処理 日数	
		原告勝	原告 一部勝	原告敗	却下	訟え 取下げ	調停	和解	認諾	移送	その他	合計		
2013	13	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	1	5	170.6
2014	6	0	1	5	0	6	0	1	0	0	0	2	15	366.1
2015	6	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	4	199.5
2016	18	0	2	1	0	4	0	0	0	0	3	5	15	157.3
2017	2	0	0	5	0	2	0	1	0	0	0	0	8	350.1

* 出所：法院行政処の内部統計資料

[図 4-2-2]直近5年間の実用新案権侵害禁止請求の民事本案（1審）処理



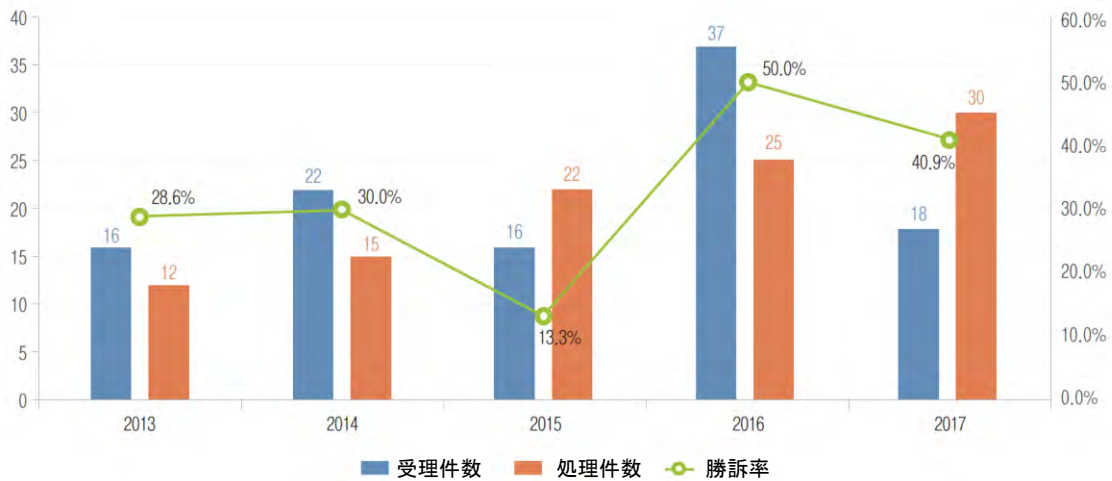
デザイン権の侵害禁止請求処理件数は直近5年間、着実に増加している。デザイン権侵害禁止請求に対する民事1審裁判所の平均処理日数は前年比で約160日増加した。また、2017年の民事1審裁判所での調停・和解・移送などを除いたデザイン権者の勝訴率は40.9%である。

[表 4-2-6]直近 5 年間のデザイン権侵害禁止請求の民事本案（1 審）処理（単位：件、日）

年度	受理 件数	処理件数											平均 処理 日数
		原告勝	原告 一部勝	原告敗	却下	訟えの 取下げ	調停	和解	認諾	移送	その他	合計	
2013	16	0	2	2	0	3	0	2	0	1	2	12	176.2
2014	22	0	3	3	0	4	0	1	0	1	3	15	265.6
2015	16	1	1	9	0	4	1	0	0	3	3	22	238.4
2016	37	2	3	1	0	4	3	2	0	0	10	25	149.2
2017	18	3	6	7	0	6	1	5	0	1	1	30	311.3

* 出所：法院行政処の内部統計資料

[図 4-2-3]直近 5 年間のデザイン権侵害禁止請求の民事本案（1 審）処理



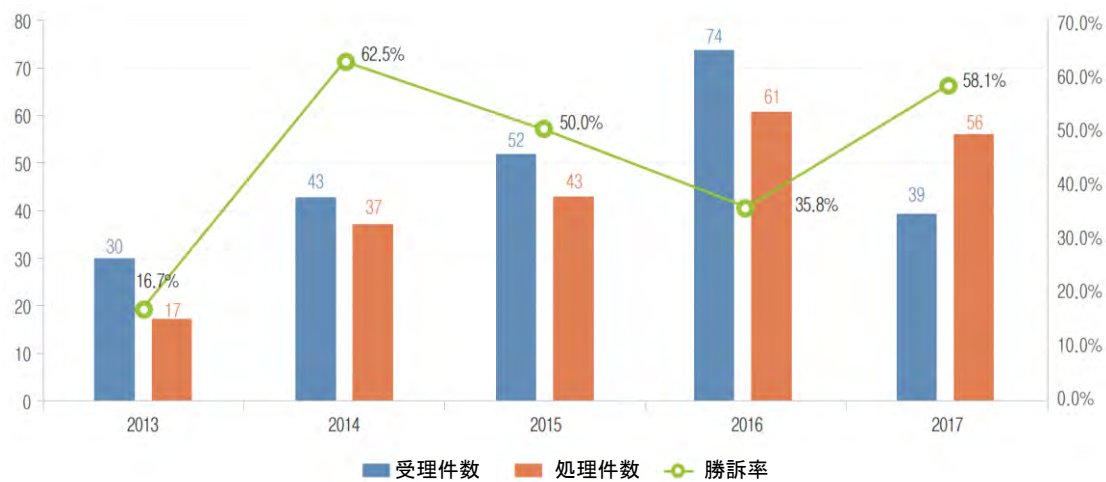
商標権侵害禁止請求の件数は 2016 年まで着実に増加傾向にあったが、2017 年には前年より減少し、商標権侵害禁止請求に対する民事 1 審裁判所の平均処理日数は前年比約 78.7 日増加した。また、2017 年の民事 1 審裁判所における調停・和解・移送などを除いた商標権者の勝訴率は 58.1%である。

[表 4-2-7]直近 5 年間の商標権侵害禁止請求の民事本案（1 審）処理 （単位：件、日）

年度	受理 件数	処理件数											平均 処理 日数
		原告勝	原告 一部勝	原告敗	却下	訟えの 取下げ	調停	和解	認諾	移送	その他	合計	
2013	30	1	1	5	0	5	2	1	0	1	1	17	207.2
2014	43	6	9	5	0	4	3	3	0	4	3	37	196.8
2015	52	3	7	5	0	5	5	4	0	5	9	43	214.6
2016	74	6	6	7	3	12	7	4	0	3	13	61	220.3
2017	39	12	13	11	0	7	4	5	0	2	2	56	299.0

* 出所：法院行政処の内部統計資料

[図 4-2-4]直近 5 年間の商標権侵害禁止請求の民事本案（1 審）処理



②侵害禁止請求（民事仮処分）

知的財産権を効果的に保護するためには、侵害禁止の仮処分申請の役割が重要である。2017 年には産業財産権に対する仮処分申請が 145 件受理され 146 件処理されたが、これは前年よりも減少した件数である。特許権に対する侵害禁止の仮処分申請は 2017 年に計 56 件受理され、計 65 件処理された。仮処分申請の認容率⁷⁷は 15.4%で前年の 15.7%とほぼ同水準であった。また、特許権侵害禁止の仮処分申請にかかる平均処理日数は 148.7 日で、2014 年から 3 年間の平均処理日数であった 166 日より若干減少した。

⁷⁷ 仮処分申請の認容率 = (認容件数) / (総処理件数)

[表 4-2-8]直近 5 年間の特許権侵害禁止仮処分申請の処理 (単位：件、日)

年度	受理件数	処理件数				平均 処理日数
		認容	棄却	その他	合計	
2013	67	13	28	31	72	143.3
2014	80	15	26	25	66	166.6
2015	67	15	32	23	70	163.8
2016	64	12	45	19	76	167.9
2017	56	10	29	26	65	148.7

* 出所：法院行政処の内部統計資料

2017 年は実用新案権の侵害禁止仮処分申請は計 2 件が処理されたが、本案と同じく実用新案権の侵害禁止に対しては仮処分申請が一件も認容されなかった。

[表 4-2-9]直近 5 年間の実用新案権侵害禁止仮処分申請の処理 (単位：件、日)

年度	受理件数	処理件数				平均 処理日数
		認容	棄却	その他	合計	
2013	15	1	12	3	16	116.8
2014	12	0	3	9	12	83.2
2015	10	3	5	2	10	132.6
2016	8	1	11	1	13	101.8
2017	2	0	0	2	2	250.5

* 出所：法院行政処の内部統計資料

2017 年にデザイン権侵害禁止の仮処分申請は計 28 件受理され、計 30 件が処理された。仮処分申請の認容率は 23.3%で前年の 26%と大きく変わらない。また、デザイン権侵害禁止仮処分申請の平均処理日数は 134.1 日で、前年の 72 日に比べて処理日数が 2 倍近く増加した。

[表 4-2-10]直近 5 年間のデザイン権侵害禁止仮処分申請の処理 (単位：件、日)

年度	受案件数	処理件数				平均 処理日数
		認容	棄却	その他	合計	
2013	36	7	15	15	37	124.1
2014	33	14	14	8	36	117.5
2015	33	10	16	7	33	111.4
2016	43	12	17	17	46	72.0
2017	28	7	14	9	30	134.1

* 出所：法院行政処の内部統計資料

2017 年、商標権侵害禁止の仮処分申請は計 59 件が受理され、計 49 件が処理された。仮処分申請の認容率は 18.4%で前年の 28%に比べて減少した。また、商標権侵害禁止仮処分申請の平均処理日数は 80.6 日で、前年より減少した。

[表 4-2-11]直近 5 年間の商標権侵害禁止仮処分申請の処理 (単位：件、日)

年度	受案件数	処理件数				平均 処理日数
		認容	棄却	その他	合計	
2013	49	14	15	15	44	97.4
2014	37	16	8	17	41	134.1
2015	61	14	26	19	59	103.4
2016	45	16	23	18	57	86.0
2017	59	9	18	22	49	80.6

* 出所：法院行政処の内部統計資料

③損害賠償請求（民事本案）

産業財産権及び著作権に対する損害賠償請求訴訟は 2017 年に 1,755 件受理され、1,796 件が処理された⁷⁸。毎年、判決で処理される事件数は増加しており、調停及び和解で処理される件数は減少傾向にある。また、2017 年の損害賠償請求訴訟の平均処理日数は 174.7 日である。2017 年、民事 1 審裁判所での調停・和解・移送などを除いた損害賠償請求訴訟に対する原告の勝訴率は 49.8%である⁷⁹。

⁷⁸ 法院行政処の電算資料では産業財産権に基づく損害賠償請求と著作権に基づく損害賠償請求が分けられていない。また、損害賠償額についての資料は別途管理されていない。

⁷⁹ 勝訴率 = (原告勝 + 原告一部勝 + 履行勧告 + 認諾) / (原告勝 + 原告一部勝 + 履行勧告 + 認諾 + 原告敗 + 却下 + 訟え取下げ)

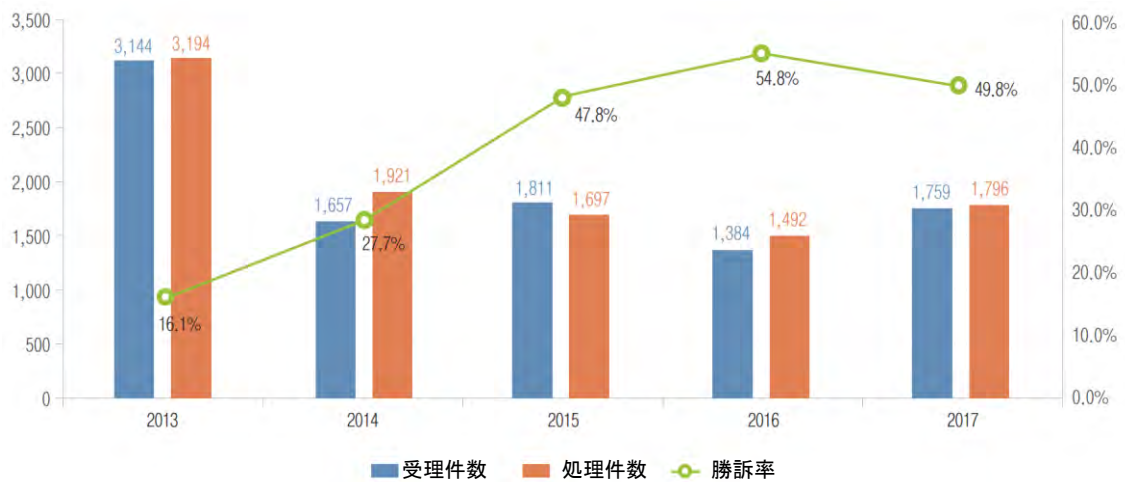
[表 4-2-12]直近 5 年間の産業財産権及び著作権に関する損害賠償請求訴訟の処理

(単位：件、日)

年度	受理 件数	処理件数											平均 処理 日数	
		原告勝	原告 一部勝	原告敗	却下 (判決+ 命令)	訟えの 取下げ	履行 勧告	調停	和解	認諾	移送	その他		合計
2013	3,144	87	183	150	50	1,301	18	471	835	0	89	10	3,194	123.8
2014	1,657	118	205	81	37	753	10	223	426	0	54	14	1,921	161.7
2015	1,811	89	431	44	16	519	10	194	300	1	69	24	1,697	186.7
2016	1,384	81	445	87	19	351	29	155	265	0	41	19	1,492	192.0
2017	1,755	105	517	89	33	532	28	105	173	0	105	109	1,796	174.7

* 出所：法院行政処の内部統計資料

[図 4-2-5]直近 5 年間の産業財産権及び著作権に関する損害賠償請求訴訟の処理



④刑事本案

産業財産権に関する規律を定めた特許法、実用新案法、デザイン保護法、商標法にそれぞれ違反し、刑事1審裁判所で公判が行われた件は次のとおりである。民事事件とは違い、刑事事件では商標法違反についての公判が圧倒的に多い。2017年時点の産業財産権関連の法律違反についての刑事訴訟受理人数全体の90.9%、処理人数の92.7%が商標法違反についてのものである。

[表 4-2-13]直近5年間の産業財産権に関する法律違反の刑事訴訟処理（単位：件、ヶ月）

違反法律	年度	受理人数	処理人数									平均処理月数
			自由刑	執行猶予	財産刑	宣告猶予	無罪	刑の免除 免訴	公訴棄却 判決	その他	合計	
特許法	2013	17	1	2	10	0	3	0	3	0	19	7.6
	2014	15	0	4	2	3	4	0	7	0	20	8.7
	2015	17	0	1	7	0	1	0	2	0	11	8.1
	2016	22	1	0	7	0	5	0	1	1	15	9.7
	2017	26	0	4	6	0	6	0	3	1	20	10.6
実用新案法	2013	9	0	1	6	0	4	0	1	0	12	11.3
	2014	7	0	0	3	0	3	0	1	2	9	8.8
	2015	3	0	0	1	0	1	0	0	1	3	7.7
	2016	2	0	1	1	0	1	0	0	0	3	16.6
	2017	3	0	0	0	0	0	0	0	2	2	5.5
デザイン保護法	2013	24	0	2	7	0	6	0	7	3	25	8.5
	2014	19	1	1	12	0	3	0	2	4	23	7.1
	2015	18	1	0	8	1	4	0	1	3	18	6.4
	2016	24	0	1	7	0	4	0	2	1	15	6.7
	2017	30	0	7	14	0	2	0	0	4	27	8.9
商標法	2013	852	47	186	450	18	17	0	0	117	835	2.8
	2014	759	59	218	387	13	14	1	0	75	767	2.7
	2015	894	86	208	380	15	14	0	0	130	833	2.8
	2016	873	74	257	403	17	23	0	0	116	890	3.3
	2017	590	62	178	289	16	12	0	0	61	618	3.9

* 出所：法院行政処の内部統計資料

(2) 著作権に関する紛争及び訴訟

(イ) 侵害禁止請求（民事本案）

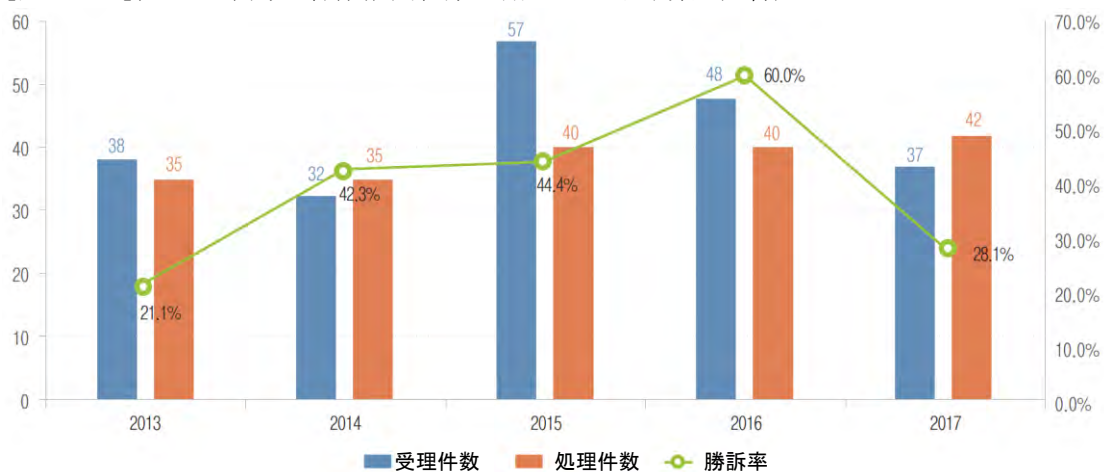
2017年、著作権に対する侵害禁止請求は37件受理され、42件処理された。著作権侵害禁止請求に対する民事1審裁判所の平均処理日数は前年より約100日増えた354.4日であった。2017年、民事1審裁判所での調停・和解・移送などを除いた著作権者の勝訴率は28.1%である⁸⁰。

[表 4-2-14] 直近5年間の著作権侵害禁止請求の民事本案（1審）処理（単位：件、日）

年度	受理 件数	処理件数										平均 処理 日数	
		原告勝	原告 一部勝	原告敗	却下	訴えの 取下げ	調停	和解	認諾	移送	その他		合計
2013	38	-	4	8	-	7	6	4	-	5	1	35	239.6
2014	32	1	10	4	3	8	1	3	-	-	5	35	256.2
2015	57	-	8	5	-	5	-	1	-	11	10	40	184.8
2016	48	4	11	3	-	7	1	6	-	2	6	40	239.9
2017	37	5	4	14	-	9	1	6	-	2	1	42	345.4

* 出所：法院行政処の内部統計資料

[図 4-2-6] 直近5年間の著作権侵害禁止請求の民事本案（1審）処理



⁸⁰ 勝訴率 = (原告勝 + 原告一部勝 + 認諾) / (原告勝 + 原告一部勝 + 認諾 + 原告敗 + 却下 + 訴え取下げ)

(ロ) 侵害禁止請求（民事仮処分）

2017年、著作権に対する仮処分申請は36件が受理され、33件が処理されたが、件数は前年より減少した。2017年の著作権侵害禁止仮処分申請の認容率は18.2%である⁸¹。また、著作権侵害禁止仮処分申請の平均処理日数は108.1日である。

[表 4-2-15] 直近5年間の著作権侵害禁止仮処分申請の処理 (単位：件、日)

年度	受理件数	処理件数				平均 処理日数
		認容	棄却	その他	合計	
2013	39	9	18	14	41	97.4
2014	86	10	20	53	83	65.4
2015	23	4	9	9	22	137.1
2016	44	12	22	14	48	88.1
2017	36	6	15	12	33	108.1

* 出所：法院行政処の内部統計資料

(ハ) 刑事本案

2017年は、著作権法違反で刑事1審裁判所に受理された人数は366人で、515人に対する公判が行われた。

[表 4-2-16] 直近5年間の著作権法違反刑事訴訟の処理 (単位：件、ヶ月)

違反 法律	年度	受理 人数	処理人数									平均 処理 月数
			自由刑	執行 猶予	財産刑	宣告 猶予	無罪	刑の 免除 免訴	公訴 棄却 判決	その他	合計	
著作権法	2013	654	4	43	326	25	30	2	166	162	758	4.7
	2014	595	7	59	347	23	20	-	63	112	631	5.3
	2015	613	6	30	279	30	19	-	79	96	539	4.1
	2016	456	10	37	244	22	22	-	50	40	425	6.7
	2017	366	10	47	319	20	25	-	40	54	515	7.9

* 出所：法院行政処の内部統計資料

⁸¹ 仮処分申請の認容率 = (認容件数) / (総処理件数)

(3) 営業秘密に関する紛争及び訴訟

(イ) 侵害禁止請求（民事本案）

2017年の特許庁の報告書（以下、「報告書」）によると、営業秘密侵害行為の民事本案禁止請求事件は計64件のうち認容が11件、棄却は53件で、認容率17%に対して棄却率83%と棄却率が高かった。

[表 4-2-17] 営業秘密侵害行為の民事本案禁止請求の認容率

区分	認容	棄却	合計
事件数	11件	53件	64件

* 出所：特許庁、「不正競争防止法関連の国内判決文の分析研究」（2017.12）

(ロ) 損害賠償請求（民事本案）

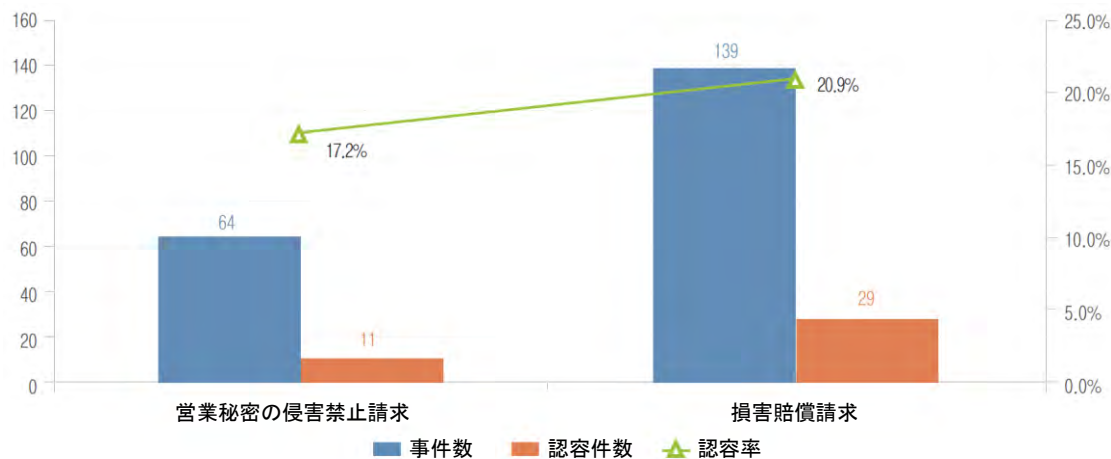
報告書によると、営業秘密侵害行為事件のうち損害賠償が請求された事件は計139件で、そのうち認容は29件、棄却は110件で、認容率は21%に過ぎず、棄却率は79%に達した。

[表 4-2-18] 営業秘密侵害行為事件の損害賠償請求認容率

区分	認容	棄却	合計
事件数	29件	110件	139件

* 出所：特許庁、「不正競争防止法関連の国内判決文の分析研究」（2017.12）⁸²

[図 4-2-7] 営業秘密に関する民事本案事件の処理



⁸² 控訴/抗告審事件で判示された内容のうち有罪・無罪に関する記載がない事件は除外し、同じ事件で被告人が多数おり被告人ごとに罪目が違う場合は営業秘密の侵害あるいは業務上背任に該当しない場合、すなわち他の法律（商標法違反、詐欺など）に関わる違反事件は分析対象から除外している。また、1人に対して営業秘密侵害罪と業務上背任罪などが同時に適用される場合があるため、これは重複集計している。

損害賠償請求の認容率より禁止請求の認容率のほうが低い理由は、営業秘密の保護は営業秘密の保護期間ないし営業秘密の侵害禁止期間の間にだけ制限的に保護されるためであることが分かっている⁸³。

[表 4-2-19] 営業秘密侵害本案事件のうち、裁判所が認めた侵害禁止期間ごとの事件数

区分	24ヶ月	36ヶ月	48ヶ月	60ヶ月	合計
本案（事件数）	3件	2件	1件	1件	7件

* 出所：特許庁、「不正競争防止法関連の国内判決文の分析研究」（2017.12）

（ハ）刑事本案

報告書によると、営業秘密に関する刑事事件の計 553 件のうち、営業秘密の侵害だけが適用された事件は 135 件（73%）で営業秘密の侵害及び業務上背任の罪が適用された事件は 202 件（78%）、業務上背任罪が認められた事件は 96 件（87%）と、計 433 件が有罪、118 件が無罪宣告を受けた。

[表 4-2-20] 営業秘密侵害行為に関する刑事事件の有罪・無罪率（単位：件）

区分	有罪	無罪	宣告猶予など	その他	合計
営業秘密の侵害	135	48	1	-	184
営業秘密の侵害 及び業務上背任	202	56	-	1 (免訴)	259
業務上背任	96	14	-	-	110
合計	433	118	1	1	553

* 出所：特許庁、「不正競争防止法関連の国内判決文の分析研究」（2017.12⁸⁴）

営業秘密侵害行為に関する刑事事件の有罪・無罪について細かく見ていくと、計 533 件のうち有罪が 390 件で、そのうち実刑が 43 件、執行猶予が 182 件、罰金が 54 件、社会奉仕が 53 件、分からないが（58 件）となっており、無罪は 104 件、その他（宣告猶予など）は 2 件であった。

[表 4-2-21] 営業秘密侵害行為に関する刑事事件の有罪・無罪の詳細（単位：件）

有罪						無罪	その他 (宣告猶予など)
実刑	執行猶予	罰金	社会奉仕	分からない	小計		
43	182	54	53	58	390	104	2

* 出所：特許庁、「不正競争防止法関連の国内判決文の分析研究」（2017.12）

⁸³ 特許庁、「不正競争防止法関連の国内判決文の分析研究」（2017.12）、88-89 頁。

⁸⁴ 控訴/抗告審事件で判示された内容のうち有罪・無罪に関する記載がない事件は除外し、同じ事件で被告人が複数おり被告人ごとに罪目が違う場合は営業秘密の侵害あるいは業務上背任に該当しない場合、すなわち他の法律（商標法違反、詐欺など）に関わる違反事件は分析対象から除外している。また、1 人に対して営業秘密侵害罪と業務上背任罪などが同時に適用される場合があるため、これは重複集計している。

2. 裁判外紛争解決

裁判外紛争解決手続（Alternative Dispute Resolution、ADR⁸⁵）は、訴訟ではなく当事者間の合意によって紛争を解決する制度である。訴訟に比べて費用が安くつき、事件の速やかな処理が可能だというメリットがある⁸⁶。さらに、裁判外紛争解決手続は非公開で進めることができるため、個人のプライバシーや営業秘密が保護できるというメリットもある。

特に知的財産権分野における裁判外紛争解決手続は、該当分野の専門家が自身の専門的な知識や経験に基づいて紛争当事者間の対話と妥協を導くことで紛争を効率的に解決できるというメリットがある⁸⁷。裁判外紛争解決手続を行う行政機関や団体は、調停機関あるいは仲裁機関を設置し、これらの機関に当事者間の紛争に対する合意を導く権限を与えている⁸⁸。

(1) 産業財産権紛争調停委員会

産業財産権紛争調停委員会は、産業財産権に関する紛争が発生して当事者が調停を申し込んだ場合に審判及び訴訟に要する費用や時間を節約できるように、当事者を紛争解決手続に直接参加させて相互間の合意を導く機能を果たしている⁸⁹。

本委員会を通じた調停は無料・非公開で行われ、3ヶ月以内に速やかに処理される。また、調停が成立した場合は調停調書が発行されるが、調停調書は裁判上の和解と同じ効力を持つことになる。本委員会の調停対象は、出願を含む産業財産権、職務発明、技術上の情報に関する営業秘密をめぐる紛争である⁹⁰。ただし、産業財産権と産業財産権の無効及び取消の可否、権利範囲確認審判などに関する判断だけを要請する事項は調停申請対象から除外される⁹¹。産業財産権の出願人、産業財産権者、実施権者、使用権者、職務発明者、該当権利の実施に利害関係がある者は、本委員会に紛争調停を申請する資格がある⁹²。

⁸⁵ ADRは「裁判外の紛争解決」、「訴訟代替的紛争解決」、「訴訟に代わる紛争解決」等と解釈されている。カン・スミ、「行政型ADRの現況と改善方案」、『仲裁研究』第25巻第4号、韓国仲裁学会、2015、52頁。

⁸⁶ 司法研修院、『ADR』、2010、6頁。

⁸⁷ 知的財産権紛争のうち特許権は大部分が技術に関するものであるため、該当分野に精通した専門知識を持つ者によって紛争を解決することで専門性を確保できる。ユン・ソンヒ、「ADRにおける知的財産権紛争 - 仲裁・調停を中心に」、『仲裁研究』第13巻第1号、韓国仲裁学会、2003、136頁。

⁸⁸ 講学上、このようなADRを「司法型ADR」及び「民間型ADR」と区別して「行政型ADR」という。行政型ADRは法律に基づいて行政機関やその傘下機関に設置された紛争解決機関で私人間の紛争を解決するために行うADRを意味する。すなわち行政機関などが自費を投じて私人間の紛争を解決する手続きを行政型ADRという。キム・サンチャン、「韓国の行政型ADR制度の活性化方案」、『法学研究』第46巻、韓国法学会、2012、216頁。

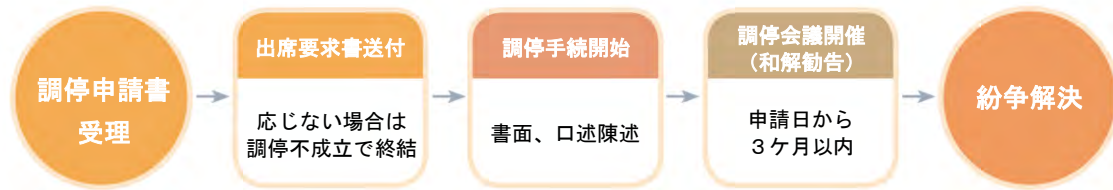
⁸⁹ 産業財産紛争調停委員会ウェブサイト (www.kipo.go.kr/adr)

⁹⁰ 発明振興法第41条第1項。

⁹¹ 発明振興法第44条。

⁹² 発明振興法第43条の2第1項。

[図 4-2-8] 産業財産権紛争委員会の調停処理手続き



* 出所：特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr)

産業財産権紛争調停委員会が受理する紛争調停申請件数は 2011 年から 2013 年までは年間 2～3 件に過ぎなかったが、2014 年には 11 件、2015 年には 17 件、2016 年には 47 件、2017 年には 57 件と、徐々に増加している。特に 2017 年には受理された紛争調停申請全 57 件のうち 22 件で調停が成立するなど制度の効率が高まっている。

[表 4-2-22] 年度別の産業財産権紛争調停委員会への調停申請状況と成立件数 (単位：件)

区分	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
申請	2	2	3	11	17	47	57
成立	-	2	2	2	8	8	22
不成立	2	-	1	9	9	39	32

* 出所：産業財産権紛争調停委員会の内部統計資料

産業財産権の権利別申請件数を調べると権利別申請比率は毎年変動しているが、商標関連の紛争調停申請件数が 2014 年と 2015 年にそれぞれ 2 件、5 件であったものが 2015 年と 2016 年には 30 件、23 件と大幅に増加し、過去に比べて特許や職務発明紛争の申請件数よりも商標関連の紛争調停申請件数が増加していることが分かる。

[表 4-2-23] 産業財産権の調停対象及び申請類型別利用件数 (単位：件)

区分	2014	2015	2016	2017
商標	2 (18)	5 (29)	30 (64)	23 (40)
デザイン	-	3 (18)	8 (17)	10 (18)
特許	3 (27)	9 (53)	8 (17)	23 (40)
職務発明	6 (55)	-	1 (2)	1 (2)
小計	11	17	47	57

※ () は該当権利の紛争が占める割合 (%)

* 出所：産業財産権紛争調停委員会の内部統計資料

同時に、産業財産権紛争調停委員会は検察庁との連携も円滑に進めている。2015年3月にソウル地方検察庁との刑事連携調停を始めて以来、持続的に連携調停を推進してきており、2017年からは全国の検察庁へと連携を拡大し実施中である。2015年から2017年の間に計28件が付託され、このうち14件の調停が成立した。

(2) 著作権紛争調停委員会

韓国著作権委員会は著作権紛争を効率よく解決するために、著作権法第113条第1号に基づき著作権調停制度を運営している。著作物は、国民が日常的に享有し文化を形成していく対象であるという点で、著作権に関する紛争は頻繁に発生する可能性がある。著作権調停制度はこのような紛争を手軽に解決する役割を果たしている。調停部は紛争当事者の相互譲歩と妥協を導く役割を果たし、必要な場合には両当事者の主張及び諸事情を参酌して調停勧告案を提示することもある。調停調書は裁判上の和解と同じ効力を持ち、合意事項が履行されない場合には別途の裁判手続きを経ずに強制執行することが可能である。

[図 4-2-9] 著作権紛争調停委員会の調停処理手続き



* 出所：韓国著作権委員会ウェブサイト (www.copyright.or.kr)

韓国著作権委員会の調停は著作人格権に関する紛争、著作財産権に関する紛争、著作隣接権に関する紛争、補償金に関する紛争など著作権に関する紛争をその対象にしている。2017年の韓国著作権委員会への調停申請件数は92件で、前年から繰り越された5件を合わせて計97件の手続きが行われ、そのうち23件の調停が成立した。類型別に見ると、一般的に紛争が多く発生する語文著作物、コンピュータプログラム著作物の割合が高かった。

[表 4-2-24] 著作権紛争調停委員会の分野別調停件数 (単位: 件)

区分	語文	音楽	演劇	美術	建築	写真	映像	図形	編集	2次的著作物	著作隣接物	データベース	コンピュータプログラム	合計
2012	17	13	-	1	-	4	-	-	-	-	10	-	33	78
2013	23	4	1	6	-	5	5	1	1	-	22	-	33	101
2014	19	1	-	8	-	73	-	-	1	-	8	-	20	130
2015	12	6	-	18	-	1	3	-	2	-	11	-	30	83
2016	28	9	-	11	-	9	1	-	2	1	-	-	19	80
2017	66	7	-	2	-	5	-	-	2	-	-	1	9	92

* 出所：韓国著作権委員会ウェブサイト (www.copyright.or.kr)

[表 4-2-25] 著作権紛争調停委員会の調停処理件数

(単位：件)

年度	受理			処理状況						
	前年から繰り越し	新規	合計	成立	不成立	取り下げ	その他	進行	合計	成立率
2012	12	78	90	21	27	27	-	15	90	43.8%
2013	15	101	116	34	27	26	1	28	116	55.7%
2014	28	130	158	51	49	49	-	9	158	51.0%
2015	10	83	93	34	31	11	-	17	93	52.3%
2016	16	80	96	35	38	18	-	5	96	48.0%
2017	5	92	97	23	27	31	2	14	97	46.0%

* 出所：韓国著作権委員会の内部統計資料

近年、裁判所は調停の裾野を広げるために2010年3月から裁判所外部の紛争解決機関に調停事件を送って調停を進める裁判所連携型調停を運営している。これに伴い、著作権紛争調停委員会は先に述べた独自の調停だけでなく、2013年3月にソウル中央地方法院、2014年9月にソウル南部地方法院から著作権事件の割り振りを受けて「裁判所連携型調停」を行なっている。裁判所連携型調停とは、早期調停（early mediation）とも呼ばれるが、本案裁判部が弁論期日以前、又は本格的な裁判の開始前に事件を調停に付託することで、判事ではなく外部の専門家の主導によって行われる調停をいう。

[表 4-2-26] ソウル中央地方法院との連携型調停の処理件数

(単位：件)

年度	受理			処理状況						
	前年から繰り越し	新規	合計	成立	不成立	取り下げ	その他	進行	合計	成立率
2013	-	113	113	36	53	5	1	18	113	40.4%
2014	18	182	200	80	98	5	1	16	200	44.9%
2015	16	167	183	46	113	11	-	13	183	28.9%
2016	13	100	113	35	48	14	6	10	113	42.2%
2017	10	70	80	23	27	16	7	7	80	46.0%

* 出所：韓国著作権委員会の内部統計資料

(3) コンテンツ紛争調停委員会

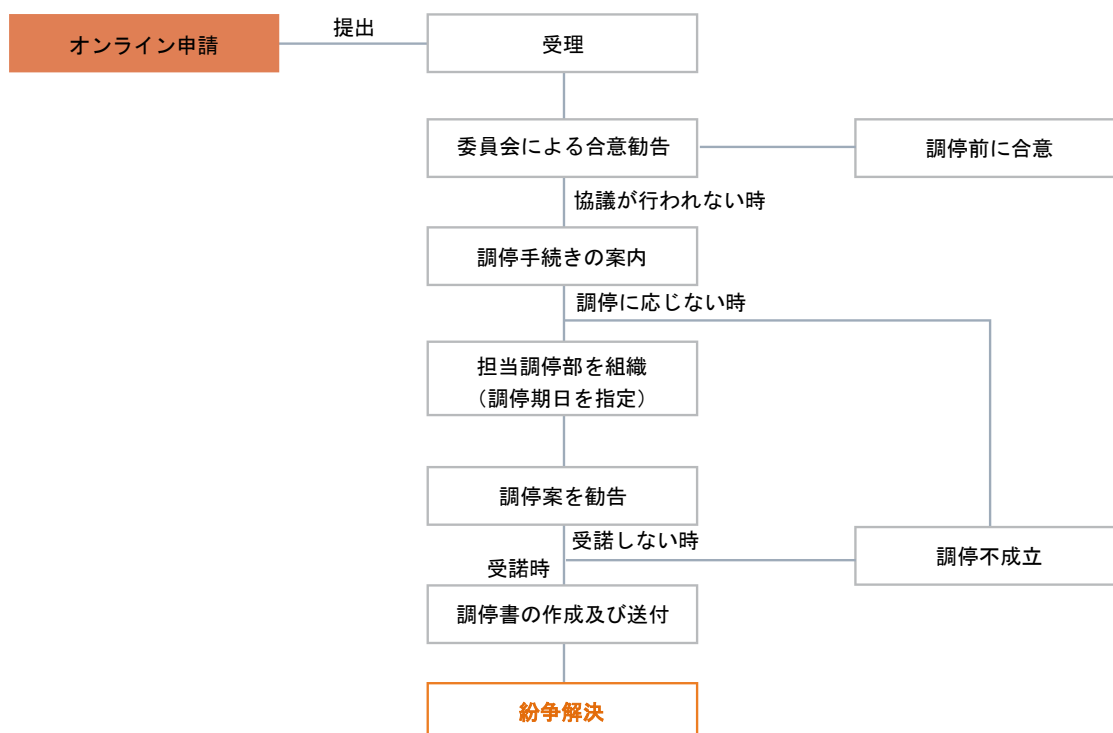
コンテンツ紛争調停委員会は2011年、コンテンツ事業者間、コンテンツ事業者と利用者間、利用者と利用者間のコンテンツ取引又は利用に関する紛争を調停するために設立された。「コンテンツ産業振興法」第29条ないし第36条に基づいてコンテンツ取引と利用に関する紛争の事前予防及び事後解決を支援している。

コンテンツ紛争調停委員会は、委員長 1 人を含む 30 人の調停委員からなり、調停委員は法曹界・学界・コンテンツ産業界及び利用者保護団体などに所属する人の中から文化体育部長官の委嘱で決められる。コンテンツ紛争調停委員会は専門分野別にゲーム、映像、知識情報、漫画・キャラクターの計 4 つの分科に分かれて運営されている。

コンテンツ紛争調停委員会の調停対象となる紛争は、コンテンツ事業者間、コンテンツ事業者と利用者間、コンテンツ利用者間のコンテンツ取引及び利用に関する紛争である。著作権に関する紛争は著作権法に従い、放送通信に関する紛争のうち放送法第 35 条の 3 に基づく紛争調停の対象になったり、電気通信事業法第 45 条に基づき調停の対象になる紛争はそれぞれ該当する法律の規定に従う。

コンテンツ事業、又はコンテンツの利用に関わる被害の救済と紛争の調停を受けようとする者が調停委員会に紛争の調停を申し込むと、調停委員会は紛争調停申請を受理した日から 60 日以内に調停案を作成して紛争当事者に勧告しなければならない。当事者が提示された調停案を受諾すれば、調停委員会は当事者の間で合意した事項を記載した調停書を作成する。当事者が調停案を受諾し、調停委員会が調停書を作成して当事者に通知すれば、その時点でその紛争調停の内容は裁判上の和解と同じ効力を持つ。

[図 4-2-10] コンテンツ紛争調停委員会の調停処理手続き



* 出所：コンテンツ紛争調停委員会のウェブサイト (www.kcdrc.kr)

一方、コンテンツ紛争調停委員会は2013年に5,210件、2014年に3,550件、2015年に3,087件、2016年に4,199件の調停申請を受理・処理した。2017年には計5,468件の調停申請を受理・処理したが、この調停申請件数は前年比で約30.2%増加したものである。

[表 4-2-27] 年度別のコンテンツ紛争調停委員会による調停処理件数 (単位:件)

年度	調停申請				調停処理結果									
	B 2 C	B 2 B	C 2 C	計	調停 取下げ	調停 拒否	関連 機関に 移送	調停 不能	調停 不成立 (1)	調停前 合意	調停会議の 結果		進 行 中	計
											成 立	不 成 立 (2)		
2013	5,061	126	23	5,210	1,068	326	131	330	740	2,502	69	44	0	5,210
2014	3,376	153	21	3,550	650	364	106	129	763	1,430	63	45	0	3,550
2015	2,881	185	21	3,087	743	215	130	73	645	1,124	73	84	0	3,087
2016	3,961	199	39	4,199	695	513	106	927	825	1,004	52	77	0	4,199
2017	5,321	135	12	5,468	779	870	202	1,752	890	893	28	54	0	5,468
合計	20,600	798	116	21,514	3,935	2,288	675	3,211	3,863	6,953	285	304	0	21,514

- * B2C（事業者と利用者間での紛争）、B2B（事業者間での紛争）、C2C（利用者間での紛争）
- * 調停拒否：訴訟進行中の事件や、他の機関に調停を申請した場合、事実関係が違ったり利害関係者ではない場合で、コンテンツ紛争調停委員会の事務局が調停を拒否して終了した場合
- * 関連機関に移送：コンテンツ紛争でない紛争の場合、該当機関に移送して処理させることが可能で、この場合、調停申請が移送された機関及び理由を申請人に通知する
- * 調停不成立（1）：調停進行中に当事者の一方が訴えを起こしたり、当事者のうちどちらか一方が調停会議への出席を拒否するなどして調停を進めることに応じず、調停が終了した場合
- * 調停不成立（2）：調停案の受諾が拒否されたり、調停案を出すことができずに調停が終了した場合
- * 調停不能：当事者の所在が不明、連絡が途絶えた、被申請人の廃業及び破産など調停手続きを進められない理由ができた場合は、調停を終了してその事実を当事者に通知する
- * 出所：コンテンツ紛争調停委員会の内部統計資料

コンテンツ部分及び事件類型別の調停申請状況を見ると、2017年の場合はゲームが4,772件、映像が195件、知識情報が279件、漫画・キャラクターなどが36件、その他が186件であった。2017年に調停委員会が処理した事件の大多数はゲーム部門で、約87.2%と最も高い割合を占め、映像部門は約3.5%の割合を占めていることが分かった。

[表 4-2-28]直近 5 年間のコンテンツ分野別の調停申請受理件数

(単位:件)

区分	2013	2014	2015	2016	2017	小計	
ゲーム	4,156	2,720	2,492	3,368	4,772	21,712	
映像	音楽	23	21	34	42	50	191
	映画	39	25	14	14	27	127
	アニメーション	7	8	7	13	3	44
	放送	21	17	27	39	84	249
	広告	40	51	35	61	31	246
知識情報	知識情報	693	481	200	106	208	2,100
	コンテンツソリューション	53	69	94	65	71	513
キャラクターなど	漫画	7	5	6	8	14	45
	キャラクター	1	2	4	1	6	14
	公演	5	12	8	243	12	281
	出版	8	2	5	13	4	40
その他	157	137	161	226	186	907	
合計(件)	5,210	3,550	3,087	4,199	5,468	26,469	

* 出所:コンテンツ紛争調停委員会の内部統計資料

コンテンツ紛争調停の事件類型及び部門別の受理件数を見ると、コンテンツユーザーの利用制限が全 5,468 件のうち 1,252 件 (22.9%) と最も多く、決済取消・解約・解除調停の件数が 936 件 (17.12%) と二番目、コンテンツ及びサービスの欠陥が 905 件 (16.55%) と三番目であった。この他に未成年者による決済、約款運営ポリシーに関する調停が続いた。

[表 4-2-29]2017 年のコンテンツ紛争調停の事件類型及び部門別受理件数 (単位:件)

区分	ゲーム	映像	知識情報	キャラクタ ターなど	その他	計	
虚偽、誇大広告	196	6	7	0	1	210	3.84%
コンテンツ及びサービスの欠陥	865	12	24	0	4	905	16.55%
技術的な保護措置不足	134	5	4	0	3	146	2.67%
ユーザーの利用制限	1,224	5	17	0	6	1,252	22.9%
不当な料金の請求	26	51	21	0	1	99	1.81%
未成年者による決済	528	10	1	0	0	539	9.86%
アイテム/キャッシュの取引/利用被害	460	2	0	1	2	465	8.5%
決済取消/解約/解除	815	43	63	8	7	936	17.12%
コンテンツ製作/契約不履行	5	29	36	11	0	81	1.48%
約款運営ポリシー	393	14	69	0	5	481	8.8%
情報提供要請など	19	2	3	0	4	28	0.51%
その他	107	16	34	16	153	326	5.96%
合計	4,772	195	279	36	186	5,468	100%

* 出所：コンテンツ紛争調停委員会の内部統計資料

これと共に、コンテンツ紛争調停委員会は裁判所などとの連携調停も円滑に行っている。裁判所との連携調停は 2011 年から実施されているが、件数は 2011 年の 611 件から毎年増え続け、2017 年には 3,874 件に至っている。

(4) 産業技術紛争調停委員会

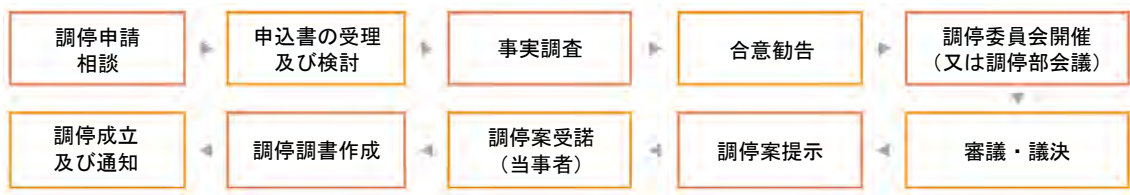
産業技術紛争調停委員会は「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」第 23 条（産業技術紛争調停委員会）に基づいて産業技術の流出に関する紛争を速かに調停するために設立された⁹³。産業技術紛争調停委員会は委員長 1 人を含む 15 人の技術・法律の専門家及び技術保護担当公務員などからなり、調停委員の任期は 3 年で再任が可能である。

2013 年 11 月に設立された本委員会の調停対象は「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」第 2 条（定義）に基づき、各法律によって指定、告示、公告、認証された産業技術の流出にかかる紛争に限られている。2017 年 12 月までに計 11 件の調停申請が受理され、事実調査、合意勧告、意見聴取などの調停手続きが進められた。

一方、産業技術紛争調停委員会は紛争調停だけでなく、技術流出の被害を受けた企業、又は被害が予想される企業に技術的、法律的な相談・諮問を行うことで被害に備えたり、被害を最小化する対策を速かに提示し、今後のセキュリティ向上のための措置事項などを提示することで紛争を事前に予防する役割も、ともに果たそうと努力している。

⁹³ 産業セキュリティ情報図書館のウェブサイト (www.is-portal.net)

[図 4-2-11] 産業技術紛争調停委員会の調停手続き



産業技術の流出に関する紛争はその特性上、それまでの3ヶ月という調停期間や1ヶ月の期間延長だけでは調停が困難であった。2017年に改正された「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」は、紛争の調停を円滑に進めるためには関連技術に関する資料の要請、意見聴取など被申請人の協力が不可欠であることを反映し、正当な理由がある場合は委員会の議決により調停期間を1ヶ月単位で3回まで延長できるようにし⁹⁴、被申請人が調停申請に誠実に応じることを義務として課す規定を新設した⁹⁵。

(5) 中小企業技術紛争調停・仲裁委員会

中小企業技術紛争調停・仲裁委員会は「中小企業技術保護支援に関する法律」第23条に基づいて中小企業が保有している技術に関する紛争を速かに調停及び仲裁するために設立された⁹⁶。

中小企業技術紛争調停・仲裁委員会は委員長1人を含む37人の委員からなり、委員は大学や公認を受けた研究機関で准教授以上、又はこれに相当する職に就いているか就いていた者で技術又は情報保護関連分野の専攻者、4級又は4級相当以上の公務員又はこれに相当する公共機関の職に就いているか就いていた者で中小企業技術保護経験の保有者、判事又は検事、弁護士、弁理士、公認会計士、又は技術士、技術取引士、その他中小企業技術保護に関する学識と経験が豊富な者の中から、中小ベンチャー企業部長官の委嘱によって決定される⁹⁷。3～5人の委員からなる調停部、又は仲裁部が非公開の調停・仲裁を通じて迅速で円満な紛争解決を導き、紛争解決をサポートする。

中小企業技術紛争調停・仲裁委員会は2015年1月の設置以来、計58件の調停申請を受理し、48件の処理を完了した。中小企業技術紛争調停・仲裁委員会は2015年に21件、2016年に16件、2017年に21件の調停申請を受理・処理した。このうち調停取り下げや訴えの提起などにより調停が不成立となった事件は2015年に19件、2016年に11件、2017年に9件であった。

⁹⁴ 産業技術の流出防止及び保護に関する法律第26条第2項但書

⁹⁵ 産業技術の流出防止及び保護に関する法律第26条第4項

⁹⁶ 技術保護ウルタリのウェブサイト (www.ultari.go.kr)

⁹⁷ 中小企業技術保護支援に関する法律第23条第4項

[表 4-2-30] 年度別の中小企業技術紛争の調停処理件数

(単位:件)

区 分	2015	2016	2017
申請・受理	22	17	21
成立	3	5	2
不成立	19	12	9
進行中	-	-	10

* 出所：中小ベンチャー企業部の内部統計資料

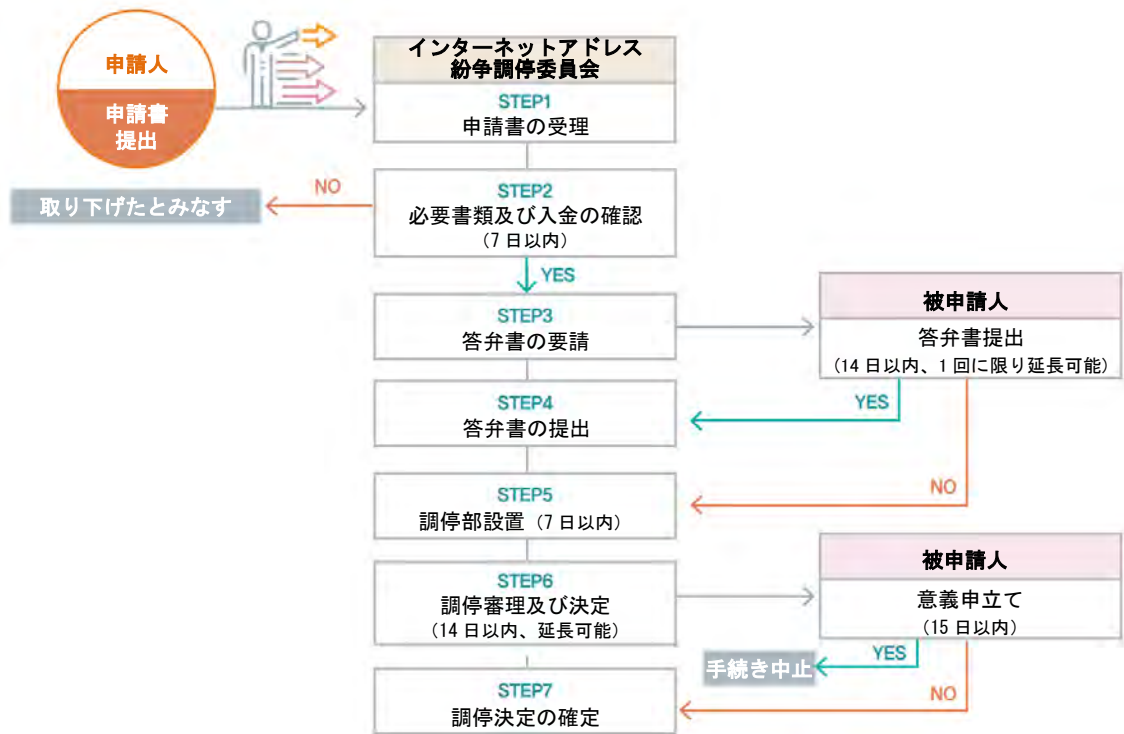
中小企業技術紛争調停・仲裁委員会の事件については、2015年1月から裁判所との連携調停制度が施行中である。同委員会はソウル中央地方法院（2015.10）、ソウル西部地方法院（2015.12）、ソウル南部地方法院（2016.10）、ソウル東部地方法院（2016.11）と協約を締結した。裁判所連携調停事件はこれまで4件が受理・処理された。

中小企業の技術紛争を解決するために導入された中小企業技術紛争調停・仲裁制度であるが、制度に強制力がないため調停には積極的に対応せずに訴訟を進めたり、提示された調停案を大企業が受け入れないなど、制度が実効性に欠けるという指摘が国会で提起されており、これに対する改正が行われる予定である。

(6) インターネットアドレス紛争調停委員会

インターネットアドレス紛争調停委員会は、インターネットアドレスの登録、保有、使用に関連する紛争の調停を専門に担当している。インターネットアドレス紛争調停委員会は委員長を含む30人以内の議員からなり、申請人又は被申請人の選択により委員のうち1人又は3人からなる調停部を設置し、紛争調停事件の審議や決定を行う。調停部は「インターネットアドレス資源に関する法律」第18条の2の判断基準に基づいて当該のインターネットアドレスに対して移転・抹消、又は棄却の決定を下す。被申請人が調停部の移転、又は抹消の決定文を受け取った日から15日以内に異議を提起しなければインターネットアドレス紛争調停委員会の調停は受諾されたと見なされ、申請人はインターネットアドレス紛争調停委員会の事務局に、その調停決定内容の実行を要請することができる。

[図 4-2-12] インターネットアドレス紛争調停委員会の調停処理手続き



* 出所：インターネットアドレス紛争調停委員会ウェブサイト (www.idrc.or.kr)

2004年10月8日に設立されたインターネットアドレス紛争調停委員会は、2005年2月から韓国の国家ドメイン「.kr」が付くドメイン名についての紛争調停事件の申請を受け始め、2017年には計33件の申請を受理し、そのうち28件に対して調停決定を下した⁹⁸。

[表 4-2-31] 国家ドメイン名の紛争調停申請及び処理状況 (単位：件)

区分	調停申請	調停決定				取り下げ
		移転	抹消	棄却	小計	
2013	40	6	26	2	34	6
2014	37	8	19	2	29	8
2015	74	33	28	3	64	10
2016	40	6	26	3	35	5
2017	33	3	24	1	28	5

* 出所：インターネットアドレス紛争調停委員会のウェブサイト (www.idrc.or.kr)

⁹⁸ インターネットアドレス紛争調停委員会の前身であるドメイン紛争調停委員会は2002年から国家ドメイン名に関する紛争調停事件を受理し、解散までに126件を処理した。韓国インターネット振興院、「2016ドメイン名紛争白書」、2016、17頁。

一方、インターネットアドレス紛争調停委員会は、2006年から「.com」や「.net」といった一般ドメインが付くドメイン名についての紛争調停事件の申請を受け始め、2017年には計16件の申請を受理した。

[表 4-2-32]一般ドメイン名の紛争調停申請及び処理状況 (単位：件)

区分	調停申請	調停決定			小計	取り下げ
		移転	抹消	棄却		
2013	12	7	0	1	8	4
2014	13	10	0	1	11	2
2015	32	26	1	0	27	5
2016	19	10	3	1	14	5
2017	16	12	1	0	13	3

* 出所：インターネットアドレス紛争調停委員会のウェブサイト (www.idrc.or.kr)

(7) 大韓商事仲裁院

大韓商事仲裁院は1966年3月22日設立の常設法廷仲裁機関である。この機関は国内外の商取引で発生する紛争を解決することで商取引の秩序を確立することを目的に設立された⁹⁹。

大韓商事仲裁院の仲裁判定は裁判所の確定判決と同じ効力を持つ¹⁰⁰。大韓商事仲裁院の仲裁判定は単独審議制を採択しているため、当事者は仲裁判定に不満があっても不服申請ができない¹⁰¹。大韓商事仲裁院の仲裁判定が出るまでは、仲裁申請から約5ヶ月程度を要す。また、大韓商事仲裁院は仲裁だけでなく、調停や斡旋の機能も果たしている¹⁰²。

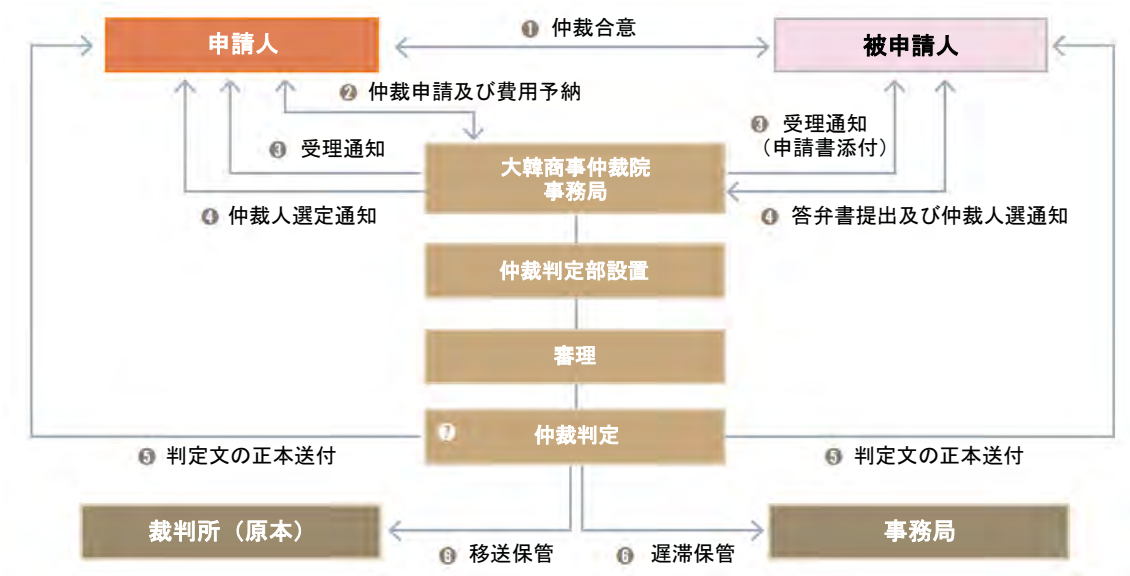
⁹⁹ 大韓商事仲裁院のウェブサイト (www.kcab.or.kr)

¹⁰⁰ 仲裁法第35条(仲裁判定の効力) 仲裁判定は当事者両者間で裁判所の確定判決と同じ効力を持つ。

¹⁰¹ 仲裁(arbitration)は仲裁人が紛争の解決内容を当事者に強制できるが、調停(mediation)は調停人が当事者の紛争解決を助ける役割をするだけであるという点で両者には差がある。カン・スミ、前出の論文(注93)、54頁。

¹⁰² 斡旋(conciliation)は斡旋人が紛争当事者を呼び集めたり、協議の時期や場所を提供するなど、当事者間のコミュニケーションを円滑にする機能を担うのみで、事件の実体についての評価はせず、具体的な調停案を当事者に提示することもない。カン・スミ、前出の論文(注93)、54頁。

[図 4-2-13] 大韓商事仲裁院の仲裁手続き



* 出所：大韓商事仲裁院ウェブサイト (www.kcab.or.kr)

大韓商事仲裁院は国内の事件及び国際事件に対する仲裁を行う。2017年に知的財産権と関連して大韓商事仲裁院に受理された仲裁申請件数は国内事件が6件、国際事件が5件で計11件であった。また、2017年の知識財産権関連の審査仲裁申請事件計11件のうち仲裁申請金額が1億ウォン以下の事件は3件、1億ウォンから2億ウォンの間の事件は2件、2億ウォンを超える事件は計6件で、仲裁申請金額は増加傾向にある。

[表 4-2-33] 知的財産権関連の審査仲裁申請件数 (単位: 件)

区分	2013	2014	2015	2016	2017
国内事件	3	8	6	12	6
国際事件	2	1	3	2	5
合計	5	9	9	14	11

* 出所：大韓商事仲裁院の内部統計資料

[表 4-2-34] 知的財産権関連の審査仲裁申請金額ごとの件数

(単位:件)

区分	2013	2014	2015	2016	2017
1億ウォン以下	4	3	8	7	3
1億ウォン～2億ウォン	0	5	0	2	2
2億ウォン超	1	1	1	5	6
合計	5	9	9	14	11

* 出所：大韓商事仲裁院の内部統計資料

(8) ソウル法院調停センター(ソウル中央地方法院との裁判所連携型調停)

ソウル法院調停センターは常任調停委員制度¹⁰³と常勤調停委員制度¹⁰⁴、そして調停委員会調停¹⁰⁵を実施している。そして、裁判所が外部の調停関連行政機関又は民間機関に、裁判所に係属した調停事件を送って進めさせ、その結果を裁判所に事務遂行報告書の形で報告させる、外部連携型調停も実施している。この制度は知識財産関連の紛争調停委員会と連携して活発に利用されている。

ソウル地方法院は 2010 年に司法史上初の外部連携型調停制度を施行したが、2017 年 11 月現在では計 17 の外部連携機関がある。業務処理手続きを見ると、裁判所は外部機関の業務責任者に調停委員の役割を委嘱し（このような調停委員を「総括調停委員」という）、調停担当判事は当該の総括調停委員を、当該機関に割り当てる事件についての調停委員として指定し、事務の遂行を嘱託する。Eメール等を通して記録の送付を受けた総括調停委員は当該機関の物的施設などを利用してその監督下で機関所属の職員や調停委員らに調停事件を処理させている。

¹⁰³ 常任調停委員は単独で調停を行ったり、自ら調停委員会を構成して調停長になるなど調停担当判事と同じ権限を持つ。ソウル法院調停センターの常任調停委員は調停申請事件を専門に担当し、調停付託事件のうち当事者が多数いる事件、合意や控訴事件、事案が複雑であったり法理問題が主な争点で難易度が高い事件を主に割り当てられて処理する。

¹⁰⁴ ソウル中央地方法院の調停委員のうち、毎週 1 回特定の曜日に法院内に設けられた調停事務室に出勤して責任調停方式で調停を進める調停委員をいう。

¹⁰⁵ 調停委員会調停は、民事調停法の施行とともに最も長く利用されてきた調停制度で、調停委員は高等法院長、地方法院長又は地方法院支院長が、学識と徳望のある人の中から事前に委嘱する（民事調停法第 10 条第 1 項）。こうして事前に委嘱を受けた調停委員のうち、当事者が合意して選定したり調停長が指定した 2 人以上の調停委員によって委員会が構成される。

[表 4-2-35] 外部の連携調停機関への割り当て及び処理件数

機関	割り当て（件）				処理（件）				調停成功率（％）			
	2014	2015	2016	2017	2014	2015	2016	2017	2014	2015	2016	2017
大韓商事仲裁院	638	731	824	1204	638	731	824	1187	26.1	31.6	23.8	22.1
ソウル弁護士会	1457	1856	2230	2365	1457	1856	2230	2359	19.0	21.3	16.0	14.7
大韓法務士協会	270	422	277	389	270	422	276	389	44.8	49.7	34.5	35.9
ソウル中央法務士会	224	307	258	85	224	307	258	85	43.8	50.0	33.9	33.8
コンテンツ紛争調停委員会	77	141	138	68	77	141	138	68	48.7	39.7	23.0	19.1
公正取引調停院	89	184	100	100	89	184	100	100	17.3	20.9	10.2	13.3
韓国著作権委員会	101	102	44	42	101	102	44	42	28.9	21.6	31.8	30.0
韓国取引所	26	47	25	15	26	47	25	15	37.5	23.4	20.0	14.3
キリスト教和解仲裁院	5	22	8	30	5	22	8	26	20.0	15.0	0.0	4.8
韓国消費者院	82	82	6	112	82	82	6	112	29.6	29.5	16.7	10.1
法学専門大学院（3ヶ所）	45	131	80	60	45	131	80	60	35.7	46.4	28.6	23.2
消費者自律紛争調停院	17	34	63	33	17	34	63	33	58.8	38.2	17.5	12.5
医療紛争調停仲裁院	46	50	26	57	46	50	26	57	25.0	20.0	23.1	7.0
不法和解仲裁院	-	6	1	4	-	6	1	4	-	16.7	0.0	0.0
中小企業技術紛争調停仲裁委員会	-	2	2	0	-	2	2	0	-	50.0	50.0	0.0

* 出所：ソウル中央地方法院調停担当判事室の内部統計資料（2018年4月時点）

また、知識財産関連の紛争調停委員会であるコンテンツ紛争調停委員会、韓国著作権委員会、中小企業技術紛争調停・仲裁委員会とも連携調停を実施している。2017年、コンテンツ紛争調停委員会は68件の割り当てを受けて処理を行い、調停成功率は19.1%であった。著作権紛争調停委員会は42件の割り当てを受けて処理を行い、調停成功率は30.0%に達した。

3. その他の紛争解決支援活動

(1) 中小企業への技術紛争支援

中小ベンチャー企業部は「中小企業技術保護支援法」第23条に基づき、中小企業技術紛争調停・仲裁委員会を設置して技術流出の被害を受けた企業を迅速に救済し法的対応を支援している。この制度には、専門家への諮問、法律代理人の選任、訴訟費用などの支援制度が含まれる。具体的には紛争事件に対する法律及び技術保護の専門家への諮問や、損害賠償額算定などに必要な技術価値評価費用、法律代理人選任のための費用などもサポートし、中小企業を保護している。これに加えて、調停が成立せず、相手企業の技術侵害の可能性が高いと認められる場合に民事訴訟費用も支援（最大500万ウォン、被申請企業が大企業の場合、最大1,000万ウォン）している。

[図 4-2-14] 調停申請企業に対する法律代理人・訴訟費用の支援手続き



(2) 公益弁理士特許相談センターの運営

社会的弱者の産業財産権を保護するために特許庁の委託を受けている公益弁理士特許相談センターは2011年から権利範囲確認審判、無効審判などの審判とこれに対する審決取消訴訟について、当事者の直接代理を通じた紛争解決支援を行っている。紛争解決支援の対象者は産業財産権を保有している国民基礎生活(生活保護)受給者、潜在的貧困者、国家功労者とその遺族及び家族、登録障がい者、大学院生を除く在学生、満6才以上で満19才未満の者、小規模企業などである。

[表 4-2-36] 公益弁理士特許相談センターの審判及び審決取消訴訟の直接代理支援実績

区分	2013	2014	2015	2016	2017
審判・審決の直接代理	14 件	32 件	53 件	109 件	120 件
民事侵害訴訟	17 件	28 件	29 件	34 件	5 件

* 出所：韓国知識財産保護院、「2017 公益弁理士特許相談センターの事業結果報告書」（2018. 4）

公益弁理士が直接、審判及び審決取消訴訟を代理した事件は 2013 年の 14 件から 2014 年には 32 件、2015 年には 53 件、2016 年には 109 件と毎年約 2 倍の速度で増加しており、2017 年には 120 件に至っている。一方、民事侵害訴訟の支援は 2013 年の 17 件から 2016 年には 34 件と約 2 倍に増加したが、2017 年には 5 件にまで減少した。

また特許庁は、社会的弱者を保護する目的で出願・審査・登録にかかる諸般の手続きなどに関する法律諮問を実施している。警告状・審判請求書・意見書・準備書面などの作成方法、審判及び訴訟争点の把握方法、権利範囲の解釈方法など、手続的・実体的な内容についての法律諮問を提供している。また、電話相談、オンライン相談、来訪者相談、巡回相談といった様々な相談窓口を設けて相談者の利便性を確保している。

[表 4-2-37] 特許相談センターによる相談及び書類作成実績 (単位: 件)

区分	知財権関連の相談					コンサルティング (完了)	書類作成	その他	合計
	電話相談	オンライン 相談	来訪者 相談	巡回相談	小計				
2013	12,609	856	2,350	489	16,304	-	700	11	17,015
2014	14,967	955	2,186	720	18,828	-	860	15	19,688
2015	13,119	761	1,722	439	16,041	37	895	21	16,994
2016	9,354	824	1,298	307	11,783	80	491	11	12,365
2017	10,158	757	1,142	303	12,360	67	383	11	12,821

* 出所：韓国知識財産保護院、「2017 公益弁理士特許相談センターの事業結果報告書」（2018. 4）

2013 年に 17,015 件、2014 年に 19,688 件と増加傾向を見せていた特許相談だが、2016 年と 2017 年に行われた件数は 12,000 件余りであった。また、2015 年から施行されている申請人ごとに知的財産権イシューを総体的に検討して解決策を提示する総合コンサルティング支援事業は 2015 年に 37 件を記録してから、2017 年の 67 件など毎年 50 件以上の実績を記録している。

(3) 著作権相談センターの運営

文化体育観光部傘下の韓国著作権委員会は、国民の著作権に関する疑問を解決して紛争を予防するために著作権相談業務を1991年から本格的に行なっている。オンライン自動相談をはじめとして電話相談、来訪相談、インターネット相談といった様々な相談チャンネルを設けている。2013年には78,535件の相談、2016年には75,687件の相談が行われるなど、毎年75,000件以上の実績を記録している。

[表 4-2-38] 著作権相談の実績

(単位:件)

区分	2013	2014	2015	2016	2017	
オンライン自動相談	62,521	57,233	27,424	27,271	136,817	
相談員 による相談	電話相談	13,567	25,375	45,316	45,942	43,077
	来訪相談	520	639	768	1,031	827
	書信相談	31	49	46	76	73
	インターネット 相談	1,896	1,793	2,144	1,367	869
相談の合計	78,535	85,089	75,698	75,687	181,663	

* 出所：韓国著作権委員会、「2016 著作権白書」（2017. 11）；韓国著作権委員会の内部統計資料

03 海外における知的財産権の保護活動

1. 海外における産業財産権保護

(1) 海外知識財産センターの設置・運営

特許庁は海外に進出する中小・中堅企業の海外知的財産権確保及び侵害対策を支援するために、世界8ヶ国14ヶ所に海外知識財産センターを設置・運営している。

海外知識財産センターは、海外に進出している、又は進出する予定の中小・中堅企業を対象に、現地で商標及びデザイン出願時に発生する費用について支援し、代理人の選定及び契約、出願申請などの行政手続きについて支援を行った。

[表 4-3-1] 海外知識財産センターによる海外商標・デザイン出願費用への支援

区分	IP-DESK 所在国								
	中国	タイ	ベトナム	米国	ドイツ	日本	インド	インドネシア	
支援 限度額 (ドル/件)	商標	300	550	3,000	600	1,000	500	300	300
	デザイン	300	550	600	1,000	600	500	200	300
支援比率	実際の出願費用に対し、最大50%を支援								
支援件数	申請企業ごとに年間8件(国の制限なし)								

* 出所：特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr)

同センターは、現地で韓国企業に対する知的財産権侵害があったかどうかについて調査し、知的財産権に関連する法律を検討する時に発生する費用や行政手続きなどへの支援を行った。同センターは専門人材を活用して現地の知的財産制度と政策について紹介し、出願・登録手続き、知的財産権の侵害・非侵害の救済方法などに関する相談に乗った。

[表 4-3-2]海外知識財産センターによる知的財産侵害調査及び法律検討への支援

区分	IP-DESK 所在国						
	中国	タイ	ベトナム	米国	ドイツ	日本	インド インドネシア
支援内容	侵害・非侵害に関する調査、行政取締り、法律意見書（警告状、侵害鑑定書など） 作成費用について一部支援						
支援限度額	10,000 ドル/件（非侵害実態調査だけ行う際は 6,000 ドル）						
支援比率	最大 70%支援（重複支援時は 20%ずつ支援の比率を下げる。70% → 50% → 30%）						
支援件数	申請企業別に年間 3 件（国の制限なし）						

* 出所：特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）

2017 年海外知識財産センターは、韓国企業を対象に知的財産に関する相談 6,598 件、商標出願及び税関登録の支援 976 件、知的財産侵害調査 26 件などを行い、模倣品識別及び知的財産侵害対応などに関する説明会を 67 回開催した。

[表 4-3-3]直近 5 年間の海外知識センターの運営成果 (単位: 件、回)

区分	2013	2014	2015	2016	2017
知的財産権相談	3,735	5,044	5,992	6,841	6,613
商標出願	376	471	692	1,114	885
税関登録	0	5	10	8	4
侵害調査	16	17	25	15	26
説明会開催	52	60	52	55	63
模倣品識別説明会	4	3	7	14	6
協力チャンネル構築	163	186	163	190	74
情報提供	286	230	250	514	598

* 出所：国家知識財産委員会、「知的財産保護執行年次報告書 2017」（2017.9）；特許庁、「2017 IP-DESK 白書」（2018.3）

特許庁は、2017 年海外知識財産センターの支援地域と範囲をさらに拡大した。インド・ニューデリーとインドネシア・ジャカルタに海外知識財産センターを追加で開所し、韓国企業に対する支援を強化した¹⁰⁶。また、一部の国に限って提供していた非侵害実態調査と侵害鑑定書作成の支援事業を統合し、海外知識財産センターが設置されている全ての国に拡大した。

¹⁰⁶ インド・ニューデリーの IP-DESK は 2017 年 9 月 29 日に開所し、インドネシア・ジャカルタの IP-DESK は 2017 年 11 月 18 日に開所した。

(2) 韓国ブランドの保護基盤構築及び支援

特許庁は、中国、ASEAN 地域などでの知的財産権の侵害被害が多い韓国ブランドの紛争防止及び対応体系構築のために、特許庁傘下の韓国知識財産保護院に K-ブランド総合相談窓口を設置・運営している。

また、特許庁と韓国知識財産保護院は、海外商標ブローカーに対する早期警報体系を運営し、商標を無断で先取りされ、被害を受ける韓国企業の被害を最小限に抑えるために取り組んでいる。

特許庁が中国で活動している商標ブローカーに対する持続的なモニタリングを実施した結果、2015 年から 2017 年まで約 3 年間、計 99 の商標ブローカーが韓国企業の商標 1,820 件を無断で先取りした事実が確認された。これにより、韓国企業 975 社が被害を受け、被害額は約 186 億ウォンに達すると推定される。

[表 4-3-4] 中国で活動する商標ブローカーが無断で先取りした韓国企業の商標の状況

区分	2015	2016	2017
無断で先取り(件)	826	406	588
ブローカー数	15	31	53
被害額(百万ウォン) ¹⁰⁷	8,425	4,141	5,998

* 出所：特許庁の内部統計資料

また、特許庁は韓国知識財産保護院とともに、中国のオープンマーケットでの模倣品流通に対するモニタリング及び代理申告支援事業に取り組んでいる。そのために韓国知識財産保護院は 2014 年 4 月、中国のアリババグループと知的財産権保護のための業務協力に向けた覚書を締結し、模倣品流通防止のためのインフラを構築した。2016 年 11 月にはオンライン市場 2 位企業の京東グループと業務協力に向けた覚書を締結し、中国における模倣品の流通防止体系を強化した。

さらに、特許庁は 2016 年から 2017 年まで中国のオンライン上の模倣品に対するモニタリング及び代理申告の支援を行い、韓国企業 84 社の模倣品販売揭示物、計 39,923 件を削除する成果を達成し、約 2,524 億ウォンの経済的効果をあげたことが明らかになった。

¹⁰⁷ 被害額は中国内の商標取引サイトに掲載された韓国企業の各ブランドの販売価格を基に「6 万人民币元」に仮定して推定した数値である(1 人民币元=170 ウォン)。

[表 4-3-5] 中国のオンラインで流通する韓国企業の商品の模倣品を遮断した件数

(単位：個、件)

区分	2015	2016	2017
支援企業	4	38	46
モニタリング	18,890	65,426	84,675
代理申告	18,815	25,826	20,455
掲示物削除	18,689	19,621	20,302

* 出所：特許庁の内部統計資料

(3) 国際知的財産権の紛争防止への支援

特許庁は 2013 年から特許保証の対応、紛争拡大の防止、ライセンス戦略の策定、権利行使戦略の策定など、海外進出企業の事情に合わせた多様な知的財産法律コンサルティングを実施している。国際知的財産の紛争防止コンサルティングのうち、「輸出前の事前分析」は、2013 年の 77 件から 2017 年には 436 件へと約 6 倍に増加し、「国内企業のブランド保護」も 2013 年の 128 件から 2017 年には 640 件へと 5 倍に増加した。

[表 4-3-6] 直近 5 年間の国際知的財産権紛争防止に関するコンサルティング支援

(単位：件)

区分	2013	2014	2015	2016	2017
輸出前の事前分析	77	217	204	302	436
特許保証対応	12	24	16	18	6
展示会参加	1	0	0	4	2
紛争拡大防止	14	21	20	10	14
ライセンス戦略	7	12	15	15	6
紛争被害防止	6	0	0	7	3
権利行使戦略	11	9	0	5	12
韓国企業のブランド保護	128	283	348	487	640

* 出所：特許庁の内部統計資料

特許庁は韓国企業と共同で、海外での知的財産権紛争に対応するための協議体を構成し、支援している。2013 年には LED 照明、セットトップボックスなど 16 の協議体、2014 年には自動車空調、ドライブレコーダーなど 25 の協議体、2015 年には半導体工程設備、模倣品に対する共同対応など 35 の協議体、2016 年には車両用シートなど 33 の協議体を支援し、2017 年には商標ブローカーに対応するなど、20 の協議体を支援する成果を収めた。

また、特許庁は韓国知識財産保護院とともに、国際知的財産権紛争に対する韓国企業の事前防止及び事後の対応力を高めるために、海外知的財産権紛争情報を構築・提供している。

韓国知識財産保護院は国際知的財産権紛争に関するニュース及び動向情報などを国際知的財産権紛争情報ポータルを通じて提供している¹⁰⁸。さらに、米国、中国、日本など主要国の知的財産権に関する最新判例についての深層分析報告書を提供しており、知的財産権保護戦略の現地化に向けて各国の知的財産権制度、現地代理人、関係機関など、知的財産権紛争に備えた総合情報を提供する海外知的財産権ガイドブックを発刊している。

一方、法務部も中小企業の海外進出、地方自治体などの外資誘致の増加に伴い、国際紛争の可能性が高くなり、知的財産権を含む国際紛争に対する専門的な法的支援の必要性が高まったことを受け、弁護士、弁理士、大学教授、外国法諮問士など 210 人からなる海外進出中小企業向け法律諮問団を運営している¹⁰⁹。同法律諮問団は英文契約書の検討、海外現地の法令分析など多様な法律サービスを提供する。

(4) 知的財産権を巡る国際的な紛争への対応支援

海外で発生する知的財産権を巡る韓国企業の紛争が増加し、現地で速かに知的財産権を確保するとともに、知的財産権紛争をいち早く防御し、効果的に対応する必要性が高まっている。これを受け、韓国政府は在外公館と海外知識財産センターを中心に、現地の知的財産権紛争防止及び対応強化に取り組んでいる。

外交部は駐在国の知的財産関係機関とのネットワークをさらに強化し、海外知識財産センター、海外著作権センターなど、現地の知的財産担当機関と協力して、海外進出企業を対象に海外知的財産の動向など基礎情報を提供し、知的財産権の保護と侵害対応の手続きについて案内している。また、特許庁は海外で知的財産権保護支援を担当する海外知識財産センターを設置し、韓国企業に知的財産紛争に関するコンサルティング及び法律諮問などを実施している。

外交部は 2017 年に在外公館が現地事情に合う知的財産権の保護及び侵害に対応できるよう、「海外知的財産権保護支援事業」を新規に推進した。その結果、駐広州（総領事館）、駐南アフリカ共和国（大使館）、駐イラン（大使館）など 10 の公館が現地の知的財産権法令集の翻訳本の発刊、主な侵害対応事例などに関する冊子の発刊及び配布、韓国企業向けの知的財産権に関する理解を高める説明会の開催、セミナー開催などの活動を展開するこ

¹⁰⁸ 国際知的財産権紛争情報ポータルを参照 (www.ip-navi.or.kr)

¹⁰⁹ 海外進出中小企業法律諮問団ウェブサイト (www.9988law.com)

とで、駐在国の知的財産権制度に対する韓国企業の理解度を高め、企業が現地の知的財産権の民官関係者とのネットワークを構築できるような機会を提供した。

[表 4-3-7] 特許庁の国際知的財産権紛争防止に関するコンサルティング支援事業の内容

コンサルティング類型	区分	支援内容
紛争防止	輸出準備段階	内需から輸出への転換を図るための海外知的財産紛争リスクの分析、権利化戦略など提供
	輸出初期段階	直接輸出への転換のための海外知的財産紛争リスクの分析、特許保証戦略など提供
	輸出育成段階	現地進出のための海外知的財産紛争リスクの分析、非侵害論理及び回避設計戦略など提供
	輸出減少段階	直接輸出拡大のための知的財産紛争リスクの分析、特許の買取など総合戦略の提供
懸案	警告状戦略	海外企業から特許侵害警告状を受けた場合の対応策及び交渉戦略の支援
	訴訟戦略	海外企業との紛争に関わる特許に対する異議申請、審判・提訴、対応・交渉戦略の支援
	ライセンス戦略	海外企業と締結したライセンスを更新するための対応策及び戦略の支援
	権利行使戦略	海外企業による特許侵害が発生し、被害が予想される場合の権利行使戦略の支援

* 出所：韓国知識財産保護院ウェブサイト (www.koipa.re.kr)

特許庁は、海外に進出した中小・中堅企業の海外における知的財産紛争費用を軽減するために、権利行使、訴訟などに必要とされる法律費用を補償する訴訟保険への加入を支援している。中小・中堅企業が訴訟保険に加入すれば、企業が負担する知的財産権訴訟保険料の30～50%の支援を、知的財産権紛争に関わる法律費用の70%、最大5億ウォンの補償を受けられることができる。

特許庁は知的財産権訴訟保険事業を実施し、保険加入を希望する中小・中堅企業に加入保険料の一部を支援している。2016年には220社、2017年には258社に訴訟保険の加入保険料を支援し、毎年支援規模を拡大する予定である。

特許庁は2017年、紛争期間に比べて補償期間が短く、更新時期を逃して保険期間が切れることを防ぐため、需要者中心の新規保険を開発し発売した。これにより、知的財産権訴訟保険に加入した企業の商品品質に対する満足度は、2016年の71.3点から2017年には76.4点と上昇した。

[表 4-3-8]直近 5 年間の知的財産権訴訟保険への支援状況

(単位：社、百万ウォン)

区分	2013	2014	2015	2016	2017
支援企業	50	119	149	220	258
支援金額	780	1,080	1,240	2,080	2,000

* 出所：特許庁内部統計資料

2. 海外における著作権保護

(1) 海外著作権センターの設置・運営

ウェブアクセシビリティの改善、スマートフォンの普及に伴い、オンラインプラットフォームが増加する中、合法的な流通網を構築していない中国と東南アジアを中心に違法コピーが横行しており、韓国企業が被るコンテンツ被害は無断コピー、違法伝送、フォーマット盗作など増えている。

これに伴い、文化体育観光部は海外著作権センターを設置・運営し、タイ、ベトナム、フィリピンなど東南アジアと中国で政府レベルの円滑な協力を要求するとともに、海外著作権保護及び合法的な著作物の流通基盤を作るために、多様な事業を展開している。

文化体育観光部傘下の韓国著作権委員会は、2006年4月に初めて中国・北京に、2007年5月にはタイ・バンコクに海外著作権センターを設置し、韓流ブームが巻き起こっている地域で韓国企業のコンテンツに対する著作権保護基盤を構築し始めた。2011年12月にはフィリピン・マニラ、2012年12月には、ベトナム・ハノイに海外著作権センターを追加で設置し、海外における著作権保護のための支援体系を強化した。

[図 4-3-1]韓国著作権委員会による海外著作権センターの運営体系及び設置状況



* 出所：韓国著作権委員会ウェブサイト (www.copyright.or.kr)

(2) 海外における著作権侵害対応への支援

文化体育観光部は海外著作権センターを通じて、海外で発生する韓国著作物の侵害及び違法流通に関連する相談、法律コンサルティングなどを実施している。特に、海外で発生する著作権侵害に対する救済措置として、侵害者への警告状発送による違法著作物の削除、侵害証拠資料の確保のための証拠保全、侵害者への行政処罰の申請支援、民事及び刑事訴訟提起のための法律コンサルティング支援など、多様な方式の救済措置を行っている。

一方、韓国著作権委員会は著作権者の要請を受け、海外の違法コンテンツへの警告状発送、証拠保全、行政処罰申請などを行い、2009年から2017年まで計9,000件以上の救済措置の支援を行った。2017年の救済措置支援件数は前年比約441%増の4,641件となっている。また、同委員会は2015年11月から本格的に推進している放送分野における中韓の民間侵害に対応するホットライン構築¹¹⁰と運営を支援し、中国のオンライン上で違法で流通している韓国の放送コンテンツを速かに削除する成果を挙げた。削除件数は2015年の3,761件から2016年には42,603件、2017年には61,556件へと急増している。

[表 4-3-9]直近5年間の海外著作権侵害対応への支援状況及び成果 (単位:件)

区分	2013	2014	2015	2016	2017
海外法律コンサルティング	670	642	595	406	357
救済措置支援件数	1,039	852	676	858	4,641
中韓ホットラインによる削除	0	0	3,761	42,603	61,556
重点保護著作物の削除	0	0	1,744	11,587	73,814

* 出所：韓国著作権委員会、「2016 著作権白書」（2017. 11）；韓国著作権委員会の内部統計資料

同委員会は中国が2015年から開始したオンラインにおける「先に審査し後で放映」する規制政策¹¹¹に備え、韓国でTV放映を控えているものや、人気が高いキラーコンテンツについて重点保護著作物に選定し、特別に保護する重点保護著作物についての特別保護体系を構築して侵害に対応した。

2017年の重点保護著作物の削除件数は、前年比537%増の73,814件であった。2016年からは対象国を東南アジア（タイ、ベトナム、フィリピン、インドネシア）へと拡大し、放送コンテンツのみならず、音楽、ウェブトゥーンなど多様なコンテンツまで支援を強化している。

¹¹⁰ 韓国著作権委員会は中韓両政府機関（韓国文化体育観光部、中国国家版權局）の協力の下、韓国の放送局と中国の流通業界間の交流協力を支援するために、交流会の定例化と侵害対応ホットライン構築を内容とするMOUを締結した。

¹¹¹ 中国は2014年9月2日、海外テレビ番組の輸入放映管理規定を施行し、オンラインで流通する海外映像著作物に対しても事前審査を受けようとするなど、海外映像物に対する輸入及び流通規制を強化した。

(3) 海外における著作物の合法的な流通環境造成

文化体育観光部は海外著作権保護の基盤を確立するために、韓国企業が保有するコンテンツが現地で合法で流通する市場を確保するという目的で海外における著作権の合法流通環境造成事業を推進した。

代表的な支援事業には合法流通協力交流会、合法利用契約の支援、著作権認証書の発行、著作権登録がある。合法利用契約の支援事業とは、海外で発生しかねない著作権紛争を事前に防止するために契約書を検討するものであり、2017年には前年比、約85%増の320件に対する契約書の検討支援が行われた。

著作権認証書の発行事業とは、映像、音楽に対して韓国著作物の中国での権利関係を確認して権利認証書を発行する事業を指す。権利認証書は韓流コンテンツの侵害取締り、流通契約、著作権訴訟などに活用されている。2017年には計578件の認証書が発行された。

また、海外で著作物に対する権利立証をより明確かつ容易にできるよう、著作権登録支援サービスを提供している。同サービスは中国とタイで実施されるが、サービスが初めて施行された2015年には31件、2017年には前年比、約40%増の計118件の著作権登録支援が行われた。文化体育観光部は中国とタイの現地で著作権登録機関とホットラインを構築しており、このような協力体系を基に著作権登録支援サービスは毎年、拡大している。

[表 4-3-10] 直近5年間の海外における著作物の合法流通環境造成 (単位:件)

区分	2013	2014	2015	2016	2017
合法利用契約支援	69	81	88	173	320
著作権認証支援	2,070	853	1,366	2,329	578
著作権登録支援	0	0	31	84	118

* 出所：韓国著作権委員会の内部統計資料

一方で、著作権侵害防止よりも重要なのは、合法市場への進出である。このために韓国著作権委員会は合法市場への進出拡大と流通環境造成のために、民間分野における交流協力も拡大している。特に、国内コンテンツの管理者と現地の流通チャンネル、韓国信託団体・協会の協力を積極的に誘導している。

[表 4-3-11]2017 年度に推進した合法流通協力交流会

区分	イベント名	日時	場所
1	中韓ゲーム分野の著作権協力交流会（協会間）	2017. 4. 20	韓国（ソウル）
2	中韓ゲーム分野の著作権協力交流会（業者間）	2017. 4. 20	韓国（ソウル）
3	2017 中小企業向け中国、東南アジアにおける海外著作権交流会（1 次）	2017. 6. 27	韓国（ソウル）
4	中韓映像分野の著作権協力交流会	2017. 7. 18	中国（大連）
5	中韓音楽分野の著作権協力交流会	2017. 7. 18	中国（大連）
6	2017 中小企業向け中国、東南アジアにおける海外著作権交流会（2 次）	2017. 9. 19	韓国（ソウル）
7	中韓映像分野の著作権協力交流会	2017. 10. 25	韓国（ソウル）
8	2017 韓国ーインドの CMO 合法流通活性化交流会	2017. 11. 9	インドネシア
9	中韓音楽分野の著作権協力交流会	2017. 11. 16	中国（北京）
10	中韓音楽分野の著作権セミナー	2017. 11. 17	中国（北京）
11	中韓シナリオ著作権協力交流会	2017. 12. 14	中国（北京）

* 出所：韓国著作権委員会の内部統計資料

(4) 海外における著作権保護体系の強化

オンラインでの違法流通遮断体系の改善に当たり、迅速性を確保するために違法コンテンツの削除時間を 11 日から 1 日以内に短縮したことで、違法 URL 削除件数は 2016 年の 42,603 件から 2017 年には 61,556 件へと前年に比べて約 44.5%増加した。

[表 4-3-12]直近 3 年間の違法 URL 削除件数 (単位:件)

区分	2015 年 11 月～12 月	2016	2017
違法 URL 削除件数	3,761	42,603	61,556

* 出所：韓国著作権委員会の内部統計資料

また、重点保護となる著作物を特別に保護することで、需要に応えるために選ばれたキラーコンテンツに対し、2015 年度から集中にモニタリングを実施し、救済措置を取っている。これにより、2015 年には 1 ヶ国に対して放送分野のみにモニタリングを実施したが、

2017年には5ヶ国に拡大し、コンテンツの範囲も放送、映像、音楽、ウェブトゥーンの4つの分野に拡大した。

警告状発送など救済措置支援件数は、2015年には47件、2016年には539件、2017年には3,412件と増え続けており、2017年の救済措置支援件数は2016年に比べて6.3倍に達している。違法URL削除件数も2016年には11,587件であったが、2017年は73,814件となり、約6.37倍に増加している。

[表 4-3-13]直近3年間のキラーコンテンツに対する集中モニタリング及び救済措置

区分	2015	2016	2017
実施国	1ヶ国	5ヶ国	5ヶ国
コンテンツ範囲	放送	放送、映像、音楽、 ウェブトゥーン	放送、映像、音楽、 ウェブトゥーン
救済措置支援	47件	539件	3,412件
違法URL削除	1,744件	11,587件	73,814件

* 出所：韓国著作権委員会の内部統計資料

3. 海外における営業秘密保護及び海外への技術流出防止

(1) 営業秘密保護センターの運営及びコンサルティングの実施

特許庁は、営業秘密保護センターを通じて営業秘密保護に関する総合的な支援政策を策定し推進している。特に、韓国の中小・中堅企業を対象に営業秘密の被害及び情報流出事件に対する相談、コンサルティング、法律諮問などを支援し、関係機関と連携して迅速な対応策を講じるように支援している。

海外へ進出した、あるいは進出する予定の中小企業の営業秘密管理能力の強化のために、管理システムの普及、説明会開催及び相談などを行っている。2017年には中小企業の体系的な文書管理のための営業秘密管理システムを海外でも使えるように機能を改善し、海外進出企業へとシステムの普及を拡大し、11月には海外現地における営業秘密保護及び技術流出防止策、営業秘密保護に対する政府支援事業などに関する説明会も開催した。

(2) 産業機密保護センターの運営及び海外技術流出の監視

国家情報院は情報戦争時代における産業スパイから韓国の先端技術と経済情報を保護するために、産業機密保護センターを運営している。同センターの主要業務は次のとおりである。

(イ) 先端技術の海外流出遮断活動

産業機密保護センターは、国際競争力のある韓国企業の先端技術と営業秘密などを違法で海外に流出しようとする産業スパイを摘発し、国富の流出を遮断する任務を果たしている。同センターは事案次第では技術流出に関する情報を該当業者、又は検察・警察など捜査機関に提供し、韓国企業の技術が流出しないように最善の保護措置を取っている。特に、国家核心技術を告示で指定して特別管理を行っている。

(ロ) 防衛産業技術、戦略物資の不法な輸出遮断活動

産業機密保護センターは防衛事業庁など関係機関と協力し、戦略物資の不法な輸出と防衛産業・軍事技術の海外流出遮断活動など、新たな経済安保侵害行為を防止し、探し出している。

(ハ) 知的財産権侵害に関する対応活動の支援

産業機密保護センターは、韓国企業が海外現地で特許、商標、デザイン、著作権など知的財産権侵害を受けた場合、特許庁、海外知識財産センター、外交部、文化部などと協力して対応活動を支援している。

(ニ) 外国の経済秩序を乱す行為の遮断活動

産業機密保護センターは、外国に関連する投機資本などによる経済安保侵害行為と買収合併を装った技術流出など、違法行為に対する情報収集活動にも注力している。

国家情報院は企業、研究所などを対象に産業安保に関する教育・診断を実施しており、中小ベンチャー企業と特許庁など関係機関と合同で、韓国企業向けの産業安保に関する説明会を開催するなど、安保認識の拡散と自主安保システム構築の支援に注力している。

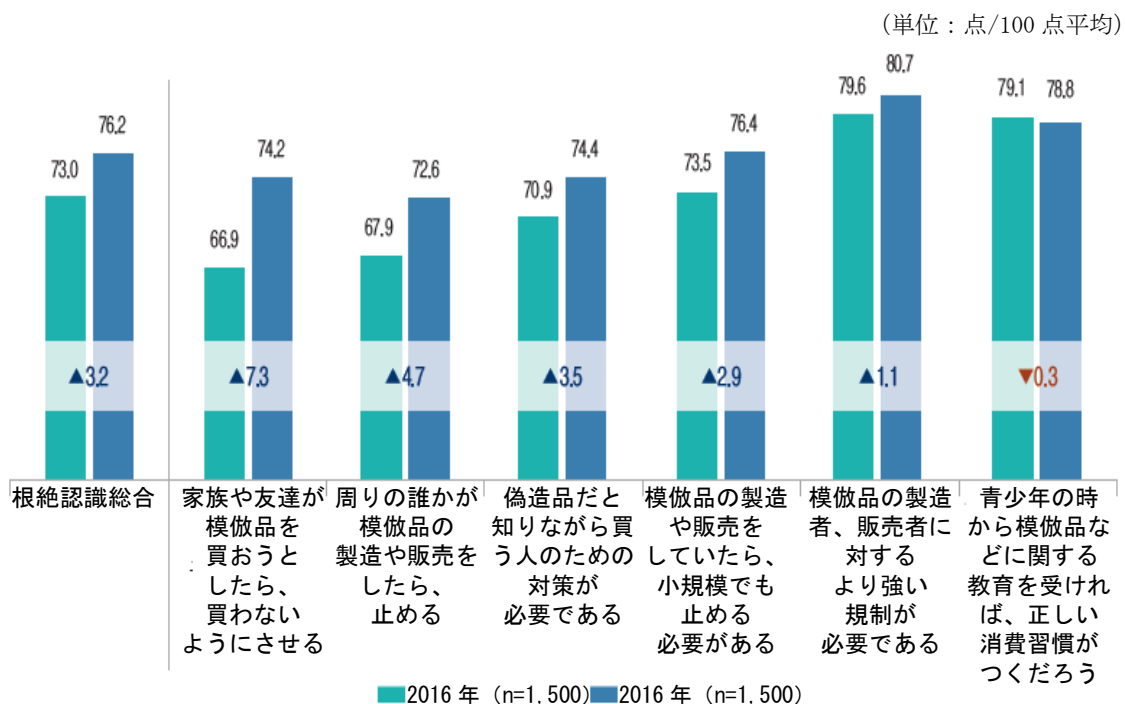
04 知的財産を尊重する文化の拡散

1. 産業財産権尊重に向けた教育及び認識の向上活動

韓国知識財産保護院が行った「2017 年知的財産保護に関する国民意識調査」によれば、模倣品に対する問題意識は2016年の82.1点に比べて2.9点増加した85.0点であり、根絶意識は2016年の73.0点に比べて3.2点増加した76.2点と持続的に上昇していることが分かった。知的財産保護に対する消費者の意識に肯定的な変化がみられる。

特に、模倣品の根絶に関連して「模倣品の製造・販売者に対する強い規制が必要だ(80.7点)」との回答が6項目のうち最も高く、模倣品の根絶に向けた韓国政府の積極的な対応と努力の必要性が求められている。

[図 4-4-1] 模倣品に対する消費者の根絶に関する認識調査



* 出所：韓国知識財産保護院、「2017 知的財産保護に関する国民意識調査」(2018. 1)

これを受け、特許庁と韓国知識財産保護院は、産業財産権保護の重要性に対する国民の認識向上と産業財産権が尊重される社会への雰囲気を作成するために、消費者及び販売者向けキャンペーン、知的財産保護教育、メディアを活用したさまざまな広報活動など多様な活動に取り組んでいる。

(1) 産業財産権保護に関する教育

特許庁は視聴覚資料を活用し、今後主な消費層になる青少年を対象に模倣品の問題点及び購入防止の必要性などについての理論教育とともに、教育に興味を持たせ、知的財産保護の意味について理解できるように実習教材を活用した体験活動も行った。このような教育を通じて、模倣品の使用に対する認識の変化を図り、知的財産権保護に関する青少年の認識向上に寄与した。

また、特許庁は、知的財産の保護、模倣品の違法性などに対する情報を習得する機会があまりない起業家、発明教師などを対象に、知的財産尊重認識の強化に向けた知的財産保護教育を実施している。模倣品の法律的な意味、知的財産権の侵害動向、規模、問題点などについて各種統計及びプレスリリースなどを活用した教育を実施した結果、大きな反響を得ることができ、知的財産尊重認識の裾野拡大を図っている。

一方、関税庁は税関職員向けにブランド別の正規商品と模倣品の識別教育を年 13 回実施し、計 500 人が参加して教育を受けた。

[表 4-4-1] 税関職員向けの模倣品識別に関する教育

区分	教育日時	教育対象	人数
1	2017年3月	ソウル本部税関	37人
2	2017年4月	仁川本部税関	36人
3	2017年4月	釜山本部税関	40人
4	2017年5月	仁川本部税関	29人
5	2017年6月	大邱本部税関	45人
6	2017年6月	光州本部税関	42人
7	2017年9月	仁川本部税関	41人
8	2017年9月	平沢直轄税関	28人
9	2017年9月	ソウル本部税関	36人
10	2017年10月	釜山本部税関	38人
11	2017年11月	仁川本部税関	57人
12	2017年11月	大邱本部税関	42人
13	2017年12月	光州本部税関	29人
合計			500人

* 出所：関税庁の内部統計資料

また、関税庁は 2017 年 12 月、香港海関（税関）職員向けの韓流ブランドの模造品識別教育を実施し、関税庁の海外における税関ネットワークを活用して香港税関取締り公務員の韓流ブランドに対する関心及び正規商品・模倣品の識別力を向上させた。

(2) 産業財産権尊重文化の拡散キャンペーン

特許庁は 2017 年、これまで首都圏の消費者を対象に行ってきた知的財産保護キャンペーンを地方の販売者にまで拡大して施行した。

本キャンペーンでは、全国で模倣品流通が頻発する地域の小商人を対象に、知的財産権尊重に対する認識拡散のための広報物を配布し、街頭キャンペーンを展開して小商人の自発的な参加を促した。

(3) 産業財産権保護に関する広報活動

特許庁は 2017 年、知的財産保護公募展の受賞作を活用して、一般国民が模倣品の問題点と知的財産保護の重要性について共感できるコンテンツを製作し、技術保護の重要性及び技術奪取の防止策などについて映像とポスターを製作した。

このコンテンツは放送、公共交通、産業団地内のエレベーターのモニターなど、多様な媒体を活用して公益広告キャンペーンを展開し、知的財産保護政策に対する好感度向上、正規商品を使用する必要性などに対する認識を拡大させている。また、ブログ、SNS を運営することで、オンラインコミュニティユーザーとのコミュニケーションを取り、知的財産尊重文化の拡散に向けた多様な広報活動に取り組んでいる。

[表 4-4-2] 産業財産権保護に関する広報活動

区分	2013	2014	2015	2016	2017
放送公益公告送出	301 回	392 回	100 回	30 回	606 回
ブログ訪問者数 (年間累積)	2,358,557 人	3,337,754 人	4,239,470 人	4,691,232 人	5,188,905 人
SNS 関心者数 ¹¹² (年間累積)	11,509 人	14,650 人	14,921 人	18,992 人	28,521 人

* 出所：韓国知識財産保護院の内部統計資料

¹¹² SNS 関心者数は、ツイッターの「フォロワー数」、フェイスブックの「いいね数」とカカオストーリーの「消息の共有」の合計である。

2. 著作権尊重に向けた教育及び認識向上活動

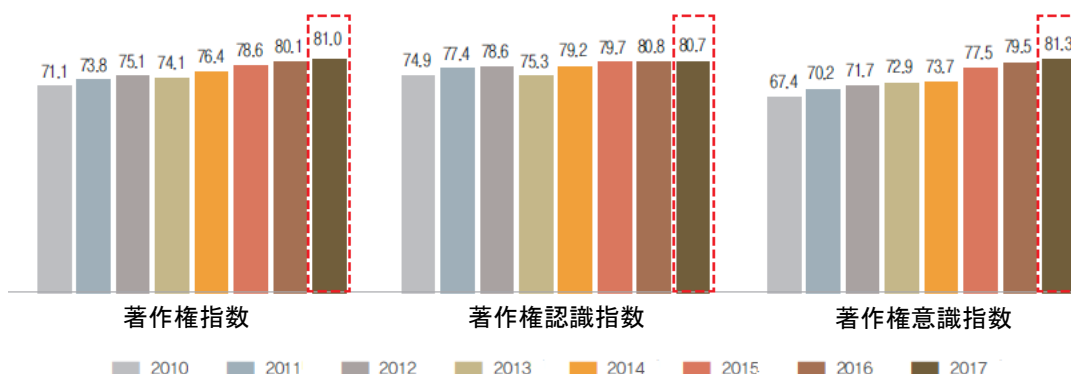
(1) 著作権に対する認識向上教育

文化体育観光部傘下の韓国著作権委員会の依頼を受け、韓国ギャラップ調査研究所が全国の小中高校生を対象に、著作権に対する認識レベルについて調査した結果¹¹³、2017年に韓国の学生の「著作権指数¹¹⁴」は100点満点で81.0点を記録し、前年に比べて0.9点上昇したことが分かった。韓国の学生の著作権指数は2013年に74.1点を記録して以来、毎年上昇し、2017年には最も高い点数を記録した。

韓国の学生の著作権指数の点数を詳しく見ると、児童・生徒が著作権に対する正しい知識を持っているかどうかを測定する「著作権の認識指数」は、2017年に80.7点を記録し、前年に比べて0.1点減少した。一方で、児童・生徒の正しい著作物利用に対する価値判断を測定する「著作権の意識指数」は前年に比べて1.8点上昇した81.3点を記録し、過去最高値となった。

また、2017年の調査結果、著作権教育を受けた学生の著作権指数は84.0点となり、著作権教育を受けていない学生の著作権指数より4.6点が高いことが明らかになった。文化体育観光部の著作権教育が学生の著作権に対する認識向上に相当な影響を及ぼすものと把握された。

[図 4-4-2] 2017 年青少年の著作権指数 (単位：点数)



* 出所：韓国ギャラップ調査研究所、「2017年小中高校生の著作権意識調査報告書」（2017.9）

¹¹³ 韓国ギャラップ調査研究所、「2017年小中高校生の著作権意識調査」（2017.9）。同調査の目的は韓国の青少年の著作権に対する認識と意識レベルを調べることである。2017年に行われた同調査の母集団は全国の小学生、中学生、高校生計11,247人となり、標本誤差は±0.9ポイント（95%信頼水準）である。標本抽出は、韓国著作権委員会の「出張型著作権教育」を申し込み、教育を受けた全国の小中高校生のうち、有効標本を選定して著作権教育を受ける前に調査を実施する方式で行われた。

¹¹⁴ 「著作権指数」とは、児童・生徒が著作権に対する正しい知識を持っているかどうかを基に算出した「著作権認識指数」と、正しい著作物利用行為に対する価値判断を聞く「著作権意識指数」の平均値である。

(イ) 児童・生徒向けの著作権教育

青少年の著作権認識を向上させ、著作権侵害防止体系を構築するために、多様な著作権教育プログラムを運営している。その中で、「著作権体験教室」は学校現場の教師が体験中心に著作権に関する教育活動を行い、青少年の著作権に関する認識改善を図るためのプログラムである。2006年に首都圏所在20の教室を皮切りに、2017年には全国290の教室に拡大して運営している。

[表 4-4-3]直近5年間の著作権体験教室の運営状況

区分		2013	2014	2015	2016	2017
教室(個)		193	195	294	283	290
教育人数 (人)	児童・生徒	8,996	8,790	12,762	11,558	10,890
	教師	148	148	297	283	290

* 出所：韓国著作権委員会の内部統計資料

また、「児童・生徒向けの出張型著作権教育」は、小中高校の現場を訪れて需要者中心の目線で教育を実施し、正しい著作物の利用及び認識向上を目的とするプログラムである。韓国著作権委員会で養成した著作権の青年講師が自ら学校を訪問し、2時間程度青少年の目線に合わせた教育を行っている。2017年には416,027人の児童・生徒がこのプログラムを通じて著作権教育を受けた。

[表 4-4-4]直近5年間の児童・生徒向けの出張型著作権教育の実施状況

区分	2013	2014	2015	2016	2017
教育実施(回)	7,981	8,314	8,940	10,418	10,636
教育人数(人)	354,299	376,330	393,063	396,460	416,027

* 出所：韓国著作権委員会の内部統計資料

(ロ) 成人向けの著作権教育

「成人向けの出張型著作権教育」は、企業、公共機関、文化芸術家など実務現場で必要とする著作権教育を実施するために、対象に合わせて行うプログラムである。2017年には計300回、13,347人を対象に教育が行われた。

[表 4-4-5]直近5年間の成人向けの出張型著作権教育の実施状況

区分	2013	2014	2015	2016	2017
教育実施(回)	371	313	274	354	300
教育人数(人)	16,951	18,292	14,855	18,937	13,347

* 出所：韓国著作権委員会の内部統計資料

また、文化芸術家などに必要な著作権の概念と契約上の留意事項などを明確に認識させることで、創作現場における著作権紛争を防止し、著作権契約における実務対応力を向上させるために、文化芸術家向けの「出張型著作権教育」を実施している。2016年からは実施地域を全国へ拡大し、2017年には27回、1,140人を対象に教育が行われた。

[表 4-4-6]直近5年間の文化芸術家向けの出張型著作権教育（成人）の運営状況

区分	2013	2014	2015	2016	2017
教育実施（回）	5	8	12	25	27
教育人数（人）	100	300	708	1,066	1,140

* 出所：韓国著作権委員会の内部統計資料

（ハ）大学生向けの著作権教育

「大学における著作権教養科目の開設事業」は、論文や報告書の盗作、教材の違法コピーなど、大学の周辺で著作物の違法コピーが持続的に増加しているにもかかわらず、大学の著作権教育は不十分な実情であるため、大学生の著作権に関する認識向上策として大学内における著作権に関する講座を開設する事業である。本プログラムは2017年1学期まで運営した。

[表 4-4-7]2017年1学期の大学内における著作権に関する教養科目の開設状況

地域	学校数	運営大学
首都圏	3校	ソウル芸術大学、世宗大学、崇実大学
忠清	1校	鮮文大学
慶尚	1校	大邱大学
江原	1校	江陸原州大学

* 出所：韓国著作権委員会の内部統計資料

「大学連携の創造人材を育成する著作権専門講座」は、大学に著作権に関する講座を開設することで、文化芸術などの分野で著作権の知識を備えた創造人材を養成することを目指す。2016年に初めて運営し、慶尚大学、祥明大学、淑明女子大学、全南大学、弘益大学の5校を選定し、2017年には5校で1,203人が教育を受けた。

[表 4-4-8]大学連携の創造人材を育成する著作権専門講座の運営状況

区分	2016	2017
運営講座	11	24
教育人数	711	1,203

* 出所：韓国著作権委員会の内部統計資料

(二) オンライン著作権教育

韓国著作権委員会は、青少年の正しい著作物利用文化の拡散のため、青少年向けのオンライン著作権教育課程を運営している。小学生と中学生向けの教育課程である「著作権と友達になる」は、青少年の著作権に対する認識を高め、正しい著作物の利用方法を習得することができるように家庭・学校・公共の場所において守らなければならない著作権エチケットについての教育である。また、中学生と高校生向けの教育課程である「知っておくべき学校の中の著作権話」は、中高校生徒などが分からなければならない正しい著作物の利用方法についての教育である。

一般人向けの著作権オンライン教育課程は、著作権に関する侵害予防と正しい著作権の利用を中心に大学生と一般人向けに実施している。大学生向けのオンライン教育は、大学における著作権侵害予防及び著作物の正しい引用教育のために「大学生のための著作権ノート」の課程と、著作権基礎教育課程である「大学生のための著作権教養講座」を実施しており、2017年には教授者及び大学(院)生向けの教育課程である「盗作予防と著作権基礎講座」を新規に開発した。また、これまで著作権に関する認識改善のために運営された一般人向けの著作権教育1課程を、2016年度に著作物に関する利用環境の変化に合わせて新に全面的に改編し、「日常生活編」、「会社/学校編」、「インターネット/娯楽編」などの多様な状況に合わせた教育内容で細分化し運営している。

「オンライン保護者向けの著作権教育プログラム」は、小・中等の子供がいる保護者が直面する著作権問題を解決する方法と、正しい著作物の利用方法案内を通じて保護者が直接子供の教育ができるようにすることに重点を置いている。「オンライン保護者向けの著作権教育課程」は、現在小学生である保護者向けと中学生である保護者向けに「著作権!今では基本です」などの2課程が開設され運営している。

「産業従事者向けのオンライン教育課程」は、著作権関連従事者の職能及び活用力の強化のために2009年から開設され現在まで運営している。産業従事者向けのオンライン教育課程は、毎年多様な産業分野の従事者向けに教育課程が開発され運営している。2016年には、図書館業務の従事者、青少年及びシニア創作者向けに3種類のコンテンツが新しく開発され、2017年には、輸出産業の従事者向けに著作権のノウハウ(日本編)を開発した。産業従事者向けの教育課程は、学習者の学習アクセシビリティ向上のために2013年から全ての課程をモバイルで受講ができるように運営している。

「公共分野におけるオンライン著作権教育」は、政府・自治体・公共機関の関係者向けに教育課程を開設し運営している。2009年からは、教育の便宜性向上及び教育拡大のため

に韓国著作権委員会の教育サイトだけでなく、国家公務員人材開発院、ソウル市人材開発院、京畿道人材開発院などに教育コンテンツを提供し、該当機関所属員の著作権教育に積極的に活用できるようにしている。

[表 4-4-9]直近 5 年間のオンライン著作権教育履修者状況 (単位:人)

区分	2013	2014	2015	2016	2017
青少年	122	2,347	2,603	2,504	1,085
大学生及び一般人	3,545	4,250	4,060	5,729	4,210
保護者	11	30	41	31	28
産業従事者	5,149	8,761	14,869	16,545	22,790
公共分野	1,355	1,324	1,385	965	3,165
合計	10,192	16,712	22,958	25,774	31,278

* 出所：韓国著作権委員会の内部統計資料

(2) 著作権保護に関する職務教育

(イ) 著作権に関する職務能力の強化教育

「著作権に関する現場職能向上課程」は、国家人的資源開発のコンソーシアム事業として著作権及びその他産業分野従事者向けに、著作権に関する法制知識及び実務能力の培養と、産業現場において活用できる実務能力を向上させる課程である。この教育課程は、著作権に関する上級課程、総合入門課程、分野別の事例練習、契約実務課程などで構成され、2017年には計405人が同課程を修了した。

[表 4-4-10]2017年の著作権に関する現場職能向上課程の運営状況 (単位:人)

課程	著作権総合入門			制度理解	分野別事例練習及び契約実務				事例著作権	総合深化	盗作	SWライセンス	紛争実務	合計
	1期	2期	3期		インターネット	出版	音楽	放送映像						
修了人数	38	18	20	50	20	29	15	44	33	17	38	28	55	405

* 出所：韓国著作権委員会の内部統計資料

(ロ) 著作権教育の基盤強化研修

「市・道教育庁の著作権研修」は、全国市・道教育庁、教育支援機関などの著作権関連担当者向けに、著作権教育の必要性に対する認識を共有し、学校現場における著作権教育に対する協力と拡散を図るための研修プログラムである。本研修は、著作権に関する教育計画・情報・研修担当者によって、学生たちの著作権に関する認識向上の教育動機を付与させるため、学校における著作権教育に関する必要性について共感できるように構成されている。2017年は2回開催して99人が参加した。

「教科書執筆陣の著作権研修」は、国・検・認定教科用の図書執筆陣向けに著作権に関する専門的な理解を図るために執筆時の注意点を習得させ、著作権に関する内容が教科書に効果的に扱われるようにし、学校の教育課程において著作権に関する教育基礎をしっかりとさせることが目的である。2017年には24人が研修に参加した。

「放送作家の著作権研修」は、一般大衆に影響力を持つ放送媒体において旺盛に活動しているドラマ・芸能・TV構成作家などを対象とする研修であり、放送コンテンツの盗作及び作家と放送・映画会社間の著作権に関する紛争を未然に防止し、著作権に関する認識向上を高めることが目的である。2017年には31人が研修に参加した。

「教員の職務研修」は、全国小中等教員向けに運営される著作権に関する教育課程であり、著作権に関する法制度と理論、実務に対する多様な講義とコンテンツを提供し、教員の正しい著作物に関する利用方法などの習得を通じて教員の職務能力を向上させることが目的である。また、学校現場において青少年に著作権に関する肯定的な認識を広め、著作権の侵害を事前に予防し、著作権文化の発展土台を強固にするために毎年2回にかけて運営され、2017年度には50人が教育を履修した。

「公務員研修」は、公務員向けに著作権に関する実務の理解を深め、公共部門の著作権政策専門家としての能力を強化させ、進んでは著作権に関する産業発展の土台を強固にするために運営している。2017年には14人が教育を履修した。

「遠隔教員の職務研修」は、学校現場中心の特化した著作権に関する遠隔職務研修のために2010年から運営している。韓国著作権委員会の遠隔教育研修院は2010年7月に教育部から遠隔研修院の認可を受け、2017年現在まで7の職務研修課程を運営している。職務研修課程は、1単位4課程、2単位1課程、3単位2課程で行われている。本課程を通じて2017年には8,648人が教育を履修した。

[表 4-4-11]直近5年間の著作権に関する研修修了者状況

(単位:人)

区分	2013	2014	2015	2016	2017
市・道教育庁	53	64	45	60	99
教科書執筆陣	14	71	54	36	24
放送作家	33	22	21	22	31
教員職務研修	46	57	40	74	50
遠隔教員職務研修	7,426	10,848	0	0	14
合計	7,572	11,062	9,267	10,473	8,648

* 出所：韓国著作権委員会の内部統計資料

(3) 著作権教育の履修条件付き起訴猶予制度

「著作権教育の履修条件付き起訴猶予制度」は、軽微な著作権侵害違反を犯した者に対して著作権教育の機会を付与して再犯罪を防止するためのプログラムであり、著作権侵害者の中で前科がなく偶発的に著作権法を違反した場合、検事の判断で1回に限り著作権教育の機会を付与し、教育を受けた者に対しては起訴猶予処分をする制度である。

青少年向けの著作権教育の履修条件付き起訴猶予制度は、2014年まで毎年減少してきたが、2014年から増加傾向に転じた。そして一般人向けの著作権教育の履修条件付き起訴猶予制度は、青少年の場合と同様に著作権侵害者の中で検察庁が起訴猶予処分を条件に、韓国著作権委員会に教育を依頼した者を対象に1日8時間の教育で年中運営している。2017年には青少年30人、一般人933人が著作権教育の履修条件付き起訴猶予制度の対象となった。

[表 4-4-12]著作権教育の履修条件付き起訴猶予制度の状況

(単位:人)

区分	2013	2014	2015	2016	2017
青少年	31	19	23	26	30
成人	2,395	2,442	2,343	1,979	933

* 出所：韓国著作権委員会の内部統計資料

(4) 著作権尊重文化の拡散キャンペーン

韓国著作権委員会は一般国民向けに「著作権と私の関連性」を高め、「キャンペーンに対する共感」を形成するために、「著作物の正しい利用、楽しくなる私の生活」という目標を決め、広報対象に合わせてキャンペーン映像も製作し、SMR (Smart Media Representative) プラットフォームと IPTV において同キャンペーンの映像を送出した。

今回の映像は 10 代から 30 代までを対象にし、青少年、大学生、会社員向けに分けて製作され、知名度のあるラッパーを起用して簡単で面白くキャンペーンの意味を伝えた。

(5) 著作権についての認識を引き上げる生活密着型の広報

韓国著作権委員会は、生活の中で著作権情報に身近に触れることができるように番組に著作権に関する内容を織り交ぜた。計 21 編のウェブバラエティ「アイドルドラマ工作団」は、アイドル歌手である出演陣が直接作家として脚本を創作し、ウェブドラマを製作する過程を描いた内容で、最後の場面において生活の中で頻繁に接する著作権に関するテーマを伝える方式で生活密着型の著作権広報を展開した。

また、映像コンテンツの製作と著作権に関心がある大学生 40 人を選抜し、大学生が斬新なアイデアを出し、企画する著作権に関する映像 100 編を製作した。これを委員会のユーチューブと個人の SNS チャンネルなどに共有し、正しい著作権文化造成を先導する役割を果たした。さらに、同コンテンツは青年講師、著作権体験教室の教師などに提供し、青少年向け著作権教育及び広報に活用された。

韓国著作権委員会はオンラインにおける著作権広報活動を持続的に行うために、フェイスブック、ブログ、ユーチューブなどの SNS チャンネルを運営している。2017 年にはフェイスブックのチャンネルに著作権関連のイベントをリアルタイムで中継するコーナーを新設し、著作権のキャラクターである「チャンジャイ(創作者)、ナヌミ(分かち合う者)」を活用したモーショングラフィックスを適用するなど、コンテンツの伝達方式を改善して購読率を高めると同時に、コミュニケーションを図っている。

[表 4-4-13]直近 5 年間の SNS チャンネルの運営成果

(単位：件、回)

区分	2013	2014	2015	2016	2017
フェイスブック (いいね数)	7,922	9,301	9,919	10,764	21,612
ユーチューブ (再生回数)	0	6,598	410,642	442,601	497,249
ブログ (アクセス数)	0	0	56,807	181,336	225,988

* 出所：韓国著作権委員会の内部統計資料

他にも大規模な文化芸術のイベント、オンライン流通会社と協業したオンライン・オフライン上のキャンペーンも繰り広げた。オンラインキャンペーンでは音楽、映画、ウェブトゥーン、イメージ流通会社、放送局など 5 つの分野で著作物の正しい利用を促すキャンペーンを実施し、オフラインキャンペーンでは著作権に関するマルバツクイズ、SNS フォトイベントなど、国民が自ら参加できるキャンペーンを展開した。

3. 営業秘密保護及び技術流出防止に向けた教育及びコンサルティング

近年、営業秘密流出事件が相次ぎ、企業が受ける被害が大きくなっているにもかかわらず、企業、特に中小企業の営業秘密保護に関する認識及び管理力は依然として不十分であることが明らかになった。これを受け、特許庁、営業秘密保護センターなどの関係機関は、営業秘密保護制度の改善を進めるとともに、営業秘密保護に関する広報、教育、相談などに支援することで、営業秘密保護の基盤を作るために取り組んでいる。

(1) 営業秘密保護などに関する教育及び説明会

特許庁は、営業秘密保護センターを通じて営業秘密保護に関する総合的な支援政策を展開し、営業秘密保護に関する説明会、セミナー、出張教育を行うなどして、営業秘密保護制度と管理策について広報している。

営業秘密保護センターは 2017 年 1 年間、出張教育 54 回、定期・深化教育 1 回、その他の説明会及びセミナー 38 回を開催し、計 3,996 人を対象に営業秘密保護に関する教育を実施した。

[表 4-4-14]直近 3 年間の営業秘密保護センターによる営業秘密に関する教育の実施状況

区分	2015		2016		2017	
	開催回数 (回)	参加者数 (人)	開催回数 (回)	参加者数 (人)	開催回数 (回)	参加者数 (人)
出張教育	39	1,922	37	2,242	54	2,193
定期・深化教育	4	71	1	30	1	41
説明会・セミナー	36	2,490	31	1,570	38	1,762

* 出所：特許庁営業秘密保護センターの内部統計資料

営業秘密保護センターは 2017 年 11 月、海外に進出したか、進出する予定の企業のうち、専門人材が不足しており、管理システムがないため、営業秘密管理力が低い中小企業を対象に、現地で営業秘密保護及び技術流出防止策、営業秘密保護に関する政府の支援事業などに関する説明会と相談会を開催した。

(2) 営業秘密保護などに関するコンサルティング及び法律諮問

特許庁は営業秘密保護センターを通じて営業秘密保護に関する総合的な支援政策を展開している。営業秘密保護センターが行う主な事業には、営業秘密保護に関するコンサルティング、紛争発生時の初動対応に関する法律諮問、オンライン・オフライン相談などがある。

同センターは 2017 年、コンサルティング 123 件、法律諮問 22 件を行った。2017 年の営業秘密保護センターによるオンライン・オフライン上の相談件数は 733 件と、2015 年の 221 件、2016 年の 161 件に比べて急増している。

[表 4-4-15]直近 3 年間の営業秘密保護センターによるコンサルティング、法律諮問などの実施状況

区分	2015	2016	2017
営業秘密保護に関するコンサルティング (件)	132	127	123
紛争発生時の初動対応に関する法律諮問 (件)	26	26	22
オンライン・オフライン上の相談 (回)	221	161	733

* 出所：特許庁営業秘密保護センターの内部統計資料

一方、中小ベンチャー企業部も中小企業などの技術保護能力を強化する事業に取り組んでおり、相談、諮問、技術資料の任置、技術維持サービス及び技術流出防止システム構築などを支援している。

2017年に中小ベンチャー企業部が実施した技術保護に関する相談・諮問件数は801件と、2016年の737件に比べてやや増加している。

[表 4-4-16]直近5年間の中小ベンチャー企業部による中小企業の技術保護に関する相談・諮問件数 (単位:件)

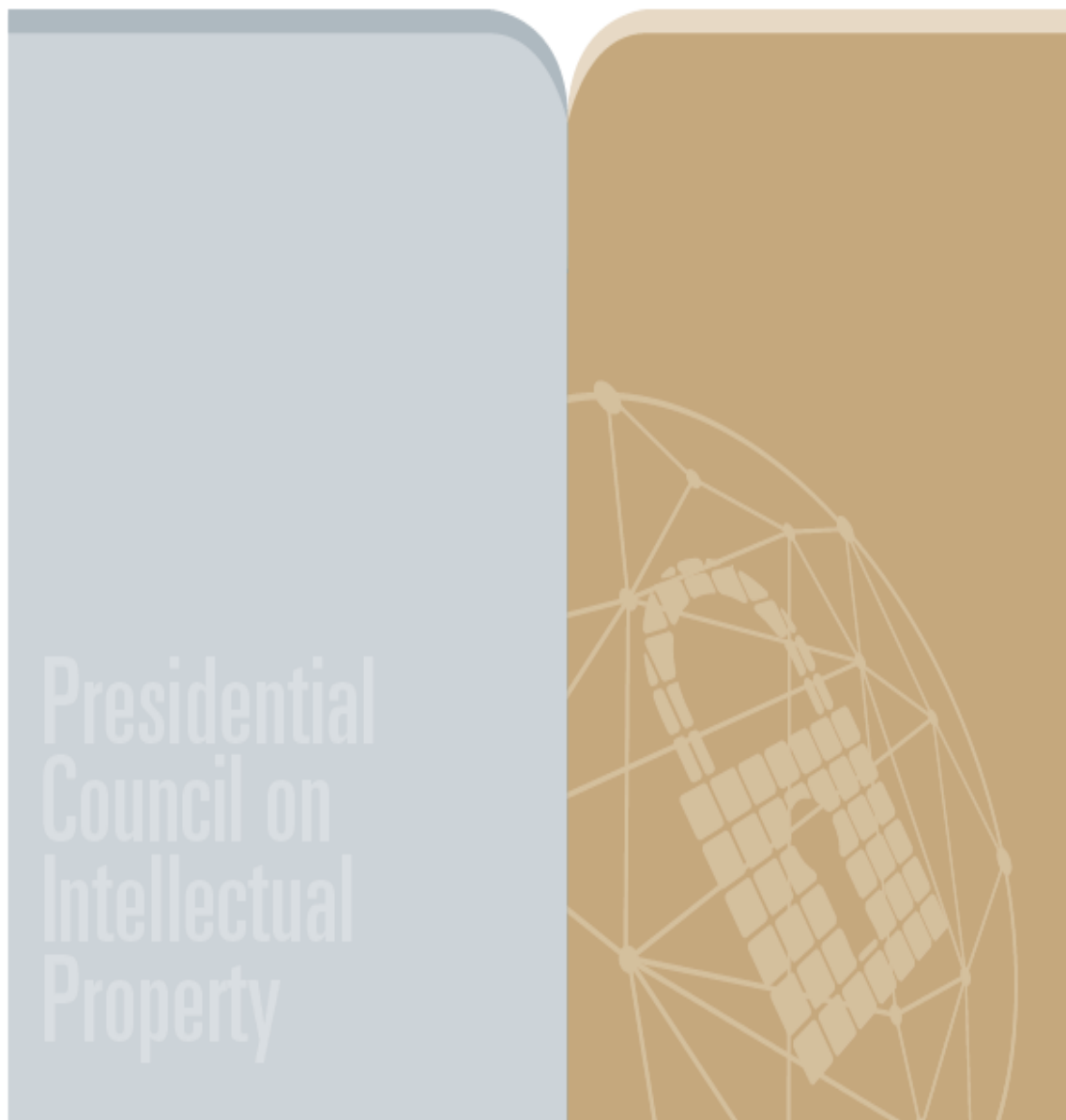
区分		2013	2014	2015	2016	2017
技術保護に関する 相談・諮問	セキュリティ戦略	655	752	344	350	564
	セキュリティシステム	76	103	136	290	147
	法律	104	103	101	87	74
	海外	25	13	17	8	5
	その他	37	29	19	2	11
	小計	897	1,000	617	737	801

* 出所：中小ベンチャー企業部の内部統計資料

2017 Annual report

知的財産保護執行

年次報告書



PART V

今後の見通し及び推進方向

新技術・新産業に対応するための IP 保護インフラの構築①

起業と中小ベンチャー企業の IP 保護強化②

知的財産権侵害取締り体系の強化③

デジタル環境に対応した知的財産保護基盤の拡大④

海外知的財産保護体系の強化⑤

新知的財産の保護強化⑥

知的財産尊重文化の拡散⑦

国際協力及び協力体系の拡大⑧

1. 第4次産業革命に対応した IP 保護体系の整備

超連結性・超知能化を特徴とする第4次産業革命は、産業環境と雇用構造を根本的に変化させるものと予想される。このような第4次産業革命時代に知的財産は企業の価値を決め、成長を主導する核心要因としてその重要性がより一層浮び上がっている。韓国政府は第4次産業革命の主導権を確保するため、知的財産の保護体系を制度的に整備し対応を強化する方針である。

まず、未来新技術保護のために知的財産に関する研究を強化する計画である。特許庁は2017年7月に、「知的財産未来戦略委員会」をスタートさせ、AI 創作物、3D プリンティングファイル、ビッグデータ保護など新技術に対する知的財産権の適正保護範囲・基準など第4次産業革命に対応するための法・制度改善の方策について議論を行った。今後継続して細部的に検討する計画である。また、第4次産業革命に符合し、国際的互換性を鑑みて第4次産業革命に対応した特許・商標・デザイン分類の体系を改善する計画である。また、文化体育観光部は、「第4次産業革命と著作権」協議体の構成を通じて未来の著作権環境に適合した著作権法の改善策について研究する計画である。

[表 5-1-1] 新技術主な新技術別の著作権 이슈ー

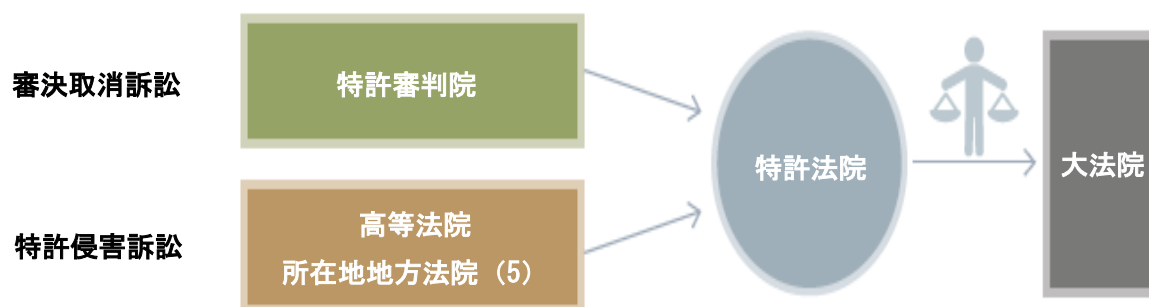
新技術	著作権 이슈ー(例)
人工知能	<ul style="list-style-type: none"> 人工知能創作物の著作権認定可否、権利帰属の主体、保護期間範囲など 人工知能のビッグデータ収集・活用時の著作権侵害問題など
ビッグデータ	<ul style="list-style-type: none"> ビッグデータ収集・分析過程の著作物複製に対する著作権侵害の責任免責 必要有無及び許容範囲など
バーチャルリアリティ・ 拡張現実	<ul style="list-style-type: none"> 既存キャラクター使用及び背景著作物の権利処理問題 VR に登場する人物に対するパブリシティ権、肖像権などの論議など

特に、第4次産業革命の必須要素になっているビッグデータの収集・処理過程の複製行為に対し、著作権責任免責規定の改正を行う計画である。

2. 特許訴訟・審判システムの改善

最近、特許法院において特許審判院の審決が取消になる割合の審決取消率が、2015年から2017年まで25%程度の割合となっている。これは特許法院に提起される審決取消訴訟中の4分の1に該当する。

[図 5-1-1] 審決取消及び特許侵害訴訟の管轄



特許庁は、特許審判の専門性をより一層高めるために外部の専門家を専門審理委員として委嘱するなど審判制度を改善する予定である。また、民事裁判所の知的財産権侵害事件について、裁判所-特許審判院との間で提起された訴訟の通知及び審判情報の共有を活性化する一方、審判品質改善のために口述審理/事件の説明会開催などを拡大し、「遠隔映像口述審理システム」の運用も活性化して特許審判の品質を高める方針である。

3. 第4次産業革命分野における特許審査人材の拡充

技術革新の原動力として特許の重要性がより一層高まっているが、韓国では特許の無効率が高く、審査品質は相対的に低いと評価される傾向がある。よって、技術の融・複合が浮び上がっている第4次産業革命に対応する審査体系を整備し、審査官の審査処理件数も適正化するなど、審査品質についての革新の重要性が浮び上がっている。

これを受けて、特許庁は、第4次産業革命に対応する審査組織及び方式を改編する予定である。第4次産業革命の核心分野別に専門審査官を配置させて審査できる専門担当審査組織を構築し、技術の融・複合に対応する3人協議審査体制の導入など審査協力を強化する計画である。また、AI、ロボット、生命工学など先端技術分野の審査人材を補充して対応する計画であり、技術及び法制度の教育など審査能力強化のためのインフラも拡充する予定である。

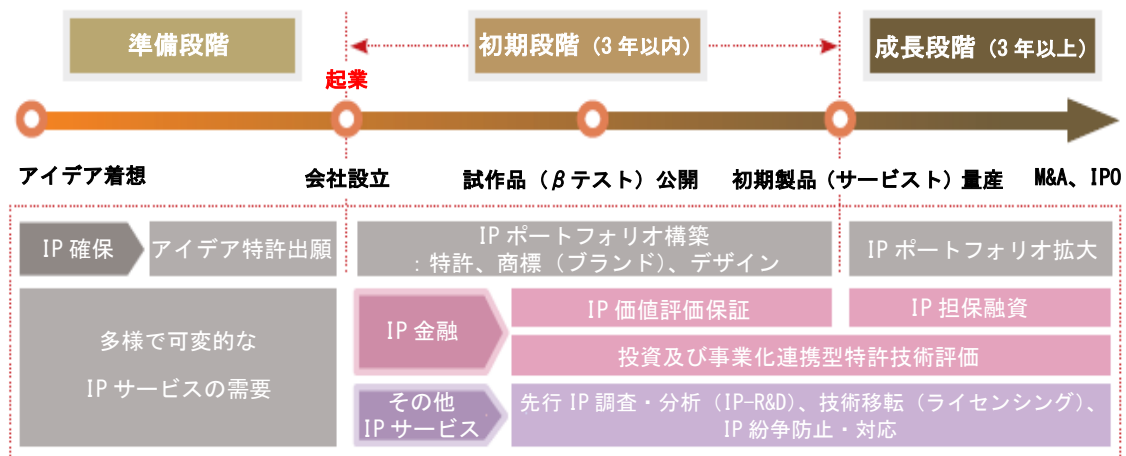
02 起業と中小ベンチャー企業の IP 保護強化

1. IP 保護を基盤にした創業の活性化

創造的アイデアと技術を基盤にした「革新型創業」の支援と保護は、知的財産エコシステムを作る基礎となる。革新型創業は、3年生存率が全体ベンチャー企業生存率の2倍であり、雇用規模が3倍に達するなど新しい産業と雇用創出にも大きな影響を及ぼす。

特許庁は、スタートアップ・中小企業の常時知的財産に対応した体系を構築する予定である。スタートアップが必要な時期に、国内外の IP 権利化など必要な知的財産サービスを選択して支援を受ける特許バウチャー事業を 100 余りの企業を対象に実施する計画である。

[図 5-2-1] スタートアップの各発展段階に必要な IP サービス



* 出所：特許庁、「2018 年度業務計画」(2018. 2)

2. 中小企業のアイデア・技術保護の強化

(1) アイデア及び技術奪取根絶に向けた制度の導入

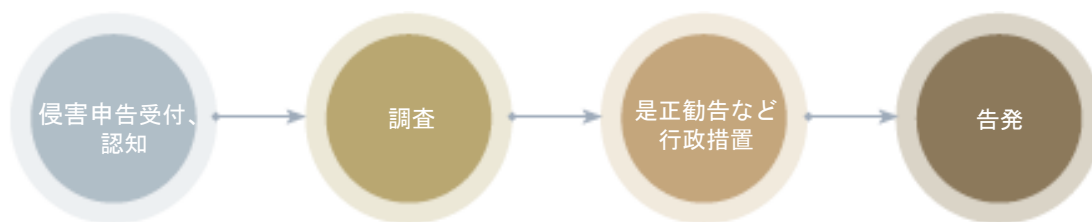
中小・ベンチャー企業のアイデアと技術が奪取される事例が増加している。これによって企業の技術革新に対する動機が弱まって成長にも阻害要因として作用している。また、韓流などの拡散により韓国企業の知的財産が侵害される事例も増加している実情であるが、韓国企業の紛争対応の能力は未だ不十分な実情であるといえる。2017 年 12 月時点、中国の商標ブローカーの疑いがある 99 の個人及び業者が 1, 820 件の韓国商標を無断で先に先取りしたことが把握されている。

政府は特許法で設定されている関連制度を「不正競争防止法」、「共生協力法」、「産業技術保護法」にも導入する予定である。

(3) 不公正行為に対する監視・調査の強化

韓国政府は、中小企業技術紛争の解決に向けて当事者間で合意を誘導する調停制度を運営（2015年～）しているが、制度の特性上被害救済に限界がある。これを改善するために、下請け取引などにおいて発生する不当な技術侵害を防ぐために集中監視対象の業種を選定して職権調査を実施し、書面による実態調査を通じて違反業者を点検する予定である。また、中小企業の技術侵害及び営業秘密・アイデア奪取行為に対する迅速な紛争解決のために、中小企業ベンチャー部と特許庁に調査・是正勧告など行政措置の権限を拡大する計画である。

[表 5-2-2] 不公正行為に対する措置強化のプロセス



* 出所：中小ベンチャー企業部・産業通商資源部・公正取引委員会・特許庁、「中小企業技術の奪取根絶対策」（2018.2）

(4) 技術奪取に対する懲罰的損害賠償の強化

公正取引委員会が中小企業などの保護のために、「下請け」に関する損害額に対し3倍以内に賠償の責任を負う「懲罰的損害賠償」制度を導入したが、その他の法令規定が不備であることから実効性が高くないという問題点を抱えていた。2017年9月に政府は優越的な地位にある者などの悪意的な特許権侵害及び営業秘密侵害などに対し3倍賠償制度などを導入する方策を構築したが、関連法律が国会常任委員会で審議中である。今後韓国政府は、中小企業などの技術保護のために懲罰的損害賠償制度を技術保護に関する法律に全て導入して、賠償額を最大「10倍以内」に強化する計画である。

[表 5-2-3] 技術保護に関する法律の損害賠償強化の立法推進状況

区分	対象	現行法	推進状況	最終改善(案)
下請法	下請関係	損害額の 3倍以内	10倍以内に 推進中	⇒ 損害額の 最大10倍 以内
共生協力法	委託・受託関係	損害額	10倍以内に 推進中	
特許法	特許侵害	損害額	3倍以内 (常任委員会で審議中)	
不正競争防止法	営業秘密侵害	損害額	3倍以内 (常任委員会で審議中)	
産業技術保護法	産業技術侵害	損害賠償規定 なし	3倍以内 (常任委員会で審議中)	

* 出所：中小ベンチャー企業部・産業通商資源部・公正取引委員会・特許庁、「中小企業技術の奪取根絶対策」（2018.2）

また、損害額推定規定を合理的に整備して、「下請法」、「共生協力法」、「産業技術保護法」にも拡大する予定である。

3. 中小企業の技術流出に対する迅速な対応体系の構築

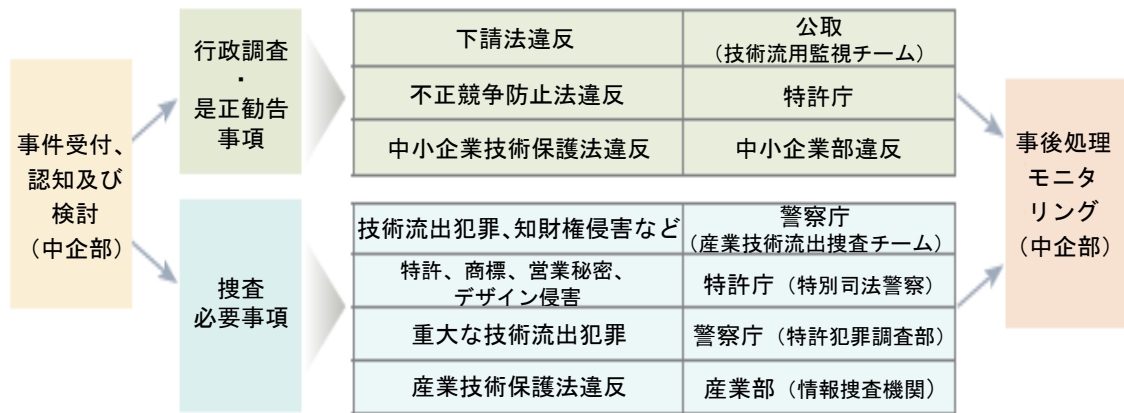
技術奪取分野においては、関係部処合同¹¹⁵で多様な政策に取り組む計画である。このために「中小企業の技術奪取根絶対策（2018.2）」を構築している。これは中小企業の技術保護のためのものだが、全体的に韓国の営業秘密及び技術流出の防止にも大きな役割を果たすものとみられる¹¹⁶。

まず、技術奪取事件が発生すれば、検察及び警察など捜査機関と中小ベンチャー企業部、公正取引委員会、特許庁などの関連部処と協力して被害事件を速かに解決するプロセスを備える予定である。

¹¹⁵ 中小ベンチャー企業部、産業通商資源部、公正取引委員会、特許庁が合同で策定した計画である。

¹¹⁶ 中小企業の技術奪取根絶対策（2018.2）参照

[図 5-2-2] 中小企業技術の奪取根絶事件の処理フロー



* 出所：中小ベンチャー企業部・産業通商資源部・公正取引委員会・特許庁、「中小企業技術の奪取根絶対策」(2018. 2)

また、捜査専門機関である検察庁と文化体育観光部・特許庁など関係機関合同で知的財産権の侵害違反者を取締り、国家情報院・産業技術保護協会などと共助捜査も強化する予定である。また、技術関連の紛争調停制度である中小企業技術紛争調停・仲裁制度と産業財産権紛争調停制度も活性化しつつ、検察及び警察など関係機関との関係も強化する計画である。

4. 中小企業特許共済制度の導入及び訴訟保険の活性化

中小企業が特許紛争により経営上の存立危機に処するのを防止するために、知的財産に関する費用負担を緩和する必要がある。特許庁は、中小企業の法的リスクを補完するために特許共済制度を本格的に実施する予定である。2017年11月に特許共済事業の根拠が発明振興法に設定され、2019年から本格的に施行される予定である。

また、海外知的財産権紛争に対するリスク分散のために保険を運営しているが、国内紛争は保険対象から除外されている状況である。韓国の中小企業の保護強化のために国内紛争も保険の対象に含める保険設計の支援を行う計画である。

[表 5-2-4]特許共済制度と保険制度の比較

区分	特許共済制度	知財権訴訟保険
対象	中小・中堅企業	中小・中堅企業
方法	知財権紛争、海外出願費用など、共済会で定める使い道に対し、無利子で貸付支援	知財権紛争など請求要件が発生すれば、支給可否について審査し、保険金を支給
納付料金	共済掛金約 30～300 万ウォン（未定）	保険料約 300～2,000 万ウォン
保障金額	共済掛金の積立て総額により異なる	保険商品により異なる
保障期間	加入日～解約日	加入日から 1 年又は 2 年

* 出所：特許庁、「2018 年度業務計画」（2018. 2）

03 知的財産権侵害取締り体系の強化

1. 産業財産権特別司法警察の捜査範囲拡大

産業財産権の違法流通と侵害類型がますます高度化されているわりに、現在の特許庁所属の特別司法警察の業務範囲は商標侵害に限定されている状況である。これに対し、政府は特別司法警察の職務範囲を営業秘密侵害及びデザイン盗用にまで捜査範囲を拡大する計画である。また、技術奪取に関する調査及び捜査機能を新設し、「司法警察の職務に関する法律」の改正を行う計画である。

2. 著作権違法コピー品の侵害対応強化

(1) デジタル著作権保護に関する総合対応体系の構築

2017年の著作権違法コピー品はオンライン上で18億7,674万件、オフライン上で2億637万件であり、計20億8,311万件が流通されたものと調査された。オンライン流通の割合は90.1%であり、オフライン流通の割合である9.9%より約9.1倍程度高いことが分かった。これを受けて、文化体育観光部はオンライン上の違法コピー品に対する総合対応体系を構築する予定である。まず、違法コピー品の流通対応コントロールタワーとして24時間侵害対応ができる総合状況室を運用し、リアルタイムで侵害状況の把握及び措置を取る計画である。さらに、オンライン違法コピー品の流通に対し速に対応するために、官民協力（権利者、韓国著作権保護院、流通事業者）を通じて「権利者の保護要請による侵害事実の通知手続き」を導入し、侵害対応期間を2週間から2日以内に短縮する予定である。

(2) オンライン違法流通に対する対応の多角化

文化体育観光部は、オンラインで流通する違法コピー品に対するモニタリング及び是正勧告を拡大し、違法サイトのアクセス遮断及び違法コピー品の流通サイトに対する取締りを強化する方針である。特に、ジャンル別・プラットフォーム別の新しい侵害実態を把握して企画捜査及び対策を講じて認知、早期警報、即時措置の順で違法流通を適時に対応する方針である。

[表 5-3-1]プラットフォーム別の対応措置

区分	対応内容
リンクサイト	状況調査、モニタリング・措置結果を権利者に提供、取締り強化
モバイルアプリ	主なアプリ上の違法流通状況調査及び権利者への情報提供により自力救済支援
秘密クラブ	秘密クラブの疑いがあるサイトの状況調査及び侵害事実の通知による閉鎖誘導

* 出所：文化体育観光部、「2018 年度業務計画」（2018.1）

これに合わせ、違法コピー品の広告収益を遮断し、ドメイン登録の解約及び流通事業者の技術的な保護措置に対する点検を強化することで、違法コピー品の大量生産そのものを遮断する計画である。そして技術的に違法コピー品の追跡管理システム（ICOP、Illegal Contents Obstruction Program）機能の向上、人工知能による違法コピー品の識別、デジタル・フォレンジック科学捜査も強化する計画である。

3. 著作権・商標権保護人材の拡大

2017 年のオンライン違法コピー品の市場規模は約 334 億ウォンであり、2013 年以降から持続的に減少したが 2016 年から次第に増加している¹¹⁷。国内模倣品の市場規模は 26 兆 2 千億ウォン（2014 年末基準、流通価格基準では 5 兆 2 千億ウォン）に達するが、取締り実績は年平均 707 億ウォンであり、全体市場の 0.27%に過ぎない状況である。このようにオンラインによる違法著作物と模倣品の流通が持続的に問題になっている。このために文化体育観光部と特許庁は、それぞれ著作権と商標権の保護人材の拡大を検討している。特に、オンライン上の違法流通を事前に遮断することができるようにオンラインモニタリング実行人材を大幅に増員する計画である。

4. SW 紛争解決のための専門担当者拡充及び取締りの強化

クラウドサービスなど多様なオンラインサービスが増加するにつれ、SW 著作権侵害類型もますます多様で複雑になり紛争も頻繁に発生している。このような問題を解決するためには紛争解決のための迅速かつ信頼性ある装置が必要である。このために韓国政府は、著作権調停制度の安定的な運営と広報を強化する計画である。特に、SW 著作物紛争担当調停部の拡充及び調停委員対象の SW 専門教育を拡大し、IT 企業を対象に SW 調停制度の広報も強化する計画である。

¹¹⁷ 2018 著作権保護年次報告書、153 頁

これと共に、SW 紛争に関する専門鑑定機能を強化する。SW 著作権の侵害・紛争類型別に効果的に対応するために、SW 鑑定人団に対する専門教育の実施、専門鑑定技法の発掘及びノウハウの共有を拡大する予定である。また、SW 紛争に関するイシュー調査と研究のためのウォーキンググループを運営し、SW 鑑定評価学会との関係ネットワークを強化して SW 鑑定ツールの正確性と信頼性を向上する方針である。

1. デジタル・ネットワーク環境における SW 保護体系の 改善

(1) SW 保護体系の構築及び特許審査の充実化

SW は情報材としてオンライン流通が可能なので、一般商品とは違った流通特徴を有している。既成製品として完成された形態で提供され、一般的に使われるパッケージの SW や動画、アニメーションなどデジタル方式で製作・流通するデジタルコンテンツは、オンライン流通が容易であり、特に、ネットワーク性能の発展によりオンライン流通の割合が増加している。このようなオンライン流通環境下では、SW の侵害が不明確な問題がある。現行体制下では、他人の特許技術を盗用した SW を記録媒体（CD など）に保存して流通すれば特許権侵害に該当するが、特許技術を盗用した SW のオンライン流通は、侵害なのかが明確ではない。

これに対し、特許庁はネットワーク環境下で発生可能な新しい特許侵害の類型を検討し、適切な権利保護方策を構築する計画である。特に、海外のサーバーを利用して特許権を侵害した SW サービスを韓国に提供した場合、そして一つの特許 SW を色々な人が分割して実施することにより複数主体の行為が集まって特許侵害を構成する場合などを検討して特許法の改正を行う予定である。また、特許技術が含まれた SW 審査基準に対する診断に基づいて新しい審査事例など審査基準を再確立して、国際的な議論チャンネルを構築する方針である。

(2) 正規製品 SW の使用管理及び違法 SW 根絶の強化

ソフトウェアはそのもの自体が重要な知的財産であり、これと同時に製造業など多様な分野と連結され新しく付加価値を創出する情報材でもある。よってソフトウェアは融合産業の核心要素といえる。

韓国は、公共部門に対するソフトウェアの内部点検及び実態調査、ソフトウェアの違法コピー・流通に対する取締り活動の強化などを通してソフトウェアの違法コピー率を持続的に減少させてきた。このような努力により韓国で公共部門ソフトウェア違法コピー率は

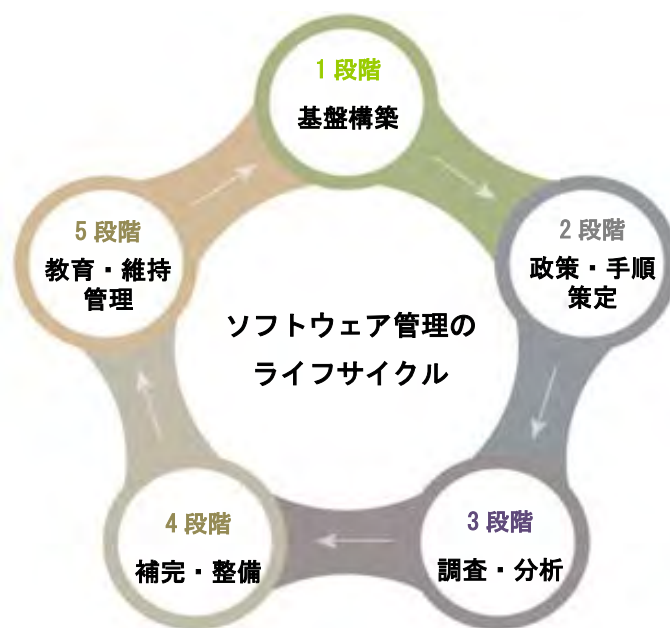
2014 年以來 1.0%未満で維持され、民間部門ソフトウェアの違法コピー行為も持続的に減少している。

政府は、ソフトウェアの流通がオフラインからオンラインに変化する環境に対応して多様な政策に取り組んでいる。

文化体育観光部は、公共部門の正規商品ソフトウェア使用文化の定着のために、内部点検及び実態調査対象機関を拡大し、公共機関担当者を対象に実施するソフトウェア管理教育を強化していく計画である。

2017 年には、260 の公共機関を対象に現場の実態調査を行い、2018 年には 280 の機関に拡大して実施する予定である。公共機関のソフトウェア管理教育も 2017 年対に比べ約 20%増加した 2,200 人を対象に実施する計画である。

[図 5-4-1]SW 管理体系図



* 出所：文化体育観光部・韓国著作権委員会、「ソフトウェア管理ガイド」(2016)

また、民間の違法ソフトウェア使用を根絶するために引き続きオンライン サービスの提供者を対象に是正勧告を施行し、違法ソフトウェアアップローダーを積極的に取締る計画である。これと共に 3,090 の中小企業と小中高の教師を対象に正規商品ソフトウェアの使用教育及び相談を常に実施し、ソフトウェアの公正使用に関する文化を持続的に形成していく計画である。一方、オープンソースソフトウェアについては、文化体育観光部はオープンソースソフトウェア活用の基盤構築及び活性化のために、オープンソースソフトウェアのライセンス検査ツール及び総合情報システム (OLIS) の高度化に取り組み、ソフトウ

フェア開発企業を対象にオープンソース ソフトウェア ライセンスに対するコンサルティングを施行する予定である。

2. デジタルコンテンツ保護体系の整備

(1) 権利者に対する正当な補償システムの構築

コンテンツ産業の成長にもかかわらず、著作物に対する収益分配や流通構造の不均衡による問題点が持続的に台頭している。その裏面には創作者に対する権益が十分に保護されていないという問題がある。したがって創作者に対するインセンティブを与える政策的な配慮が必要である。文化体育観光部は創作者の権益拡大及び保護基盤強化のために音源伝送使用料の改善、音楽産業発展委員会の設立（2016年4月～）及び創作者の政策参加の制度化などについて取り組み、今後も持続的な拡大が要求される状況である。

これに伴い、政府は創作者及び関係機関対象に標準契約書の教育及び案内・広報、デジタル著作権の取引所を通じた利用許諾契約締結時に標準契約書の義務化を推進する計画である。現在の標準契約書は、著作権の譲渡・利用許諾など7分野32種の標準契約書を使用している。また、2018年8月から商業用レコードの公演権範囲を飲料店・酒屋、ジムなどに拡大する予定である。

[表 5-4-1] 公演権拡大の範囲及び徴収額

区分	最低月定額 (営業所の面積 50㎡以上 100㎡未満)	最高月定額 (営業所の面積 1000㎡以上)
飲料店・酒屋	4,000 ウォン	20,000 ウォン
ジム	11,400 ウォン	59,600 ウォン

* 出所：文化体育観光部、改正音楽公演使用料拡大のための徴収規定（2018.3）

(2) コンテンツ産業の不正行為改善

文化体育観光部は、1人創作者と零細コンテンツ業者の被害措置及び権益を保護し支援するために総合支援拠点を作る計画である。政府はコンテンツ産業内の不正行為を改善し、共存協力を図るためにコンテンツ公正共存センターを運営する。公正共存センターは①コンテンツ産業内の不正取引被害申告の受付・相談、②法律コンサルティングの支援、③公正文化の拡散のためのコンテンツ公正取引ガイドラインの制作、④標準契約書の普及・拡散推進、⑤先導企業（大企業）との公正共存モデルの発掘など多様な業務を推進し、健全なコンテンツ産業のエコシステム造成に努力を傾ける計画である。

このセンターは、コンテンツの不正行為改善の諮問団、法制度の政策諮問協議体及び協力機関などで構成される。

不正行為改善の諮問団は、文化産業・公正取引・法律・学会など各界専門家で構成される。センターにおいて不正行為に対する申告が受け付けられれば、まず法律サービスと関係した相談及び調査などがなされ、不正改善の諮問団会議を経て改善勧告案を導き出し措置する。必要に応じて韓国芸術家福祉財団の芸術家直訴の鐘又は、コンテンツ紛争調停委員会に申告事項を移行して被害救済及び調停などを支援する方針である。

その他にもセンターは、コンテンツ産業界の公正な取引秩序の拡散のために、法曹界及び文化産業界の専門家で構成される法令・制度改善の協議体を運営する予定であり、合わせて不正行為を未然に防止するために関係機関との協力体系を強化して産業界内の不正慣行に対する調査・研究も併行する計画である。

05 海外知的財産保護体系の強化

1. 海外知的財産権の紛争防止・対応強化

海外において韓国企業の知的財産権に関する紛争が増加するにつれ、現地において速かに知的財産権を確保するだけでなく知的財産権の紛争を先制的に防御し、効果的に対応しなければならない必要性が増大している。これに伴い、韓国政府は、在外公館と海外知識財産センターを中心に現地において知的財産権の紛争防止及び対応強化に取り組んでいる。

特許庁は IP-DESK を中心に海外知的財産権の紛争防止及び対応活動を強化する方針である。国別の特性に合うサービス提供のために IP-DESK の中長期計画を策定し、現地協力ローファームの専門担当者を最大限に活用して事業の実効性を確保する計画である。IP-DESK の未設置地域では知的財産権に関する保護説明会を開催、警告状の発送などの対応を強化する予定である。

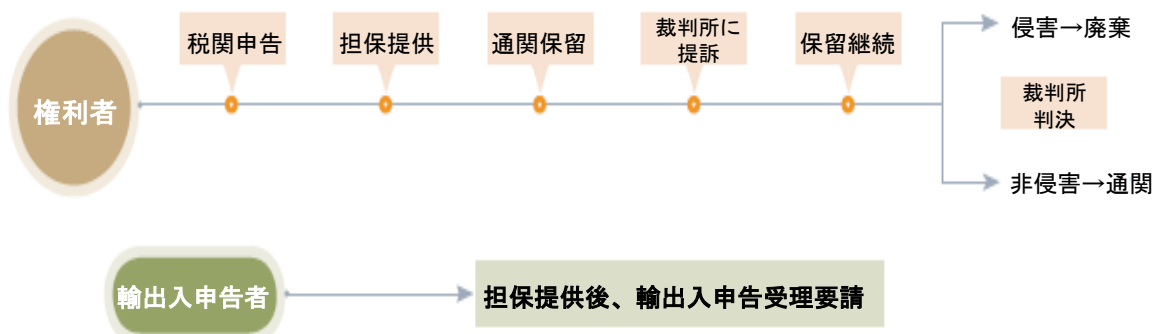
また IP-DESK を利用して模倣品流通経路及び侵害調査機関の情報を提供し、海外における商標ブローカーに対する「無断先行獲得の早期警報体系」の調査・警報対象国を 2017 年は中国（ハングル商標）、2018 年には中国・タイ・ベトナム（ハングル・中国語・英語商標）に拡大する計画である。そして海外模倣品に対する被害対応のためにタイ・インド・ベトナムなどの電子商取引業者と模倣品流通取締り協力を拡大していく計画である。

これと共に、外交部は在外公館において現地知的財産権の侵害対応支援を強化させ、駐在関係機関とネットワークを強化し、海外知的財産権支援機関と協力して現地韓国企業を対象に、海外 IP の主な動向など基礎情報の提供と IP 保護及び侵害対応の手続きを提供する計画である。

2. 水際措置及び不公正貿易行為の是正措置拡大

知的財産権侵害物品を流通前の通関段階において遮断することによって消費者の被害を最小化する必要がある。このために関税庁は、税関において効率的に知的財産権侵害物品可否を判断できるように権利者が関税法により権利保護申告をするようにし、侵害物品の国内搬入を基本的に遮断する政策を行っている。

[図 5-5-1] 知的財産侵害物品の水際措置フロー



関税庁は、知的財産権水際措置を拡大するために国内外の共助を強化する計画である。海外における税関職員を対象に K-Brand の識別セミナーの開催及び模倣品識別要領パンフレットを提供し、国内への招請研修を実施する予定である。これと共に特許庁などと協力して国内企業の海外 IP 登録及び申告を支援する。

一方、産業通商資源部は IP を侵害する物品の輸入・輸出など不公正貿易行為に対し調査し、是正措置命令及び課徴金を賦課する予定である。調査過程において不公正貿易行為によって回復できない被害を受けたか、受ける恐れがある場合には、不公正貿易行為の中止、物品・製造設備などの差押え、搬入排除など被害予防措置などの暫定措置を実施する計画である。

3. 海外における著作権保護体系の構築

(1) 官民協力の海外著作権保護体系の構築

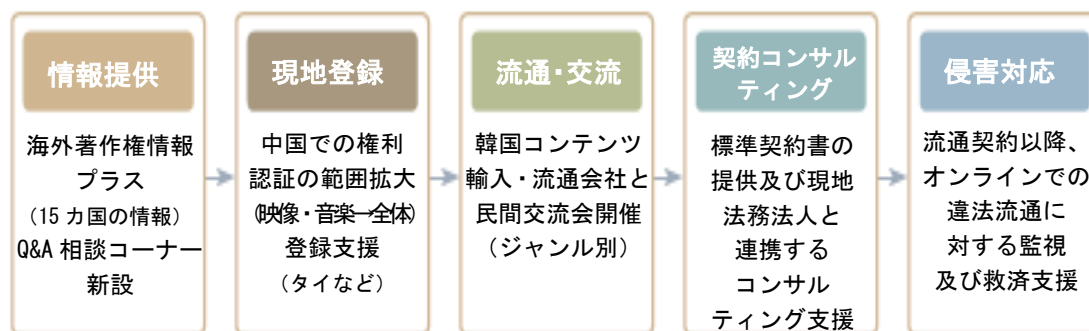
中国の限韓令など悪材料にもかかわらず、韓国のコンテンツ輸出は 2015 年から 2017 年までの 3 年間で年平均 9.1% が成長するなど韓流コンテンツが拡大され、韓流コンテンツの侵害も増加している状況である。その理由は、韓流進出国の知的財産権保護レベルが低いこと常により知的財産権が侵害されるからである。これを防止するために官民が協力して海外著作権保護体系を構築した。韓国政府は権利者主導の（社）著作権海外振興協会とグローバルオンライン自動モニタリング、韓流コンテンツ著作権の侵害実態調査など民官協力事業に本格的に取り組む計画である。また、文化体育観光部は、海外著作権に対し韓流進出国との交流・協力を拡大するなど、韓国の権利者と現地の流通業者間での協力強化を支援する計画である。

また、海外著作権センターを中心にキラーコンテンツを重点的に保護し、法律相談などを支援して韓流コンテンツが海外においても十分に保護されるようにする予定である。そして海外に駐在している在外公館、韓国文化院、現地のコンテンツ振興院、映画振興会事務所など関係機関と連携して韓流コンテンツに対する侵害対応の共助も強化する方針である。

(2) 海外における著作権の合法流通総合支援

韓流コンテンツが海外市場において成功するためには、現地の著作権情報及び登録・流通・契約など多様な支援が必要である。このために政府は、海外において韓国の著作権が合法的に流通できる総合支援サービスを提供する。海外著作権センターを中心に中小企業の海外進出から契約締結と侵害対応に至るまでワンストップサービスを提供し、韓流コンテンツの拡散を促進する政策を策定している。

[表 5-5-1] 著作権合法流通総合支援の体系図



これと共に中国内の韓流コンテンツの著作権権利認証範囲を映像・音楽から全範囲に拡大する予定であり、中小企業を対象に海外著作権の情報提供及び交流協力も支援する計画である。また、海外著作権の管理・侵害対応マニュアルと標準契約書を提供し、海外著作権情報プラス (www.copyright.or.kr) のウェブサイトでも国別の著作権法制度、登録制度、侵害対応など著作権情報を提供して韓流コンテンツが海外で合法的に流通できるように支援する計画である。

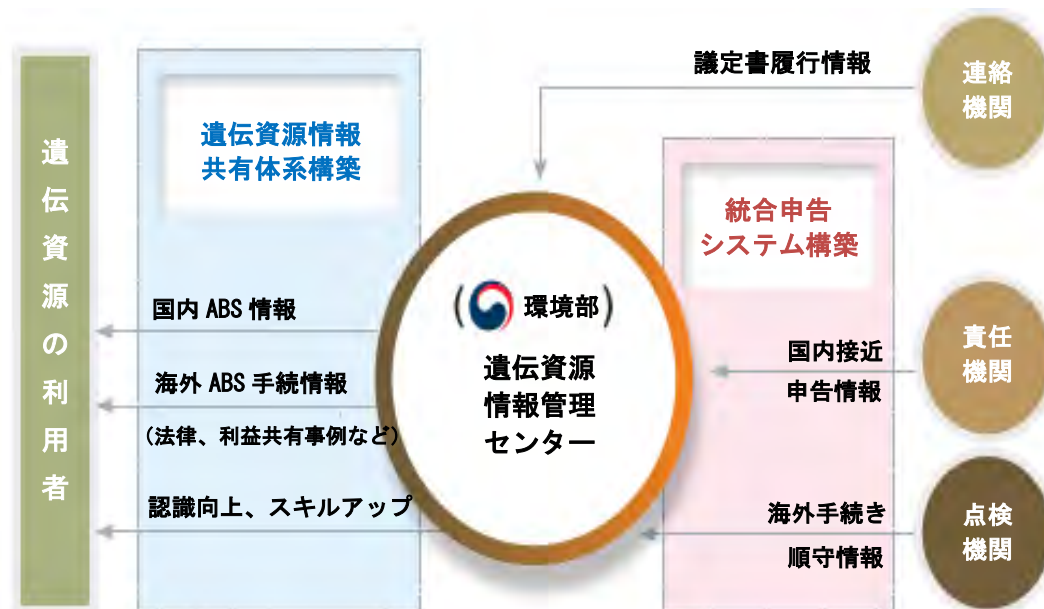
06 新知的財産の保護強化

1. 生物・遺伝資源の保存・管理体系の強化

生物・遺伝資源に対する国の所有権を認め、その利用から発生する利益の公正な共有を義務化した名古屋議定書が2017年8月に韓国で批准された。これに伴い、世界の公海上に存在する生物・遺伝資源に対するIP共有の主張も拡大している。韓国も生物・遺伝資源の保存と管理体系を強化しなければならない必要性が台頭している。

これを受けて、農林畜産食品部は、研究開発を通じて作られた獣医遺伝資源、市・道防疫機関などが保有した病原体などの寄託を受けて体系的に収集・保存して寄託・分譲の便利性を向上する方針である。特に、国家科学技術知識情報サービス（NTIS）、国家動物防疫統合システム（KAHIS）、獣医遺伝子銀行（KVCC）間の協力と連動を強化する予定である。また、山林生命資源に対しては、遺伝子バンク（Gene Bank）を運営し、保存している資源の特性をデータベース（DB）化する計画である。また、遺伝資源の活用度を向上するために遺伝資源の情報に対する公開を拡大し、品質管理のための標準マニュアルの普及及びモニタリングを強化する計画である。

[図 5-6-1] 遺伝資源情報管理センターの統合資源管理体系図



* 出所：遺伝資源情報管理センターウェブサイト (www.abs.go.kr)

一方、環境部は、自生生物の調査・発掘を加速化して 5 万種余り以上の国の生物種目録を構築し、生物主権主張の根拠になる生物種確認標本を拡大する計画である。また、文献調査を通じて生物資源に対する伝統的知識を発掘し、自生生物の有用性検証及び基礎効能の探索、検証後の誘電体情報を確保する予定である。生物資源の活用を強化するために生物資源の情報公開を拡大し、学術研究者を対象に生物標本のレンタルサービスなどを運営する方針である。さらに、「遺伝資源情報管理センター」を運営して認識向上及び広報を強化する計画である。

特に、民間企業などを対象にした案内書・教育資料などを配布するなど多様な活動を広げる予定であり、名古屋議定書の共同対応のためにバイオ産業界の協議会を構成して運営する計画である。

2. 海外生物資源確保のための国際協力の強化

名古屋議定書の批准により、製品生産の主な原料になる海外生物遺伝資源の安定的な確保が重要な懸案になった。これは国家経済の発展とも直結する問題であって、海外の生物資源を確保するために部処間の協力を通じて国際協力を強化する必要がある。

これを受けて環境部は、生物資源富国 9 ヶ国（ラオス、ミャンマー、ベトナム、カンボジア、ミクロネシア、モンゴル、タンザニア、コロンビア、フィリピン）と生物多様性について共同調査を実施し、協力国（モンゴル、カンボジア、ベトナム、ミクロネシア、タンザニア）原住民の活用情報をベースに有用生物資源を発掘している。

また、農林畜産検疫本部と国立海洋生物資源館は外国の関係機関との了解覚書（MOU）締結と共同研究を通じて海外資源を収集する計画である。この他に海外の有用資源先行獲得のために名古屋議定書の未加入国、生物種多様性が高い国及び国際機構を中心にグローバル協力の拠点を拡大していく計画である。

3. 品種保護制度の運営効率化及び審査体系の改善

新しい植物品種の育成は種子産業発展の出発点であり、農業及び社会発展に寄与するところが大きい。それで政府は、国レベルで種子強国への跳躍に向けて政府の種子開発 R&D プロジェクトである「ゴールデンシード（Golden Seed）プロジェクト」に取り組み、新品種の育成基盤を構築した。しかし、新品種開発、海外輸出市場の開拓などのためには追加的な努力が必要とされ、政府（農林畜産食品部、海洋水産部、自治体）は、植物及び海洋水産新品種開発の支援を強化する計画である。薬用作物の優良品種を育成して育種技術を

開発する予定であり、山林分野でも新品種育成のために育種家、出願希望者、種子業者を対象に多様な教育・広報活動を行う計画である。また、海洋水産新品種 R&D にも取り組み、輸出及び輸入代替品種を開発する計画をたて、地域の特性に合わせ高付加価値を創出する地域別新品種も育成する予定である。機能性の特殊稲、果樹、花卉などは全羅北道を拠点にし、トマト・ユリなどは忠清南道を拠点にして育成する計画である。

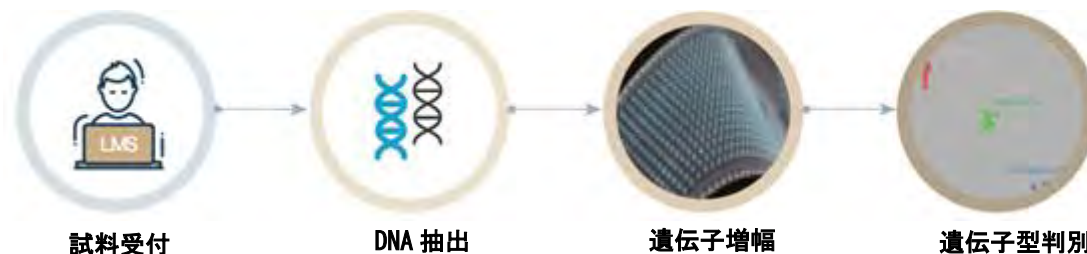
4. 品種保護の侵害防止及び対応強化

新品種に対する法的保護により育種家の育種意欲を促進させ、優秀品種育成に対する持続的な投資を誘導しなければならない。品種保護制度は育種家の権利を保護すると同時に、育種家に対する特外として、その他の異なる品種育成のために育種材料の利用を促進させて短期間でもっと優秀な品種を育成するようにし、育種家間においてさらに優秀な品種と合理的な価格に対する競争を誘導する。また、既存の品種と違った特性を持つ品種育成により重複投資を防止し、国外出願により国際競争力を高める。

このような観点から政府（農林畜産食品部、海洋水産部）は、品種保護制度の運営機関である国立種子院（農作物）、国立山林品種管理センター（山林）、水産植物新品種管理センター（水産）の業務協力を強化し、種子管理苦情サービスの総合チャンネル（www.Seednet.go.kr）及び品種保護相談センターを常設して運営する計画である。また、品種判別の正確性と信頼度を改善し、種子紛争解決のために品種識別の分子標識（マーカー）の開発及び DNA DB 構築、DNA 検定技術を活用する計画である。

これと共に品種保護基盤強化のために品種審査の基準になる種別の特性調査要領の制定・改定及び特性基礎調査を実施する方針である。

[図 5-6-2] 分子標識の分析プロセス



* 出所：種子産業振興センターウェブサイト (<http://seedcenter.fact.or.kr>)

07 知的財産尊重文化の拡散

1. 産業財産権の尊重に向けた教育及び認識向上

知的財産を尊重する国民の認識向上は、知的財産保護において重要な基礎になる。知的財産に対する国民の認識はかなり高まったが、依然としてオンライン・オフラインによる模倣品の販売と購買行為が続いている状況である。

こうした中で、特許庁は知的財産に対する尊重文化が社会の至るところに定着させるために多様な政策を持続的に取組む計画である。まず、公募展、発明・保護体験教育、多様な媒体を活用した知的財産権保護キャンペーンなどを拡大し¹¹⁸、技術奪取及び模倣品流通根絶のための公益広告、オンライン広報などを持続的に取組む計画である。また、韓国消費者保護院と連携して知的財産権保護教育を強化し、大・中小企業間の協力ネットワークを構築するなど、中小企業の知的財産認識向上のために教育などを強化する予定である。さらに、知的財産虚偽表示根絶に向けて啓蒙及び広報に取り組み、オンライン事業者¹¹⁹と官民協議体を構成して虚偽表示の摘発案件に対する販売中止など、内部における是正措置体系¹²⁰も構築する計画である。また、国内における模倣品の流通根絶に向けて知的財産模倣品に対する現場取締りを強化する予定である。

2. 著作権の尊重に向けた教育及び認識向上

著作物やコンテンツに対する健全かつ合理的な利用文化を作ることは、知的財産保護においてきわめて重要な影響を及ぼす。文化体育観光部は、著作権の尊重文化拡大のために創作者、学校、公共機関、企業などを対象に「出張型著作権教育」サービスを強化する予定である。2017年に10,963回(430,514人)を実施し、2018年には11,500回に増やして実施する予定である。また、小・中・高校など学生たちを対象にする著作権体験教室を強化し、対象別にオーダーメイド型の著作権遠隔教育のためのコンテンツなどを開発して拡大する予定である。

また、著作権ブランド「正しい◎(正しい著作権の使用という意味のキャンペーンのスローガン)」を拡大・広報し、ウェブトゥーン・SNSなどを活用して生活に密接な著作権の広報を強化する方針である¹²¹。

¹¹⁸ 2018年度特許庁の主要業務計画、28～29頁

¹¹⁹ オープンマーケット(11番街・Gマーケット)、ソーシャルコマース(チケットモンスタ(ticket monster)・クーポンCoupang)、ポータル(ネイバー)など7社

¹²⁰ (特許庁)リスト提供 → (ショッピングモール)自主的に是正 → (特許庁)是正していない案件に対する行政指導の順で進める。

¹²¹ 2018年度文化体育観光部の主要業務計画、10頁

3. 営業秘密保護及び技術流出防止に向けた教育及び認識向上

企業が保有している営業秘密を維持することは企業の競争力向上に重要な役割をする。グローバル環境下において、企業の営業秘密ないし技術が流出すれば国レベルにおいても莫大な損失が発生する。特に対象企業が中小企業であれば、企業の生存とも直結する程重要なことである。政府はこのような認識の下に、関係部処合同¹²²で「中小企業の技術奪取根絶対策（2018.2）」を構築して多様な政策を策定した。特に営業秘密及び技術保護の重要性に対する認識向上の政策を拡大し施行する予定である。

まず、大・中小企業の役職員などに向けた教育を強化する予定である。大企業の場合には「同伴成長アカデミー」に技術保護過程を反映し、中小企業には技術保護教育を義務化するなど技術保護教育を拡充する計画である。また、中小企業 CEO、セキュリティー責任者など企業の規模別・業種別の需要に合わせてオーダーメイド型の訪問教育を拡大する方針である。

また、技術奪取の被害事例などの放送や企画記事を報道するなど、技術保護の認識向上に向けてマスコミ活動も強化する予定である。さらに、若い層など国民対象に技術保護の認識向上に向けて映像、イメージ中心のカードニュースなどを積極的に活用して広報する計画である¹²³。）

¹²² 中小ベンチャー企業部、産業通商資源部、公正取引委員会、特許庁が合同で策定した計画

¹²³ 中小企業の技術奪取根絶対策の（2018）、20～21 頁

08 国際協力及び協力体系の拡大

1. 世界知的所有権機関における多国間の協力強化

知的財産権に関連する多国間の議論は、主に世界知的所有権機関（WIPO）を中心に成り立っている。世界知的所有権機関は、知的財産権に関する国際レジームの形成を主導し、知的財産権の国際登録サービスを提供して知的財産権に関する教育・訓練などを遂行している。2018年6月現在の世界知的所有権機関に加入した当事国は191国であり、韓国は1978年12月1日に加入書を寄託して1979年3月1日から当事国の地位を取得した¹²⁴。そして、韓国は世界知的所有権機関が管理する国際条約の中で19条約に加入している。

[表 5-8-1] 世界知的所有権機関が管理する条約への韓国の加入状況

区分	条約	加入状態
WIPO 設立	世界知的財産機構の設立協約	◎
知的財産保護体系	視聴覚実演に関する北京条約	X
	著作物などの保護のためのベルン協約	◎
	衛星送信プログラム信号に関するブリュッセル協約	◎
	原産地表示に関するマドリッド協定	X
	視覚障害者の著作物アクセシビリティに関するマラケシ条約	◎
	オリンピック象徴物の保護に関するナイロビ条約	X
	産業財産の保護のためのパリ協約	◎
	特許法条約	X
	無断複製からレコード製作者の保護のための協約	◎
	実演者・レコード製作者・放送事業者の保護のためのローマ協約	◎
	商標法に関するシンガポール条約	◎
	商標法条約	◎
	集積回路関連知的財産に関するワシントン条約	X
	WIPO 著作権条約	◎
WIPO 公演及びレコード条約	◎	
知的財産国際登録	特許手続き上の微生物寄託承認に関するブダペスト条約	◎
	産業デザインの国際登録に関するハーグ協定	◎
	原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン協定	X

¹²⁴ 世界知的所有権機関ウェブサイト (www.wipo.int)

	商標の国際登録に関するマドリッド協定	X
	商標の国際登録に関するマドリッド協定に対する議定書	◎
	特許協力条約	◎
知的財産分類体系	産業デザインの国際分類に関するロカルノ協定	◎
	商品及びサービスの国際分類に関するニス協定	◎
	国際特許分類に関するストラスブール協定	◎
	商標図形要素の国際分類に関するウィーン協定	◎

* 出所：世界知的所有権機関のウェブサイト (www.wipo.int)

韓国は知的財産保護に関連する世界知的所有権機関が管理する 15 の条約の中で 10 の条約に加入している。韓国が最近加入した条約では、視覚障害者の著作物アクセシビリティに関するマラケシ条約（2016.7）と、商標法に関するシンガポール条約（2016.9）がある。

韓国が知的財産保護のための一部条約にまだ加入していないのは、当該条約と国内法の調和、国内法上の履行立法準備、当該条約の効用性に関する検討などいろいろな理由があるが、韓国政府は原則として、知的財産権保護のための国際レジームの形成及び参加に能動的な立場を堅持している。また、文化体育観光部は 2006 年以来、世界知的所有権機関に毎年信託基金を供与し、世界知的所有権機関と多様な事業及び教育・訓練プログラムを推進するなど世界知的所有権機関と緊密に協力している。また、文化体育観光部と世界知識財産機構は 2017 年 9 月 18 日～21 日まで共同で「第 6 回国際著作権保護人材開発のワークショップ」を開催したことがある。特許庁は 2017 年 10 月に開かれた世界知的所有権機関第 57 回当事国会議において、第 4 産業革命時代における知的財産対応戦略の策定のためのグローバル協力策に関する議題を発議し、国際社会の協力を促すなど世界知的所有権機関における国際レジーム形成に主導的に参加しており、同総会期間の間に米国、コロンビア、オーストラリア、日本などと特許庁長官会談を開催するなど、多国間協力も継続的に強化している。

特に PCT 協力審査、特許審査に関する情報共有など、国際的な特許審査プラットフォームの構築を通じて特許制度の国際調和を牽引する方策についての議論を活性化させ、特許実体法条約（SPLT）の再上程条件を作るために世界知的所有権機関と緊密に協力していく計画である。このように、今後も世界知的所有権機関による韓国政府の国際協力に対する努力は持続的に維持される見通しである。

2. 遺伝資源へのアクセス及び利益共有に関する国際レジームへの対応

遺伝資源へのアクセス及び利益共有に関する名古屋議定書は2014年10月に発効され、2018年6月基準で105ヶ国が同議定書に加入した。韓国は2017年1月に名古屋議定書の履行法律である「遺伝資源へのアクセス及び利益共有に関する法律」を制定・公布した。2017年3月に名古屋議定書の批准同意案が国会で成立し、2017年8月17日付で名古屋議定書の当事国の地位を得た。

名古屋議定書は韓国の生物資源を保護する機会を提供するものと期待されるが、海外の遺伝資源の利用が多い韓国バイオ産業界の立場では、各国の生物資源保護措置強化に伴う原材料の需給不安定、研究開発の遅延、遺伝資源のロイヤリティー上昇などの困難が予想される。したがって韓国政府は、国際的に名古屋議定書の発効及び当事国の地位獲得に伴う国際法履行義務を負担しつつ、国内的には関連産業界の負担を軽減させる効果的な対応策を講じる必要がある。

[表 5-8-2] 名古屋議定書の当事国状況 (2018年6月時点)

地域	当事国	国の数
アフリカ	ガボン、ルワンダ、セイショル、モーリシャス、南アフリカ共和国、エチオピア、ボツワナ、コモロス、ギニアビサウ、コトウディブアル、エジプト、ブルキナファソ、ベナン、ケニア、ナミビア、ウガンダ、ニジェール、ブルンジ、マダガスカル、ガンビア、モザンビーク、マラウイ、レソト、コンゴ民主共和国、コンゴ、リベリア、モーリタニア、ジブチ、セネガル、ザンビア、マリ、スワジランド、シエラレオネ、カメルーン、サントメ・プリンシペ、アンゴラ、ジンバブエ、チャド、スーダン、ギニア、トーゴ	41ヶ国
アジア	ヨルダン、インド、ラオス、シリア、モンゴル、タジキスタン、インドネシア、カザフスタン、ミャンマー、ベトナム、アラブ首長国連邦、カンボジア、キルキススタン、フィリピン、パキスタン、中国、カタール、大韓民国、日本、クウェート、レバノン、ブータン	22ヶ国
オセアニア	フィジー、ミクロネシア、サモア、バヌアツ、マーシャル諸島	5ヶ国
南アメリカ	パナマ、メキシコ、ホンジュラス、ガイアナ、グアテマラ、ペルー、ウルグアイ、ドミニカ、キューバ、ボリビア、アルゼンチン、アンチグア・バーブダ、エクアドル	13ヶ国
欧州	欧州連合、ノルウェー、デンマーク、スペイン、スイス、英国、ドイツ、フィンランド、ベルギー、オランダ、フランス、スウェーデン、	24ヶ国

ポルトガル、アルバニア、ハンガリー、ベラルーシ、モルドバ、クロアチア、スロバキア、チェコ、ブルガリア、ルクセンブルク、マルタ、タンザニア

* 出所：生物多様性協約のウェブサイト (www.kbr.go.kr)

そして、遺伝資源の保護と利用、そこから発生する利益の共有問題は、国際法的義務の解釈や細部手続き適用の側面において、依然として国と国の間で合意すべき懸案が残っている。例えば、名古屋議定書は事前通告承認（PIC）の発行が難しい場合、あるいは遺伝資源が二つ以上の国にかけて分布する場合に、当事国間による二国間の接近でなく国際的に多国間の利益共有体制を導入する必要性に対して規定しているが¹²⁵、これに対する当事国の後続議論が進められている。

したがって韓国はこのような遺伝資源に関する懸案に対し、今後議論の推移を綿密に検討して対応していく計画である。

3. 知的財産権国際協力体系におけるリーダーシップの確保

韓国は米国、中国、日本、欧州連合と共に知的財産先導国として、特許、商標、デザインなど産業財産権別の協議体を構成して定期的に国際知的財産権に関する懸案について議論している。

このような協議体運営の成果として、IP5 国は 2017 年 5 月に開催された特許庁長官会合において、知的財産権の環境変化に対応するために効率かつ費用効果的で使用者親和的な国際特許環境の造成を骨子とする新しい協力ビジョンを採択した。また、各国の特許庁間における業務共有の強化、特許情報に対する接近の向上など、重点推進分野を明記した共同声明書を採択し、これまで推進してきた協力プロジェクトを未来指向的に改編することに合意した。IP5 国はまた、同会合において第 4 次産業革命時代の知的財産権保護方策について議論し、今後も第 4 次産業革命に関連する知的財産権の 이슈を持続的に議論することに合意した。審査協力分野においても IP5 審査官が PCT 出願に対し特許の可能性を共同で調査する協力審査（Collaborative Search & Examination、CS&E）プログラムを 2018 年 7 月 1 日から初めて試験的に施行することを暫定的に合意した。

特許庁は 2018 年にも IP5 協議体を通じて PPH、PCT などグローバル特許審査共助体制の改善に取り組み、協力審査プログラムの試験運営の経験を基に特許制度の国際標準化に取り組む予定である。また、2018 年に日中韓特許長官会合を追加で開催し、東北アジア地域における特許審査協力を強化していく計画である。

¹²⁵ 名古屋議定書第 10 条

商標の場合、米国、中国、日本、欧州連合、そして韓国は、2012年に商標に関する5ヶ国間の協議体であるTM5をスタートさせ、国際商標制度の改善のための協力体系を発展させてきた。2017年11月のTM5会議では、韓国がTM5議長国に選ばれたことがある。特許庁は、2018年に開催される予定のTM5会議において第4次産業革命時代に商標に対する国際規範に関する議論を主導する計画であり、TM5国は全世界60の特許庁の約4,480万件の商標データベースを統合検索できるTM-Viewの活用方案、海外商標出願のための共通認定商品目録の構築など多様な事業を検討する予定である。

最後にデザインの場合、米国、日本、欧州連合、韓国は、2014年までTM5体制下においてデザイン制度に関する国際協力方策を議論してきたが、2015年になってから中国が合流したことによりデザインに関する5ヶ国協議体であるID5を独立的にスタートさせ、国際デザイン制度の改善のために本格的な検討を始めた。

2017年のID5会議はTM5会議とともにスペインで開催された。この会議で韓国は、TM5議長国と同時にID5議長国に選ばれ、韓国で2018年にTM5会議とID5会議を同時に開催する予定である。ID5は2017年12月に主要国のデザイン保護制度を比較・紹介する公式ウェブサイトを開設したが、特許庁は今後同ウェブサイト进行管理しつつ、ID5が推進する多様な共同協力事業の成果を同ウェブサイトを通じて段階的に公開・提供する予定である。

[表 5-8-3] ID5 が推進する共同協力事業

区分	事業名	事業内容及び状況
EUIPO	デザイン図面要件カタログ更新	デザイン図面の提出方法及び特異事項の収集
	デザイン出願に影響を与える政策と基本経済要素の分析	デザイン出願に影響を及ぼす経済的、社会的要因の分析に基づいて出願量の予測ツール開発
	物品名称の実務比較研究	国別の物品名称記載に関する法令、補正手続きなどの収集
JPO	国別のデザインに関する情報の収集及び共有	国家別デザインに関する統計収集及び共有
	デザイン分類の政策及び実務研究 (KIP0 共同)	国別の分類システム比較研究
KIP0	ID5 ウェブサイトの構築・運営	ID5 公式ウェブサイトの新規構築及び運営
	デザイン登録要件の比較研究	国別デザインの法的定義及び登録要件の収集
SIPO	優先権主張制度の実務研究	国別の優先権主張期間、手続きなど収集・比較
USPTO	新技術デザイン保護に関する研究 (EUIPO 共同)	新しいデザインの調査及び保護状況の収集
	部分デザイン制度の比較研究 (JPO 共同)	部分デザイン制度に関する国別実務状況の収集
	新規性喪失例外主張制度の比較研究 (JPO 共同)	新規性喪失例外主張制度に関する国別状況の収集

* 出所：特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr)

報告書執筆陣

<企画・編集>

国家知識財産委員会 知識財産戦略企画団

ジョン・ワンヨン 知識財産戦略企画団長 / キム・キボム 知識財産振興官

チュ・ソンヒ 保護政策課長 / リュ・ドンオン 保護政策課事務官

シン・イエキョン 保護政策課専門官

<研究・執筆>

韓国知識財産研究院 チョン・ソンテ 調査分析チーム長

(責任遂行機関) カン・ギョンナム 経済分析チーム長

ムン・ビョンホ 調査分析チーム先任研究員

キム・キュファン 経済研究チーム委嘱研究員

韓国知識財産保護院 ユ・ジウオン 基盤情報チーム専門委員

(共同遂行機関) イ・サンウ 基盤情報チーム専門委員

韓国著作権委員会 キム・ヘチャン 法制研究チーム長

パク・ジョンフン 法制研究チーム研究員

韓国著作権保護院 キム・ジャヒョン 調査研究チーム長

高麗大学校 ジョン・ミョンヒョン 教授

<資料協力・監修>

警察庁 捜査課 チョン・サンウ 警衛

公正取引委員会 企業取引政策課 パク・イエスル 事務官

関税庁 特殊通関課 カン・ポンチョル 事務官 / キム・ジョンヒ 主務官

国立生物資源館 有用資源活用課 キム・キギョン 環境研究官

国立種子院 品種保護課 クム・キョンヨン 事務官

農林畜産食品部 種子生命産業課 チョ・ビョンヒ 事務官

貿易委員会 不公正貿易調査課 キム・ジョンユン 事務官

文化体育観光部 著作権保護課 イ・ドンヒョク 事務官

著作権政策課 ヨ・ドンビン 事務官 / 著作権政策課 キム・ハジョン 主務官

法務部 刑事企画課 ハン・ジ・ヒョク 検事

法院行政処 管理運営課 カン・ギョンスク 事務官

山林庁 山林支援課 チョン・ジュンス 事務官

産業通商資源部 産業技術市場課 ペク・ヒョンヨル 事務官

外交部 地域経済機構課 イ・ジュウン 外務行政官

中小ベンチャー企業部 技術協力保護課 チョン・スングク 事務官

特許庁 産業財産保護政策課 チョ・サンフム 事務官

産業財産政策課 ソン・ウンジョン 事務官

海洋水産部 未来戦略チーム パク・セムン 研究員

2017 知識財産保護執行年次報告書

発行日 2018 年 8 月
発行人 国家知識財産委員会委員長 イ・ナギョン・ク・ジャヨル
発行先 国家知識財産委員会
京畿道 果川市 クァンムルロ 47(中央洞)政府果川庁舎 5 棟 721 号
電話_02) 2110-2190
ファックス_02) 2110-0285
ウェブサイト <http://www.ipkorea.go.kr>
デザイン (株) デザイン余白プラス 02) 2672-1535

発刊登録番号 12-B552783-000040-01
ISSN 2384-1338

2017

知的財産保護執行

年次報告書



大統領所属
国家知識財産委員会

Presidential Council on Intellectual Property